

081.5-Su96㊦

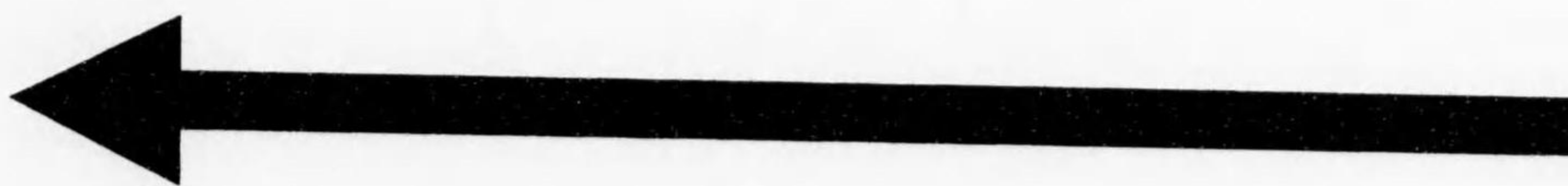


1200500724739

081.5
96
㊦



始





0815
SU96

鈴木重胤全集



奉賀新造 内裡移御之歌

鈴木重胤大人眞蹟

山形縣大山町 大瀧直之助所藏

741
49

日本書紀傳卷五 目次

二十之卷 寶鏡開始章……………一頁

二十一之卷 寶劍出現章……………三四

目次



日本書紀傳 二十之卷

穗積重胤謹撰

神代上第二十 寶鏡開始章



一書曰。是後日神之田有三處焉。號曰天安田。天平田。天邑并田。此皆
 良田。雖經霖旱無所損傷。其素戔嗚尊之田亦有三處。號曰天穢田。
 天川依田。天口銳田。此皆礪地。雨則流之。旱則焦之。故素戔嗚尊妬
 害之。姊田。春則廢渠槽及埋溝。毀畔又重播種子。秋則擿籤伏馬。
 凡此惡事曾無息時。雖然日神不愠。恒以平恕相容焉云云。

瑞珠盟約章に所見たるが如く、素戔嗚尊高天原に參升らせ御在し坐しけるに、天照太神の御方にも、其の御有狀の甚
 じきに聞き驚かせ御在し坐して、御疑の事共有り、此に因りて、各々相與共に御誓の御事に及ばせ給ひけるに、竟し
 て素戔嗚尊の固より清く明く御在し坐しける御心、表に發はれて、男御子を化り出てさせ御在し坐しけり、然れども

其の物根を主と立つる御定言に依りて、其の男御子の御爲には、天照太神はしも、女神に御在し坐しながらに、大御父の如く、素戔鳴尊亦男神には御在し坐せれども、大御母の如く渡らせ給ひて、天祖吾勝尊はしも、其の二大神の珍御子に坐せれば、此に因りて、彼の四神出生章に、既而、伊弉諾尊伊弉册尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不_レ生_二天下之主者_一歟、と詔り賜はして、天照太神、素戔鳴尊二柱を生み奉らせ給ひければ、其二大神の、如此く相成し坐せる皇太子を以て、天津日繼と定め奉りて、此の天下の主宰と成し奉り給ふ可き、神隨なる勢とは成れり、此を以て、其の章第十一、一書に所見たる如く、日神の大御心として、素戔鳴尊を天降して、保食神を葦原中國に令見に遣し給へる、是天上に、陸田種子、水田種子を定めて播生し給ふ始なり、其より此の寶鏡開始章に至りては、先づ素戔鳴尊勝進の御事有り、此に就きて、天照太神、天石窟に閉ぢ籠らせ御在し坐しけるに、諸神相與に其の祈禱を致し申されければ、日神、此に感_カけて出でさせ御在し坐しける故に、素戔鳴尊に被具を責りて、神逐に逐ひ奉れる是其の始終なり、(但、此の神逐は、先には八百萬神の共に逐奉れるなり、然るに、此の一書に所見たる如く、素戔鳴尊再び復り參升らせ御在し座しける事の有る、其は、傳十三卷に云へるが如く、日神の先に詔別けさせ給へりし御言の、畏りを奏しに上らせ給ひけるにて、此の時に御子を成し坐せると云ふは、誤傳なる者なり、先づ心留めて有るべくこそ、)然るに、此の一書はしも、有るが中にも甚委しく有りて、佗傳々には漏れたる、愛たき事共なむ多在るを、其に合せては又混淆なる事將無きには非ず、其の一二の得失の較略を先づ云ふべし、偕、此に、是後日神之田有_三處焉(下略)と有る、是後の是は、何處を承けて云ふならむ、一書中に、瑞珠盟約章の文有れば、猶其よりは上に

在る事を指せるにぞ有るべき、竊疏に、是後之言、於一書中、省初文之例也と説かせ給へり、然らば、其の初文と云ふは、其の章首に、於是、素戔鳴尊請曰、吾今奉_レ教、將_レ就_レ根國、故欲_レ暫向_二高天原_一、與_レ姊相見而後永退_上矣、勅許之、乃昇詣之於天也と所見たる、此に對へて是後とは書させ給へる者と所思たり、其の始め天に昇り詣らせ御在し坐しし證は、此の下に、既而、諸神噴_二素戔鳴尊_一曰、汝所行甚無賴、故不可_レ住_二於天上_一、亦不可_レ居_二於葦原中國_一、宜_レ急適_二於底根之國_一、乃共逐降去と有る、此にて論無きを、其の次に、是後、素戔鳴尊曰、諸神逐_レ我、我今當_レ永去、如何不_レ與_二我姊_一相見、而擅自_レ僣去歟、迺復扇_レ天扇國、上詣于天と有る迺復にて、先度にも、扇_レ天扇國、上詣于天と云ふ事の御在し坐しける趣なむ著明かりければ、右に引ける珠瑞盟約章の文を承けて、此に是後とは云ふなりけり、(但、此に、是後、日神之田有_三處焉、號曰_二天安田、天平田、天邑井田云々_一と有るは、正書に、是後、素戔鳴尊之爲_レ行也、甚無狀、何則、天照太神、以_二天狹田、長田_一爲_二御田_一、云々と有ると、文勢全く同じ狀なる所なれども等しからず、此の傳の趣にては、瑞珠盟約の御事は、復上らせ給へる時の事と爲たれば、正書の其の章より續きたるとは、一に在るべからず、然れば、此の是後は、素戔鳴尊の天に上り坐し、後と云ふ事にて有るなり、)偕又、此に、日神之田有_三處焉、(中略)此皆良田、雖_レ經_二霖旱_一、無_レ所_二損傷_一、其素戔鳴尊之田亦有_三處焉、(中略)此皆磯地、雨則流之、旱則焦之、故素戔鳴尊、妬害_二姊田_一、(下略)と有りて、日神の御田を良田とし、素戔鳴尊の御田を磯地として、其の良田は常に損傷れず、磯地は年に損傷有る由を以て、素戔鳴尊、其を妬み忌みて損害ひ奉り給ふ趣の傳なるは、甚く古意に背けたる異説なる者なり、如何と云ふに、四神出生章第十一、一書に、所見

たる如く、素戔嗚尊は、其の保食神の御身より成り出たりし穀種を、其の頃萬に惡み所思はす所由有りて、御自身も播き殖えさせ御在し坐さざるのみならず、天照太神の、是物者、則顯見蒼生可食而活之也と詔り給ひて、事始めさせ給へるをさへに、妨げ損ひ奉らむと爲させ給へる御事なり、其の所由は、已に傳十二、十七に、委しく説言せるが如し、然れば、此に素戔嗚尊の、磽地を御田と爲させ給へる事と、日神の御田の良田なるを妬み給へる由なると、此の二事は、中古に、田を争ふ者の、物妬みして、他の田を損ふ狀に當て、文を成せるにこそは有りけめ、甚々不祥イトクサガナき訛傳になむ有ける、(然るに、口訣に、此説、示正直、性惡之得失也と云へる、古人も然る心にて、如此云ひ傳へたるにも有るべけれども、傳十三卷に已に云へるが如く、此の大神はしも、御名にも建速と冠ぶらせ奉る許に、神性の雄健く御在し坐すが故に、其の御所爲の甚く荒びてこそは御在し坐しけれ、上章第一一書に、於是、日神方知素戔嗚尊固無惡心とも、第三一書に、故日神方知素戔嗚尊元有赤心とも有るが如く、御心美しき大神に御在し坐す者を、争でかは然る物妬みなどの妬しき御心御在し坐さむ、假令、古人と雖も、此の大神をしも、殘賊強暴橫惡之神と等し竝に曲筆せる説共は、甚く古傳に背ける者なり、唯、師の古史第四十三段、徵に、此の文を引きて、「此は甚じき非傳なり、甚切可畏、素戔嗚尊の此の御荒びは、然る妬心などの御所爲に非ざる者をや」と云はれつるぞ、實に謂はれたる、)次に、至于日神間居于天石窟也、諸神遣中臣連遠祖興台產靈兒天兒屋命、而使祈焉、(下略)と有る遺字は、異なる傳なり、其は、正書には、于時八十萬神、會合於天安河邊、計其可禱之方と所見たるは、古事記に、是以、八百萬神、於天安之河原神集々而、(訓集云都度比)と有るに同じく、此は天地の内に在りと

有らゆる諸神の、自ら集へる趣なり、然るに、此を第一一書には、故會八十萬神於天高市而問之と有るは、古語拾遺に、此の時の事を、高皇產靈神、會八十萬神於天八湍河原、議奉謝之方と有るに同じく、此の會字は、都度間と訓むべくして、即ち皇產靈神の命令を以て、諸神を令集給へるなり、此にては、自ら集へると、令集たると、自他の相違有るが如しと雖も、古史第四十四段、徵に、「事實の上より思ふにも、天照太御神の幽居して、甚じき禍事の起れるなれば、八百萬神等、誰集へねど集ひたりけむ事は、信に然有るべき事なり、偕、然已自らに集ひたる上に、其の上首たる神は、皇產靈神に坐す事論無し、故此の神の命令せ給へるなり」と云はれたる、信に然る説にて、其の旨一に歸る事、已に傳十七、十八に註へるが如し、然るを此に、諸神遣云々と云ふ時は、其の別に諸神の會合へる場有りて、其より其の祈奉る可き神を、殊更に選び出して遣はさるゝ事に成れれば、下に、故諸神大喜云々、既而諸神云々と有るは、其の磐戸の前にての事と聞ゆるに、打ち合はず所思ゆるが、熟思ふに、先づ其の神議の場にして、某神は其の事、某神は此の事と、其の職を定めて發遣る事と見れば、聞ゆるなり、(但、右の遣は、命令の義に、軽く見て有るべきにやとも所思ゆれども、其にても、凡ての傳の狀とは甚異なり、後世、奉幣使を遣して神怒を其の社に謝り申さるゝ例とは、同じからずと雖も、次々に、諸神を、如此くして遙々に遣はされて、後には其の戸前に、悉くに聚はれしと見ば可かる可からむ、下に云へり、考へ合はす可し、)若くて於是天兒屋命、握天香山之眞坂木而、(中略)乃使忌部首遠祖太玉命執取而、廣厚稱辭祈啓矣、于時、日神聞之曰、頃者人雖多請、未有三若此言之麗美者二也、乃細開磐戸而窺之と有る、此は第二一書に、凡此諸物皆來聚時、中臣遠祖天兒屋命、則以三神祝二祝之、

於是、日神、方開磐戶而出焉と有る事の詳説なる事、傳十九に註せるが如く、此の一書の中にては、有るが中に、殊に珍らしく美たき古傳なる者なりかし、傳又、右に、上枝懸_レ以鏡作遠祖天拔戶兒已凝戶邊所作八咫鏡、中枝懸_レ以玉作遠祖伊弉尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉、下枝懸_レ以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿と所見たる、此には鏡を先に玉を後に列ねたる、實に正實に合へる傳なる可き所由、傳十七に委しく論ひ定めたるが如し、(已に、其所にも引けるが如く、皇太神宮儀式帳、皇太神宮禰宜譜圖帳などに記せる次第、此と同じきは、全く神宮に傳はれる古説と聞えたり、)次に、是時、天手力雄神、侍_レ磐戶側、則引開之者、日神之光滿_レ於六合、故諸神大喜、即科_レ素戔嗚尊千座置戶之解除、以_レ手爪_レ爲_レ吉爪棄物、以_レ足爪_レ爲_レ凶爪棄物、乃使_レ天兒屋命掌_レ其解除之太諄辭_レ而宣_レ之焉、世人慎_レ收已爪_レ者、此其緣也、既而諸神、噴_レ素戔嗚尊曰、汝所行甚無_レ頼、故不可_レ住_レ於天上、亦不可_レ居_レ於葦原中國、宜_レ急適_レ於底根之國、乃共逐降去、于時霖也、素戔嗚尊、結_レ束青草_レ以爲_レ笠篋、而乞_レ宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見_レ逐謫_レ者、如何乞_レ宿於我、遂同距_レ之、是以、風雨雖_レ甚不_レ得_レ留休、而辛苦降矣、自爾以來、世諱_レ著_レ笠篋_レ以人_レ他人屋內、又諱_レ負_レ束草_レ以入_レ他人家內、有_レ犯_レ此者、必債_レ解除、此太古之遺法也と有る、此の一節は、解除の事の詳説なり、又、素戔嗚尊の、其の被處より逐謫れさせ御在し坐して、供奉神には、后神、五十猛神も從ひ奉らせ給ひけども、此の國土にて其の神等には罪も何も無くして、唯一柱のみ辛苦みつゝ、流離_レはれさせ給ひて、終に、新羅國に行き著かせ御在し坐しける時の御有狀なむ、盡くに此の一書にて著明かりける、(若て、瑞珠盟約章に是時、天照太神勅曰、原_レ其物根、則云々、是吾物也、故彼五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其云

云者、是素戔嗚尊物也、故此三女神、悉是爾兒、便授_レ之素戔嗚尊云々、と有るは、傳十三卷に註せるが如く、此の時に攀て降り坐し_レには非ず、又下章第四一書に、是時、素戔嗚尊、帥_レ其子五十猛神_レ降到云々と有るは、此の時の事にて有るべき事下の條に云ふが如し、其の三女神の御事は、此にては無く、此の次に、再び復天より降らせ給ふ度の御事なり、思ひ混ふる事勿れ、其の文に繼ぎて、是後、素戔嗚尊曰、諸神逐_レ我、我今當_レ永去、如何不_レ與_レ我姊_レ相見、而擅自徑去歟、迺復扇_レ天扇_レ國、上_レ詣于天、時天鈿女見_レ之、而告_レ言於日神也、日神曰、吾弟所_レ以上來、非_レ復好意、必欲_レ奪_レ我之國_レ者歟、吾雖_レ婦女、何當_レ避乎、乃躬裝_レ武備云々、は下に、於是、素戔嗚尊、白_レ日神曰、吾所_レ以更昇來_レ者、衆神處_レ我以_レ根國、今當_レ就去、若不_レ與_レ姊相見、終不能_レ忍離、故實以_レ清心_レ復上來耳(下略)と有るに直に引き續く可き文なりけり、借此に、迺復、扇_レ天扇_レ國、上_レ詣于天と有り、次に、吾弟所_レ以上來、非_レ復好意と見え、其の次に、吾所_レ以更昇來_レ者と申し給ひ、故實以_レ清心_レ復上來耳なども聞えさせ給へる、復字更字は、先に其の事の御在し坐しけるを、今度も重復て殊更に物爲させ給へる由なり、此にて、上には後と有るは、即ち已に云へるが如く、瑞珠盟約章の首の文なる事を曉る可き者なり、若て、此に、復扇_レ天扇_レ國と有るにて、先度にも然有りし事著明く、又日神の、吾弟所_レ以上來、非_レ復好意、必欲_レ奪_レ我之國_レ者歟、吾雖_レ婦女、何當_レ避乎、乃躬裝_レ武備云々と有る御較略は、同章及び其の第一一書、第二一書等にも所見たる武備の如く、重て復、此にても其の裝束を成させ御在し坐しける趣にて、實に然る可き御事になむ御在し坐しける、斯るに、右の云々の言に次ぎて、於是、素戔嗚尊誓之曰、吾若懷_レ不善、而復上來者、吾今齧_レ玉生_レ兒、必當_レ爲_レ女矣、如_レ此則可_レ以降_レ女

於葦原中國、如有清心者、當生男矣、如_レ此則可_レ以使_レ男御_レ天上、且姊之所_レ生、亦同_レ此誓、(下略)と有りて、此の一書にては、先に、右の瑞珠盟約の御事御在し坐さずして、此に至りて、不意_ク此の御事の載れるは、本より誤りなる事、今云ふ限りに非ざるが、何より混れ來つるといふに、右の、復_レ扇_レ天扇國、上_レ詣_レ于天云々は、先度なると同じ_レ狀なる事にし有りければ、其の因みに引かれて、五男三女神の化生の御事も、終に入り混ひて、此の續きは成れる者となむ、所見たりける、又一ツ此の混れを引き出づべき事有り、其は、此の次に云ふが如く、天照太神と素戔嗚尊と、此の御別れに臨ませ給ひて、男御子を日神に奉り、女御子を素戔嗚尊に授けさせ給へる御事の御在し坐しけるに就きても、其の御子等の化生させ給へるは、此の御時などにもやと、古人の非傳しつるが、即ち別なる一説の如く成れる者とも所見めり、(如何にしても、此に五男三女神等の出で來させ給へると云ふは、誤なる事云ふも更なり、其は、彼の磐戸開の御時に仕へ奉られし神等の中に、鏡を作り給へる石凝姥神は、天拔戸神の御子なり、然るに、其の天拔戸神は、櫛玉饒速日命の御事にして、即ち天忍穗耳尊の御子に御在し坐し、又劍を作り給へる天目一箇神は、即ち天津彦根命の御子なり、右の忍穗耳尊、天津彦根命、共に謂ゆる五男神に渡らせ給へるに非ずや、右等を以ても、此の一書は、前後倒反せる非傳なる事をなむ、思ひ定む可かりける、)然して、其の畢に、今則、奉_レ觀_レ已_レ訖、當_レ隨_レ衆神之意、自_レ此永歸_レ根國矣、請_レ姊照_レ臨_レ天國、自_レ可_レ平安、且吾_レ以_レ清心所_レ生兒等、亦奉_レ於_レ姊、已而還降焉と所見たるは、已にも云へる如く、瑞珠盟約章に、是時、天照太神勅曰、原_レ其物根、則_レ八坂瓊之五百箇御統者、是吾物也、故彼五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劍者、是素戔嗚尊物也、故此三女神、悉是爾

兒、便授_レ之素戔嗚尊と有りて、其の時已に、天照太神の詔り別けさせ御在し坐し、かども、素戔嗚尊、未だ其の御_レ應答をも聞えさせ奉り給はざりけむを、此に至りて、諾_レひ奉らせ給へるなり、斯かれば、三女神に御命令せて天降し給へるも、必ず此の御時なる可き事決き者なり、其の第一一書に、乃_レ以_レ日神所_レ生三女神、令_レ降_レ於_レ筑紫洲、因_レ教_レ之曰、汝三神、宜_レ降_レ居道中、奉_レ助_レ天孫而、爲_レ天孫所_レ祭也と有るは、此に繼ぐ可き文なる事、已に、古史に文を成されたるが如し、偕又、此の時には、永き御別れの御事に御在し坐し、かば、天上に暫間_レ滯留らせ御在し坐して、御妻問の御事などの御在し坐しけるにや、但、先に御田作らし、程などに、生み坐せるか知るべからざれども、今理を以て推す時は、下章第四一書に、是時、素戔嗚尊、帥_レ其子五十猛神、降_レ到_レ於_レ新羅國と見え、第五一書には、于時、素戔嗚尊之子、號_レ曰_レ五十猛命、妹大屋津姬命、次爪津姬命、凡_レ此三神云々と所見たれば、其の三神は、上天に御在し坐しける時の御子なり、其の御母は、長寬勅文に、初_レ天地本紀云、(上略)降_レ來_レ伊豆毛國、致_レ熊野村、宮柱太知奉而、加夫里支熊野大御神、地祇神皇、又御兒后名大夜女命、山狹村宮柱太知奉而靜坐大御神三是也と有る、此の大夜女命なる可し、其の初に、伊謝那支命、娶_レ惠乃女命、生_レ大夜乃女命、次足夜乃女命、次若夜女命三神、(此大夜之女命、熊野大御神后坐)と有れども、伊弉諾尊の、佗女神に娶_レ給ひしと云ふは僻傳なり、右に、神皇又御兒と有るは、神皇產靈尊又御兒と申す事なるを、字の脱ちたるなめり、其は、舊事紀異本に、服狹雄尊、娶_レ萬魂分姬、(神皇產靈尊女)生_レ兒五十猛命妹大屋媛命、次爪津媛命と有る萬魂分姬命と申すは、右の大夜之女命と同神と聞ゆれば、其の上天に御在し坐し、間に娶_レ給へるを、其の后神をも御子等をも并せて、此の時、寧_レて天降り給へるなり、

然れば、素戔鳴尊の、此度の御天降はしも、先に神逐はれさせ給へりし御時には引き替へて、彼の三女神をしも、又相伴はせ給ひて、供奉の神等も、何も整ひ備はりて、甚しく御在し坐しけむかし、是此の一書の大較になむ。(如此く、御紀の文を參伍て、猶佗の古書に比較べて、詳かに讀み見ざれば、其の義を明らかに曉る世有るまじかりければ、事の因みに云ふなり、猶委しき事共は、其の由有る所々に、辨へ云ひてむ事、本よりなり。) ○日神之田有_三處焉は、正書に、天照太神、以_三天狹田長田_二爲_三御田、第二一書に、日神尊、以_三天垣田_二爲_三御田、など有ると傳の異なるなり、田字美多と訓むべし、即其の御田の事にて、古事記に謂ゆる營田、令式に所見たる官田是なり、傳十七に出づ、○天安田は、和名抄郷名に、土佐國安藝郡安田、也須多と有る、是れ其の訓の例なり。口訣に、安田、農業使安也と註せるは、然も有りぬ可くこそ、凡て、安某と云ふ例は、仁徳天皇四十年御紀、隼別皇子の歌に、破始多氏能、佐俄始柵椰摩茂、和藝毛古等、赴駄利古喻例麼、椰須武志呂箇茂と有る、此は山の嶮しきを、反語にて安席と云へるなり、然れば、此は下の織田、川依田、口銳田などの、農業の爲に便惡しきに對へて、安繼にして能く穀の實る故に、耕作に力を勞らざるに因りたる稱なりけり、(出雲風土記に、意宇郡安來郷云々、神須佐乃鳥命、天壁立廻坐之爾時、來_三坐此處_二而詔、吾御心者、安平成詔、故云_三安來_二也と見え、神功皇后御紀に、謂_三左右曰、取_三得熊鷲_二、我心則安、故號_三其處曰_二安也など有る、御心に就きて安と云ふには非ず、唯、其の地農業に便安きを以て安田とは云へるのみ。) ○天平田は、大神宮禰宜譜圖帳に、二所皇太神乃、横田平田乃、稻實、朝御氣夕御氣止、平介久と有り、平田の例は、和名抄大和國郷名に、城上郡辟田、姓氏錄(大和國諸蕃)に、辟田首有る是なり、又同抄、伊勢

國鈴鹿郡枚田(比良多)、土佐國幡多郡枚田など見え、近江國愛智郡平田、同錄(右京諸蕃)に、平田宿禰見ゆ、右は、辟田と書けるも、枚田と作るも、平田と有るも、共に其の言同じく、此の例なる者なり、口訣に、天平田、無_三凹凸_二地也と註へる如く、土地の平坦なる由なる事云ふも更なり、野の平坦なるを平野と云ひ、原の平坦なるを平原と云ひて、平と廣と其の言相等しきに就きて思ふに、出雲風土記に、所_三以號_三大原_二者、郡家、正西一十里一百一十六歩、田一十町許、平原故號曰大原(下略)と云ふ事有るに據るに、平田は廣田にて、即ち大田と云ふに似たり、又朝野群載六卷、應徳二年九月十一日勘文に、同國飯石郡須佐郷枚田村の地名も出でたり、(先には、天安田、天平田と云ふは、祝詞などに、平介久安介久云々と云ひて、其の成行のこと無きを云ふ語と同じく、其の言に當て稱たる者ならむと思ひしかども、次なる天邑井田は、其の例に非ざれば、然にては合はず有りけり。) ○天邑井田の邑は、四神出生章第十一、一書に、又因定_三天邑君_二、即以_三其稻種_二、始殖_三于天狹田及長田_二と有る、此の時より村里を區分て、民居を定めさせ給へる、大御政の御在し坐しける由、傳十二に云へるが如し、若て、此に邑井としも云へるは、通證にも引ける履仲天皇御紀に、於是、喚_三弟王_二、以敦籠、仍賜_三村合屯倉_二と云ふ事有る、其は幾村をも并せ兼ねたる屯倉の謂なるに同じく、此も田地の廣大にして、諸邑の民力を并せて作る程の田を、邑井田とは云へるなり、永和_三大嘗會記_二、主基方稻搗歌に、「中臣の邑井田に注連抜きて萬代經べき初穂をぞ搗く」と詠めり、谷重遠の説に、田地廣大、與_三佗邑_二會耕之田也と云へるぞ、尤に當れりける、(口訣に、天邑井田、郷中之熟田也と云へるは如何、郷中の熟田を以て、邑井と云ふべき謂、更に心得ず、又纂疏に、田地廣大而、并_三吞諸邑_二之名也と有るも當らず。) ○良田は、

與伎多那理と訓めるに従ふ可し、右に謂ゆる三處の御田の、一は天安田と云ひて、農業の便利安きなり、一は天平田と云ひて、地に高下峻阻無く、平坦にして廣く大なるなり、一は天邑并田と云ひて、土地の極めて廣く極めて大きく有りて、佗邑の民共に并せ耕る田を云ひて、共に良田と云ふ所以是なり、出雲風土記に、仁多郡三處郷、即屬三郡家、大穴持命詔、此地田好、吾御地田詔、故云三處と有る、此地田好は、其地良田と云ふ事にて、吾御地田と詔へるは、吾御營田と云はむが如くして、古に良田を撰び給ひて官田と定めさせ給へる例是なり、猶、安閑天皇元年御紀に、迺差勅使、簡擇良田、勅使奉勅、宣於大河内直味張（更名里校）曰、今汝宜奉進膏腴、雖雉田、味張忽然悵惜、欺誑勅使曰、此田者、天旱難澆水潦易浸、費功極多、收穫甚少（下略）と所見たれば、良田とは土地の膏腴たるは然る物にて、霖旱にも損傷はれざる良地を云ふにぞ有りける、纂疏に、良田則上上田、雖歲有豐凶、而入無増損也と有る是なり、（此字、通證に、漢成帝歌、邪徑敗良田と見ゆ、文選膏腴地の註に、良地也、又曰土田良沃也と有るをも思ひ合す可し、偕、和名抄郷名に、信濃國筑摩郡、良田與之太、長門國厚狹郡、良田與之多、讚岐國多度郡、良田與之多など有るは、常陸國那賀郡、伊豫國周敷郡に吉田郷有ると同じきを、良田と書き換へたるにて、此と異なるなり、）○霖旱は、那賀米比傳理と訓みて、下に雨則流之、旱則焦之と云ふ文に對はせたる所なり、常陸風土記に、年遇霖雨、即聞苗子不登之難、歲逢亢陽、唯見穀實豐稔之歡、敷と云ひて、霖雨と亢陽とを對へ云へり、偕、此の雖經霖旱、無所損傷と云ふは、顯國の狀を以て傳へたりし者にて、天國には似氣無く所思ゆる事共なり、其は此の雨と云ふ物はしも、天日の光輝大地を蒸す時は、河海の氣升發ちて、天狹霧、國狹霧と成る、

雨と降りて、百物を滋潤ほす基是なり、其の雨の久しく止まざるを霖と云ひ、日を経て雨無きを旱と云ふ、即ち大地の霖旱是なり、然るに、其の天國はしも、天地の間を御照し坐々す、天照皇太神の神積坐す大御國にして、天日の御事にし有りければ、何れの光をか受けて天日と仰がむ、縱令、此の顯國の狀には有りととも、霖旱は、日光と地氣と、相綱縊（トモ）ばり成る者にし有りければ、甚信み難くなむ有りける、（然れば、此は文者の私に言を加へて、大地の水旱の狀と同じく云ひ成して、疾く其の義を曉さむとの所爲なるかとも思えたり、）然は有れども、其の天國には山には、天二上、天香山、天金山の稱有り、野には、左佐羅之小野、日賣菅原等の號有り、水には、天安河、天真名井などの名聞え、田には、天狹田、長田、天垣田、天安田、天平田、天邑并田等の數名有りて、凡ては、顯國の形狀に異ならずなむ聞えたりける、然れば、天安河の末必ず大海なる可し、其の大海の水氣升り發ちて、雲霧と成り雨と降らずば、海は常に溢れ山は水原涸れ盡きて、百物を滋潤す事を得ずなむ有るべかりければ、皇祖天神の産靈の御靈に資りて、雲行き雨施らして、品物を滋養ふ事、必ず有りぬ可き事なり、但、天日は、自らの光を以て照る明るき御國にし有りければ、其の雨無き程を、旱とは云ひけども、四神出生章第十一、一書に、一日一夜隔離而住と云ひ、此の正書に、不知晝夜之相代と有れば天上と雖も、晝夜と云ふ差別有り、又春則、秋則と所見たれば、春夏秋冬の來經有り、天孫降臨章に、三年、八年の言有れば、其の四時を一巡して、歲年有るなり、其の此を以て考へ究むる時は、天國にも、霖旱と云ふ事無しとは、如何云ふべからむ、（若て、此の國土を顯國と云ふも、天國を摸寫せるを以て云ふなり、其の事、傳十二卷に云へるが如し、古語拾遺、御天降段に、于時、天照太神高皇產靈尊云々、又勅曰、宜

太玉命、學諸部神、供奉其職、如天上儀と有るをも思ひ合す可し、儲、右に云へる天日は、常に晝のみなる可きを、其にも晝夜の差別有るに等しく、黄泉は常に夜のみならむと思ふに、猶晝夜の差別有る所由、傳八卷に云へるが如くなれば、推量の説は立てらるまじき者なりけり、然れば、此の霖早の事共なども、唯古傳の任に心得るより佗無くなむ、霖の事は、下に云へり、○經は阿布と訓み來りて、遇字の意にて、即ち霖に遇ひ早に遇ふ事なり、俗にも然云ふ事なるは、右の用格、古書には絶えて、今言に遺れる者なり、○損傷は、會許那布と訓めり、四神出生章第一一書に、正書の青山變枯の事に就きて、素戔嗚尊、是性好殘害と云ひ、第二一書にも、先に青山爲枯と云ひて、次に假使汝治此國、必多所殘傷、など有るは、其の神の損ひ傷り給ふなれば、會許那比夜夫留と訓みて當れるを、此は霖早の爲なるを以て、古人も其の心して、唯會許那布と訓めるなり、言義は、底萎の言なる可し、(然るは、其の物の發生を、萎伏しむるを以て、底とは云ふならむ、凡て物の下に著く事を、會許と云ふ事常なり、) ○其素戔嗚尊之田亦有三處、は、此の神の天上に御在し坐す内に、御田を定めて、農作らせ給ふと云ふ事、已に上に云へるが如く、何れの傳々にも合はず、事實にも叶はざる事にし有りければ、此の一節はしも、必ず日神の御田の、悉く良田なるに合せて、其の神の持たせるを磯地と云ひ成し拵へたる杜撰と聞えて、甚味氣無き事なりけり、固より、御父大神にも申し給ひて、御母國根國に御在し坐さむと爲るに就きて、日神の御許に其の辭見に參上らせ御在し坐しける御事にし有りければ、何くれの事に就きて、長く滯留らせ御在し坐すとも、御田を定めさせ給ふと云ふ程には、至り給ふまじき御事になむ有りける、(然るを、口訣に、此説、示正直性惡之得失云々、正直者自得良田、性惡

者自成荒地謂也と云へる因縁は何たる僻事ぞ、能く思ひても見よかし、抑高天原は、天照太神の、皆がらに所知看す御國なり、然るに、供御の御田を僅に定めさせ給へるは、上古の屯田、中古の官田の類にして、唯供御の料のみなり、假使、素戔嗚尊の、天上に御在し坐しける内に、田を定めて作らせ給ふとも、其の國は日神の御國なり、其の田は日神の御田なり、其の田の磯地と成れるならむには、日神の御上に係れるを如何爲る、) ○天穰田は、株多くして農の便利惡しきにて、上に出でたる天安田の反なり、傳十三に引ける馬見神社四月御祭宣文に、川穰田乃邑仁志天云々、と云ふ地名の有るも、穰田の例なり、古事記日代宮段に、即御國廻其地之那豆伎田而哭、(中略)於是、化八尋白智鳥翔天而向濱飛行、爾其后及御子等、於其小竹之刈代、雖足跡破、忘其痛以哭追と所見たる、此は其の時の歌に、阿佐志怒波良云々と有れば、邊の野にての事にては有れども、其の那豆岐田の歌にも、那豆岐能多能、伊那賀良適と有りて、稻莖を詠めれば、小竹の刈代のみにも非ず、稻莖などにも足を痛め坐し趣にて、此の穰田の穰も、其等に互る稱なり、新撰字鏡に、枉支利久比と有り、名義抄に、株を久比世と訓み、字書に、入土曰根、在土上曰株と註せり、此に就きて思ふに、古語拾遺、御歲神御怒條に、以蝗放其田、苗葉忽枯損、似篠竹と云ふ事所見たれば、其の稻の實る方は薄くして、中々に其の稻莖の方太く成り以て行きて、篠竹なせるが、其の刈代の腐すして、何時までも田人の足を惱せるを以て天穰田とは云ふにぞ有りぬ可き、(刈代は、刈りたる株を云ひ、枉は伐株の義なり、萬葉十六卷に、法師等之、髮乃剃杭云々と有るも、剃りたる髮の株を云ひて、何れにも久比と云ふ言、皆此に同じ、口訣に、穰田、有木根田也と云へるは叶はず、又纂疏に、穰穰也、打穰而爲田畝之標、故

曰「穢田」と有るなどは、逾違ふ可し、○天川依田は、天川倚田にて、歌詞に謂ゆる川傍田是なり、纂疏に、其地近於大川、故曰「川依田」と註させ給へるが如し、次に雨則流之と有るも、此の田に係りたる言にて、其の地川に傍ひたれば、雨降る毎に川より水の溢れ入りて、流れ損ね易き由の名なる可し、今俗に、山に傍ひたる地を山入と云ひ、川に傍ひたる處を川入と云へる、入は倚の轉にて、山倚、川倚の義なるも、古言の遺れる者なり、(又、其の山に屬きたるを、山田と云ふに並びて、川に隣れるを、川田と云ふめり、和名抄郷名に、肥後國葦北郡川田と有る是なり、姓氏錄、大和國神別天神に、額田部河田連は更なり、神名式に、近江國甲賀郡川田神社など所見たるは、皆右の川田の例にて、即ち川依田の事と聞えたり、偕、口訣に、川依田川窪也と云へるは委しからず、) ○天口銳田の口は水口なり、銳は敏捷なり、水口夔利にして、引せ蓄ふる用水を保ち難くして、甚漏り易きを云ふなり、次に旱則焦之と有るは、此の田に係れる事にして、其の爲に旱魃の患有る惡しき田なる由なり(纂疏に、水口急、而動漂其地、故曰「口銳田」と有るは、予が云ふ所とは表裡の違ひ有り、唯、通證に、今按、川依田多水患也、口銳田有旱害也と云へるぞ、甚謂れたる、) ○礪地は夜世村古呂と訓みて、右の良田の膏腴たるとは様異りて、稻の生立も何も宜しからざる瘠地なる由なり、天智天皇元年御紀に、隔田畝土地礪礪、非農桑之地と有るに同じ、其の礪字を用ひられたる、其は名義抄に、多加志とも伊志波良とも、許波志とも訓みて、俗に礪とも作る字なり、此に就きて、纂疏に、礪地者、石田而少所得也と宣ひ、直指にも、「田に石沙多くして、穀物生熟し難きなり」と云へる、然る言にて、右の三處田を、共に礪地と云へるは、實に沙石交りにして、土地に膏腴無きが故なり、其の穢田の稻の、篠竹なしたる

が、其の刈代を以て、名に負へるも、沙石田なる故なる可く、川依田の潰え易きも、口銳田の口急きも、皆土地に肥美ほふ所無き、沙石田なる故と聞ゆれば、礪字尤に當れり、(和名抄郡郷名の中に、磐田、石田など有る中には、田中に磐石の有るに象どりて號けたるも有るべく、又何と無く沙石の多くして、右に云へる礪地の類なるも、本より有るべきなり、又沙田と云ふも有り、偕、礪字に多加志と云ふ訓有る、田の高き處は、水の保ち惡しき故に瘠地なり、又、許波志と訓めるは、山城國宇治郡に、木幡と云ふ地名有るも、剛田にて、沙石の堅硬に依れる事、同抄、和泉國大島郡和田爾木多と云ふ郷名有るに思ひ合せて曉る可し、右の剛と和とは、土地の肥瘠を以て云ふと聞ゆ、) ○雨則是、阿米布禮婆と訓むべし、名義抄に、雨を阿米とも、布流とも、阿米布流とも有る是なり、和名抄に、雨、説文云、水從雲中而下也、和名阿女と有り、常陸風土記に、以所有水田上中多、年過霖雨、即聞苗子不登之難と云ふ事見ゆ、○流之は那賀禮と訓むべし、右に謂ゆる天川依田などは、川に傍ひたる地なる故に常に浸易きを、其の上に沙石多在る礪地なるから、雨とだに云へば、霖ならずとも、土性脆きが故に潰え流るゝを云ふなり、(世に云ふ川缺の地を見るに、皆がら、沙石交りにして、土に黏り無き地のみなるを思ひ合す可し、和名抄郷名に、伊勢國多氣郡、流田奈加禮多と有るも、多氣河の川傍の地なるにか、) ○旱則焦之は、比傳禮婆夜祁奴なり、安閑天皇元年御紀に、天旱難澆と云へる如く、右の天口銳田などは、天旱に經ふ時は、沙石の間に、水の染み入りて保たざるを、焦之と云へるにて、俗に旱魃の事を日焦と云ふ是れなり、萬葉十八(三十二丁)、天平感寶元年閏五月六日以來、起小旱、百姓田畝稍有凋色也、云々の歌に、萬調麻都流都可佐等、都久里多流、會能那里波比乎、阿米布良受、

日能可左奈禮波、宇惠之田毛、麻吉之波多氣毛、安佐基登爾、之保美可禮由苦、會乎見禮婆、許己呂乎伊多美、彌騰里兒能、知許布我其登久、安麻都美豆、安布藝互會麻都と有るは、天旱の事を詠めるにて、稼穡の焦る、狀見えたり、旱字、名義抄に、比傳理、又比傳理須と有り、(纂疏に、雨三日以往曰霖、亢陽不雨曰旱と有り、字は、旱とも、天旱とも、炎旱とも、旱魃とも、旱損とも書けり、説文に、旱不雨也と註し、圓機活法に、旱乾也、言萬物傷、而乾不得水也と見ゆ、又字典に、旱曰亢陽、と云ひ、唐杜甫詩に、亢陽乘秋熟とも云へり、)○妬は哭痛なり、佗人の吉事を見て、心に羨やみて、自ら苦しむなり、古事記、高津宮段に、言立者、足母阿賀迦邇嫉妬と有るを思ふ可し、神武天皇御紀に、兄磯城忿之曰、聞天壓神至、而吾爲之憤憤時、奈何鳥鳥如此惡鳴耶、乃彎弓射之、鳥即避去、(中略)時弟磯城、慄然改容曰、臣聞天壓神至、且夕畏懼、善乎鳥汝鳴之、若此者歟、即作葉盤八枚、盛食饗之と有る憤憤を、禍多牟と訓みて、畏懼に對へたと、又忿之に改容とを對へたるを以て思はゞ、思ひ半ばに過ぎなむかし、名義抄に、妬を、禍多牟とも、會禰牟とも、阿良會布とも、物禰多美とも、宇良夜牟とも訓める、其の會禰牟は背狙なり、阿良會布は荒競なり、宇良夜牟は心病なり、禍多牟の言義、此等と相違からずなむ、(男女の間に云ふ嫉妬は、楚辭註に、害賢曰嫉、害色曰妬と有りて、此亦右に同じ、釋氏要覽に、見佗有得生惱曰嫉と云へるは然る事なり、又東坡集、鶴林玉露などに、不分を、禍多伊加奈とも、禍多麻志伎加奈とも訓みたる、不分の字を以ても、其の義著明き者なり、)○害姊田は、次に春則云々、秋則云々、と條目を分てる其の大綱を、此に先づ云ふなり、害字此にては、會許那比奉理伎と訓むべし、上に謂ゆる日神の御田の、無所損傷と云ふに就

きて、妬みて損傷しむる所なればなり、名義抄に、害字を、許呂須、又夜夫流、又會許那布など云ふ訓有るが中に、會許那布の方、此に正しく當れ、ば、今然訓みつ、(但、本に、此の害字を、夜夫流と訓みたれども、似氣無くや侍らむ、今も田の荒地と成りたるを損田と云へり、然れば、古に、會許禰田など云ふ訓も、必ず有りつらむと所思ければ、會許那布とぞ訓みつ可き、)○廢渠槽は、下に此云祕波賊都と註せれば、此は祕波賊知と訓みて、及字に續く可きなり、偕、此の渠槽の二字は、祕の一言に當るなり、渠槽は、允恭天皇二十三年御紀歌に、阿資臂能、椰摩娜烏菟利、椰摩娜箇彌、斯哆媚烏和之勢、志哆那企貳、(下略)と有る斯哆媚は、私記に、土下度樋也と見え、攝津風土記に、此山伏下樋、而屆於神許、從此樋内通而禱祭、由是、曰下樋山と有る、此は地底に伏せて、水を通す下樋を云ふなり、又、武烈天皇五年御紀に、塘械を伊氣能比と訓めり、和名抄に、淮南子曰、決塘發械、許慎云、械所以通陂竇、和名以比と有り、然れば、伊比と云ふが本なるを、約めて祕と云へるなり、伊比は往經にて、水道の事なるなり、後撰集に、「小山田の苗代水は絶えぬとも心の池の伊比は放たじ」と見えたれば、當昔、猶伊比と云ひしなりけり、(古事記、高津宮段にも、是以、大殿破壊、悉雖雨漏、都勿修理、以械受其漏雨、遷避于不漏處と有れば、凡て、水を通はす器を、械とは云へるなり、或説に、渠槽木屏通水道者と云へるは、然る言なり、)廢を波賊都と云ふは、吐棄と云ふ義なり、此を、大被詞、儀式、儀式帳、世記などには、樋放と有り、廢と放とは大凡相近き語なり、後釋に、此の樋は、溝に在れ、池に在れ、構へて常には板以て塞ぎて、水を蓄はへ置きて、其の水を田に引き用ふ可き時に、彼の板の塞をば放つ事なるに、水を用無き時に放ち漏して、田に水を溢れしめ、且

用有る時の蓄はへを失はしむるなり」と有り、正書に、春則云々、毀其畔と云ひ、第二一書にも、春則填渠毀畔とも云ひ、此にも、春則廢渠槽、及埋溝毀畔と有れば、春は畔の水口を塞きて、田に水を溉せ、又池塘の械を塞きて、水を蓄ふる時なるを、畔を切り械を抜きて、農作の便理を失はしむるなり、神祇百首に、「忘れても樋放ち勿爲そ久方の天の良田の御種浸す頃」と有る是なり、廢を波賊都と云ふは、今世にも、池川の水を通し去らしむる事を、波加須と云ひ、又は水吐の可否を云へるは、共に此の古言の遺れるなり、(然れば、放と廢と近き中にも、放は械を開くる方に主と係り、廢は水を通す方に専ら係れるにて、末は同致に成るなり、名義抄に廢を夜牟とも、須都とも、會都とも、波那都とも、須多流とも、志理叙久とも、種々に訓めり)○埋溝は、第二一書に、填渠と有るに同じ、傳十九に云へり、○毀畔は、正書に出づ、傳十七に註せり、○重播種子も、上に同じ、傳十七に云へり、○捶籩は、此も、大被詞、儀式及儀式帳、世記などに、申刺と作り、古語拾遺に、刺申(古語久志佐志)と有りて、下に、素戔鳴神、當日神耕種之節、竊往其田、刺申相争と註せり、口訣に、捶籩奪畔、已之能也と云ひ、纂疏に、挿籩相争之義、今世所謂田札也と註させ給へり、彼此相合せて思ふに、説文、籩、籩也、註籩出處爲籩也と有り、斯れば其の標木の事にて、彼と我との堺に立てる標木を抜き去り、竊に佗の田に持ち行きて、木より有りし如くに拵へ、我が田に接けて、其の田を奪はむと謀るにて、此は、素戔鳴尊、其の田を奪ひ掠むとは非ねども、然る御行を爲させ給へるを云ふなり、其の標木、今世の田札と云ふ物、是に當れりと聞ゆ、(然るを、私記に、是以其籩刺立田中、爲呪咀之詞、謂之籩捶、若有強稱其由者、身遂滅亡、素戔鳴尊、自知此事、故亦爲之、今世

若有彼此相争之田者、立籩是其意也と有るは、如何なる事なり、此は其の籩を八十玉籩の類と見たる説にて、此を以て日神を呪咀奉るなど云ふ如き御所爲は、素戔鳴尊に於て少かも御在し坐さざる事、此の佗の御行の狀を以て知るべし、甚々味氣無き僻説にこそ、)此に、中臣被氣吹抄に引ける、攝津風土記曰、河邊郡山本保籩稻村者、大鷦鷯天皇御宇、津直沖名田也、本名柏葉田、沖名造田串罪事、以田贈焉、故號籩稻村云々と有る田串は、此の籩の事なる可し、其の罪を犯せる故に、被物に田を以て贖はしめたる由にて、籩代と云ふ名と成りけむを、和名抄に、稻志呂と訓せたるを借りて、籩稻とは書き來れる者なる可し、其の抄に、賊盜律曰、其盜家之籩稻者、損天功之罪也造之者同罪云々、稻字に心を著くべし、其の形籩に似たる物故に久志の名有り、稻を佐志と云ふ事は、田舎の詞に、青稻などは今も云ふめり、或書に、損天工者、籩稻(訓久志左之)其最者也、云々と有り、後世、稻扱と云ふ物を拵へて、農家の利用に備ふるは古代盜門の串刺の調へ出せるなる可し、(採要)と云へるは、今世の稻扱は古代の竹籩を並べたる如しとなる可し、但、籩に似たりと云ふは、右の田串は、此の捶籩に同じきを、能くも解らずして云へりと聞ゆ、何れにしても、右に謂ゆる捶籩と、事相違はざる可し、(此は、其の風土記の、珍奇しきに因りて引き出でたるなり、右に或書と云へるは、抄に、凡河内躬恒撰、中臣慮曰と有れども、疑はしき書目なるが故に、然書せるなり、又抄に、右の籩稻村を、攝津國にて尋ぬるに、今久代村と云ふと云へり、倍、和名抄郷名に、伊勢國多氣郡櫛田久之多、越中國射水郡櫛田久之多と有る、伊勢なるは、倭姫命世記に、其處爾御櫛落給支、其處乎櫛田止號給と有れば、其は異なる意にても有りけれども、越中なるは、右に謂ゆる田串などの事に因れるには非ざるか、)

○伏馬は、宇麻布世伎と訓むべし、即ち、正書に、放_ニ天斑駒、使_レ伏_ニ田中、と有るを、言簡に云へるなり、已に傳十七に其の註有り、○惡事は、惡態と作れば、共に訓を取りて、阿志伎和邪と訓むべし、○會は、加都氏と訓みて、姑且もの義なり、古事記、白檮原宮段大御歌に、加都賀都母、伊夜佐岐陀氏流、延袁斯麻加牟と見え、萬葉四(二十三丁)に、安蘇蘇二破、且者雖知、又(四十丁)、勝且毛、枕與吾者、率二將宿、又(四十三丁)、花勝見、都毛不知、十(十九丁)に、木高者、會木不殖、十六(十三丁)に、吾待之、代者會無など多く、古今集雜歌上に、「且見れど疎くも有るかな月影の至らぬ里も非じと思へば」などの、加都、又加都氏、又加都賀都、共に同語なり、(字書に、會嘗也と注し、又、且を不定之辭とも、姑且とも、苟且之辭とも注し、又所に依りては、如是と云ふ意なる時も有り、字書に、且を、此也、是也、とも注せるに同じ、) ○無_ニ息時_一は、古事記には、不止而轉と有り、其の事傳十九に、事の因に註せり、萬葉二(二十九丁)に、吾等哭淚、息時毛無、四(十九丁)に、止時毛無、吾戀爾、六(十一丁)に、止時梨二、所思公、又(三十二丁)、百師紀能、大宮所、止時裳有目、十(十四丁)に、止時喪哭、戀良苦念者、十一(二十三丁)に、吾戀落波、止時裳無、又、(三十七丁)公二戀等九、止時毛梨、十二(五丁)に、物念爾、割西胸者、息時裳無、又(三十七丁)、居白雲、止時無、又(三十八丁)、君乎思苦、止時毛無、十三(八丁)に、小浪、吾戀者、息時毛無、又(十二丁)吾妹子爾、吾戀良久波、已時毛無など有り、(但、此は同語の例なるに依りて、引き出でたるにこそ有りけれ、其等は歌詞なれば、息時毛無と、毛の辭加はれるを、此の無_ニ息時_一は、夜牟時無加理伎と訓むべきなり、) ○不愠、第二一書に出づ、傳十九に云へり、○恒は、右に無_ニ息時_一と有る、

其の恒久しき間を云ふなり、此の字を用ひたる例は、古事記海神宮段に、三年雖_レ住、恒無_レ歎、今夜爲_ニ大_一歎と、三年雖_レ坐、恒無_レ歎、今夜爲_ニ大_一歎とも、妾恒通_ニ海道、欲_ニ往來_一とも見え、日代宮段に、恒令_レ經_ニ長_一眼、亦勿_レ婚而惚也など有り、言義は、恒は連聯の切れる言なるにこそ、○以_ニ平_一恕_ニ相_一容は、第二一書に、皆以_ニ平_一心_ニ容_一焉と有るに同じ、傳十九に註へり、倍此は、古事記に、故雖_ニ然_一爲_ニ、天照太御神者、登賀米受而告、如_レ尿、醉而吐散登許會、我那勢之命爲_ニ如此_一、又離_ニ田之阿_一埋_ニ溝_一者、地矣阿多良斯登許會、我那勢之命爲_ニ如此_一登詔雖_レ直(下略)と有る其の趣を、此に切めたる文なる事、已に傳十七に委しく云へるを以て知るべき者なりかし、○云云は、下にも乃躬裝_ニ武備_一云云、又、於是、日神先_ニ醫_一十握劍云々と見え、天孫降臨章第六一書に、及其遊行之時也云々、海宮遊行章第六一書に、兄怒不_レ受、急_ニ責_一故鈎云々と有るなどの云々は、纂疏に、略_ニ事之詞_一也と宣ひ、谷重遠が、讓_ニ倭書_一略_ニ事之詞_一、佗傲_レ此と云へる如く、正書と一書と互見すれば、相知らる事なるが故に、此處も已に上に載せたる同じ趣なる事を讓りて、再び云はざるを以て、云々と云ふ字を用ひられたる者なり、源氏帚木(四十六丁)に、「何らと宣ふに、云々と申すに、若紫(四十四丁)に、「云々なむと聞ゆれば、末摘花(十丁)に、「例の隔て聞え給はぬ心にて、云々の返事は見給ふや、又(十四丁)「甚傍痛き業かな、云々こそ御在し坐したなれ、若菜上(十三丁)に云々なむ、何がしの朝臣彷彿し侍りしかば、又(三十丁)「云々なむ宣はせ託しかば、橋姫(十八丁)に、「云々なむ隠り御在し坐す、落窪西に、「此の度だに、御返し聞え給へ云々なむ宣ひて、心に入れぬぞと、又問ひ攻め給ひければ、倍、如此云々と申しければ、狭衣三中(三丁)に、云々慥に見し事も有りし、曉の有り狀を語

りて、など見ゆ、楮、此に云々と云へるは、即新嘗、神衣の二事になむ有りける、上件、正書一書の文を見度して知るべきなり、通證に、云々爾々也と云へり、實に、然有然有の言の、切まれる者と所見たり、(又、同書前漢波黯傳、吾欲云々、顔師古曰、猶言如レ此唯略其辭、目如レ此也、文選註云云、謂辭多略不能載也、と書せり、又字書にも、云々猶然也と所見たり、)

至於日神閑居于天石窟也。諸神遣中臣連遠祖興台產靈兒天兒屋命而使祈焉。於是天兒屋命握天香山之眞坂木而。上枝懸以鏡作遠祖天拔戸兒已凝戸邊所作八咫鏡。中枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒。天明玉所作八坂瓊之曲玉。下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿。乃使忌部首遠祖太玉命執取而。廣厚稱辭祈啓矣。

至於日神閑居于天石窟也は、其の石窟隱の御事に就きては、何くれの事共多在りけれども、其は上に已に委しく有りて、其等に異なる所も無かめる故に唯其の時の大較を云ひて、其の時の事を次に並べ舉ぐ可き序とは成されたる文なり、然れば、此の文中に、意を補へて聞くべき事共少しと爲す、正書に、故六合之内常闇、而不レ知晝夜之相代と云ふ文は、其の時の形狀をしも云ひて、諸神の、其の御祈に勞づき給ふ事を引き出す所なれば、必ず其の意を得ずては、其の思を深めて事實を徴す便をなむ得まじかりける、故に第一一書にも、於是、天下恒闇、無レ晝夜之

殊と云ひ、第二一書には、于時、諸神憂之と有る、此にても其の趣は知らるることなり、然るに、此には右等の委しき事件は載られずと雖も、其の右等の傳々を漏さず載せらるる故に、上に譲りて略かれたるにこそ有りけれ、此の一書の、別に獨立して傳はりし時には必ず其の文有りて傳はれりし者となむ所思しかりける、其は何を以て知れると云ふに、下には是時、天手力雄神、侍磐戸側、引開之者、日神之光、滿於六合、故諸神大喜と有る、此の諸神大喜の語は、上に右の如く、諸神憂之と云ふ言有りて、其に對へ云ふべき語なり、又日神之光、滿於六合と云ふ語も、必ず上に六合之内恒闇云々の語有りて、此に係らずば然は云はるまじきことなるを以て知れるなり、(近くは、古事記に、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因レ此而常夜往、於是、萬神之聲者、狹蠅那須皆滿、萬妖悉發と有りて、下に、故天照太御神、出坐之時、高天原及葦原中國、自得照明と書れば、此を以て此なるも、古傳には然有りけむ事を曉る可し、)又、此に諸神遣云々と所見たる此の遣字は、諸神の自ら集へるにも有れ、令集たるにも有れ、各々神議に議り定めたる上よりならでは、生るまじき字なり、斯かれば、正書に、于時、八十萬神、會合於天安河邊計其可禱之方、又第一一書に、故會八十萬神於天高市而問之と有るなどの語有りつるを、略かれたりし者なり、例を推すに、天孫降臨章に、故高皇產靈神、召集八十諸神、而問之曰、(中略)於是、俯順衆言、即以天穗日命、往平之(中略)故仍遣其子大背飯三熊之大人(下略)と有るが如く、上に命令する神有り、下に奉行ふ神有りて、其の中より、其の任に堪へたる神を選び遣はさるゝ事なるを以て、上文を此に略かれたる事、甚明らか知られたり、但遣と云ふは、諸神の會合へる、天安河邊、又は天高市より發し遣る如く聞ゆれば、上に云へる如

く、磐戸の前に各々神集ひて祈申されし趣なるには、打ち合はざるが如しと雖も、事の始に然令せて、命を令_レ持て必ず遣はさる可き筈のことなり。偕、此の遣字に眼を著くれば、其の遣し給ふ神御在し坐す事著明ければ、右に引ける第一書は、古語拾遺に、高皇產靈神、會八十萬神於天八湍河原、議奉謝之方と有ると同じ傳なるにて、此の遣は、即其の高皇產靈尊の勅命なる事、甚限々しからずなむ聞ゆめる、(次に、乃使忌部首遠祖、太玉命執取而云々と有る使字も、高皇產靈尊の命令に依れるにて、此の遣と同じ事なり、傳十七卷、十八卷に云へる事共考へ合す可くなむ)。○中臣連、正書に出づ、傳十七に注せり、此の氏の遠祖の事、此に興台產靈兒、天兒屋命と有れども、其の興台產靈神の出自詳ならず、古語拾遺に、神皇產靈神の御名を擧げたる下に、此神子天兒屋命、中臣朝臣祖と有れども世隔れり、又其の異本に、津速產靈神の御名を載せて、即中臣朝臣祖也と有るは、違はざれども、其の神を高皇產靈神の下、神皇產靈神の上に在ること其の次第錯れたり、唯天神本紀に、高皇產靈尊、次神皇產靈尊、次津速魂尊、兒市千魂尊、兒天兒屋命、(中臣連等祖)次武乳速命、(添縣主等祖)と所見たる、此ぞ眞に正しき古傳には有りける、(此の武乳速命を、姓氏錄大和國神別天神に、添縣主、出自津速魂命男武乳速命と有りて、舊事紀も此も共に、乳速を乳遺と譌れるを、今如此改めたるは、御父津速魂神の津速と同じ言なるが上に、師の古史徴に、「神代系圖傳に速と作り、此は當時然作る古本の有りしに據れるなる可し、今は其に従へり」と有るに依りて今改め引けるなり)。然るは、古史第六十段、徴に、天兒屋根命の御系の事は、先づ津速產靈神を其の始祖に系_カけ、次に天相命、次に興台產靈命と序次たる事は、凡て姓氏錄に據れり、其は左京神別上天神に、藤原朝臣、出

自津速魂命三世孫、天兒屋根命と有りて、其の始祖を此の神に係けたる、是事實に熟く符ひて、正しき傳と通_スえ、偕、天相命を此の次に係けたる事は、山城國神別天神に、吳公、天相命十三世孫雷大臣命之後也と有る雷大臣命は、其の左京神別上天神に、中臣志斐連、天兒屋根命十一世孫、雷大臣命男、弟子之後也と所見たるを、藤原系圖に據りて考ふるに信に右の如く、天兒屋根命の十一世孫なれば、其の十三世祖は天相命に當れり、然れば雷大臣命の十四世祖は、津速產靈神にて、天相命は其の御子に坐し、天兒屋根命には祖父に坐すこと灼然し、偕、天相命の別名を、市千魂命と記せる事は舊事紀に、津速魂尊兒市千魂尊兒興登魂尊、兒天兒屋命と有るを採れり、偕、天相命の次に興台產靈命を係けたる由は、神代紀に、興台產靈兒天兒屋命、姓氏錄(左京神別上、天神)に、中村連、己己都牟須比命子、天乃古矢根命之後也、と有るに據れり、是にて天兒屋根命を、津速魂命三世孫と有る世數、符_{コト}合_フり、(採要補意)と云はれたる、信に世數符合ひて、愛たき説になむ有りける、(又其の武乳速命は、右に引ける姓氏錄に、津速產魂命男と有るは、正しき傳なるにて、舊事紀に天兒屋命の次に擧げたるは誤にて、天相命の兄弟なる由に云はれたるは然る言ながら、若くは別神には御在し坐さずして天相命、市千魂命、武乳速命と、御名は異に出でたれども、共に一神に御在し坐すなる可し、下に云へる趣を考へ合す可し)。偕、神世七代章、第二書、可美葦牙彥舅尊の御事に就きて、傳二に云へるが如く此の津速產靈神に、伊久魂命と申す亦名御在し坐すべし、神名式に、神祇官西院坐、御巫祭神八座、(竝大、月次、新嘗)と有る中に、生産日神と出でたる是なり、然るは姓氏錄(河内國神別天神)に、恩智神主、高魂命兒伊久魂命之後也と所見たる、其の社は、同式に、河内國高安郡、恩智神社二座、(竝

名神大、月次、相嘗、新嘗」と有るを、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_二河内國正三位勳六等恩智大御食津比古命神、恩智大御食津比咩命神、竝從二位、と所見て二座の數合へるが、此は豐受大神を御饌都神と稱へ奉れるとは異にて、藤原系圖に據るに、天兒屋命、次に天押雲命、次に天種子命、次に宇佐津臣命、次に御食津臣命と有るを卜部本には、大御食津臣命と所見て、天兒屋命の四世孫なり、故に其の大御食津臣命夫妻を祀りて、子孫の、其の社に神主たるなめるが、姓氏錄には、其の始祖の神名を擧げたるが故に、高魂命兒伊久魂命と有るなる可し、若くて右に引ける舊事紀に、高皇產靈尊、次神皇產靈尊、次津速魂尊と有るに稽ふるに高皇產靈尊、神皇產靈尊は、御妹妹の御中間に御在し坐せば、高魂命兒と有ること奇しき迄に符合へり然るを、同紀に、神皇產靈尊兒生魂命（猪使連等祖）と竝びて、別に出せるは、其の生魂命は、其の二神に互る御子に御在し坐して、津速魂尊と一神に御在し坐す御事を、能くも心得ぬからの僻事なり、且其の社を恩智と申す意志は、令_レ生_レの略と聞え、知は津速の津、又市千の千の言に當りて、人身の秀津と云ふ物の稱なる由、下に説く所を見て知るべし、（又思ふに、右の大御食津比古命神、大御食津比咩命神と申せる食は、借字にて、氣の義なるにて、伊久魂命と申す伊久は、生活の氣の事と聞ゆれば、右に大御食津臣命と云へるは非で、實には津速產靈神に、然る御名の御在し坐すならむとも、先には思ひしかども、其にては此の考は便宜無き事と成れ、ば然は有るまじく所思ゆ、此の氏は、續紀に、神護景雲二年十二月壬申、美作掾、正六位上恩智神主廣人獻_二白鼠_一と有り、）故此の津速產靈神と申すは、正しく、其の可美葦牙彥舅尊に御在し坐すならむと所思ゆる由は、傳二に論定めたるが如く、其の亦御名を角魂命とも、角凝命とも、角凝

魂命とも申せる、角は全く葦牙と同じ物なるにて、人身に取りては經絡と云ふ物是なり、若て和名抄郷名に、近江國高島郡、角野都乃、土佐國長岡郡、大角於保都と所見たれば、角の奴を略きて、唯に都とも云ひしなりけり、斯かれば津速は角生にて、正しく、其の神名と同じ義なる上に右に、伊久魂命と申すが、高皇產靈尊、神皇產靈尊二神の御子に御在し坐すにも、實に相叶へる事なり、故今思ふに、天地造化の事に就きては、可美葦牙彥舅尊と傳はり、人身養營の事に就きては、津速產靈神とも、生産日神とも傳はれるにてぞ有りける、偕、師の神代系圖を見るに、津速產靈神、（亦云_二神速魂命_一）此者火產靈神之御靈神也と云はれたると、予が可美葦牙彥舅尊に御在し坐すと明らめたるに、甚く事違へるが如しと雖も、此に大に奇異なる事なむ有りける、然るは、古事記に、如_二葦牙_一、因_二萌騰之物_一、成神と所見たる葦牙は火の事なり、萌騰之は燃舉之にて、天日の成れる始是なる事、傳一傳二に註へるが如し、若て天日はしも、天地の始より右の如く澄明らかなる域に在るを、二柱御祖神、共に天照太神を生み成し奉らせ給ひけるに、光華明彩しく御在し坐して、天地の内に照り徹らせ給ひければ、天柱を以て送り舉げ奉らせ給ひけるより、逾照り明るく成れるを、其の後麻奈弟子に火產靈神を生み給ひけるに、焦かれさせ御在し坐して、伊弉册尊は下津國に神遊り御在し坐しける故を以て、甚く御怒り坐して、伊弉册尊終に其の神を斬らせ給ひけるに、其の血は天安河の五百箇磐石と凝り、其の骸は天香山と成り、又此に因りて成り坐せる神は、皆天上の神にて坐せり、天日の光輝、益明るく成り定まる所以是なり、故此の津速產靈神の出自を云ふ時は、右に擧げたる如く高皇產靈尊、神皇產靈尊の御子に御在し坐すこと申すも更なり、然るに其の子孫を云ふ時は火產靈神とは、本より別系なるに、彼の天兒屋命は鹿

島香取にても、春日、枚岡にても、其の火産靈神より成り坐せる經津主神、武甕槌神と共に、並び御在し坐し、又其の四社の神官も、各中臣氏なるなど少縁の御因に御在し坐さざるを思ふに、信に師説の如く、津速産靈神は、火産靈神の御靈神とも申す程の御事なるは、火産靈神の天に上り坐しし御靈と御身を合せて、一柱に渡らせ給ふ可き、謂れ有る御事なる可くや侍らむかし、(若くは可美葦牙彦舅尊は古事記に、隱身也と有りて、顯身の神に御在し坐されば、顯には火産靈神なむ御在し坐して、事執り行はせ御在し坐す事、猶天御中主尊と天照太神と、本より別神に御在し坐しながら、高天原の主宰と申すに至りては、一柱に御在し坐すが如き、妙に奇しき幽契有る御事とぞ所思えたる、) 故或説に磐戸段の招事に用ふる物を、天香山に採れる事は、火産靈神の靈威を添へむ爲なる由云はれたるは然る説なるに就きて、傳十七に註へるが如く、此の時思兼神の深謀遠慮にて、諸物を天香山に採らしめ、眞鐵を天香山に取り、眞名鹿を天香山に獲て、太古に仕へ奉られし事共は更なり、彼の天安河邊を諸神會合の場と成し、又此の時の諸神は、多くは其の神の御族の神に御在し坐すなる中に、殊に此の下に、於是天兒屋命云々、而廣厚稱辭祈啓矣、于時日神聞之曰、頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也、乃細聞磐戸二而窺之と有るが如く、八百萬千萬神と多く神集ひて祈申されしかども、其には出でさせ御在し坐さずして、天兒屋命の、神祝に祝ひ奉らしに感させ給へるなど、天日には火産靈神なむ、上件に云へるが如く、殊なる由緒御在し坐す御事なりけらし、(然れば津速産靈神は、皇産靈神の御子、可美葦牙彦舅尊に御在し坐せども、火産靈神の御靈と、相混かりて、一神の如く御在し坐す事、灼き者なり、) ○津速産靈神、姓氏錄(河内國未定雜姓)に、葦田臣、都早古乃命之後者不見と有は、

亦名なりけむが、都早古は津速心の義ならむを、御名の狀の異なるを以て、同じ神に御在し坐すとは、古にも得定めざりけらし、偕、此の神より以下、天兒屋命に至る迄、四世の神名は人身の事に當て、説くべき由有り、然るは傳八に粗云へるが今此に委しく説かむには、津速産靈神の津は、天津靈を含む靈液なる者なり、大同類聚方に、保豆禰と云へる是なり、其の第二章に、於保奈牟知命乃美己止仁、(中略)比登乃美乃、奈連流半自免波、安萬都美佗麻、美豆保乃計乃不多通乎加波世、保豆禰奈理、知之保奈利、士々奈利、須知奈利、保念南別、南訶味多奈但、與通依太奈利、訶波奈利、波奈々別、久知奈利、萬那古奈但、美味阿奈奈利、加美介奈利遊毘奈利、都囑念奈流、と有る御言はしも人身の出來成れる事實を、委曲に神語りに語り傳へさせ給へる御言になむ有りける、故に其の人身の成り整ふ次第、先づ天津靈を皇祖天神より賦與給へるに、其を本立として水火二氣を交合せて、此に始めて成れる物、即ち右に謂ゆる保豆禰是なり、然れば保豆禰は、水火の精にして、靈と氣を含める神物なり、血液、骨肉、皮毛等の全は、此を本として成る所の物なる事、次に云ふを見て知るべし、(其の天津靈は天御中主尊の御靈なり水火の二氣を交合せるは、高皇産靈尊、神皇産靈尊二柱の、産靈の御所爲なり、天地初判の時に、二神相産靈して天中に一物を成し給へる趣に同じ、下に云へるを考へ合す可し、) 偕、其の保豆禰は、其の第五章に、蕃豆波、致旨補乃須俱有満記乎、愛羅美須寸免豆、保念乃汗知耳伊別、禰萬之旨呂冥貞、須年登南別、奈訶倭多仁伊別天、保豆禰止奈累、訶波波多反波寸惠奈利、旨新波毛登奈利、味太布俱波奈伽難別と有る、蕃豆に禰の言の加はれるなり、此の、其の保豆禰の成る所由を宣へる文なるが、致旨補乃須俱有満記とは、血液の中に抱藏てる精粹しく微妙なる物有を云ふなり、

愛羅美須寸免豆保念乃汗知爾伊剝とは、第四章に、美豆波能民區日乃安治萬計奈剝、久智與剝奈可味太仁伊剝萬自陪
 保乃解仁訶裳世天、甫乃岐能暮世、毛登寸治仁伊理伊路味底、知士甫登奈剝保彌乎多止布（下略）と有るが如く、血
 液は骨を湛ふる物なるが、其の骨中に入る事能はず、故に其の中より、靈液を撰み進めて骨中に透入り、黏し白めて
 髓と成り其より、中藏に入りて、別に保豆彌と云ふ、一種の物有りとなり、其の第十六章に、務羅登波、菴奈甫登乃
 味記、美支利非段利爾會比天、都嚙味乃五十九、阿世依伊路依、烏知爾保楚案乃烏都阿哪安剝天、保豆彌乎牟須比阿
 都无、可民者紀文仁伽波世闕多布、と有るは即ち中藏に有るを云ふなり、其の第九章、穴に通ふ差別と載せたる
 に、保楚波保頭乃毛登彌と有るは、謂ゆる身體の中府にし有りければ、此處即ち其の保豆彌の總括なる謂なり、次
 に、伊婆俚安奈波、保頭彌乎敷弊伊婆里袁伊陀斯と有るは、保豆彌の一身を巡り、腎の中に彌輪て、男女交通の時
 に、尿穴より道を得て出づると云ふ事なり（素問決氣篇に、腠理發泄、汗出漆々、是曰津、穀入氣滿、津澤注於
 骨、骨屬屈伸、補益髓、皮膚潤澤、是曰液、と有りて、凡ては、神經に沃ぐ靈液をも兼ねて津液と云ふが、此を
 別云ふ時は、體中の液の淡きを津と云ひ、濃きを液と云へり、大同類聚方に其を通志流と有りて、津を通、液を志流
 と云ひ分かつて是なり、若くて右の第五章に、保念乃汗知耳伊剝、彌萬之旨呂冥貞、須年登南剝、と有る須年は、和
 名抄に、野王云、髓和名須彌、骨中脂也と云ひ、腦和名奈豆岐、頭中髓腦也、と有る、是を合せ云ふなり、須年の
 須は、巢穴の義にして、骨中を云ふなり、年は黏と同じく、其の脂の如きを云ふ稱なり、倍、右に引ける如く、髓は
 須彌、腦は奈豆岐にて、別異なるが如しと雖も昔家名義抄に、髓字に、須彌とも、骨乃奈豆岐とも云ふ訓有り、此を

以て見れば、腦をも須彌と云ふべく、髓をも奈豆岐と云ひて、其の事違はざる可し、倍、其の奈豆岐、名著と云ふ事
 と聞ゆ、其の名と云ふ義は、傳二に、已に註へるが如く、名有れば物有り、物有れば業有り、業有れば成す事有る、
 即ち名と云ふ事の世に有る所以なり、然るに此の腦髓はしも、精神の府にして、其より五百津網延べたるが如く、
 許多の液道有りて、身體に彌輪として在りて、寒熱痛養を覺り、色聲香味を識り、生養言動を令成る所にし有りけ
 れば、其の覺り識るを指して著とは云へり、今も、心の其の物に寄るを心著くと云ひ思の其の事に及ぶを思ひ著くと
 云へる是なり、若くて其の腦の蓋と成りて圍む物を、顛と書きて、和名抄に加之良乃加波良と有り、加波良は即ち
 頭骨を云ふなり、此を以て、首頭を加之良と云ふも、本、腦髓を云ふに起れる稱なるを知べし、然れば同抄に、釋
 名云、首（和名加字倍）始也、頭（訓同上、一云賀之良）獨也、言處體、而獨貴也と有る加字倍は、神方なる
 可く加之良は、神實にして、右の腦を安置る由の稱と聞え、次に顛會、一云天窻、（和名阿太萬）一云顛、（訓
 同上）と有る阿太萬は、天靈の義なるも、右の腦ならずして、何をかは靈とは云はむ、（津液別篇に、五穀之精液、
 和合而爲膏者、內滲入於骨、補益腦髓、と見え、春秋元命包に、膏者神之液也と云へるは、右に引きたる第五
 章に、蕃豆波致旨補乃須俱別有滿記乎、愛羅美、須寸免豆、保念乃汗知耳伊剝、彌萬之旨呂冥貞、須年登南剝云々、
 と有るに符合へり、又右に云へる加字倍は、上部ならむと思ひしかども、元命包にも、人精在腦と云ひ、脈要精
 微論に、頭者精明之府、頭傾視深、精神將奪焉と有るなども、精氣の頭中に在る事を云へるにて、我が古意に叶ひ、
 又下に引ける説文に、思字を慮也、从心从囟と有りて、囟は、頭會囟也、象形と有りて、思慮の天靈に出づる義

なるは更なり、金匱玉函方に、頭者身之元首、人神之所注也と云へるなど、相同じかる者なり、) 儲、右に保豆禰を
 蕃豆とも云ひて、保は火氣、豆は水液にて、其に渾和り結ばれる謂の稱なりけり、故に其の保は、第三章に、保乃解
 波、久知與里伊剝、波奈與剝波故備且、奈伽和多仁保乃岐波故比且、美豆阿治乎訶母反、甫解乃暮世且、宇奈自與剝
 阿萬禰久、母登須治耳伊剝、民宇知仁免俱剝、奈訶味太仁訶反剝止士免天、奈可吳仁雄差牟と有る保乃解の事なり、
 此にて火氣の水味を醸して血液を造る状見るが如し、上に引ける第四章の文と、對較べて、其の然る所を曉る可き
 者なりかし、其の血液を奈可吳仁雄差牟と云ふは即ち心藏を云ふ、次に心藏は、火氣の出口なりと有るを考ふ可
 し、第十一章に、甫呷囉波、無禰知武差乃、奈伽母仁阿剝天、伽多致非差吳乃娛登玖、伊呂久麗奈位仁、汗知禹豆保仁
 天、知志保伽門反伊呂免、奈訶吳袁弘差无、報乃解乃泥衢撥儼釐と有る是なり、右に奈可吳仁雄差牟と有るは、火氣
 の經絡より傳ひて、元の心藏に還り終め納まることなるを、此に奈訶吳袁弘差无と云ふは、血液を醸し成し
 て、中心を主宰する由にて、大いに其の義異にして味有る所なり、混同に爲べからず、儲、此の血液はしも、上に引
 きたる第五章に、蕃豆波、致旨補乃須俱剝有滿記乎、愛羅美須須免且云々、と有る事の本と有るなり、又右に報乃
 解乃泥衢撥儼釐と云へるは、蕃豆の出口と云ふ事にして、其の心藏より出でて頭腦に至り、一身に滋蔓る形状、右の
 第三章の文にて心得べき事になむ、然れば心藏も、頭腦も、共に精神の舍なりと雖も、心は血液の中に神を抱たる
 者なり、腦は靈液の中に精を藏めたる者なり、所以に此を視聽せむと欲ふは、其の神の伸び出づるなり、已に視聽く
 事を得るは、其の精の引き入るにて、互に相離る可からざる所なり、故に右に中心と有り、天靈を阿太萬と訓める、



此にて神と精との義、相惑はしからざる者なるぞかし、又、心を甫俱囉と云ふは、本より火藏と云ふ事なるが、垂仁
 天皇八十七年御紀に、神庫、此云保玖羅と註され、天武天皇三年御紀に神府を然訓み、和名抄に、漢語抄云、寶倉
 (保久良) 一云神殿と有ると、全く同言同義なる事を思ふ可き者なり、(素問六節、藏象論に、心者生之本、神之處
 也、其華在面、其充在血脈と有りて、註に、心者君主之官、神明出焉然君主、萬物繫之、以興亡、故曰、心者生
 之本、神之處也、火氣炎上、故華在面也、心養血、其主脈故、充在血脈也と見え、靈蘭秘典論にも、心者君主
 之官也、神明出焉と有る注に、任治於物、故爲君主之官、清淨栖靈、故曰神明出焉と有り、又、宣明五氣論、又調
 理論にも、心藏神と云ひ大惑論に、心者神之舍也、本神論に、心藏脈、脈舍神とも有り、右等の事共を引きて、
 已に傳八卷に云へるが如く、上件の神傳に、心藏を奈可吳と傳へて中心の義なり、又、保俱囉と云ひて火の出入する
 所なるが、第三章に、保乃解波云々、阿萬禰久、母登須治耳伊剝、民宇知仁免俱剝云々と有る、其の如くにて、人
 の支體の物に觸れて知覺の用を成すは、其の火氣の、身中に彌輪るが故なり、人若寒氣に犯さるゝ時は、火氣其が
 爲に亡はるゝ故に、龜手と成る、其の時は物に觸れて知覺の用を成すこと能はず、此を以て火は物の神たることを知
 るべく、神は火に寓る事を知るべき者なり、) 今、其を天地開闢の始の事を以て、近く心得むとは、右の第二章
 に人身の成れる始は、天津靈水、火氣の二を交合せとは、古事記序に、乾坤初分、參神爲造化之首と云ふ時の御有
 状なり、此に、天地初判、一物在於虛中、狀貌難言と云ふ物は、右の水火氣の結び聚れるにて、即若浮膏と云
 へる是なり、若くて古事記に、如葦牙、因萌騰之物而云々、と有る、其の葦牙の如き物をば、此に清陽者、薄塵

而爲_レ天と云ひ、精妙之合搏易と有りて、其の水火氣二を交合せる中より、初めて保豆禰の成れる、即ち浮膏の如き物にして、正しく此に當れるなり、其の蕃豆_{ホツ}を産生し出せる火藏は、大地なり、又、蕃豆の上部に位して、一身を主宰れる状は、天日に當る可し、即ち可美葦牙彦舅尊はしも、其の天先づ成れる始の神に御在し坐すを、此に其の蕃豆は津速産靈神の所知看す御事と見奉るも、甚能符合ひて天地の造化と人身の成始と相等しきなむ、妙に奇異しき事なりける、故に其の御名の津は、右に謂ゆる蕃豆又保豆禰の事にて、俗に靈液と云へる是なり、速は生_{ハユ}又は榮_{ハユ}などと同じ事にて其の靈液を醸して、一身に彌綸しめ、衆_{モロクノソツ}務_{スモクササ}を統理め、庶_{モロクノソツ}事を摠_{フサネツカ}判_{ツカ}ち、萬物に感應_{アヒカマフ}て、妙に奇しき妙用_{ミライ}を致_チこらし給ふ由を以て、津速産靈神とは稱へ奉れる者になむ有りける、(素問舉痛論に、黃帝問曰、余聞善言_{ミライ}天者、必有_レ驗_ニ於_レ人、善言_レ古者、必有_レ合_ニ於_レ今、能言_レ人者、必有_レ厭_ニ於_レ己、如此則、道不_レ惑而、要數極、所謂明_レ明也と有_レるが如く、天地を講きて、人身の事明らかなり、人身を説きて、天地の理を知るなむ、此れ我が皇大御學の高く貴き故なりける、) 偕、伊久魂命と申す、亦御名御在し坐す御事は、伊久は氣_{イキ}にて生活_{イキ}く氣を云ふなり、然るは、彼の葦牙と云ふは、大地より萌え騰りて天日と成れる物なるが、天地相定りても、萬葉十九(四十四丁)に、天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知牟等、五百都々奈波布と詠めるが如く、天中に無數の氣脈有りて、天地の在り立てる謂是なり、若くて其を人身の上に考へ互すに、上に引ける第二章に、安萬都美佗麻、美豆保乃計乃不多通乎加波世保豆禰奈理と有るは、水と火氣との二を交合せるにて、保豆禰は水火の精粹_{クハシキモ}にして、氣と共に身體を循環_{ユキクワ}る物なり、然れば生産日神と申し奉るも、尤なる事にて、人の生活_{イキ}く事の本はしも、専ら此の大神の保たせ給ふに依るこ

となり、猶天孫降臨章第二一書、天津神籬の傳に就きて、彼の神祇官西院坐、御巫祭神八座の御事を合せて説くを見て曉る可くなむ、(素問六節、藏象論に、云々以養_ニ五氣、氣和而生_ニ津液、相成神自生と有りて、注に、五氣和化而、津溶液方生津液與_レ氣相副、化成_レ神、氣乃能生、而宣化也と有る、此を以て靈液と氣と共に相巡ることを明らかにむ可し、) ○市千魂尊は、伊知智武須毘と訓むべし、市は神名に神大市比賣命、又は市姫神、地名に天高市など云ふ市にて、人の集まりて營_{イナヒ}爲_{イナヒ}を成す所を云ふなり、傳十八に、和訓葉を引きて云へるが如く市は五十路の義なるが、此の千は借字にして、上の津速産靈神の津は、謂ゆる蕃豆にて、腦髓_{ナツキ}の事なるに次て、此は血液の義なる事、右に擧げたる大同類聚方第二章に、保豆禰奈理、知之保奈利と有る次第に因りて思ふ可き者なり、魂は武須毘と訓むべき事舊事紀に、津速魂尊、兒市千魂尊、兒興登魂命と並べ署せるを以て灼然かり、(又、其の今本の訓も、右の三所有る魂字、共に然訓みたりき、師は此の中に、布千魂尊をのみ、多麻と訓まれつるは、千は百千の千とし、魂は靈の義と見られたるにぞ有るべき、) 偕、水、火氣の二を交合せて、血液を營_{イナヒ}爲_{イナヒ}み醸る状はしも、已に上にも引きて云へるが、其處には其の血液の精粹きを撰み進めて、蕃豆と成る事件を主と云へれば、此には其の血液の較略を云ふべし、其の第三章に、保乃解波、久知與里伊剝、波奈與剝波故備且、奈伽和多仁保乃岐波故比且、美豆阿治乎訶母反、甫解乃暮世且、宇奈自與剝阿滿爾久母登須治耳伊剝、民宇知仁免俱剝、奈訶味太仁訶反剝止士免天、奈可吳仁雄差牟と有るは、火と氣と打ち合ひて、身體に循環る有状を云ふなり、其の文意は、火氣は、口鼻より入り運びて、先づ中藏に至り、其の運びたる火氣を以て水味を醸し、其を、心藏_{ココロ}より、火氣を以て上升せて、項より經絡に入り、身體に

循り、中藏に還り復元の心藏に納まるとなり、又其の第四章に、美豆波、能民區日乃安治萬計奈剝、久智與剝奈可
 味太仁、伊剝萬自倍、保乃解仁詞袋世天、甫乃岐能暮世、毛登寸治仁伊里伊路味底、知士甫登奈剝、保禰乎多止布、
 萬多可波半太反仁由久蒙乃波、伊路要奈區、民豆寸念斗奈剝須惠乎多登布と有るは、火氣の血液を導きて循環る状を
 明せり、其の語は水は飲食の味を設け備へて、口より入り、中藏に至り、火氣に交り醸しめて、其の心藏より、火
 氣に導かれ、升りて経絡に入り、色みて血液と成り、骨肉を湛ほし、又皮膚に行く物は、色目無く水髓と成りて、
 末を湛ふなり、右の第三章と相照して、其の然る所以を曉る可し、其の第三章に、「中藏に、火氣運びて、水味を醸
 へ」と云ひ、第四章に、「水は云々、中藏に入り交へ、火氣に醸せて」と有るを、右の譯文に、心藏なりと云ふは、第
 十一章に、甫呬囉波、無禰知武差乃、奈伽母仁阿剝天、伽多致非差吳乃娛登玖、伊呂久麗奈位仁、汗知禹豆保仁天、
 知志保伽門反伊路免、奈詞吳袁弘差先、報乃解泥衢撥儺釐と有るに依れり、又、此の報乃解乃泥衢撥儺釐と云ふは、
 右の二章共に、火氣升せて云々と有るに合せ見る可き事なりかし、（故に上に引ける第二章は、右に擧ぐる、第三、
 四二章の、大較の文なる事を知るゝなり、今も、其の心して訓む可くこそ、偕、右の第四章に、又皮膚に行く物は、
 色目無く、水髓と成りて、末を湛ふ」と云ふは、第五章に、訶波波多反波、寸惠奈剝、旨新波、毛登奈剝、味太布
 俱波、奈伽難剝と有りて、骨肉を本とし、藏府を中とし、皮膚を末と爲るに本就きて云ふなり、若くて其の文に保禰
 乎多止布と有るを、本を湛ふと云はむが如く、須惠乎多登布と云ふは、猶皮膚を湛ふと云ふに同じかる可し、又、此を
 以て、水液、血液相等しきを思ふ可くなむ、）血は水狀の物の摠稱なり、火氣に導引かれて循環り、巡り止まざる謂

にて、此の言道と云ふに等し、右の第一章に、知之保と有るは、色有るを云ふなり、傳八、二十一に云へるが如く、
 寶劍出現章に謂ゆる、八醞酒を、纂疏に、八醞、謂醇厚酒也、和訓八入折、蓋八度醞釀、猶如紅色一入再入之
 類也と有る入に同じく、右の第四章に、毛登寸治仁伊里伊路味底知士甫登奈剝云々と有るが如く、火氣と水味と、
 幾入も相釀し色みたるを云ふなり、和名抄に、野王云、血（和名知）肉中の赤汁也、脈（和名知乃美知）肉中血理也
 と有るは、水液の摠稱を知と云へる方にて、赤汁は實には知之保と云ふべき事になむ、其の血理は謂ゆる経絡の事な
 るが、大同類聚方に、知須地能和可知と云ふ條有りて、其の一に、和散能志南志南袁、志留仁能里安里、古禮乎知美
 知能濃里登伊布、知能美知仁、知能美知能久知、知能美知能南可、知能美智能於久阿利、古禮仁與利天、曾能和散能
 志南乎和可知天、久須能利乎左陀六扁志と有る、是は脈法を傳へたる者なるが、血理に、表中裡の差有る由なり、其
 の二に、伊喜散志波、安免都知能可世能伊里氏、有知能可世登安比且南留南里、知美知能可與比能、伊傳伊流伊喜散
 志仁、比登志喜者、耶末比南喜南里、耶末比有知仁安禮婆、知美知能可與比、美太留々毛能南里と有るは、天地の氣
 と、人身の知と、共に循環る事を載せたるにて、天相命と申す神君の據なり、其の三に、日登能知美知能可與比波、
 與都地末利古能多備仁登度末留、夜仁波多知末里與多備、比仁波多知末利與多備、阿波世天、比登比比登與仁、比登
 與呂豆美知末里耶本余尊能、伊喜乎比登々須と有る、此は氣と血と一に成りて、後れ先き立たずして、相共に循環る
 數を云ひて、即ち武乳速命の御名に由有るなり、是即ち血理の大凡なり、（血と云ふは、古に謂ゆる、肉中の赤汁な
 らざる證は、第二章に、始に先づ血液の事を云ひて終に萬多、可波半太反仁由久蒙乃波、伊路要奈區、民豆寸念斗奈

剝須惠乎多登布と有るにて知るべし、又、血と血液ナシホの差別有る事をも思ふ可き者なり、若くて此を司どり給ふ、市千魂尊の市に營爲イトナムの義有るは、第十一章に心藏の事を、知志保伽門血液反伊路免奈訶吳袁弘差无と有る是なり、又、五十路の意を兼ねたるは、第三章に、甫解火氣乃暮世且、宇奈自與剝、阿萬禰久母登須治耳伊剝、民字知仁免俱利云々、第四章に、甫乃岐能暮世、毛登寸治仁伊里、伊路味底知士甫登奈利云々と有る是れにて、心藏より五百ちの條理有りて、上り循り、還りて復元の心藏に納る、血液の運行に就きて、市とは御名に冠ぶらせ奉り、千は血の事、武須毘は、其の産靈神に御在し座す由なり、又、姓氏錄に出でたる、天相命と申す亦名の、相は會にて、離れて有る物の、一に成るを云ふ言なるを以て考ふるに、右に引ける血脈の差別を云へる、其の二段に、伊喜散志波、安免都知能可世能伊里氏、有知能可世登安比且、南留南里、知美知能可與比能、伊傳伊流伊喜散志仁、比等志喜者耶末比南喜南里云々、と有る、此は人の壯健なる、平生に就きて云ふにて、右の氣息は第二章に、保乃解波久知與里伊、波奈與剝波故備且、奈伽和多仁、保乃岐波故比且と有る其のことを、第四章に、美豆波云々、奈可味太仁伊剝萬自陪、保乃解仁訶裳世天云々、知士甫登奈剝云々、と有るが如く、天地の火氣の、口鼻より入りて、水味を醸して、血液と成り、天地の氣と血と、共に、身體を運動りて息止まざる、即ち天相命と申す所以是れなり、偕、又上に云へる、武乳速命と申す亦名は武は壯健ツツカなる意、乳は本より血なる事云ふも更なり、速は津速の速とは少か趣異にして、迅速なる義なり、其は右に引ける、伊喜散志波云々、知美知能可與比能、伊傳伊流伊喜散志仁、比等志喜者、耶末比南喜南里、耶末比有知仁安禮婆、知美知能可與比美太留々毛能南里と有りて、無病在病血脈時脈は氣血の循環速に、痛身に有る時は滯り凝る由なり、

即ち一日の氣數一萬三千八百四十息なると共に血の循環、ば血速と申す義ならむ事云ふも更なりかし、(此の武乳速命を舊事紀に天兒屋命の御名を書して、次に出せり、然らむには、天兒屋命の弟に坐せども、姓氏錄には、津速魂命男と所見たれば、天兒屋命の祖父に坐して、即ち此の市千魂尊の亦名なる可く見ゆるなり、) 偕神祇官、御巫祭神八座の中に生産日神に次ぎて、足産日神と申す御在し坐すは、正しく此の市千魂尊にて御坐し在すべく所思えたり、其は神名に、生島、足島神、又は生國、足國神、十種神寶に、生玉、足玉、神賀詞に、生日足能日と有るなど、竝べ云ふ例なれば、上に云へる如く津速産靈神即生産日神に御在し坐せば、其の神に亞ぎて相竝ばせる、此の神なむ其れなる可かりける、偕、傳三面足尊の下に註へるが如く、足とは、神の御面の不足ぬ事無く、具足はせ給ふ意の御名なるが、其は外面のことなるは、此は内裡の事血液を營イトナミツク爲りて、體中に五百綱延へて循らするが如く、巡る時は、氣血相調和アヒトひて身體を相保つ者なり、足産日神と申して、其の旨違はざること、此に在るべし、又天相命とも申せる、其も氣血の相調和を以ての御名なる事、右に已に註へるが如くなるが、凡て物の形質を成す機密モトキはしも、天地の氣中に、其の元質、精と云ふ物の有るが、相混濁アゴガリて整ひ成る事、傳一、傳二に註へれば、人身の結び成る所を以て、天相命と申さむ事、實に其の謂れ有るが上に、物の相渾濁、即言に足ると云ふ故有るを思ふ可し、萬葉二(二十三丁)天皇聖躬不豫之時、太后奉御歌に、天原、振放見者、大王乃、御壽者長久天足有と有るは、近江天皇の、御不豫御在し坐しける時に、天地の常在しへなる事に思ひ寄せて、慰や奉らせ給へるなるが、御壽命の御事に係けて、天足有と詠ませ給へる、然る可き古傳の有りけむを、思ほし出でての御事にこそは、御在し坐すべかめれ、(然れば、氣血の内に循環り

て、身命の壯健なる謂を以て、足産日神と、御名に負せて、稱へ奉れる者なる可し、市千魂尊と申すにも、天相命と申すにも、武乳速命と申すにも、足産日神とも稱へ奉る可き意は、餘有るまで有る事なり、平心に考ふ可し、○興台産靈神は、舊事紀には、興登魂命と作り、中臣本系帳には、居居登魂命と有る、共に此に云許語等武須毘と有るに依りて訓むべし、姓氏錄（左京神別上天神）に、中村連己都牟須毘命子、天乃古矢根命之後也と所見たり、神名式に、河内國若江郡仲村神社は、此の神に御在し坐す由云ひ傳へたり、然れば、中村連は此に起りたる氏姓にてぞ有りける、又同錄（左京神別中天神）に、畝尾連、天辭代命子、國辭代命之後也と有るを、又（和泉國神別天神）畝尾連、大中臣朝臣同祖、天兒屋根命之後也と有るに合せ考へて、師の古史に、天辭代命を興台産靈神に國辭代命を天兒屋命に、亦名と定められたるなむ、信に見抜かれたることにて、其（右京神別下天神）に、伊與部、高媚牟須比命三世孫、天辭代主命之後也と云ふこと有る、其は、上に已に註へる如く、此の興台産靈神の御祖父、津速産靈神はしも、高皇産靈、神皇産靈二神の御子に渡らせ給へれば、其の三世孫と申すは、興台産靈神に御在し坐すが故に、天辭代主命として、露計も違ふ所無き者なりかし、故に其の畝尾は、四神出生章第六一書に所見たる畝丘にして、古事記に謂ゆる、香具山之畝尾の事なれば大和國十市郡なる、天香山に就きたる氏姓なるに、伊與部と云ふも、其の香山の片端なる天山の所在、即ち伊豫國なるも、由有るが上に、神功皇后御紀征韓の事の御諭御在し坐して、名乗り出でさせ給ふ中に、於尾田吾田節之淡郡一所居之有也、問亦有耶、答曰、於天事代、於虛事代玉籤入彦嚴之事代神有之也と有るに、釋紀に、神名式阿波國阿波郡二座建布都神社、事代主神社と有るを、仙覺が萬葉抄に引ける、阿波國

風土記に、「虚より零降りたる山の大きなは、阿波國に零降りるを、天祝詞山と云ひ、其山の碎けて大和國に零り著きたるを、天香山と云ふとなむ申す」と所見たれば、其の山に由有りて、彼の國に御在し坐すとも所思しきなど、其の事の打ち合ひて離れざるに、心を深めて思ふ可くなむ有りける、（天香山、天山天祝詞山の、天降りし事は、傳十七卷に委しく云へり、神名式に、十市郡天香山坐、櫛眞命神社、大月次新嘗、元名太麻等乃知神と有るは、天兒屋命の亦名に御在し坐して由有り、又、阿波郡なるも、大己貴命の御子の、事代主神ならむと、先には思ひしかども、右の御名乘にて見れば、事代神と有りて、天辭代命國辭代命と有ると御名の狀等しければ、決く其の神なり、同郡二座の一は、建布都神に御在し坐すに就きても、其由御縁なむ御在し坐しける、）又、古史第六十段徴に、「藤原系圖に、天津兒屋命、本系帳云、興登魂尊、娶玉主命之女許登能麻遲媛命所生と有るに、其の玉主命と申すを、亦名天石門別安國玉主命と申す事は、度會延經の神名式考證に、考記せるに依れり」と云はれたる是其の后神の正説なり、其の事既に傳十七に註へりき、其の玉主命は神名式に、土佐國吾川郡、天石門別安國玉主天神社と有る是なり、阿波國に、右の於天事代、於虚事代、玉籤入彦嚴之事代神の御在し坐しけるにも叶ひ、又同式、遠江國佐野郡、己等乃麻知神社所見たるは、其の興台産靈神の后神に御在し座し、又阿波々神社坐せる、此の神も共に、天石門別神の御女に御在し坐せるに、阿波の國名を以て御名に負はせるなど、由有る事になむ、楮、此の后神は、正しく遠江國に御し坐すなるに、其の妹神を祀れる神社の主々しきは、古より聞えざりけるに、彼の神名式に、攝津國八部郡、長田神社（名神大、月次、相嘗、新嘗）なむ其れなりけると、始めて知り得たるぞ、甚々尊き神の賜物には有りける、（其の委

しき事共は、神功皇后御紀の傳に云ふべし、今も、此の御社、長田村と云ふに立たせられ御在し坐して、御榮え坐せり、偕、此の御社は兵庫津と云ふを係けて、其の近在多く御氏子なり、然るに、其の氏子と有る限りの人々、老少を云はず、鶏を始め、諸鳥を喰ふ事、大に忌み、鶏卵たりとも、誤りて喰ふ時は、現罰を蒙り奉ることなるが、其の故由今知る可からずと雖も、今此の説成りて思ふに、日神の磐戸に隠り御在し坐しける時に、其の御子思兼神の思議にて、常世之長鳴鳥を聚へて、長鳴せしめられし事有りければ、然る功有る事を思ひ議り坐すから其を殺して喰ふ事を甚だしく惡ませ給ふ者なる可し、名義、上件津速産靈神は靈の神に坐し、市千魂尊は心の神に坐して、其の津速産靈神は氣と共に御在し坐し、市千魂尊は形と共に御し坐して、功用を幸はへ御在し坐す准らひに、此を思ひ惟ふに興台は心足なるなり、右の津速産靈の神を差して、未だ靈の神とは云ふべからず、市千魂尊を差して、未だ心の神とは云ふべからず、此の神に至りて、實に靈と云ひ心と云ふ物は、正しく足り整ひて、御名にも、玉積産日神と負せ奉れる事の意をも、先づ思ふ可し、偕又此に云ふ許々は、許々呂と云ふに等しかる可し、其は、傳十七に引ける、鎮魂歌に、一二三四、五六七、八九十と有る八九十を、夜許々能多理夜を、師の彌心足哉の義に説かれたるは、然る説なるを、其を日文には、此布美用伊牟那夜許登と有る、此を以て、彌を夜に、心を許に、足を登に切め云ふことを知るべきなり、故、此の御子の、八意思兼神を、天兒屋命と申せるは、倒反にして、意彌の義なること已に、傳十七に委しく註へるが如し、足又取とも通ふ可し、人を數ふるに一人、二人と云ふは、一足、二足の義なるを、多理とも登理とも唱ふる是れなり、偕、右に云へる如くして、上の二神にて靈と心と人身に備はれりと雖も、神物にし

て、我が用に非ず、其は右にも、下にも云へる如く、靈と心と二の差別有りて、凡ては、美多麻と云ふべき廣き方なるを、然區て云ふにこそ有りけれ、其れを我有として活用の出で来るは、即ち心の所爲なるなり、故に古書に神の御託などに、其神之御心者也と書して、御靈と云はざるなり、其は、靈と云ふは廣くして、心と云ふは狭ければ、其の指す所約なるが故なり、偕、其の美多麻を本として、漸次に足ひ満ち整ひて、我が心と云ふ一箇の物に自然に凝り固れる、即ち是れ心足ると云ふ者なり、此の神を玉積産日神と申すも斯る所由に因る事なり、(職員令、鎮魂義解に、招離遊之運魂、鎮身身體之中府と有る、招くにも鎮むるにも足ると取るとの義を備へたるを思はば明かならむかし、)偕心は傳十七に註へるが如く許と云ふが本にて、其の許を重ねて許々と云ひ、下に形状の言を添へて、許々呂と云ひ、上の許を省きて許呂とも云へるを、其の短長共に、凝と云ふ義なる者なりかし、一に、心を唯に許とのみ云ふは、上に引ける大同類聚方第三章保乃解條に、奈可吳仁雄差牟、第十一章甫呷囉條に、奈訶吳袁弘差无と有るは、共に中心の義にして、神宮の心御柱、又、刀劍の莖を中心と云へるに同じ、和名抄海菜類に、本朝式云、於期菜と有るは、下に擧ぐる心太と同じ物と聞ゆれば、大凝菜の義なるなど、心を許と云ふ例是れなり、二に許々と重ね云ふは古事記高津宮段に、岐毛牟迦布、許許遠陀迹迦と見え、右に謂ゆる鎮魂歌の八九十は、彌心足なり、又歌詞に云ふ許知を、俗に心地と書きて、知は助字なる是れなり、三に、許呂と云ふは、田心姫命彦屋主田心命の心は、許理と訓む事なり、和名抄に大凝菜、本朝式云、凝海藻古留毛波、俗用ニ心太二字、云ニ古々呂布止と所見たり、此を以て、許と云ふも、許々と云ふも、許々呂と云ふも、共に凝の義なるを明らむ可き者なり、(委しくは、右の傳十七卷、天

兒屋命の下に云ふを見て知るべきなり、此は、其所と見合せむ料に、其の要を採りて云へるのみ、若て或説に、興台を心利と説かれき、今、心足と云ふと異なるが如しと雖も、利とは、物に感應る事の敏捷きを云ふなれば、心の彌足ひに満ちたるに非ざれば出来ざる事なれば、其の旨一に歸るを、心足は體なり、心利は用なりと云ふ程の差は有る事なり、心利の例は、萬葉十一（十五丁）に、勲、片念爲敷比者之、我情利乃、生戸袋名寸、十七（二十七丁）に、伊尼多々武、知加良乎奈美等、許母里爲底、伎彌爾故布流爾、許々呂度母奈思と有るは、心の行ふ事に云ふなり、其の倒反にして、利心と云ふは、十一（六丁）に、伊田何、極太甚、利心、及失念、戀故、十二（七丁）に、從聞、物乎念者、我胸者、破而摧而、鋒心無、二十（五十四丁）に、安佐欲比爾、禰能未之奈氣婆、夜伎多知能、刀其呂毛安禮波、於母比加禰都毛と有る是なり、能々歌の意を解きて曉る可し、偕、其の利心を聰神と云へり、十二（八丁）に、丈夫之、聰神毛、今者無、戀之奴爾、吾者可死と有り、又、源氏空蟬卷（四丁）に、「碁打ち竟て、消さずわたり、心疾げに見えて、際々しう早速けば云々」、胡蝶卷（十九丁）に「御心様の思ひ出でらる節節無くやはと、微笑て聞え給へば、甚切心疾と思ひて云々」なども見えたる、此を以て見れば、利心は聰心、心利は心聰と云ふ事にして、崇神天皇御紀に、天皇の御事を、識性聰敏と書され、倭迹々姫命の御事を、聰明、叡智、能識、未然と有る、聰敏又聰明の類にし有りければ、興台は心聰の義なる者なり、（聰を佐登志と訓む、佐は發語にて、利と云ふと、同じ義なるを思ふ可し、偕、世に心鈍き者を指して心の足らぬ者なりと云ふは、心利即ち心足の義なればなめり、）偕、上にも粗云へる、玉積産日神と申し奉るは、此の興台産靈神に御在し坐せりと云へる、玉は借字にして、靈な

り、天神の賦與し給ふ所を以て云ふなり、積は留とも作る字の如くにして、物を充滿る義にして、今、俗にも都牟流と云ふ是なり、然れば上に謂ゆる、心足にも、心利にも、其の義相通ひて等しかりければ、津速産靈神に、生産日神と申し奉る、亦御名御在し坐すを始として、市千魂尊に、足産日神と申す意有りて、其の旨相叶へる上は、此の興台産靈神に、必ず然る御名の御在し坐すこと、何かは疑はむ、且、上に引きたる、藤原系圖に出でたる、其の后神に、言語を以て御名に負し給ひ、其の御舅に、玉主命と申し奉る御名の御在し坐すなど、旁由有る事なるを、思ひ合す可き者になむ有りける、（此の玉積産日神を、鈴屋大人の太祝詞後釋に、「都米は留むなり、浮れ行く靈を留め給ふ御靈に坐す神なり」と云はれたるは、猶當らず、又師説に右の三神を、伊弉諾大神の司命に渡らせ給ふ御名なる由に云はれたるも、猶未だ盡されざりける者となむ思しき、）○興台産靈神の亦御名を、辭代神と申し奉る御事はしも如何と云ふに上にも註へる如く、此の神の后神を、許登能麻遲媛命と申し奉る事なるが、許登は言なり、麻遲は久慈眞智命の眞智に同じくして、太占に依れる御名なり、又此の神を、天辭代命と申すに並びて、御子天兒屋命を、國辭代命と稱へ奉れるは如何と云ふに、御父興台産靈神はしも天降り坐さざるが故に、天と冠申せるを、其の神は天神御子の供奉として天降り坐せるを以て、國辭代命とは申せるなるが、其の辭も言なりけり、下に、天兒屋命云々、廣厚辭祈啓矣、于時、日神聞之日頃者人雖多請、未若有若此言之麗美者也と所見たる言即ち是なり、偕其の許登と云ふ義はしも、心音と云ふ事にして、心應に言はむと欲ふ時は、身體の中府に充滿たる靈根の元氣、身外に出でて、天地の風氣を引下り、聲に見はず時に、心喜ぶ時は其の聲和やかに聞え、心怒る時は其の聲變りに響きて、人の心に傳ひ入り

て其の意を識らしむ、此即ち言靈なる者なり、(上に引ける、大同類聚方に、伊喜散志波、安免都知能可世能伊里互、有知能可世登安比互南留南里と有るが如く、人常に、天地の氣を呼吸して、氣息を成すと雖も、其は心に思ひ無くして、知らず知らず物爲る事なるが故に、其の氣息には靈無きなり、然れども、唯の氣息と雖も、心を入れて出す時は、彼の四神出生章第六一書に、然後、伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰、級長戸邊命、亦曰、級長津彥命、是風神也と有るが如く、氣息より神を生み坐せり、又、其の第十一書に、于時、入水吹生磐土命、出水吹生大直日神、云々、吹生大地海原之諸神矣と有るは、彼の穢惡を吹き撥はむと所思ほす御心にて、物爲させ給へる故に、斯る信驗の有りけるにて、言靈の幸有るに、然しも異らざる者なり、偕、右に云へるが如く、言語を成すに、天地の氣は風と成りて物を動搖す者にて、人の音聲即ち風なり、此の氣息に元より心無しと雖も、情有る聲を相添ふる時は、心有る音と成りて、思ふ事、凡て言語に見はるゝ者なり、然れば、心は聲に依りて見はれ、聲は氣息に依りて見はるゝ所の者になむ、) 辭代の代は借字にして實字の義なる可し、崇神天皇十年御紀に、物實、此云望能志呂と有る是なり、何をか實と云ふぞと云ふに、右に云へるが如く、辭は心より出で来る者なるが、其の其心足ふ時は、心に物を知ると云ふ、謂ゆる心聰ココロトと成りて、其より聲音に出して、言辭と成る者にし有りければ、其の言辭の實は即心にて、靈を云ふなる謂れを思ひて、此の代の意を察らむ可き者になむと有りける、然れば、辭代命と申して、唯に言語の神と申す義なる者なり、偕、寶鏡出現章第六一書に所見たる、大國主神の御子、事代主神御在し坐すは、同名異神なり、思ひ混ふ可からず、其は、御父大國主神の和魂の御名を、大物代主神とも、大

物主神とも申し奉るに對へたるにて、物代は國土を所知看す謂、事代は其の政務を執り行はせ給へる謂にして、物を知りことを知ると云ふ義なれば、此とは相等しからざる者になむ、(師は、其の事代主神を、言の信を立てさせ御在し坐して、御父大神をも云ひ進めて、此の國土を天神御子に避け奉らし、由に因る如く説かれ、此の天辭代命、國辭代命の辭代は、事知の義にして、物知と云ふに等しく、思慮の智御在し坐して、事物の然る所以の宗源を知り給へる意なる由に説かれて、予が今云ふ説とは異なり、其の説の可否は、後人の定に任す可し、) 斯在ば、辭代神と申して、猶言靈神と申さむが如し、美濃國神名帳に、池田郡正五位下事玉明神、上野國神名帳に、碓氷郡從四位下事玉明神と有るは、若くは、此の神を祀れるなる可し、偕、此の言靈の事は、傳四五に已に委しく云へるが如く、二柱御祖神の、唱和の御詞に始まりて、言過たせ御在し坐しては、生み給へりし御子良はしからず、言の次第宜く唱和し給ひて、其の生み坐る御子、甚美好く御在し坐りけるなど、其の言靈の祥瑞、眼前に善くも悪くも所見たりけるは、全く、其の言毎に、其の備りたる御靈の、令然給ふ所になむ因れりける、萬葉五(三十一丁)に、神代欲理、云傳介良久、虛見通、倭國者、皇神能、伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、加多利繼、伊比都賀比計理、今世能、人母許等期等、目前爾、見在、知在(下略)と有るに合せて、其の趣を知る可き事なり、又十三(十丁)に、葦原、水穗國者、神在隨、事舉不爲國、雖然、辭舉叙吾爲、言幸、眞福座跡、恙無、福座者、荒磯浪、有毛見登、百重浪、千重浪敷爾、言舉爲吾、反歌、志貴島、倭國者、事靈之、所佐國叙、眞福在與具と有るも、恙無く福くと言舉ぐる時は、言靈の所佐けて然有らしむとなり、又十一(十三丁)に、事靈、八十衢、夕占問、占正謂、妹相依と有るは、辻占を

爲るに其の過ぐる人の言を以て占ふ事なるが故に、妹も相依るべき言靈を欲する由なり、又、仁明天皇御紀奉賀三十四寶算長歌に、申上流、事之詞波云々、此國乃、云傳布良幸、日本乃、倭之國段、言玉乃、當國度會、古語爾、流來禮流、神語爾、傳來禮爾、事乃任萬爾云々と所見たる、此も言靈の正しき徵有る由を以て、當國とは云ふなり、偕、斯る祥の有るなるは、言に就きたる心の有るにて、其の心即ち言靈なるが、即て此の興台産靈神の、言靈神と御在し坐して主どらせ給へるにてこそ有りけらし、(其の外、中昔の書共にも、此の言靈の事を云へるなむ多在りけるを、今此に一二を擧げむと爲るに、其は、二柱御祖神の唱和の御事に就きて、已に併せ説きたれば、其所に委ねつる者なりかし、)若くて神名式に所見たる、神祇官西院祭神八座の中に御在し坐す中なる神を、祈年・月次等の祭詞に、辭代主と作れたるは、古く書き傳へたる任なるにて、此の天辭代主命になむ御在し坐しける、但、上にも云へるが如く、玉積産日神と申すも、此の興台産靈神に御在し坐すなるに、一神の、二柱に別て祭り奉らむ事は如何なる事なれども、餘社にも例多き事にて、此も、一は靈留の方を以て祀り、一は言靈の方を以て祭れる者と所見たり、且天兒屋命をも國辭代命と申せば、同じ御功に御在し坐すから、併せて別に齋かれたるにも有るべくや、偕、其の八座の中に、神産日神、高御産日神二柱は、萬の物をも造り成し給ふ皇産靈神に御在し坐せば、今云ふ限りに非ず、次に、生産日神は氣息を主どり、足産日神は形體を主どり、玉積産日神は神靈を主どり御在し坐す神なり、次に、大宮賣神、御食津神、辭代主神三神は、其を養ひ育てさせ給ふ御靈の神に御在し坐せり、故に其の大宮賣神は、造酒司に坐す神にて、豐受大神の酒を主どらせ給ふ御名なり、生産日神に應ひて、天地の生氣を、百草萬木に醸して、

呼^{ツクイキ}以て陳^{フル}きを出し吸^{ヒクイキ}以て新なるを迎へ入れさせ御在し坐して、活き榮えしめ御在し坐す神に渡らせ給へり、次に、御食津神は、謂ゆる豐受大神に御在し坐して、或説に、衣食住の神に渡らせ給ふ由云はれたるは、實に然ることなるが中に、殊に人身に、一日片時も無くては得有るまじかりける、緊要と有るは食物なれば、足産日神の持たせ給ふ形體を養はせさせ御在し坐すなむ、此の神に御在し坐しける、次に、此の辭代主神は、言語を主どらせ御在し坐す神なるが、上の玉積産日神に應はせ給ふ由は、靈の活用を成すは言語なるが、又人の言靈を受けて、我が神靈を太くす、是れ言語の神靈を養ふ所以なり、若此く、氣以て氣を養ひ、形以て形を養ひ、神以て神を養ふが故に人身を保つと雖も、豈我自ら此を保つと云ひてむや、別に神の御在し坐して、此を保たせ給ふことなるが故に、其の詞に、皇御孫命御世乎、手長御世登、堅磐爾常磐爾、齋奉、茂御世爾、幸爾奉故爾云々と有るなり、又、萬葉十一(七丁)に、寄物陳思歌に、千早振、神持在、命、誰爲、長欲爲、又(二十八丁)、靈治波布、神毛吾者、打棄乞、四惠也壽之、惜無と有るなども、能く其の意を得て詠める者なりけり、(偕、人身の事を摠云ふには、右の如く氣と形と神と三のみなるを、其の造り成し給へる元より云ふ時は、傳八卷に註へる狀にて、風、火、金、水、土の謂ゆる五元神の御結に依れる事にて、風、火は氣なり神なり、金水土は形なり、然れども、神祇官にては、其の人體を成せる上より祀らるることなるが故に、氣に生産日神、形に足産日神、神に玉積産日神を齋かせらるゝ事にて、其の氣を養ふに大宮賣神、其の形を養ふに御食津神其の神を養ふに辭代主神をも、併せ祭らるゝなり、此の故由中々に少縁の事にし非ざりければ、此に今盡す可からざるなり、天孫降臨章第二一書、天津神籬の傳に就きて云べきなり、)偕、右に、言語以て神

靈を養育する事や如何にと云ふ、人の言語の活用はしも、我が思ふ事を人に語りて知見を弘く成らしめ、人の知れることを我が方に聞き入れて意識を深く成すなど、是れ即ち彼が神を育て、我が靈を養ふなり、小兒に日月を指して都紀比と教へ、東西に向ひて比賀志邇志と諭すも言語にて、其の受くる小兒の心に、此は日月、其は東西と辨ふるも、言語を以て曉る事なるが、年月の立つに隨ひ、長成るに就きて、稍物の心をも思え、書典を讀み、師父に聞きて、和漢の事をも知り、世間の情態をも心に留むる、其の書典は何ぞ、文字にして、即ち言語の目標に非ずや、情、天地を摠ねて遺す所無き者は言語なり、世中を合せて至らざる限無き者は神靈なり、如何なる事をか言には云はれざらむ、如何なる事をか學ばむに曉り得々ざる事の有らむ、鈴屋大人の譬に、「神の御靈は、一の火の如くにして、其を何千萬に別ちても、其の火は、各其の火にて燃ながら、猶本の火は、本の火にて明らかなるが如く神も御靈を幾箇にも別ちさせる事なるが其の分靈の方は如何に太く大なる御稜威の坐せらむにも、猶本の神は、本の任にして尊く坐せり」と云はれたると同じ事にて、言語を以て人に事を傳ふるも然り、其の師たる人の精神は、一の火なり、其の師より受けて記聞を博むる、弟子の方には、各其の何千萬にも別てる火を得るにて、師の靈の、其に添ふにては有れども、師たる人の靈に損無くして、却らまに、其の徳を太く大に爲るは、言語は我が精神の使令にして、其の精神は、天地の神靈と、専ら同じ事なる故になむ有りける、(然れば、教ふるは我が靈を人に分ち授くるなり、學ぶは人の靈を受けて、我が心を養ひ育つるなり、師弟授受の事に局らず、視、聽、言、動の事に就きても皆然なる者なり、心を廣め、靈を太く爲るは、皆言語に在る事にて、外物の關係る所に非ざる者なり、氣を養ふに、氣を以て爲ざれば息絶え、形

を養ふに、食物の質を以て爲ざれば、飢を瘠るゝ事は、人能く知れども、靈を養ふは、言語に在る事を思はざるは、甚々速無き事になむ、)○天兒屋命、傳十七に云へり、情、此の神を、思兼神とも申し奉るに就きて云ふに、其の始め津速産靈神はしも、氣を元として腦髓の神なり、次に市千魂尊は、血を主として、心藏の神なり、次に興台産靈神は、其の二を合せて、神靈の神として、心神を主宰らせ給ふ神に坐せり、情、其の心の惟神なる天性の有る、此に性字を書きて佐賀と訓めり、其の義は、已に傳十三に註へりき、若く人の心はしも、見る物聞くことに就て感動く者なるが、其の動きて表に見はさざるを情と云ひ、動きて裡に藏め難きを思と云ふめり、情、其の情と云ふは、八洲起元章第一一書に、天神以_ニ太占_ニ而_ト合_{ラフ}之_ト有_ルも、情合_トと天神の兆に見はし給へる事を、二神の御情に合はする義にて、古事記の此の段に、召_ニ天兒屋命_ニ、布刀玉命云々、而令_ニ占合麻迦那波_ニ而云々、と有るも右に同じ、四神出生章第十一書に、故伊弉册尊、耻恨之曰、汝已見_ニ我情_ニ、我復見_ニ汝情_ニと有るも、汝已に我が情を見て恨みさせつ、我復汝の情を見て恨みられむと、争を求め給へるなり、其の恨と云ふ事に就きて、桂譽重の説に、「説文に、情人之陰氣有_レ欲者、从_レ心青聲と有るに就きて考ふるに、其の欲を、情の任に遂ぐる時は、恨むる事も、羨やむ事も無きを得遂げずして止ぬるから、恨みもし、羨やみも爲る事にて、其所に、情意の残り滞れるに就て云ふ語なれば、情聚又情止にてぞ有るらむ」と云へるは、然る言にて、凡て宇良某と云ふ語の類は、皆此の情の言を本として成れる語なり、情と云ふは、奥より見え難き所なるを、然る隈々しき心をも索隠_トて知るは、太占なる故に、天孫降臨章第二一書に、且天兒屋命、主_ニ神事之宗源_ニ者也、故伴_ニ以_ニ太占_ニ之_ト事_ニ而奉_ト仕焉_トと有る、情とトと、事は別なれども、此の

神の御上に取りて、由有りげなる事共になむ、(字良は内裡なる事、右に云へるが如し、此に反して、己が心にも無き事を口に任せて打ち出づるを、虚言と云へるを以て知れるなり、偕、右に引ける説文の段注に、董仲舒曰、情者人之欲也、人欲之謂情、情非制度不節、禮記曰、何謂七情、喜、怒、哀、懼、愛、惡、欲、七者不學而口、左傳曰、民有_二好、惡、喜、怒、哀、樂、生_三於六氣、孝經援神契曰、性生_三於陽、以_レ理_レ執、性生_三於陰、以_レ繫_レ念など所見たるなり、)又、情の却らまに、思と云ふ事有る、其は世に灼き事ながら、少か云はむに、海宮遊行章第四一書、海神の、玉を授け奉れる所に、乃以_二思則潮溢之瓊、思則潮涸之瓊、副_三其鈎_二而奉_三進之と有るは、言に擧げずとも、心に思を起す時は、潮の溢ちもし涸れも爲る事を申し給へるにて、思とは、心の表に見はるゝを云ふなり、又古事記玉垣宮段に、本牟智和氣御子の、御言語坐さざるに就きて、鵠を獻上れる所に、亦見_三其鳥_二者、於思_三物言_二而、如_レ思爾勿_三言事_二と有るは、其の鳥を先に見行し、時に、唵鳴し給へるが故を、其をだに見せ給はゞ物言はむと思ほしけるに如_レ思爾勿_三言事_二と有るは物言はむと爲させ給ふ御心は、表に出でさせ給ひながら、終に云はで止み給へりしとなり、古今集に、「耳梨の山の梔子得てしがな思ひの色の下染に爲む」と有るは、緋色に係けたるなれば、辭の比を、正しく緋の如く唱へたりし者なり、思の淤母は、面なり、比は布閉と活けども、元は比は靈の義なるにて、面に其の心の表はるゝを云ふなるにこそ、右の情は卜に由有りて、此の天兒屋命の所知給ふ御所爲なるに合せて、此の思も、此の神を思兼神と申し奉る御名に、所謂有る事を思ひて、此の神の世に幸給ふ恩頼をなむ、思ふ可かりける、(思字、説文に、慮也、从_レ心、囟、从_レ有、を、同書に、囟を、頭會腦會也、象形と有れば、上に引ける春秋元命包にも、人精

在_レ腦と云へるに等しく、思慮の頭腦に出づる事をも合せ曉る可き者なり、)○遣は、紀中に麻陀須と訓み、奉遣を、多氏麻陀須と訓める、共に奉り出すの略に、奉入の對なり、海宮遊行章第七一書に、是後豐玉姬云々、故_二遣_三女弟玉依姬、以來養者也、神武天皇御紀に、時長髓彦、乃遣_三行人_二、言_三於天皇曰(下略)と有るなど、枚擧ぐるに違非ず、續紀第五十六詔、本興利、朝使其國_二遣之、其國興利進渡_三麻里と有る、鈴屋翁の解に、「進渡は、麻陀志和多志と訓むべし、使を奉るを云ふ、續後紀十九、渤海國王の使に賜へる詔に、彼國乃王、一紀乎爲_レ期天、朝拜_レ乃使進度_三須倍志、然乎云々、又、國乃王、差_三王文矩等_二進度_三之、天皇我朝庭乎、拜奉_三事乎云々、三代實錄二十一にも、同國の使に賜ふ詔に、國乃王、楊成規乎、差_三天進度_三天云々、同三十一に、同國の使に賜ふ太政官の宣に、彼國王、此制_二違天_一、使乎奉_三出世_三利_二など有り、凡て、麻陀志と云ふ事は、尊き所へ使を奉り、或は物を進獻るを云ふなり」と有るにて、甚々明らけし、萬葉にも、十(五十八丁)に、秋都葉爾、爾寶敝流衣、吾者不服、於君奉者、夜毛著金、十一(二十丁)に、情左倍、奉有君爾、何物乎鳴、不云言此跡、吾將竊食、又(二十二丁)、心乎之、君爾奉跡、念有者、縱比來者、戀乍乎將有と有り、十五(三十六丁)に、麻蘇可我美、可氣互之奴敝等、麻都里太須、可多美乃母能乎、比等爾之賣須奈と有る、麻都里太須は、其の麻陀須の委しきにて、正しく奉出の字に當れる訓なるなり、(高光集詞書に、西宮に文奉出したりける云々、又、忠清の衛門督、五節にて、奉出し給ふに云々、橘の生たる枝に、實を取り、うてい、其に入れて奉出すとて、右に云へる如く、此の麻陀須は、卑しきより尊き方へ、使に在れ、物に在れ、進獻り出す義にて、出すは其の出し遣る方に係れるを、其と同じ義を以て、卑しき方より尊き所へ、人に在れ、物に在

れ、進獻る事を、奉入と云へり、祝詞式に、齋内親王奉入時と有り、萬葉二卷に、從吉野、折取蘿生松柯遺時、額田王奉入歌と所見、又仁明天皇御紀、天長四年詔に、奉入、三代實錄三十卷に載れる詔に、進入と見え、名義抄に、獻納を多氏麻都理伊流と有りて、古事記朝倉宮段に、賜入と有る、入と同じことなり、此は其の入奉る先の方を主とせる言にて、出と入と、言の差は有れども、其の趣一なる者なり、序に心得置くべし、○使祈は、能美麻袁佐志米伎と訓むべし、其の言義は、正書に、計其可禱之方と有る下に、傳十七に書せり、即下に、云々而廣厚稱辭祈啓矣と有るを云ふなるが、此は諸神の然令しむる事を云ひ、下は其の神の自ら然爲給ふを云ふ所なり、(猶能牟の委しき事は、下の祈啓の所に云へり、考へ合す可し、) ○握は、正書に掘字を書けると等しく、佐禰許士爾志氏と訓めり、其の訓同じくして、別に字を混らはしく、此に換へて用ひらる可きに非ざれば、通證にも、握諸本作掘と云へるは、實に然る言なりけり、掘と握とは、字畫相近きが故に、此には誤てる者なる可し、且傳十七に、記傳を引きて云へるが如く、此の言は、俗に云ふ根引きに爲る事なりければ、掘字にては、如何に見ても叶へらず、然れども容易く改め難き所由有り、下に引ける、皇太神宮儀式帳は、全く此と同じ傳なるが、其の文に、天香山仁立、握眞坂樹云々と有れば、同じ事を、然二所に誤る可きならざれば、元より然書かれたりけむも知るべからず、(又、此の握字は、爾岐流とも、登流とも、母都とも、都加牟とも訓む字にて、掘取の義無ければ、右の佐禰許士爾志氏の訓と、相叶はざれば、此にても、此の握字には非ずして、掘字なる事、決き状なりかし、) ○上枝は本都延、下枝は志豆延と訓むべし、其の説、傳十七に云へり、○鏡作の事は、第二書鏡作部の下、傳十九に註せり、○天拔戸は、第

二、二書に天糠戸と作り、即ち饒速日命に御在し坐して、日神の御靈鏡を鑄作り奉り、其の大御心に協へ奉らして、終に磐戸を開かせ御在し坐して、出し給へるは、専ら皇太神の、御像鏡に愛でさせ給へるなり、故に其の磐戸を抜き開ける由に因みて、天拔戸神と御名に負はせ御在し坐すなり、其の天照國照彦天火明櫛玉饒速日命と申し奉るに就きても思ひ合す可き事共有りて、已に傳十九に委しく説へりき、(予、右の説出で來ざりし以前には、天拔戸神は額突處神にて、諸神の、此に神集ひて祈み申さるる、壇場に就きて由有る神名には御在し坐さざるか、萬葉四卷三十二丁に、額衝と云ふ語有り、五卷四十丁には、額拜と作り、其は漢籍に、稽首、又は稽顙、又は頓首と書けるを、稽首は、周禮九拜之初拜也、謂屈首至地也と云ふに當れり、其を俊賴朝臣の、「始無き罪の積りの悲しさを奴加の聲聲口説つる哉」と詠まれしは、奴加豆久を略きて、唯に奴加とも云ふなめり、然れば、拔戸の拔も、其の義ならむと思ひしは、猶至り深からぬ程の説にて、今は云ふにも足らずなむ、) ○已凝戸邊は、口訣に、石凝姥也と有り、傳十八に、此の文を引きて註へるが如く、士清が通證に、今按、已與石字畫相近、故誤之歟と云へるは、實に然る説なり、記傳八(二十七丁)にも、「已凝戸邊の已は、石字の誤なり」と云はれ、古史徵に引かれたるには、天拔戸已凝戸邊と有りて、古人の説打ち合ひて、實に然こそ所思しかりければ、字は姑く本の任に在りながら、訓は其の意を得て、正書に、石凝姥、此云伊之居梨度咩と有るが如く訓み付けたり、○玉作は、第二書、玉作部遠祖豐玉者造玉と有る下に、傳十九に註せり、○伊非諾尊兒天明玉は、口訣に、羽明玉也と有る是なり、此も右の同じ所に引ける、姓氏錄(右京神別上天神)に、玉作連、高魂命孫、天明玉命之後也(下略)と見え、又(右京神別天下

神)玉祖宿禰、高御牟須比乃命十三世孫、大荒木命之後也又、(河内國神別天神)天高御魂乃命十三世孫、建荒木命之後也とも有りて、其の出自を、高皇產靈尊に係けて、此と同じからず、偕、神名祕書に引ける、異本古語拾遺に、
櫛明玉命(玉作祖也)高皇產靈神女、栲幡千千姬命之妹也と云ふ事所見たれども、此の神には、其の御子孫の氏々多く有りて、其の祖神に御在し坐せば、女神に坐さざる事明らけきを、其の出自を、高皇產靈神と傳へ、又第二一書に玉作部、遠祖豐玉、と有るは亦、名なるを、此とは別神にして、天石門別豐玉比賣神と申すも御在し坐せば、其と同神と心得て、情進に、栲幡千千姬命之妹なども云ひたりけらし、(故に思ふに、右の異本は、廣成宿禰の、拾遺を書かれたりし時の、草稿本なりつらむを、其を削り改められて、今本の如く撰正されたるなれば、其は、廣成主の心に非ざること、灼然し)故に、姓氏錄に載せられたるは、其の玉作氏に傳へたる事には有るべけれども、高魂命孫、天明玉命と有れども、其の間の神名を、考ふ可き根據無くして、覺束無きを、此に伊弉諾尊兒と有るなむ、信に然有りぬ可く所思えたりける、但し紀・記共に、此の天明玉命の生坐せる傳無ければ、何れの時、如何にして、成り出でさせ御在し坐しけむと云ふに、然もと所思しき事、無きには非ずなむ有りける、其は、傳十五に云へるが如く、瑞珠盟約章第二一書に、素戔鳴尊、將昇天時、有二神、號羽明玉、此神奉迎而、進以瑞八坂瓊之曲玉、故、素戔鳴尊、持其瓊玉而、到之於天上也と有るは、其の正書の發端に、於是、素戔鳴尊請曰、吾今奉教將就根國、故欲暫向高天原、與姊相見而後永退矣、勅許之、乃昇詣之於天也と有るに合せ讀むべき所なるが、右に、羽明玉神の迎へ奉りて、瑞八坂瓊之曲玉を進られしは、其の上天に昇り詣らせ給ふ可き御事を、勅許し宜給へる御表物と

爲て伊弉諾大神より、傳へ授けしめ給へるにて、是即ち、諸神の升天は、其の幽宮に參詣りて受け奉り、其の勅許の表を賜はる始なれば、此の天明玉命はしも、其の時に成り出でさせ御在し坐しける神に渡らせ給へれば、信に此に在るが如く、伊弉諾尊兒に御在し坐す事、決くなむ有りける、(然るを、姓氏錄に、高魂命孫と有るは如何と云ふに、其の天孫と云ふを除きては、何れも、天神の部に收らるゝ定なるが故に、其の伊弉諾尊の上に高魂命を加へて傳へたるから、却に、其の二神の御上混らはしくて、何れを其と知られず成れる者なめり) ○粟國忌部は、古語拾遺、太玉命所釋神名、曰天日鷲命と有る下に、阿波國忌部等祖也と所見たる是なり、神名式に、阿波國麻殖郡、忌部神社、(名神大、月次、新嘗、或號麻殖神、或號天日鷲神)と所見たり、此の粟國忌部の所由は、已に傳十七青和幣、白和幣の因に就きて註るが、此には其の氏の事を云ふべきなり、若て古語拾遺、御天降段に、宜太玉命、釋諸部神、供奉其職、如天上儀、仍令諸神亦與陪從と所見たる、此の天日鷲神も、其の太玉命の釋給へる供作る諸部神の一に御在し坐せば、陪從ひて天降り給へるなり、其の神武天皇段に、天日鷲命之孫、造木綿及麻并織布、(古語阿良多倍)仍、令天富命、釋日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國、殖穀麻種、其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木綿、麻布、及種々物、所以郡名爲麻殖之緣也と有り、此れ天富命の日鷲命の孫を釋る、穀麻を殖うべき肥饒たる地を求給へる文なり、天日鷲命はしも、天より降り御在し坐して、高千穗宮に供奉らせ御在し坐しけむ神代の間は、筑紫洲の中の何處にてか、穀麻を殖えて供奉れりけむを、神武天皇中洲宮に、初國所知看し始めさせ御在し坐しけるに就きて、畿内より便宜しき國を求めて、如此なむ、阿波國には遣はし給へるなりけらし、(其の筑紫に御在

し坐しける程の御事は、今知る可らざれども、豊後風土記に、速見郡柚富郷、此郷之中、栲樹多生、常取栲皮、以造木綿、因曰柚富郷と見え、萬葉七卷廿三丁に、未通女等之、放髮乎、木綿山云々、十卷六十二丁に、豊國之、木綿山雪之、可消所念と有りて、古に其の名高く、又今も薩摩國の産物に、上布と云へる宜き麻布を出して、天下に比無きは、若くは神代の麻の名残ならむかと思えたり、其裔今在彼國とは、高野天皇御紀に、神護景雲二年秋七月、壬申朔乙酉、阿波國麻殖郡人、外從七位下忌部連方麻呂、從五位上忌部連須美等十一人、賜姓宿禰、大初位下忌部越麻呂等十四人、賜姓連と有るが如く、其の一族、彼の國に甚く榮えて有りければ、其等を指して云ふなり、神祇伯仲資王記に、建久五年六月十二日辛丑、阿波國忌部久家、還補氏長者、角凝魂之後也なども有りて、其の氏族の滋蔓りて多有りし故に、其の氏人の中にて、長者を補せられたる事と所見たり、當大嘗之年、貢木綿麻布及種種物とは大嘗祭儀に、九月上旬、神祇官、差ト部三人申官、差遣紀伊、淡路、阿波等國、監作由加物、各到國先大祓、其料云々、(已上當郡所輸)馬一疋、大刀一口、弓一張、箭廿隻、鑿一口、鹿皮一張、庸布一段、木綿、麻各一斤、堅魚、鰻各四斤、海藻滑海藻各二斤、米酒各四斗、鹽四升、(已上、阿波國麻殖、那賀兩郡所輸)云々、其物造了、ト部監送齋場、分付兩國、但阿波國所獻、兔布、木綿、付神祇官云々、阿波國兔布一端、木綿六斤、年魚十五疋、蒜英根合漬十五疋、乾羊蹄、躑躅、橘子、各十五籠、(已上忌部所作)云々、其三國造由加物使、向京之日路次國掃路祇承と有る是なり、其の十一月中卯日行立次第に、于時、神祇官并神服等、自悠紀行列進、立大路中央、兩國相分在左右、(悠紀在左、主基在右) 到朱雀門前、須與留止、先是、阿波國忌部所織兔妙

服、(神語所謂阿良多倍是也)預於神祇官辨備、納以細籠、置於案上、四角立賢木、阿波忌部一人、執筆木綿賢木前行、四人昇案、竝著木綿臺、供物未到朱雀門前、預出自神祇官而相待、供物既到、進就繒服案後立定と所見たる、其の重く崇まへさせ給へる状なむ、此を以て知るべき事なりける、(其の阿波國に下さるゝ太政官符に、麻殖郡忌御服二丈一尺、木綿三斤云々と有りて、右の由加物の數の半なるは、右は悠紀、主基を合せたる摠數にて、此の官符は、其の一方に就きて云ふなる可し、猶、此等の事、委しくは、中臣壽詞講義に註せれば、今云ふ限に非ず、)又、其所以郡名爲麻殖之縁也とは、和名抄郡名に、阿波國麻殖乎惠と見え、郷名に、麻殖郡忌部伊無倍と有る是なり、右に擧げたる、麻殖郡忌部神社(名神大、月次、新嘗)の下に、或號麻殖神と有るも、同じく、高天原に事始めて、高千穗宮に供奉給ひ、専ら國土に麻を殖うることを事定め物爲させ給へるは、此の天日鷲神に御在し坐すが故に、神武天皇の御世に、其の孫の此の國に住著としては、先づ其の氏の社に祭祀れるなる可し、然るを、國造本紀に、磐余尊、發自日向赴向倭國、東征之時、於大倭國見漁父、謂左右曰、浮海中、之者何物之耶、乃遣粟忌部遠祖天日鷲命、使見之、(下略)と所見たる事なれども、正しく拾遺に、天日鷲命之孫と有れば、其の神の子一世を過ぐして、神武天皇の御世には、已に其の孫なりしことを知るべし、偕、當社は右等の御功に依りて、遠國には渡らせ給へれども、名神大、月次、新嘗の幣例にも預らせ御在し坐す程の御事なり、神階の御事は、續後紀に、嘉祥二年夏四月、甲子朔乙酉、奉授阿波國天日鷲神從五位下と有る是れ始めなり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授阿波國從五位下忌部天日鷲神從五位上、元慶二年四月十四日、己卯授阿波國

從五位上天日鷲神正五位下と所見たり、又、同國板野郡、大麻比古神社（名神大）御在し坐すを、神祇官永萬記に、阿波國一宮大麻社と有り、然るに、安房國忌部系圖を見るに、天日鷲命后神、言管比賣命、其の子三人有り、長子大麻比古命、又名津咋見命、又名津枕耳命、次子天白羽鳥命、又名長白羽命、季子大羽槌雄命、又名武羽槌命と有り、其の大麻比古命后神、磯根御氣比賣命をして、令生給へる子二人有り、姊を千賀江比賣命と有りて、今云千賀大明神是也と見えたるに、神名式に、阿波國板野郡鹿江比賣神社有るは、此に當る可し、次に由布津主命、又名阿波和氣毘古命、后神飯長姬命、奉稱妣御尊神と有りて、其の子訶多主命、奉稱稚子御尊神と見えたり、然る時は、拾遺樞原朝段に、謂ゆる日鷲命之孫は、右の由布津主命なる事、阿波別と云ふにても著き者なりけり、猶、下の細書に云へる伊豆國の長濱神社、大朝神社の事を思ひ合はす可し、其の大麻としも云ふ故は、駿河風土記に、富士郡豐麻神社、（二坐）所祭大己貴命與少彥名命也と見え、出雲風土記に、意宇郡大草郷云々、須佐乃乎命御子、青幡佐久佐日古命坐故云大草、又大原郡高麻山云々、古老傳云、神須佐能袁命御子、青幡佐草咭命、是山上麻蔀初、故云高麻山云々など有る、豐麻又高麻は更なり、其の青幡佐久佐日古命の坐す地を、大草と云ふ事、猶、大麻と云はむが如し、彼の肥饒の地を求めて令殖給へる事を思ふに、信に天日鷲命に御在し坐すなる可し、神名式に、讃岐國多度郡、大麻神社、伊豆國田方郡大朝神社、石見國那賀郡大麻山神社など所見たるも、此の大麻比古神社同神と聞えたり、偕、此の社の御事は、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授阿波國從五位下大麻比古神從五位上と所見たるが、其の從五位下は、何れの御世なりけむ、今知る可きに非ずと雖も、若くは、上なる忌部神社と共に、

嘉祥二年に有りつらむを、記し漏されたるにこそ、同九年四月廿三日壬辰、阿波國從五位下大麻比古神授正五位上、元慶二年四月十四日己卯、授阿波國正五位上大麻比古神從四位下と有りて、忌部神社より神階の進ませ給へるは、其の天日鷲命の孫を率る坐して、此の地より始めて麻を殖る始め給へるなどの、甚止事無き所由御在し坐せる者なる可し、又、同式に、勝浦郡阿佐多知比古神社と申すも見ゆ、（右の讚岐國なる大麻神社は、清和天皇實錄に、貞觀七年十月九日丁巳、授讚岐國從五位下大麻神從五位上と見え、日本紀略に、延喜十年八月廿三日、授讚岐國大麻天神從四位下と有りて、今も大麻村と云ふに立たせ御在し坐ますと云へり、又、伊豆國大朝神社は、朝は借字麻なり、同郡長濱神社の傳に、當郡大朝神社、此神裔也と云へれば、其の社は天太玉命なる可し、次なる下總國の長尾神社のこと、考へ合す可し、或書に、右の長濱神社今君澤郡に坐す、此所を麻坂と云ひ、海涯を麻谷と云ふ、古へ此の地に、麻自然に生じて、一夜に樹を成せり、古き諺歌に、麻坂に麻蔀き初めて績み初めて磯に綜させて浪に織らせむと有りと云へり、其の大朝神社は今駿河國駿東郡香貫村に坐せりとぞ、偕、石見國の大麻山神社は右の阿波國なるも、大麻山と云ふに立たせ御在し坐すと云へれば、其と同例なり、）若て又古語拾遺の右の文に次ぎて、天富命、更求沃壤、分阿波忌部、學往東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國、穀木所生、故謂之結城郡、（古語、麻謂之總也、今爲上總、下總二國、是也、）阿波忌部所居、便名安房郡、（今安房國是也）天富命、於其地立太玉命社、今謂之安房社、故其神戶有齋部氏と有るは、右の阿波國の事を先づ治め畢へて、其より天富命、更に又其の天日鷲神の孫なる阿波忌部を分ちて、東國に率ゐて往きて、穀麻を殖うべき沃壤を求めさせ給ひけるなり、何

れも、好麻の生ふる地なりし故に、古へ上總、下總、安房の三國を合せて、總國とは云ひけるなり、穀木所生、故謂之結城郡とは、和名抄郡名に、下總國結城由不岐と有る是なり、又匝瑳を佐布佐と訓めるは麻總と云ふ事なる可く、相馬佐宇萬と有るは麻著なる可く、猿島佐之萬と有るは麻島にて、是等何れにも麻に就きたる郡名なり、又神名式に、匝瑳郡老尾神社、同抄郷名に、匝瑳郡長尾と有れば、老は長の誤にて、彼の阿波國の大麻社と等しき義にて、長麻神社と申す事なる可く、其の神は、又天富命なる可く所思へたり、(猶又、同抄郷名に、匝瑳郡匝瑳、相馬郡布佐、海上郡麻績、又布方、埴生郡麻在など有るは、何れも麻に因れる郷名なる事云ふも更なり、又、結城郡結城郷有るは、穀木の義なる可し、)阿波忌部所居、便名安房郡とは和名抄郡名に、安房國安房(如國)と有る是なるが、其の忌部の本貫なる阿波國の名を移して、此の地名と爲つるなり、今、安房國是也とは古へ此の邊凡て總國なりしを、已く上下には別れたりけらし、景行天皇五十三年御紀に、乘輿幸伊勢、轉入東海、冬十月、至上總國、從海路渡淡水門と所見たる、此の御時のことを、到于上總國安房浮島宮と有り、元正天皇御紀に、五月甲午朔乙未、割上總國之平群、安房、朝夷、長狹、四郡、置安房國と有る、此より、別に一國とは成れるなり、天富命、即於其地立太玉命社、今謂之安房社とは、其の麻殖神天日鷲命は、本國にて祀祭られしかば、此には、天富命の祖神の社を齋ひ給へるにて、傳廿九にも注せる神名式に、安房國安房郡安房坐神社、(名神大、月次、新嘗、)后神天比理刀咩命神社、(大元名洲神)と有るなり、其の後神の御名の、比理は、古事記水垣宮段に所見たる間蘇紡麻の間に、麻を績む事なり、和名抄郷名に、當郡麻原乎波良と有るなど思ひ合す可し、刀咩は刀自賣の略なり、次に引

ける續後紀には、第一后神と有り、偕同式に、武藏國比企郡伊古乃速御玉神社、或書に、今在伊古村、稱阿波洲大明神と有る、伊古は地名なり、阿波洲は、右に元名洲神と有るを取れりと所思しければ、其の同神に御在し坐すこと知らる、速御玉は、映眞玉と申す事と聞ゆれば、若くは右に謂ゆる天明玉神の女弟、又は御女などに渡らせ給ふ可くや、續後紀に、承和九年十月、辛酉朔壬戌、奉授安房國從五位下安房大神正五位下、無位第一后神天比理刀咩命神從五位下、文德天皇實錄に、仁壽二年八月乙未朔丙辰、安房國安房神、天比理刀咩命神、竝特加從三位、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授安房國從三位勳八等安房神天比理刀咩神竝三位と所見たり、又同式に、下野國寒川郡安房神社有るを、其の國の式社考に、在粟野宮村、祭天太玉命と有り、凡て東國には、神武天皇御世に、天富命、阿波忌部を率ゐて往き坐して開墾かれし趣なれば、猶式社には漏れたるにも、其の天太玉命、天日鷲命等の御社は有るなる可し、土人、心を著けて探り索む可し、故に其の神戸有齋部氏とは、右の阿波忌部とは別に、其を率ゐ給ひし天富命の神胤の齋部氏の有りとあり、(偕、右の安房大神は、天太玉命に御在し坐す事、云ふも更なるに、又高橋氏文に、磐鹿六獲命の蛤の膾を料理らる所に、是時、上總國安房大神乎、御食都神止坐奉天云々と有りて、下に、但、云安房大神爲御食津神者、今大膳職祭神也と註せるは、右の天太玉命の安房に坐す神社には非ず、其は傳四卷、十二卷に委しく云へるが如く、其は粟國の大宜都比賣神を、本國より、忌部の移り住ふ時に、勸請奉れる社の有りけるにて、此とは別なり、思ひ混ふ可からず、)○天日鷲は、天孫降臨章第二一書に、天日鷲神爲作木綿者と有り、若くて此を傳十七に引ける皇太神宮禰宜譜圖帳には、下枝國波、天乃香豆比女加作

眞蘇乃木綿著^且と有るは亦名かと思ふに、男女の違ひ有れば、此の神の後神と共に仕へ奉れりけむを、此には其の女神を傳へ漏らし、彼には此の男神を傳へ漏らせる者となむ所思しかりける、右に引ける、忌部系譜を考へ合す可し、偕、此の神の出自は、姓氏錄（左京神別下天神）に、弓削宿禰、高魂命孫天日鷲翔矢命之後也、又（河内國神別天神）弓削宿禰、天高御魂乃命孫、天毗和志可氣流夜命之後也と有りて、此にては高魂命の孫と有り、又（右京神別上天神）多米宿禰、神御魂命五世孫、天日鷲命之後也、（下略）又（左京神別中天神）多米連、多米宿禰同祖、神魂命五世孫、天日和志命之後也、（下略）又（大和國神別天神）田邊宿禰、神魂命五世孫、天日鷲命之後也など有りて、此等は神魂命五世孫なり、又、（右京神別上天神）天語連、縣犬養宿禰同祖、神魂命七世孫、天日鷲命之後也とも有りて、一は孫と云ひ、一は五世と云ひ、一は七世と云ひて、定まらざりけるこそ、怪しき事なりけれ、若くて同錄（左京神別中天神）に、縣犬養宿禰、神魂命八世孫、阿居太都命之後也と有る、此は古史第五十七段、徵に記せるが如く、天手力雄神の亦名なれば、右の八を、一本に六と作る方、姑く可^可しと見て、猶、同錄（河内國神別天神）に、多米連、神魂命兒、天石都倭居命之後也と有るに本著き、天手力雄神、天日鷲神、御父子の系を此に索む可し、又、上に引ける伯仲資王記に、阿波國忌部を角凝魂之後也と有る、其神は、可美葦牙彥舅尊に御在し坐す事、傳二及び上に註へるが如し、此の神を一世として、次には天底立尊二世に當る可し、姓氏錄（左京神別中天神）に、宮部造、天壁立命子、天背男命之後也と有る是なり、但、其の天背男命は、下に註へるが如く、天手力雄神、天忍日命の亦名と思しければ、姑く次へ廻して、伊弉諾、伊弉册二神は其の三世に當る可し、其の、（攝津國神別天神）額田部宿禰、角

凝魂命男五十狹經魂命之後也と有るを、又（右京神別上天神）額田部宿禰、明日名門命三世孫、天村雲命之後也と見えたるに合せて、其の系を知るべく、次に其の竝に佐伯連、天雷神孫、天押人命之後也と有る天雷神は、四神出生章第七一書に、謂ゆる雷神なる由、已に傳九に云へる如くなれば、此の神にて四世なり、其の天押人命は、天孫降臨章第四一書に所見たる大伴連遠祖、天忍日命に坐すが、其の天雷神の子と云ふべき神は、正しく手力雄命なる可く思ゆれば、其の神を四世として、天日鷲命は其の子にして、天押日命とは同胞と所見たり、是にて五世に當れれば、右に擧げたる高魂命孫と有るは遠孫の義なり、神魂命五世孫と有るは、此に合へれば、其の七世孫と有るは、決く傳の誤なりと知るべし、此は已に傳九に註へるを、猶此にても盡さざりければ、下の天手力雄神の傳に云ふべし、（如此く、己が心の任に系を引かむ事、甚容易き狀にして、人の思はむ事も如何なれども、已に伯仲資王記に、角凝魂之後也と有るに、姓氏錄の世數、區々にして定らざれば、右の如く係け見ずては知らるまじきが故に、止む事を得ざる者なりかし、）若て天日鷲神と申す名義は、字の如く、其の鷲と云ふに故有る事なり、日とは其の光耀を云ふ、然るは、本朝事始に、和琴、（號^也也麻止古登^也）上古天津神樂奏、令^也加奈止美乃命制^之之云々、と有るに合せて、神祇本源に、御琴神、金鷄命孫、長白羽命也、用^也天香弓六張^也叩^也絃也、即高幡上金鷄居、因以象、故名^也之鷄琴^也（今世、號^也和琴^{是也}）と有り、次に、亦金色鷄、飛^也來于弓弭^也、其鷄煇狀、如^也流雷^也、由^也是作^也其尾形^也と有る、此の文は、神武天皇御紀にも類たる事有るに依りて、人の疑ふ事なれども、其と此とは別なる事、後迄鷄琴と號け云ふを以て知るべし、故に此の金鷄命は此の天日鷲神なる事、右に孫長白羽命と有るは、子と孫との違は有れども、同神に御在し坐す

證なるなり、其は此の琴を奏づるが何恰くて、金色の鵞と化りて飛び巡り給ひけるが、其の磐戸の前の闇きを照して、諸神に神樂を熟く仕へ奉らしめむとの御所爲なる可し、太田命傳記に、金鈴などの事を、照耀如_ニ大日輪_一と有れば、古に、規狀有る物に、日を以て譬へたるを見るべし、若て其の天香弓六張を竝べて御琴と爲られたる、其の弓に就きても由有る事は、上に引ける弓削宿禰は、字の如く弓を削り作ける氏なるは、然る物にて、其の神名を天日鷲翔矢命と申せれば、矢を作に鷲羽を用ひさせ給へる御功の狀も所見たれば、此の時の右等の御功用に依りて、定まれる御名とは成りにたるなめり、又、駿河風土記、伊穂原郡御穂神社條に、大己貴命、天孫降臨之機爲顯、其時、大己貴命、登_ニ天上_一、奏_ニ可_レ順條々_一、忽乘_ニ御天日鷲大羽鷲羽車_一、休_ニ御穂御崎_一と云ふ事も所見たれば、神祇の乗蹕て天翔けらせ給ふ羽車も、此の神の製り始めさせ給へるが故に、然る名は負はせ給へりけむかし、(和名抄に、鷲鷲、唐韻云、鷲大鷲也、鷲和名於保和之、鷲古和之、鷲鳥別名也、山海經注云、鷲小鷲也と有り、名義抄にも、鷲を、古和之、又和之とも見ゆ、又、鷲は、同抄に、本草云、鷲一名鷲、和名土比と有りて、鷲に近き狀したる鳥なること、右の天日鷲命、金鷲命同神に御在し坐すにても灼かり、偕、此の神の、如_レ此_レ鷲にも鷲にも化りて、功を成し給へるは、神武天皇御紀に、謂ゆる頭八咫鳥は、姓氏錄に據るに、建角身命に坐すを、鳥と化りて導き奉る可き、然る故有りて、姑く頭八咫鳥とは化り給へるに同じく、此の天日鷲命の本體は、鳥にては坐さざれども、姑く鷲と化りて事成し給へるなり、思ひ誤る事勿れ、) 故に其の天日鷲神の裔孫にては、粟國忌部を除きては、右に云へる多米宿禰が主しき狀なりける、先づ上に引ける姓氏錄(右京神別上天神)に、多米宿禰、神御魂命五世孫、天日鷲命之後也、成

務天皇御世、仕_ニ奉大炊寮_一、御飯香美、特賜_ニ嘉名_一と有るを、政事要略第二十六に、姓氏錄云、多米宿禰、出_レ自_ニ神魂命五世孫天日鷲命_一也、十四世孫小長田、稚足彦天皇(諡成務)御世、仕_ニ奉大炊寮_一、御飯香美、特賜_ニ嘉名_一、負_ニ朕御多米_一、六世孫三枝連男、倭古連之後、天淳中原瀛真人天皇(諡天武)御世、改_ニ賜宿禰姓_一と有れば、古本に然有りつるなりけり、又、(左京神別中天神)多米連、多米宿禰同祖、神魂命五世孫、天日和志命之後也、成務天皇御世、仕_ニ奉炊職_一、賜_ニ多米連_一也、(又大和國神別天神)多米宿禰、神魂命二十二世孫、意保止命之後也、又(攝津國神別天神)多米連、神魂命五世孫、天比和志命之後也、又(河内國神別天神)天石都倭居命之後也と所見たる是なり、天武天皇十三年御紀に、十二月戊寅朔己卯、田目連、賜_ニ姓曰_ニ宿禰_一と所見たるは、其の時多米氏已く右の如く支別れたりけむを、右の右京と大和なるとのみ其の舉に預りて、自餘は猶本の任に連の姓にて置かせ給へるなり、(右の政事要略に引けるに、十四世の孫小長田と有る此の十字を脱せり、古語拾遺神武天皇段に、已に、天日鷲命之孫と云へれば、神魂命より、凡七世に當れるを、其より御世を十三代を経て、成務天皇御世には、十四世許に至る程なれば、必ず十字有りぬ可き事灼ければ今補へつ、若くて其の小長田命より六世は三枝連、七世は倭古連なるに、右の十四世を合せて、二十一世と成るなり、姓氏錄、攝津國神別天神の多米連に竝びて、目色部眞時、同神十二世の孫、大足尼命之後也と有れば、此は小長田命の祖父なり、大養、同神十九世の孫、田根連之後也と有れば、其は右の三枝連の祖父なり、其の倭古連まで二十一世なるを、大和の多米宿禰の條に、二十二世の孫意保止命と有れば、意保止連は天武天皇御世に在りて、宿禰の姓を賜はりし人なりけり、) 又、同書に載せられたる多米宿禰本系帳云、天皇、御躬

爲_二國大歎_一然之時、供_レ御大飯、已不_レ聞食、仍召_レ氏人等、令_レ作_レ御飯、特被_レ詔勅、小長田命作_レ備御飯、進御之日、于吉聞食、即垂_レ詔備、仕_レ奉御飯、甚有_レ香美、平服聞食、故召_レ小長田命者、特賜_レ嘉名、朕御多米負賜被_レ詔_レ定多米連也、爾時賜_レ大歎政、亦任_レ御田之職、賜_レ天皇御命贖之政、掌以仕奉也と所見たる、此の天皇は成務天皇に御在し坐す事、右に引ける姓氏錄に所見たり、大歎は大嘗と云ふ事を漢様に作るなり、供_レ御大飯は、錄に、仕_レ奉大炊寮と有る是なり、常陸風土記に、行方郡大生里、古老曰、倭武天皇、坐_レ相鹿丘前宮、此時膳炊屋舍、構_レ立浦濱、編_レ船作_レ橋、通_レ御在所、取_レ大炊之義、名_レ大生之村と見え、紀伊國伊都郡丹都比女神社古祝詞に、天沼田云御田作給、下坐忌垣豆、御碓作、其田稻大飯大酒作、豐明奉仕天、上坐云々、大御門代、大飯大酒、黑黃千取、白黃千取、御稻千稻引竝_レ云々、所_レ奉仕大飯大酒者、伏香不爲、取昨見事不爲、清淨奉仕止申、皇御孫命乃、依奉給大飯止、田長御世爾、濟奉仕支、とも有りて此には大飯と大酒とを竝_レ云へり、踐祚大嘗祭式の料理院、又在京齋場等に各大炊屋一字有るも、飯炊く屋を云ふなり、然れども、右の仕_レ奉大炊寮と有るは、唯大嘗の大飯を炊き仕奉れると、亦任_レ御田之職と有りて、供御の官田を掌るのみにて、後に百官を置かれたる時に異なるかと思ふに、職員令義解に、大炊寮、頭一人、掌_レ諸國春米雜穀分給、(謂、凡諸雜穀者、皆於_レ此寮_レ收領、更分_レ充諸司、假令、粟充_レ主水、大豆充_レ大膳之類也、) 諸司食料事と有る狀と専ら同じ趣なる事、下に云ふを見て知るべきなり、(又大飯は、和名抄郷名に、備中國哲多郡、大飯於保比と有るに訓を取るべし、其の郡名に、若狹國、大飯於保伊太と有る太は、此の誤りならじか、又、大炊寮を、於保爲乃豆加佐と有る爲字も、比の誤りなるなり、推古天皇を豐御食炊屋姫天皇と申

し奉れるも、左の大炊屋に因みて稱へ奉れる大御名なる可し、備、其の大歎の歎字は、名義抄の訓に、字久とも、字流とも有るは、字彙に、神饗氣也と有るなるを、大嘗は祭事なる故に、此字を用ひたりしなり、) 召_レ氏人等、令_レ作_レ御飯と有るに説有り、上に、已不_レ聞食と有るは、此の御時に至る迄、大歎の度毎に仕へ奉れりけむを、他人を以て仕へ奉らしめたるから、故實に違へりとして、聞食さざりしなり、仍召_レ氏人等と有る等字と、下なる特字とにて、已に、神代より以來、其の氏人の職掌なりしこと知らる、特被_レ詔勅と有るは、其の氏人の、善くことに堪へて仕へ奉れる中より、一人を勝_レり出し給へるなり、小長田命は、佐那賀多なり、天孫降臨章の第一、一書に所見たる、狹長田に同じ、午吉は于吉の誤にて、是善_レの義なるにや、下に、平服聞食と有るに照し考ふ可し、供_レ奉御飯、甚有_レ香美の香美は、迦具波志久宇麻加理伎と讚給へるなり、新穀の飯は、香有りて味美き物なる由なり、右に引ける祝詞に、大飯大酒者、伏香不爲と有る、此を以て米にも香を云ふ古語有るを知るべし、特賜_レ嘉名、朕御多米負給と有る御多米は、御給にて、朕が供御に仕へ奉れと仰せて、多米に仕へ奉る群の主と治めさせ給へるなり、多米連の事は、此の下に云ふべし、爾時賜_レ大歎政とは、大嘗の、神饗の事を主らしめ給へるなり、亦任_レ御田之職とは、宮内省式に謂ゆる供御の官田を預り仕へ奉れるなり、此を耕る部を田部と云ふ、右に引ける、姓氏錄(大和國神別天神) 多米宿禰に竝びて、田邊宿禰、神魂命五世孫、天日鷲命之後也と有るは、字は違へれども田部の事なり、此を以て證と爲べし、賜_レ天皇御命贖之政と有るは、此の次に云ふべし、掌以仕奉也は、大歎と御田の事と御命贖と、三事を兼ね掌どれる由なり、(右の、小長田命の本貫詳ならず、神代の卷口訣に、狹長田、伊勢國渡會郡也と云へれば、皇太神宮

の御田^{ヒタクラ}佃に仕へ奉れる由を以て、其の地名を以て名と爲るには非じか、和名抄郷名に、飯野郡長田奈加多と見え、神鳳抄に、三重郡多米御園有るをも思ひ合す可きなり、下に云へる、三重縣は、此の氏人にて有るべき故由など、合せ曉る可し、賜^{タマフ}天皇御命贈之政と云ふ事は、政事要略に、多米氏系圖云、志賀高穴太宮御宇、若帶天皇御世、以^レ米入^ニ大籠、而獻^ニ天皇也、因改命^レ家賜^ニ多米連姓、爾時、天皇御命贈^ニ人乎、四方國造等獻^ニとも有れば、其の御命贈^ニ乃人の事を掌るにて、傳十九に引ける天武天皇十年御紀に、秋七月戊辰朔丁酉、令^ニ天下悉大解除、當^ニ此時、國造等、各出^ニ被柱奴婢一口、而解除と有るや、其には當る可からむ、萬葉十七（五十一丁）造酒歌に、奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍、安賀布伊能知毛、多我多米爾奈禮と有るは更なり、其の十二（三十九丁）に、時風、吹飯乃濱爾、出居乍、贖命者、妹之爲社と有り、十一（六丁）に、玉久世、清河原、身被爲、齋命妹爲と有るなど、皆同じ事にて、人を以て罪に代らしむるを云へれば、右の御命贈^ニ人も此の類なる可き事、已に傳十七に註るが如し、又此に、以^レ米入^ニ大籠、而獻^ニ天皇也と有るは、本系帳に、小長田命を、爾時賜^ニ大歆政、亦任^ニ御田之職、と有るが如く、天皇の御田の司として、令^ニ仕奉^ニ給ひけるに、此の御世に、國々の國造を定めさせ給へりければ、各其の國の米を以て大籠に收て、大歆の供御の米を奉れるを云ふなる可し、姓氏錄に、仕^ニ奉^ニ大炊寮と有り、又上に引ける職員令に、掌^ニ諸國春米、雜穀分給、諸司食料事と有り、又、下に註せる、縣大養宿禰は、天日鷲命の裔にて、多米の連と同族なるに、安閑天皇二年御紀に、九月甲辰朔丙午、詔^ニ縣大養宿禰等、主^ニ掌^ニ屯倉之稅、とも有るなどに合せて、多米の連は其を掌る職なりし事を知るべし、（古物を籠に收て、京に送り奉れりし事は、大嘗祭式に所見たる由

加物を、儀式の官符に、紀伊國、生虵三籠、生螺三籠、都志毛三籠、古毛三籠、又阿波國、乾羊蹄七籠半、躑躅七籠半、橘子七籠半など有る是なり、其の行立次第に、繪服の事を納^ニ細籠置^ニ案上と云ひ、龕妙服をも、納^ニ以^ニ細籠、置^ニ於案上と有るも、其の國より、然して奉れる形の任にて、用ひさせ給へるなり、）倍、其の朕御多米と詔り給ひ、多米連と負せ給へる多米は、已に傳十二に註へるが如く、古事記に、又食物乞^ニ大氣津比賣神、爾大氣都比賣、自^ニ鼻口及尻、種々味物取出而、種々作具而進と有る味物を、記傳九（十丁）に、多米都物と訓まれたるは、實に然る言なり、此は俗に多倍物と云ふことにて、食ひて身を足はす謂の言なる者なり、天孫降臨章第三一書に、天甜酒と云ふ物有る、其を和名抄、酒醴類醴酒の下に、日本紀私記云、甜酒多無佐介と有るは、汁の飲むに對へて、醇^ニきを食^ニと云ふ義以て、號けたるなる可し、大嘗祭儀に、其を釀^ニる所を大多米院と云ひ、其の米を多米酒米と云ひ、其の酒を大多米酒と云ひ、其を釀^ニる人を、大多米酒波と云へり、又、其の辰日儀に、奏^ニ兩國所^ニ獻^ニ多米都物色目、（中略）多米都物、雜菓子若干輿、飯若干櫃、酒若干缶、缶物若干缶など所見たり、倍、此に仕^ニ奉^ニ御飯、甚有^ニ香美と有る事に依りて、其の職に任賜^ニひ、其の姓に賜^ニへる、此を以て、御飯の事に主と云ふ言なるにて、自餘の物に云ふは、其の飯を云ふに就きて云ふなりけり、上に、小長田命の、大飯に仕へ奉れるが、多米連の本なるにて、右に引ける常陸風土記に、此時、膳炊屋舎、構^ニ立浦濱と有りて、取^ニ大炊之義、名^ニ大生之村と有るをも合せ思ふ可き者なり、神名式に、攝津國住吉郡、多米神社御在し坐すは、彼の攝津國神別天神に、多米連、神魂命五世孫、天比和志命之後也と所見たる其の氏社にして、天日鷲命を祀奉^ニれるなる可く、又右に云へるが如く、此の本系帳の文に據るに、此の氏の遠祖より

以降、其の大炊の職には仕へ奉り來れるを、志賀高穴穗朝に、小長田命、御飯仕へ奉れるに功有りて、始めて多米の連と云ふ嘉名を負せ給へりし趣なれば、高天原より天降り坐して、初國所知看し、御世頃より傳へて、其の家の職掌なりし事、著明くなむ有りける、(右の如く、大炊に専ら預りて仕へ奉れる、甚止む事無き職掌なるに、其の天日鷲命の支流も、粟國忌部は、後世に至る迄も、大嘗の年に當りて、龍服及種々物を貢奉れるに、此の氏人の、大炊の事に仕へ奉る跡の所見ざるは、甚々可惜しき事なりけり、誰かは此を歎き思はざらむ、但、下に引ける天平八年御紀なる葛城王、佐爲王の上表に、其母縣犬養橋宿禰三千代のことを、和銅元年十一月二十一日、供奉舉國大嘗、二十五日御宴、天皇譽忠誠之至云々と有る、其の氏は、多米宿禰の同流にて有れば、猶其の頃までは、其の職を失はざりけるにこそ、) ○天日鷲命の子孫は、猶天語連、縣犬養宿禰、大椋置始連等の諸氏有り、上に引ける姓氏錄(右京神別上天神)に、天語連、縣犬養宿禰同祖、神魂命七世孫、天日鷲命之後也と有る、此を師の、阿麻賀多理と訓まれたる、實に然る言なり、其は、古事記朝倉宮段に、又、天皇、坐長谷之百枝槻下爲豐樂之時、伊勢國之三重姦、指舉大御盡以獻、爾其百枝槻葉落、浮於大御盡、其姦、不知落葉浮於盡、猶獻大御酒、天皇看行其浮盡之葉、打伏其姦、以刀刺充其頸、將斬之時、其姦白天皇曰、莫殺吾身、有應白事、即歌曰、麻岐牟久能、比志呂乃美夜波、阿佐比能、比傳流美夜、由布比能、比賀禰流美夜、多氣能泥能、泥陀流美夜、許能泥能、泥婆布美夜、夜本爾余志、伊岐豆岐能美夜、麻紀佐久、比能美加度、爾比那閉夜爾、淤斐陀立流、毛毛陀流、都紀賀延波、本都延波、阿米袁淤幣理、那加都延波、阿豆淤袁淤幣理、志豆延波、比那袁淤幣理、本都延能、延能宇良婆波、

那加都延爾、淤知布良婆閉、那加都延能、延能宇良婆波、斯毛都延爾、淤知布良婆閉、斯豆延能、延能宇良婆波、阿理岐奴能、美幣能古賀、佐佐賀世流、美豆多麻宇岐爾、宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許袁呂許袁呂爾、許斯母、阿夜爾加志古志、多加比加流、比能美古、許登能、加多理基登母、許袁婆、故獻此歌者、赦其罪也、爾大后歌、其歌曰、夜麻登能、許能多氣知爾、古陀加流、伊知能都加佐、爾比那閉夜爾、淤斐陀立流、波毘呂、由都麻都婆岐、會賀波能、比呂理伊麻志、會能波那能、互理伊麻須、多加比加流、比能美古爾、登余美岐、多互麻都良勢、許登能、加多理基登母、許袁婆、即天皇歌曰、毛毛志紀能、淤富美夜比登波、宇豆良登理、比禮登理加氣氏、麻那婆志良、袁由岐阿閉、爾波須受米、宇受須麻理章豆、祢布母加母、佐加美豆久良斯、多加比加流、比能美夜比登、許登能、加多理基登母、許袁婆、此三歌者、天語歌也、故於此豐樂、譽其三重姦、而給多祿也と有る、此の事に因りて、天語の連と云ふ氏姓は出で來たる者となむ所見たり、此の事傳二、四にも註へるが如く、二柱御祖神の故事を、此の氏に傳へて、即位又は大嘗などの時に語り奏しけむを、三重姦が歌に取り成して奏しけるから、右の如く、太后も歌はせ給ひ、天皇も其に興させ御在し坐して、歌はせ給へるが、何れも、天津神語に語り傳へさせ御在し坐し來たる事なるを以て、天語歌とは云ふにぞ有りける、大嘗祭儀に、語部奏古詞と有る是なり、(但、語部は、天語連の率る部と聞ゆるが、其の奏す古詞を習はするを以て、職と成しけるなどに依りて、其の群主と有る由なめり、) 故、其の伊勢國之三重姦と云ひけるは、上に已に引きたる神鳳抄に、三重郡多米御園と有るを以て思ふに、其の多米宿禰、多米連、共に天日鷲命の裔にて、此の天語連と出自同じきを以て思ふに、其の始多米氏の人なりけるが、此は天語



歌のことに就きて、語連と別に召して一家と成し給ひけるが、其の三重姪の家なる可し、和名抄郷名に、三重郡采女（宇禰倍）と有るは、其の功の名高きに依りて、地名と成れる状なるをも、思ふ可き者なりかし、但、其の姪が、刀の下に伏しながら、容易く歌ひ整へたるを見れば、本より其の家に傳へて語り申す詞なるを以て、然は出来るなる事知られたり、江次第に、語部の古詞のことを、其音似祝、又涉歌聲と有るを以て、其の天語歌より出でたる者ならむとは、推し量らるゝ事なりかし、天武天皇十二年御紀に、九月乙酉朔丁未、語造賜姓曰連と所見たれば、其の頃まで猶天語とは云はざりけるにこそ、元正天皇養老三年御紀に、十一月乙卯朔辛酉、少初位上朝妻子午人龍麻呂、賜海語連姓、除雜戶號と有る海語連は、天は阿麻、海も阿麻と訓む字なるから、借りて然も書けるに有るべし、但朝妻子午人と云ふ事心得ず、朝妻は大和國葛上郡の地名にて、允恭天皇の大御名を、雄朝津間稚子宿禰天皇と申し奉り、天武天皇九年癸酉朔辛巳御紀に、幸于朝婦と有る其なる可し、子午人の子は小の義にか、午人は手人なりけむが、午字の如く成れるにや、其の天語集連の率るたりし語部の事は、大嘗祭儀に、九月上旬左右衛門府申官、令諸國量程進物部、門部、語部等と有りて、下に語部者、美乃國八人、丹波國一人、丹後國二人、但馬國七人、因幡國三人、出雲國四人、淡路國二人と有る是なり、其の十一月中卯日儀に、伴、佐伯宿禰各一人、學語部十五人、（著青摺衫）亦入就位、奏古詞、（伴入自左掖、佐伯入自右掖）並掃部寮鋪設、（前座國栖、次歌女、次語部、皆北面東上、國司座、在歌女人以東）と所見たり、右に引ける江次第に、其音似祝、又涉歌聲、出雲、美濃、但馬語、各々奏之と有りて、祝詞に似通ひ、歌聲に涉ると有るを見るに、音聲の巨細、長短、昂低、曲折など

有りて、其を讀み習はしむる事なる故に、十一月に被行るゝ事には有れども、豫て九月より召上し置かせられ、各其の國の語を語り奏すを、中にも、其の群主と有る天語連より受け傳へ令られけむと所思ゆるなり、然れども、儀式以下の書に載せられざるを思へば、右の語部も、衛門府より管らるゝことと成りしより、終に停ぬるなめり、（祝詞にも曲折有りし事は、式に載れる祈年、月次、大嘗等詞は、百官に宣り聞かしめらるゝ事なれば、官にて宣る所は即ち宣命なり、歷朝詔詞解に、「三代實錄に、貞觀九年正月十七日、二品仲野親王薨云々、親王能用奏壽宣命之道、音儀詞語、足爲模範、當時王公、罕識其儀、勅參議藤原朝臣基經、大江朝臣晉人等、就親王六條亭、受習其音詞曲折焉、故致仕左大臣藤原朝臣緒嗣、授此義於親王、親王襲持不失師法焉と見えたるにて、甚容易からざりし程を知るべし、古き書籍目錄に、宣命譜と云ふ物出でたり、今は傳はらぬ書なれば、如何狀なる物にか知られぬど、譜と號けたるを以て思ふに、其の讀み揚げ狀、音聲の巨細、長短、昂低、曲折などを、導べ爲たる物にこそ有りけめ云々」と云はれたるを以て、此の、其音似祝と有る趣を知るべし、又、歌を詠言するは、本よりのことにて、神武天皇御紀、來目歌の下に、今樂府奏此歌者、猶有手量大小及音聲巨細、此古之遺式也と云へれば、此には、手量の事は無けれども、音聲の巨細有りて、大いに習有りし事を知るべくなむ、○縣犬養宿禰は、姓氏錄（左京神別中天神）に、神魂命八世孫、阿居太都命之後也と有る、右の八世を、一本には六世と作り、此には、天日鷲命の御名出でざれども、右に引ける天語連の下に、縣犬養宿禰同祖と有るにて、其の出自同じき事灼然く、又其の阿居太都命と申すは、天手力雄命の亦名にし有りければ、御父子の間の事なれば、何れにも係くべき事なり、又、上に引ける

同錄（攝津國神別天神）に、多米連、神魂命五世孫、天比和志命之後也と有るに次ぎて、大養、同神十九世孫、田根連之後也と所見たれば、愈其の系の、天日鷲命に係れる事、著明くなむ有りける、掛まくも恐こき、彦火々出見尊は、山幸彦と御在し坐して、毛氈物、毛柔物を取らせさせ給ひて、大御威勢雄健く御在し坐し、神倭天皇を、世に天壓神と稱へ奉り、其の大御稜威甚可畏く御在し坐々けるより始め奉りて、古の天皇尊等は、御世々々に、勇猛く雄偉しく御在し坐せりしかば、天下の大御政を聞き看させ給ふ御暇の御在し坐す折節には、伴男の官々を召具し給ひて、御獵立せ御在し坐して、眞草刈る荒野押し分け、石根の楚樹押し靡べ、山越え野行き、翔り巡らせ御在し坐して、猪捕り殺し、鳥踏み立て、武事をば訓練させ給ひける迹、世々の御紀に書させ給ふが如くにし有りければ、其の御爲に、大養部を置かせさせ給ひ、狩場の御先令に奉給へりしなりけり、安閑天皇二年御紀に、秋八月乙亥朔、詔置國々大養部と所見たる、此の御時より某大養と云へるが定まれるなり、若くて此の縣大養は、海大養に對へて被定しか、又は其御紀に、九月甲辰朔丙午、詔縣大養連主掌屯倉之稅と有るを思ふに、天皇の御縣の稅租を知れるを以て、縣大養とは云へる者とも見ゆめり、（縣は陸の方なり、海と云へるは海島のなりや、今細には知り難し、姓氏錄に、海大養、安曇大養など見え、又は、若大養宿禰など云ふも有り、皆同例なり、此の縣大養の縣は屯倉の田部を主掌るに依れるなり、又多米連より支別れたらむと思ふ由有りて、已に上に云へり、考へ合す可し、）天武天皇十三年御紀に、十二月戊寅朔己卯、縣大養連、賜姓曰宿禰と有り、此の氏人のことは、同天皇元年御紀に、六月辛酉朔甲甲、是日發途入東國、事急不待駕而行之、儻遇縣大養連大伴鞍馬、因以御駕、乃皇后載輿從之

と見えて、天皇の、東國に行幸し給ふ供奉の人なり、又、近江將大養連五十君と云ふ人も見ゆ、偕、其の大伴と云ひける人のことを、續紀に、大寶元年正月乙亥朔癸卯、直廣壹縣大養宿禰大侶卒云々、詔贈正廣參、以壬申年功也と有り、又、神龜元年四月庚寅朔丁未、造宮卿從四位下縣大養宿禰筑紫卒と有るは其の子などにや、又、養老二年正月、神龜元年正月の下に、縣大養宿禰石足と云ふ人見え、同四年十二月丁丑、正三位縣大養宿禰三千代言、縣大養連五百依、安麻呂、小山守、大麻呂等、是一祖子孫、骨肉孔親、請共沐天恩、同給宿禰姓、詔許之、天平十四年十月乙酉、參議左京大夫從四位下縣大養宿禰石次卒と有るを始めて、當時世に隆えたりしは、其の夫人は不比等公の妻にて、光明皇后の御母に坐せばなり、其の縣大養宿禰の見たるは、養老元年正月戊申、授從四位上縣大養宿禰三千代從三位、同五年正月戊申朔壬子、授從三位縣大養宿禰三千代正三位、天平五年正月庚子朔庚戌、內命婦正三位縣大養宿禰三千代薨云々、命婦皇后之母也、同十二月辛酉、遣一品舍人親王云々、就縣大養宿禰第一、宣詔贈從一位、別勅莫收食封と有りて、此の人に局れる事なり、其の天平勝寶元年四月詔に、縣大養宿禰夫人乃、天皇御世重耳、明淨心以仕奉利、皇朕御世當巨毛、無怠緩事、助仕奉利、加以祖父大臣乃、殿門荒穢事无久、守川川在自之事、伊蘇之美字牟賀斯美、忘不給止自奈母、孫等一二治賜天と有る、鈴屋大人の解に、此の夫人は、從四位下縣大養宿禰東人の女にて、名を三千代と申せり、敏達天皇の御曾孫、美奴王に嫁ひて、葛城王、佐爲王、牟漏女王などを生み給へり、又後に藤原不比等公の繼室と成りて、光明皇后を生み奉り給ひ、和銅元年に、縣大養宿禰と云ふ姓を賜はり、天平五年正月に薨給へる、其所に、內命婦正二位と有り、天平寶字四年八

月、贈正一位、以爲大夫人と有り、天平八年に、葛城王、佐爲王に、橘宿禰姓を賜へるは、此の母の賜はり給へる姓を繼ぐ由にて、請ひ申されし故なり」と有りが如く、縣犬養橘宿禰と賜へるは、此の夫人一代の事にて、其の橘宿禰を右の如く、其の二王に賜へる、後は元の縣犬養宿禰に復し給へる者と所見たり、(御紀に、和銅元年五月辛酉、從四位下美努王卒と有れば、其より不比等公に嫁ぎ給へりしなり、其の天平八年御紀に、十一月丙戌、從三位葛城王、從四位上佐爲王等、上表曰、臣葛城等言云々、葛城親母贈從一位縣犬養橘宿禰、上歷淨御原朝廷、下逮藤原大宮、事君致命、移孝爲忠、夙夜忘勞、累代竭力、和銅元年十一月二十一日、供奉舉國大嘗、二十五日御宴、天皇譽忠誠之至、賜浮坏之橘、勅曰、橘者果子之長上、人所好、柯凌霜雪而繁茂、葉經寒暑而不彫、與珠玉競光、交金銀以逾美、是以、汝姓者賜橘宿禰也、而今無繼嗣者、恐失明詔云々、是以、臣葛城等、願賜橘宿禰之姓、載先帝之原命、流橘氏之殊名、萬歲無窮、千葉相傳と有りを以て、此の夫人に復姓せるを離ちて、橘宿禰姓は、葛城王、佐爲王、二王に賜はりて、令傳給へるを知るべし、即其の葛城王と申すは、橘諸兄公の御事なり、)○大椋置始連は、姓氏錄(左京神別中天神)に出でて、縣犬養同祖、阿居太都命之後也と有り、此も上に云へる如く、天語連、縣犬養宿禰同祖、神魂命七世孫、天日鷲命之後也と有りを以て、其の出自ら知らるることなり、又(山城國神別天神)今木連、神魂命五世孫、阿麻乃西乎乃命之後也と有り今木は、山城國宇治郡の地名なり、阿麻乃西乎乃命は、手力雄神の亦名にて、即ち右の阿居太都命の御事なる由、已に師説有るが如し、此の天背男命神の御名の事、下に云ふべし、其の今木連の並びに、巨椋連、今木連同祖、止與波知命之後也と有りて、其の出自

同じきを以て思ふに、此の大椋置始連と同流なるにて、其の止與波知命は、天日鷲命の子孫と所見たり、偕、大椋は、萬葉九(十一丁)に、宇治河作歌と有りて、巨椋乃、入江響奈理、射目人乃、伏見何田井爾、鴈渡良之と詠める地にて、古は、宇治川より流れ入りて、西方伏見川と一面の入江にて有りし地なり、神名式に、山城國久世郡巨椋神社見えて、其の風土記に、久世郡巨椋郷、(并池澤)巨椋比咩大神、所祭稚靈魂也、仁賢天皇三庚午年、圭田、行禮と有り、此は和名抄には出でざる地名にて有れども、其の神社の名高く御在し坐すから、其の以後に、一郷とは成れるなめり、其の祭神は、稚産靈神に御在し坐して、豐受大神の御祖神に渡らせ給ふに就きて考ふるに、此の地名は、大藏に因れるなる可し、其は、此の天日鷲命の神裔の中に、多米連は、上に引ける本系帳に依るに、成務天皇の御世に、爾時、賜大歎政、亦任御田之職と有りて、本より屯田の司なり、又右に擧げたる安閑天皇二年御紀、五月の下に、國々に、數處の屯倉を定めさせ給へる御事御在し坐して、九月甲辰朔丙午、詔櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等、主掌屯倉之稅と所見たる、縣犬養連も、其の多米連の族なるを以て、其の職に拜し給ひけむと思ゆるに就きて考ふるに、古語拾遺、雄略天皇段に、自此而後、諸國貢調、年々盈滿、更立大藏と所見たる、此は皇宮にての御事なれば別なれども、諸國にても然る御事の御在し坐しつらむを、殊に宇治河に傍ひて、川舟の通ふに便宜しき處なりければ、此に大藏を置かれたるが名高くて、本よりの地名をば呼ばず成りぬるを、其の事停ても猶大椋と云ふ地名とは定れる者なる可し、倭姬命世記、皇太神宮條に、御倉神、保食神是也と見え、度會宮條に、調御倉神、宇賀能美多麻神、三狐神、保食神是也と有るに、右の風土記に謂へる祭神の御事を思ふにも、此の考へ違ふ可か

らじとぞ思ふ、(其の巨椋は、宇治の乾方一里許りに在りて、今も村名に存れり、伏見より大和に至る順路なり、左は宇治川なり、右は伏見澤なり、其の道五十町許りもや有るらむ、豊臣關白、天下の政申し給へりし程、築き立てられたる堤にて、俗に小倉堤と云へる是なり、其の巨椋神社は街道の東傍に在りて、今春日社と申す由なり、是古よりの社地ならむには、大藏は必ず其の邊にて有るべくこそ、)置始オキハジメの事、未だ考へ得ずと雖も、右の如く大椋は借字にて、大藏の謂なる説定まりて思ふに、其の倉粟を仕へ奉りて租税を置き充て始めたるが功と成りて、然負せ給へるなる可し、又別に、長谷置始連と云ふが有るも、其の意味此に等し、孝徳天皇白雉五年御紀に、小乙上置始連大伯、天武天皇元年に、置始連ウキハジメと云ふ人見ゆ、續紀に、置始連と出でたるも、此の同族たりし縣犬養橋宿禰三千代と云ひける人の、世に時めきたる程の事にて有りければ、決めて此の大椋置始連の流なる可し、和銅四年四月壬午、詔、叙文武百寮成選者位云々、從六位上置始連秋從五位下と有る秋の下に、字脱ちたる可し、神龜三年正月庚子、天皇臨軒授從五位下置始連秋山從五位上と有るを合せ見るに、山字を脱せるなり、尾張本に、秋空と作れども非なり、又此より先に、靈龜二年夏四月癸丑、詔、壬申年功臣、贈小錦上置始連宇佐伎息、正八位下蟲麻呂、云々等一人、賜田各有差と有る宇佐伎は、右の天武天皇御紀に、菟と作る人なり、養老五年正月戊申朔甲戌、詔曰、(上略)宜擢於百僚之内、優遊學業、堪爲師範者、特加賞賜、勸勵後生、因賜云々唱歌師正七位下志祁志女、各繩六疋、絲六鈎、布十端、鈎十口、武藝云々、正八位下置始連首麻呂、各繩十疋、絲十鈎、布二十端、鈎二十口と云ふ事も見ゆ、神名式に、伊勢國安濃郡置染神社御在し坐すは、此の氏社なる可し、上に云へる多米宿禰、天語連、

共に其の國に由縁有りて聞ゆれば、此も亦、其等の由緒なるにこそ、(但、姓氏錄、左京神別上天神に、長谷置始連、石上朝臣同祖、神饒速日命七世孫、大新河命之後也と有りて、此も健かなる著姓なりければ、右の置始連も、實は何れなるらむ知られぬども、大椋置始連の方近く所思ゆる故に、試みに云ふなり、)○所作木綿を、波宜流由布と訓み來れり、楮此に所作字三所に被用たるを、上なる鏡には都久流と訓み、中なる玉には須禮流と訓み、此なるには波宜流と訓めるは、古人の甚く心を用ひられたる者なり、釋秘訓に引きたる私記に、問、上文鏡及曲玉等、共有所作之文云々、何其同文異讀哉、答、鏡、玉者、是見造作所成也、但木綿者、摩剝所成也、自有木綿之樹、即柔摩其皮爲之、隨其所、乃別讀其文、得共理也と有るは然る事にて、此の正書に、懸の一字を三所に用ひられたる、又此に懸以の二字をも、其の如くなるに、各其の訓を異にせられたるになむ、相等しかりぬ可き事なりける、(其は傳十七卷に已に註へりしが如く、玉には取著と訓む可く、鏡には取繫と訓むべく、青和幣、白和幣には取垂と訓むべきに相等しかりぬ可し、其の訓の危略なるまじき事、此等を以て曉る可かり)其の鏡の都久流と云ふは、第一一書に、故即、以石凝姥爲治工、採天香山之金、以作日矛、又全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞆、用此奉造之神(下略)と有る、作をも造をも、共に然訓み、第二一書にも、乃使鏡作部遠祖天糠戸者造鏡と有るも然り、古事記にも、求鍛人天津麻羅、而科伊斯許理度賣命、令作鏡と有るなどは、今云ふ迄も無く、眞鏡を鍛し作らせ給へるなれば、本より然云ふべき事、已に傳十八に委しく註へるが如し、(又神名式の、大和國城下郡鏡作坐天照御魂神社、大月次新嘗を、東大寺戒壇院神名帳に、加牟々都久理と訓み、和名抄郷名に、此を、鏡作加々都久利

と有るなど、都久流と云ふ據なり、玉に須流と云へども、第二一書に、玉作部遠祖、豐玉者造玉と有る、此の造字を須流とは訓むべからず、又、古事記にも、科玉祖命、令作八尺勾璣之五百津之御須麻流之珠と有る作字をも都久流と訓む可く、又右の玉作部は更なり、天孫降臨章第一一書に、玉作上祖玉屋命と見え、姓氏録の玉作連などは、何れも多麻都久理と訓むべき由、其の證有りて、已に傳十九に註へるが如し、斯るに御紀には、右等の玉作を、多麻須理と訓み、天孫降臨章第二一書に、櫛明玉神、爲玉作者と有るを然訓めれば、右の姓氏録なると、地名なるとは、多麻都久理と云ひ、又其の玉工を、上古にも猶多麻須理と云ひしなりけり、古事記、日代宮段歌に、阿良多麻能、登斯賀岐布禮波と有るは、璞は生れながらの玉にし有りければ、其を琢磨く砥と云ひて、年に冠ぶらせたるなり、又、萬葉十七（七丁）に、多麻波夜須、武庫能和多理爾と有るは、其の琢たりける玉の光を、映え有らせむとて棕葉して磨く事を云へるなれば、何れにしても玉を作り上るには、須流と云ふを例として、此なる所作を、須禮流とは必ず訓みつ可き事なりかし、（今も昔も、玉には須流と常に云ふ事にて、奇らしからず、和名抄に、金屑、一名生金、和名古加禰乃須利久都、銀屑、一名銀蘇、和名銀乃須利久都と有りて、金にも銀にも石にも、玉にも云ふ事なり、）木綿に波具と云ふは、傳十七に引ける豐後風土記に、速見郡柚富郷、此郷之中、栲樹多生、常取栲皮、以造木綿、因曰柚富郷と有る、取栲皮は、即ち剝ぐを云ふなり、造木綿と云ふは、布に織るべく物爲る事にて、天孫降臨章第二一書に、天日鷲神、爲木綿者と有るを、由布都久理と訓めるを云ふにて、玉に須流と都久流との語有る、此に同じ、又右に引ける私記に、木綿者摩剝所成也、自有木綿之樹、即柔摩其皮爲之と有るは、即ち

此の所作を正しく波宜流と訓みつ可き證なるなり、（其の剝ぐとは、木と皮とを放つ事なり、放を波具と云ふは、萬葉二十卷三十九丁に、阿加胡麻乎、夜麻努爾波賀志、刀里加爾氏云々と有る波賀志、即ち是れなり、）○木綿は、正書に、下枝懸青和幣、白和幣と有る是なる事、傳十七に委しく註へるが如し、此を皇太神宮儘式帳には、下枝懸天真麻木綿と云ひ、禰宜譜圖帳には、下枝爾波、天乃香豆比女加作留、眞蘇乃木綿著と有り、其の例は、萬葉二（二十五丁）に、神山之、山邊眞蘇木綿、短木綿、如此耳故爾、長等思伎と有れば、麻と穀とを云ふには非で、眞少緒木綿と云ふ事にて、細く割きたるを云にて有りけり、儲、其の青和幣は麻を云ひ、白和幣は穀を云へれば、此に、木綿と一種を云ひては、事の足はぬが如くなれども、其れに辨有り、記傳八（四十丁）に、彼の天日鷲神爲木綿者と有る文を引きて、其の説に、「此は白和幣のみには非で必ず青和幣も具ふ可ければ、如く此云ふ時は穀と麻と二種を凡ても木綿と云へり」と見ゆ、式などに其料物を擧げたる所には、木綿と麻とを出せるに、其を用ふる所には、唯木綿のみ云ひて、麻の事は見えぬが多きも、二種を合せて木綿と云ふ故なりけり、凡て賢木と木綿を付けなど云へるは二種を合せての名なり（探要）と有る、是にて甚明らかなる者なり、（但し其の木綿の事、委しくは傳十七卷に云へれば、今云ふ限に非ずと雖も、又其を別けて云ふ時は、青和幣・白和幣と、麻と穀とを、別々に云ふ事なるが、又其の二を合せて麻とのみも云ふ例なりけり、）儲、木綿は古語拾遺に、令天日鷲神造木綿、以津咋見神、穀木種殖之、以作白和幣、（是木綿也、以上二物、一夜蕃茂也）と有るは此の事なり、其の神武天皇段に天日鷲命之造木綿及麻并織布（古語何良多倍）仍令天富命變日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國、殖穀麻種（中略）天富

命、更求沃壤、分阿波齋部、變往東土、播殖麻穀、(中略)穀木所生、故謂之結城郡、(下略)と見えたるは更なり、右に引ける豊後風土記に、速見郡柚富郷、此郷之中、栲樹多生、常取栲皮、以造木綿、因曰柚富郷と有り、又寶基本記に、木綿謂以穀木作白和幣、名號木綿など所見たる、穀は髮條にて、細く割き分けて絲と成すを云ひ、栲は、或説に手操なりと云へるは、然も有るべし、又由布と云へるは結と云ふ事にて、皆其の割きて作る上に云ふ事の、終に其の物の名とは成れると思ひしかども、由布は齋摠の略にて、麻の摠の青きに對へて、木綿の色は白く潔けきを以て云ふ稱なるなり、(凡て物の名と云ふ物は、或は其の有る形状に因り、又は成す所作に因りて號くる者なれば、其の義に就きて、深き意の有りに非ざるなり) 萬葉には、三(三十七丁)に、奥山乃、賢木之枝爾、白香付木綿取付而云々、又、木綿疊手取持而、又(五十一丁)、一手者、木綿取持、一手者、和細布奉、六(三十五丁)に、木綿疊手向乃山乎、又(三十九丁)、四泥能崎、木綿取之泥而、七(三十七丁)に、木綿懸而、祭三諸乃、神佐備而、齋爾波不在、又、木綿懸而、齋此神社、可超、所念可毛、九(三十丁)に、齋戸爾木綿取四手而、十二(二十五丁)に、木綿疊、田上山之、又、木綿裏、(一云疊) 白月山之など詠めり、猶地名には、七(二十三丁)に、未通女等之、放髮乎、木綿山、十(六十二丁)に、豐國之、木綿山雪之と有るは、右の柚富郷の山を詠めるなり、十二(三十八丁)に、木綿間山、越去之公之、所念良國とも有り、其の外、木綿手次、又、木綿花、又、白木綿など種々詠みたりき、其の委しき事は傳十七に云へり、考へ合す可し、(和名抄、祭祀具に、本草注云木綿、折之多白絲者也、和名由布と見え、木部に杜仲、陶隱居本草注云、杜仲一名木綿、折之多白、絲者也、和名波比麻

由美と見ゆ、然れども、此には論も有る事にて、記傳の説に據りて、其の下に述べたるが如く、穀を杜仲と思ひ誤れるにて、實に杜仲を用ひたるには非ず、) ○懸以の二字は、此に三處出でたる、共に、傳十七にも註へるが如く、鏡には古事記に取繫と有り、玉には取著と有り、其の青和幣、白和幣は、此の木綿に當れれば、取垂と訓みて、此の正書なるも、然訓めるに倣ふ可くなむ有りける、○此の上枝、中枝、下枝に懸けたりし招實の事は、已に傳十七に論つらへるが如く、正書、古事記、古語拾遺共に、何れの傳なるにも、玉を上、鏡を中に、木綿を下に懸けられたりし趣なるに、獨立ちて、唯此の傳にのみ、上枝に八咫鏡、中枝に八坂瓊之曲玉、下枝に木綿を取り懸けられたる状なるなむ、實に正しき古説なる可く所思えたる、然るは、其の上下の次第に就きて、其の招實の尊卑に抱はる可き事かはと思ふらむ人も有りなめども、已に、第一一書に、思兼云者、有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象、而奉招禱也と見え、拾遺に、於是、從思兼神議、令石凝姥神禱日像之鏡と有りて、此の時に、日神の御像として、仕へ奉り招ぎ奉らし、物質はしも、専ら此の大御鏡に坐せれば、其の至尊く御在し坐す事、譬しへ無くなむ有りけるに、其の古事記にも、高御產巢日神之子、思金神令思而云々、求天津麻羅、而科伊斯許理度賣命、令作鏡、科玉祖命、令作八尺勾瓊之五百津之御須麻流之珠、(下略)と有るが如く、思金神の思慮は、鏡にも玉にも本より互れる事にては有れども、鏡は、皇太神の御象として、圖り造り奉らせらるゝ事なる故に、先づ其の鏡を作る支度には、天金山の鐵、天安河の石を取る事は更なり、其の共工の神をさへ定めて科せ給へるなど、甚止事無き御事に御在し坐すを以て、其の科するにも、先に鏡、後に玉と云ふ次第の如く、上枝に鏡中枝に玉を懸けられたるにて、甚能く

相契合^{カナ}へる事なるを以て、此の傳なむ、正しき古説なりけるとは云ふなり、皇太神宮儀式帳に、天香山仁立^ニ、握^ニ眞^ニ坂樹^ニ、上枝懸^ニ八咫鏡、中枝懸^ニ八咫鏡乃曲玉、下枝懸^ニ天眞麻木綿、太玉申止^ニ號^ニ之^ニと所見、又、禰宜譜圖帳にも、上枝爾波^ニ天拔門^ニ加作流、八咫鏡^ニ懸^ニ介、中枝爾波^ニ天明玉^ニ加作流、八咫曲瓊^ニ懸^ニ介、下枝爾波^ニ天乃香豆比女^ニ加作流、眞蘇乃木綿著流^ニと有りて、神宮に傳はる所、即ち此の一書の趣に異ならずなむ有りける、(然るを、正書などに、玉を上、鏡を中に傳へたるは、朝廷の傳にて、其は瑞籬朝御世に、鏡劔摸造の出來りてより、眞の御物は、唯玉のみ御在し坐すが故に、其の三種神寶をも、始は、鏡、劔、玉と云ふ次第に御在し坐しけむをも、玉、鏡、劔と申し習へるが如く、然る事共と等しく改りて、異なる傳も、然出で來れりけるにこそ、) ○忌部首、傳十七に出づ、○太玉命、傳十七に註へり、○使^ニ執取^ニ而^ニは、登理母多志米氏と訓めるに従ふ可し、古事記に、此種々物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而云々と有る是なり、又は、登理登良志米氏と訓まむも悪しからじ、即ち古語拾遺に、令^ニ太玉命捧持稱讚^ニ云々、爾乃、太玉命、以^ニ廣厚稱詞^ニ啓日、吾之所捧寶鏡明麗、恰如^ニ汝命^ニ、乞開^ニ戸而御覽焉云々、とも有るなり、記傳八(四十四丁)に、「凡て、御幣を取り持つ事は、此時の例の任に、後の御代々々に至る迄、忌部氏の職業なり、書紀神代下卷に、乃使^ニ大玉命、以^ニ被^ニ太手襪^ニ而^ニ、代^ニ御手^ニ以祭^ニ此神^ニ者、始^ニ起於此^ニ矣と有る、代^ニ御手^ニとは、皇御孫命に代り奉りて、御幣を取り持つを云ふなり、御手と云ふに心を著くべし、唯、代りて祭るとのみ見るは、精しからず、祈年、月次、大嘗等詞辭別にも、忌部能弱肩爾^ニ太多須支取掛^ニ持由麻波利、仕奉^ニ幣帛^ニ乎、神主祝部等、受賜^ニ、事不過、捧持奉^ニ宣^ニと見ゆ、云々」と有り、右に、代^ニ御手^ニと有り、拾遺に捧持と有るを以て、執取とは、

手に取り持たせる事を知るべし、皇太神宮月次、神嘗等の祭詞に、大中臣、太玉申爾^ニ隱持^ニ天と有るも、太玉申を取り持ち奉れらば、其の蔭に隠れて見えざる如く成るを云ひて、此の執取、此に同じく、又、齋内親王奉入詞に、茂梓^{イカシホツ}中取持^ニ、萬葉三(三十七丁)に、木綿疊、手取持而、又(四十六丁)、七相背、手取持而、又(五十一丁)、一手者、木綿取持、一手者、和細布奉、十三(十八丁)に、倭文幣乎、手持而、十九(三十四丁)に、倭文幣乎、手爾取持而など有るは、何れも神に捧げ奉る幣物の事を、取持と云ひて、此の例なり、(又、古事記御天降段に、次思金神者、取^ニ持前事^ニ爲^ニ政と見え、明宮段に、大雀命、執^ニ食國之政^ニ、以白賜と有るを、取持と云へるは、手して物を執り持つが如く、天下の大御政を申し行ふ事にて、取持の例は上に異ならず、)又、登理登良志米氏とも訓むべき由云へるは、執をも取をも、共に登理と訓むに當れる字なればなり、且つ、出雲風土記に五百津鉏神鉏所^{シトヲ}取^ニ而云々、と云ふ語有る是なり、此は在^ニ而、又は戀^ニ而、又は行^ニ而など、言を重ね云ふ例にて、何に在れ、其の自ら成す事に、深く力を入れて勤むる義を知らせむ爲に云ふ語なれば、此の執取を然訓まむも、強事^{シヒト}ならじかと所思ゆるなり、○廣厚稱辭祈啓矣は、拾遺にも、以^ニ廣厚稱詞^ニ啓日、云々と有り、即ち第二一書に、天兒屋命、神祝祝之と見え、又古事記に、此種々物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而、天兒屋命、布刀詔戸言禱白而と有る所、此に當れるなり、口訣に、稱辭祈啓矣者、祝詞也、阿波禮、阿那於茂志呂、阿那多能志、阿那佐夜憩、二十一言也云々、(見^ニ古語拾遺^ニ)と云へる、此を祝詞也と云へるは宜し、然れども拾遺の、右の二十一言の詞は、傳十七に云へるが如く直會の詞にて、此の廣厚稱辭に感けさせ御在し坐して、磐戸より出し奉りて後に、新殿に遷御し坐せ奉らし、時の事なるにて、

拾遺に、當此之時、上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸手歌舞、相與稱曰、(中略)爾乃二神俱請曰、勿復還幸、
 と有る是なれば、口訣の説は、甚じき僻事になむ有りける、(又右に衆俱相見と云ひ、相與稱曰と有るを見るに、
 天兒屋命、太玉命二神の御事には非じ、其の場に神集はせる八百萬神の皆に互る事なり、) 借、此所は上に、於是
 天兒屋命云々と有るより係りて、廣厚稱辭祈啓矣と續く文なるにて、第二書に、凡此諸物、皆來聚時、中臣遠祖、
 天兒屋命、則神祝祝之有るに同じくして、右等の二と古事記との趣にては、太玉命は、供作^{モツク}る諸部神の長と御在し坐
 して、唯其の太御幣を執り取らして、捧げ奉らせ給へるのみの神なるが如くなるには、意を補^ホへて聞くべき事なむ有
 りける、其は傳十七に云へるが如く、正書に、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命云々、相與致其祈禱焉と有
 りて、其の御祈の御事は、専ら二神に御在し坐す狀なり、又古事記には、此時の御卜の事より續けて、召^メ天兒屋命、
 布刀玉命、而、内^ニ拔天香山之眞男鹿之肩、拔而、取^メ天香山之天波々迦^ニ而、令^メ占合麻迦那波^ニ而、天香山之五百津
 眞賢木矣根許士爾許士而云々と有るなども、萬に相共に仕へ奉り給へる狀なり、古語拾遺には、此の事を、備備既
 畢、具如^レ所謀、爾乃太玉命、以^テ廣厚稱詞^ニ啓曰、吾之所^レ捧寶鏡、明麗恰如^ニ汝命、乞開^レ戸而御覽焉、仍太玉命、
 天兒屋命、共致^ニ其祈禱^ニ焉と有るは、右の相與致其祈禱焉と云ふに合ひて、甚美^クたくは有れども、太玉命を先に
 し、天兒屋命を後に書せる狀、私無しとは云ふべからず、其より以前に、太御幣の事を、令^メ太玉命捧持稱讚、亦令^メ
 天屋兒命相副祈禱と有るは、右に似たれども僻事には非ず、太玉命は、幣帛を取り持ちて其の稱讚^{タカヒ}を申し、天兒屋
 命は、其の幣帛に副へて、神祝に祝きて祈禱奉らし趣^{ナク}なれば、却^カに委しき古傳とは聞えたる、其の事次に云ふべ

し、(然れば、此の相副の副字は、太玉命を主として、相副へ給ふ由には非ず、其の太玉命の持たせる幣帛に副へて、
 祈禱奉らし由なり、中臣氏、忌部氏各相共に、其の事に依りて、筆を曲げたりと所思しき事、少からざりければ、
 其の撰無くては得有るべからず、) ○廣厚は、天孫降臨章第二書に、其造宮之判者、柱則高太、板則廣厚と有りて、
 其の至り極まりて、貴く美はしき稱譽め云ふなり、續紀第一詔に、貴^ク、高^ク、廣^ク、厚^ク、大命^ヲ乎受賜利、恐坐^ス且、
 第六詔に、此者、太上天皇、厚^ク、廣^ク、德^ヲ乎蒙而、高^ク、貴^ク、行^ハ依而、第五十一詔に、王臣等^ヲ乎、彼此別心無、
 普平奏^ヒ、公民之上^ヲ乎、廣厚慈而、奏事此耳不在、(中略)又、事別詔久仕奉志事、廣美厚美云々、など所見たり、
 萬葉十八(二十丁)に、之伎麻世流四方國爾波、山河乎、比呂美安都美等、多且麻豆流、御調寶波、可蘇倍衣受、都
 久之毛可禰都など有るも是れ古書に、廣厚と重ね云ふ例なり、(纂疏に、廣厚言^ニ懇到之意^ニと云ふ御説有る、實に然
 る言なり、然れども、其の下に、猶^ニ天廣地厚^ニ也と有るは、言痛^クし、此は唯其の稱辭竟奉る事の懇到なる由に見て、
 事は足りぬ可くなむ、) ○稱辭を、多々問許登袁問と古く訓めり、拾遺には、以^テ廣厚稱詞^ニ啓曰と有れば、袁問とは
 訓み付くべきに非ず、祈年祭詞も、高天原^ニ神留坐、皇陸神漏伎命、神漏彌命以、天社國社^ニ稱辭竟奉、皇神等^能前
 爾白^ク云々、皇御孫命宇豆能幣帛乎朝日能豐逆登爾、稱辭竟奉^久登宣と見え、御年神詞に、初穗^乎波、千穎八百穎爾
 奉置^氏、颯間高知、颯腹滿雙^氏、汗爾^母穎爾^母、稱辭竟奉^奉云々種々色物乎備奉^氏、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎稱辭竟
 奉^久登宣と見え、又、大御巫能、辭竟奉、皇神等能前爾白^ク云々登、御名者白而、辭竟奉者云々、稱辭竟奉^久登宣、
 と有りて座廢、御門、生島等詞も亦右の例なり、又、伊勢太御神宮詞に、故皇吾陸、神漏伎神漏彌命登、宇事物頸根

衝拔^臣皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣と見え、御縣、山口、水分等神詞にも、某々坐皇神等能前爾白久云々、故皇孫御命能、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣、と有りて此より以上、御年神を除くの外は何れも、六月十二月月次祭詞右に同じ、大忌祭詞に、廣瀬能川合爾、稱辭竟奉流、皇神能御名乎白久、御膳持須爾、若宇賀能賣能命登、御名者白^臣、此皇神前爾、辭竟奉久云々、風神祭詞に、龍田爾稱辭竟奉、皇神乃前爾白久云々、此乃皇神能前爾、稱辭竟奉爾、皇御孫命乃、宇豆乃幣帛乎、令捧持^臣云々、大殿祭詞別に、大宮賣命登御名乎申事波云云爾依^臣、大宮賣命止御名乎、稱辭竟奉久登白、御門祭詞に、櫛磐彌豐磐彌命登、御名乎申事波云々、故爾、豐磐彌命、櫛磐彌命登御名乎、稱辭竟奉久登白、鎮火祭詞に、高天原爾、神留坐云々事寄奉^志、天都詞太詞事乎以^臣申久云々、天津祝詞乃太祝祝詞事以^臣稱辭竟奉久止申、道饗祭詞に、高天之原爾事始^臣、皇御孫之命止、稱辭竟奉云々、神官、天津祝詞乃太祝祝詞事乎以^臣、稱辭竟奉止申、大嘗祭詞に、高天原爾、神留坐、皇陸神漏伎神漏彌命以、天社國社登敷座爾、皇神等前爾白久云々、爾備奉^臣、朝日豐榮登爾稱辭竟奉久乎、諸聞食登宣など有るを始として、數知らず多く云ふ事なるが、其の大概の例如此し、(但、右は、祝詞式の中にも、甚古き詞共より抄出せり、其の春日、平野、久度古開は更なり、伊勢太神宮二月祈年、六月十二月月次祭詞以下に、多く有る事なれども、其は、今京の始に出で來れるなれば、決めて古きをとて力めたるなり、予已に祝詞講義に其の説を盡せれば、今更に云ふべきに非ず)稱辭竟奉とは、右の例共の如く、廣く用へる詞にして、先づ神社に神靈を祀き奉れるをも然申し、又神名は、其の神の御功を以て號け奉れる者なれば、其の御名を顯はし奉れるをも然申し、又神の御前に奉る幣帛は、萬に具足はして

捧げ奉るを以て然申し、又天津祝詞の太祝詞などは、皇祖天神より傳へ給へる詞なるが、其の詞も今も神祇に宣申すをも然申し、又然らざるにも、神に申す詞は、如何にも麗美しく調へて申す者なるが故に、其をも然申す事にて、凡其の例五なり、右に引ける拾遺に、乃太玉命、以^三廣厚稱辭詞^一啓曰と有るを、其の上には、令^三太玉命捧持稱讚^一と書して、其の稱讚を、保米麻袁須に訓めるをも合せ思ふ可く、又祝詞に、稱辭竟奉と云ふに當て、備^臣と云ひ換へたるなども、物の備り足へる義なるをも考へ合す可くなむ有りける、萬葉二(二十七丁)に、吾王、皇子之命乃、天下、所知食世者、春花之、貴在等、望月乃、滿波之計武跡、天下、(一云食國)四方之人乃、大船之、思憑而、天水、仰而待爾の滿波之を、鈴屋大人の、多々波志と訓まれたる實に然る事なりけり、其の(四十一丁)、天地、日月與、滿將行、神乃御面跡と云ふ歌に就きて、傳三、面足尊の御名の下に引けるが如く、此の滿將行を、多理由加牟、九(三十四丁)に、望月之、滿有面輪二と有る滿有を、多札留と先達の訓まれたるに、十三(二十八丁)に、何時可聞、日足座而、十五日之、多田波思家武登、吾思皇子命者と有るなどを、參へ考ふるに、多々布は足足^{タルク}にて、布は合の義なるが切りて語を成せる者と所見たり、鈴屋大人説に、「多々閉は、水を湛ふると同言にて、滿ち足らはす意なり、今世の言に、海潮の滿ち極まれるを、潮の多々閉と云ふも同じ、凡て神を祭るには、事をも物をも滿ち足らはし盡し究めて、其由を申す事にて、祀祠の語是なり」と云はれたる、實に然る言なり、合せ考ふ可き者なりかし、(又云はく、「此の祈年祭詞にて云はく、千穎八百穎爾云々、颯閉高知云々、大野原爾云々など様に、言を盡し究めて申す、是れ稱辭竟へ奉るなり、竟も、極め盡す意なり、備、神を祭るには、必ず然爲る事なる故に、多々閉辭竟奉と云へば

即ち祭祀の事に成りて、此も天社國社登、稱辭竟奉、皇神等と云ふは、天社國社登、伊都伎奉、皇神等と云ふ意なり、餘も此に准らへて知るべし」と云はれき、竟は、瑞珠盟約章に、是後、伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷と有る、畢は、次文に、亦曰、伊弉諾尊、功既至矣、德亦大矣と有る、至と大とに對へたるを以て味はふ可き事、已に傳十三に云ひ、又第二一書に、解除竟と有るも、被ひ盡せる義なる由、傳十九に註へるが如し、萬葉五(十四丁)に、武都紀多知、波流能吉多良婆、可久斯許會、烏梅乎乎利都々、多努之伎乎倍米、十九(十七丁)に、春裏之、樂終者、梅花、手折乎伎都追、遊爾可有と有る樂終は、樂しみを極め盡す事を云ふなり、古今集、大歌所御歌に、「新しき年の始に如此しこそ千年を兼ねて樂しき終め」を、一本につめと有るは、へとつと混ひたるにて、乎倍の方、右に例共有りて、宜しきに似たり、又、此の樂竟の例を以て、稱辭竟の竟は、鈴屋大人の、極め盡す義なりと云はれたる説の、空しからざる事をなむ、知るべき者なりける、猶又右に引けりし祈年、月次等祭詞に、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登、宣と有るに、其の幣帛の事を、辭別、忌部能弱肩、太多須支取掛氏、持由麻波利、仕奉幣帛乎神主祝部等、受賜氏事不過、捧持奉登宣と有る、事不過を、大嘗祭詞の事別なるには、事不落と有り、即ち其の如くなるぞ、稱辭竟奉る謂なる事、本文に照し應せて思ふ可くなむ有りける、(然るは、右の受賜氏、事不過、捧持奉登寶を、受賜氏、稱辭竟、捧持奉登宣、と云ひ換へても聞ゆるは、本文の其の意を、辭別には、目易く、事不過とも、事不落とも書させ給ひける者なり、偕、然過たず落さずして、事の満ち足らひ盡し究めたるなる、即ち稱辭竟奉にて有るなり、)○祈啓矣は、能美麻袁志伎と訓むべし、即ち上に諸神道中臣連遠祖、與台産靈兒、天兒屋命、而使祈焉と

有るを結べる文なるが、其は右に註へるが如く、右は諸神の、天兒屋命を差して令祈め奉れる所なるを、此は、天兒屋命の、自ら往きて祈啓り奉らせるを云ふなり、記傳八(四十六丁)に、「古書を考ふるに、保具は祝ぎ壽ふ方に云ひ、能牟は乞ひ祈る方に云ひ、泥具は右の二方を兼ねたる言なり」と云はれたる能牟にて此に甚能く合へり、(但、其所に此の文を引かれたるに、祈啓を、泥岐麻袁志伎と訓み改められたれども、猶此は本の任にて有りぬ可し、偕此の傳にては天兒屋命一柱にて、廣く厚く稱辭竟へ、祈啓させ給へる如くなれども、正しく太玉命も相共に祈み奉らし、事の證有りて、已に、傳十七卷に、委しく論つらひ書せるを、猶其れにても未だ盡さざりければ、上に又云ひたるに、此にても、己が心の行く計りは得しも云はざりければ、下の摠論に云ひて、愈々益々に明かに爲むとす)偕此の能牟と云ふ事は、已に傳十七、計其可禱之方、の下に註せるが、此にも一通り云ふべきなり、能牟と云ふは、傍觀を爲る事無くして、一向に乞ひ願ぐ事を云ふなり、海宮遊行章に、時、兄火闌降命、既被危困、乃自伏罪曰、從今以後、吾將爲汝俳優之民、請施恩活、於是、隨其所乞遂赦之と有る乞字は、許比能牟と訓むべき所なる事、其の上なる海神の御言に、若兄悔而祈者云々と有るを合せて知るべし、古事記には其の事を、如此令悵苦之時、稽首白云々、と有るを、記傳に、能美麻袁佐久と訓まれたるなむ、實に稽首には當れる言なりける、崇神天皇御紀七年に、天皇、乃沐浴齋戒、潔淨殿内、而祈之曰、朕禮神尙未盡耶、何不享之甚也、翼亦夢教之云々、と有るも、已に事の急迫りて、詮方無く御在し坐しける時の御事なり、其の十年、武埴安彦が謀反の心有りける所に、妻吾田媛、密來之取倭祝山土、裹領巾頭、祈白是倭國之物實則、反之と有るも、一向に國を獲むと思ふ

呪詛なるを以てなり、其の軍衆の脅退る所に、知_レ不_レ得_レ免、叩頭曰_ニ我君_一、故時人又號_ニ叩頭之處_一曰_ニ我君_一と有る下に、叩頭、此云_ニ酒務_一と註されたり、又景行天皇二十七年御紀に、川上梟帥、叩頭曰、且待之、吾有_レ所_レ言、時日本武尊、留_レ劍待_レ之、此の御世の事にて、肥前風土記に、藤津郡能美郷、(在_ニ郡東_一)昔者、纏向日代宮御宇多天皇、御幸之時此里有_ニ土蜘蛛三人_一、(兄名大白、次名中白、弟少白)此等人、造_レ堡隱居、不肯降服、爾時、遣_ニ陪稅紀直祖_一、令_ニ以誅滅_一於大白等三人、但叩頭陳_ニ已罪過_一、共乞更奉_ニ主人_一、因曰_ニ能美郷_一と有り、神功皇后御紀に、新羅王、於是戰々栗々、厝_レ身無_レ所云々、降_ニ於王船之前_一、因以叩頭之曰云々と見え、又一云、新羅王云々、跪_レ之取_ニ王船_一、即叩頭曰、臣自今以後、於_ニ日本國_一、所_レ居、神御子爲_ニ内官家_一、無_レ絶朝貢と有るなど、何れも事に迫切りて一向に其の助けを乞ふ由なり、(右の號_ニ叩頭之處_一、曰_ニ我君_一と有るは、清寧天皇御紀に、惟河内三野縣主小根、慄然振怖、避_レ火逃出云々、因使_ニ祈_一生於大伴室屋_一曰云々、小根仍使_ニ漢彦_一啓_ニ於大連_一曰、大伴大連、我君降_ニ大慈愍_一、促短之命既續延長、獲_レ觀_ニ日色_一云々、又、敏達天皇十二年御紀に、我君大伴金村大連、奉_ニ爲國家云々_一、など我君に同じくして、源氏夕霧_ニ卷_一に、阿賀君と手を摺る云々、手習卷に、阿賀佛と有るなどと共に、彼方の人に強く親しみて云ふ語なるをも思ひ合す可き者なり、)又、古事記朝倉宮段に、初太后坐_ニ日下_一之時、自_ニ日下_一之直越道、幸_ニ行河内_一、爾登_ニ山上_一望_ニ國內_一者、有_ニ上_一堅魚_一作_ニ舍屋_一之家云々、爾天皇詔者、奴乎、己家似_ニ天皇之御舍_一而造、即遣_ニ人令_一燒_ニ其家_一之時、其大縣主懼畏稽首曰、奴有者、隨_ニ奴不覺而過作_一、甚畏、故獻_ニ能美之御幣物_一、(能美二字以_ニ音_一)と有るも、一向に其の罪を贖ひて、願_ニ申_一すを、能奉とは云ふなり、若て、此の稽首は、稽顙と

も、頓首とも、叩頭とも、叩首とも作_レく字なるに、和名抄に、叩頭虫、傳咸叩頭虫賦云、虫之細微者、觸_レ之輒叩頭、叩頭虫、和名奴加豆木無之と有る、此をも思ひ合す可き事なかりし、續紀第三十八詔に先靈_ニ祈願_一、流_ニ書_一乎、見_ニ流_一仁云天在良久、己我心念求_ニ流事_一乎之成給_ニ天波_一云々と有りて、祈願に照應して、念求と云へるも引き合せて、其の義を釋るに似たり、萬葉には、三(五十一丁)に、平、間幸座與、天地乃、神祇乞禱、五(四十丁)に、天神、阿布藝許比乃美、地祇、布之互額拜、可加良受毛、可賀利毛、神乃末爾末仁等、立阿(官本作_レ河)我例、乞能米登云々、布施於吉豆、吾波許比能武、阿射無加受、多太爾擊去豆、阿麻治思良之米、十七(四十四丁)に、刀奈美夜麻、多牟氣能可味爾、奴佐麻都里、安我許比能麻久、波之家夜之、吉美賀多太可乎、麻佐吉久毛、安里多母等保利、又(四十六丁)知波夜夫流、神社爾、底流鏡、之都爾等里蘇倍、己比能美底云々、二十(五十九丁)に、和我勢故之、可久志伎許散婆、安米都知乃、可未乎許比能美、奈我久等會於毛布、などと有りて、何れも一向に、神に願_ニぎ奉_一るを云ふなり、然れば、能奉とは、漢文の語末の辭に、而已又耳字を、此に能美と訓む、其に等しく、唯其の神に而已と、一向なる意を示し奉りて、事を乞ふ是なり、(飲、嚙、吞、啣などの字を、能奉と訓むも然り、和名抄に、咽喉和名乃無止と有るも、吞門の義にて、唯一條に、曲撓む事無く、行き通る謂なるにて、祈を能奉と云ふも等しかりぬ可し、又右に、稽首を能奉と訓るは、上に已に引ける周禮に、九拜之初拜也、屈_ニ首_一至_ニ地_一也と有る是なり、)

于時日神聞_ニ之_一曰_ニ頃者人雖多請_一、未有若此言之麗美者也_一、乃細_ニ

開磐戶而窺之。是時天手力雄神侍磐戶側。則引開之者。日神之
 光滿於六合。故諸神大喜。即科素戔鳴尊千座置戶之解除。
 以手爪爲吉爪棄物。以足爪爲凶爪棄物。乃使天兒屋命掌其解除
 之太諄辭而宣之焉。世人慎收己爪者此其緣也。而既諸神噴素戔
 鳴尊曰。汝所行甚無賴。故不可住於天上。亦不可居於葦原中國。
 宜急適於底根之國。乃共逐降去。

天照坐日太御神、天磐戶を閉ぢて、刺し隠り御在し坐しける時に、八百萬千萬の神共に、此れに神集ひに集ひ給ひて
 祈禱申されけるに、其の感けさせ御在し坐して、出でさせ給へりし御事はしも、天兒屋命、天太玉命の、廣く厚き稱
 辭を聞き食し、感けさせ給へると、又、天鈿女命の俳優を怪しませ御在し坐して、磐戶を細めに開きて、見行し御在
 し坐すに依りて、豫め其の用心し給へるが如く、天手力雄神は、御戶を開き奉り、栲幡千々姬命（亦名天鈿女命）は
 しも、御手を賜はりて、引き出し奉りて、新殿に遷座奉り、天兒屋命、天太玉命は、端出之繩を界以して、此より以
 内へ、勿還幸そと申せる、是にて一段なり、然るに、正書には、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命云々、相與
 致其祈禱焉、又、猿女君遠祖天鈿女命云々、顯神明之憑談、是時、天照太神、聞之而曰、吾比閉居石窟、謂當
 豐葦原中國必爲長夜、云何天鈿女命、唯樂如此者乎、乃以御手、細開磐戶、窺之と有りて、此にては、其の俳

優にのみ感けさせ御在し坐しける趣にて、稱辭の驗は見えず、又古事記にも、此種々物者、布刀玉命、布刀御幣登取
 持而、天兒屋命、布刀詔戸言禱白而云々、天宇受賣命云々、爲神懸而、掛出胸乳、裳緒忍垂於番登也、爾高天
 原動而、八百萬神共咲、於是、天照太御神、以爲怪、細開天石屋戶、內告者、因吾隱坐而、以爲天原自闇、亦葦
 原中國皆闇矣、何由以天宇受賣者爲樂、亦八百萬神諸咲、爾天宇受賣自言、益汝命而貴神坐故、歡喜咲樂、如此
 言之間、天兒屋命、布刀玉命、指出其鏡、示奉天照太御神之時、天照太御神、逾思奇而、稍自戶出而臨坐之時、
 其所隱立之天手力男神、取其御手、引出と有るは、此は甚々委曲にして愛でたき事共なむ多在りけるを、猶其の
 稱辭を聞き食して、大御心感けさせ御在し坐しける御事を漏せるなむ、甚可惜しき事なりける、（拾遺にも、其物既備
 云々、令太玉命捧持稱讚、亦令天兒屋命相副祈禱、又令天鈿女命云々と有りて、次に廣厚稱詞の事を委しく云ひ
 ながら、其の事の結び無くして、于時天照太神、中心獨謂、比吾幽居、天下悉闇、群神何由如此之歌樂、聊開戶而
 窺之と有るも、右と同じくして、事なむ足はで聞ゆるなる、）又第二書には、凡此諸物皆來集時、中臣遠祖天兒
 屋命、則以神祝祝之、於是日神方開磐戶而出焉（下略）と有るは、其の稱辭に感けさせ給ひて、出で坐せる趣に
 ては有れども、天鈿女命の俳優の御事をば、傳へ遺されたり、此の傳にも、諸神、遣中臣連遠祖與台產靈兒天兒屋
 命、而使祈焉、於是天兒屋命、握天香山之眞坂木而云々、乃使忌部首遠祖太玉命執取、而廣厚稱辭祈啓矣、于時
 日神聞之曰、頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也、乃細開磐戶而窺之（下略）と有りて、天鈿女命の御事に
 於ては少かも見る所無くなむ有りける、又下に辨へたるが如く、右の廣厚稱辭はしも、天命屋命は其の御祈禱の太祝

詞を申させ給ひける事は、右に引ける古事記にも、天兒屋命、布刀詔戸言禱白而と有るにて灼然く、又太玉命は、其の執り取らせる御幣に就きて、稱辭竟へさせ御在し坐し、事、唯拾遺にのみ傳はりて、此には何れにも漏せるなむ、事實に於て相叶ふまじく聞ゆめる、(但、主張りて、其の祝詞の御事は、天兒屋命の、本より知りて仕へ奉り給ふ事にて、太玉命のは、唯其の稱讚のみの事にし有りければ、省りたるにも有るべきなり、) 傳十七に論つらへる事なるを、今少か取り出でて云はむには、右に引ける正書の文に、經緯の差有る、其を知りて、思ひ分くべき捷徑なむ有りける、其は、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命云々、相與致其祈禱焉と有るは、上下に相貫きて、此には甚主主しき事にし有りければ、文の經なる者なり、又、猿女君遠祖天鈿女命云々と有るは、又別に一事なるが故に、又字を置かれたれば、文の緯になむ有りける、其の事の續きに依りて、其の神樂に就きて出でさせ御在し坐し、如く見ゆる事なれども、其は唯中間に狭れたる事にし有りければ、其の俳優にだに感かせ給ふ程の御事なるに、況て、其の廣き厚き稱辭をしも、聞看す坐すと云ふ理無ければ、彼の文の如くにて、其の二事に相感かせ御在し坐しける趣なむ、見ゆ可かりける、然れば、右の相與致其祈禱焉と有るに次ぎて、此に、于時、日神聞之曰、頃者人雖多請、未_レ有_レ若_レ此言之麗美者_レ也、乃細開磐戸_二而窺_レ之と有る文を續け讀みて、心得べき所なる者なり、次には又、猿女君遠祖天鈿女命云々は、古事記に、於是、天照太御神、以爲怪、細開天石屋戸_二而、内告者云々に係合せ心得べき文なるが、取り摠べて云ふ時は、先づ其の廣厚稱辭祈啓せる言の麗美しきに、愛でさせ御在し坐して、先づ磐戸を細目に開かせ給ひ、其の事の因みに、天鈿女命と、御問對の御事は御在し坐しけるなれば、先づ祝詞にて大御心感け

させ給ひ、神樂にて大御心樂しませ給ひて、終に、磐戸隠らせ御在し坐し難き勢に成れるなむ、即ち思兼神の思謀の、遠く及べるには有るべからし、(師翁の古史第五十六段徴に、「或人間、此の段天兒屋命の祝詞と、宇受賣命の俳優とに感け坐して、出御の趣に記せる事如何に思ゆ云々と云へる答に、古事記に天兒屋命、布刀詔戸言禱白而とのみ有りて、其祝詞に感け給へる事を記されざるは、禱白而云々、天手力男神云々、天宇受賣命云々、八百萬神共咲、於是、天照太御神以爲怪云々」と移り行くべき文章の氣勢に引かれて、其の太祝詞に感け給へる事は言ひ漏らされたる者なり、)と云はれたる、如何にも然る事なり、)又、右の第二書と此とは、天兒屋命のみ稱辭竟へ奉らし、趣にて有れども、已に、正書に、相與致其祈禱焉と云ふ證文有るに、古語拾遺に、宜_レ令_レ太玉神、擊_レ諸部神、造_レ和幣_二云々、其物既備云々、令_レ太玉命捧持稱讚、亦令_レ天兒屋命相副祈禱_二と所見たる稱讚を、保米麻袁須と訓みたるに、其の事を備備既畢、具如_レ所_レ謀、爾乃太玉命、以_レ廣厚稱詞_二啓曰、吾之所_レ捧寶鏡、明麗恰如_レ汝命、乞開_レ戸御覽焉と有る十八字の文此に當れり、此は壽詞の類にして、太御幣と取り持たせる物に就きて稱讚せるなり、又、右に、亦令_レ天兒屋命相副祈禱_二と有るは、太玉命をして太御幣を捧げ持たしめ、其の物に付き副ひて、御祈の言を申させ給へるにて、神祇令に、其祈年、月次祭者、百官集_レ神祇官、中臣宣_レ祝詞、忌部班_レ幣帛と見え、又、凡踐祚之日、中臣奏_レ天神之壽詞、忌部上_レ神璽之鏡劍と有る中臣の状なりけるを、拾遺の其下に、仍太玉命、天兒屋命、共致_レ其祈禱焉と有りて、太玉命を正とし、天兒屋命を副と爲る趣なるは、少か私有事なるが、其は御紀の傳々に、唯天兒屋命のみ有りて、太玉命の御事を書されざるを憤はれるが故なる可し、其の事も已に傳十七に云へ

り、但、天兒屋命は、其の御祈禱の太祝思を申させ給ひ、太玉命は、贊辭を申させ給へるなれば、相與致其祈禱焉と有るにも、其の差別無しとは云ふべからざるにや、又は、此に天兒屋命より係りて、廣厚稱辭祈啓矣と有るを、右の拾遺に、以廣厚稱詞啓曰と所見たれば、二神共に、其の右に謂はゆる稱讚を申し給ひけむかとも所思ゆる中に、其の壽詞を述ぶると、祝詞を申さるゝとの差別は有りめけども、大旨一事なる可し、然云ふ故は、古事記に、天宇受賣命云々、如此言之間、天兒屋命、布刀玉命、指出其鏡、示奉天照太御神と有るを以て思ふに、同時に同事を成すに、言を換へて申し上ぐべき謂れ無ければなり、傳十七に拾遺の文を引きて説ける事共を合せ考ふ可し、(但、記傳八卷四十七丁に、「古語拾遺に、令太玉命捧持稱讚、亦令天兒屋命相副祈禱、又神武天皇段に、立靈時於鳥見山中、天富命陳幣祝詞禮祀皇天」と有るは、心得ぬ事なり」と云はれたれども、其の鳥見山にてのも、幣を陳ねたる、其の物に就きて稱讚せられしと見むも悪からじ、祝詞式に、凡祭祀、祝詞者、御殿御門等祭、齋部氏祝詞、以外諸祭、中臣氏祝詞と有るなるが、其の大殿祭、御門祭等詞は、壽詞の類にして、自餘の詞と同じからざるにも、心を著くべし、)○于時より以下三十一字を、口訣に、感應之辭也と註せるは、何恰き事にて、實に然る言なり、○聞之は、正書に、是時天照太神聞之而曰と有るに同じ、此の言は、已に傳十二に云へりき、○曰を、正書なるも此なるも、共に意母富佐久と訓める事なれども、已に御言に發し出させ給へる上は、能理多麻波久と訓みて當れる事、傳十七に云へるが如し、○頃者の例も、傳十七に引けり、萬葉には、八(四十七丁)に、頃者之、朝開爾聞者、十(十二丁)に、菟楯頃者、又(六十一丁)戀頃者など、此彼見ゆ、文選注に、頃者猶日者、又近也と有り、○人は神の反

對なる事、云ふも更なり、神とは隱身に就きて云ひ、人とは顯身に依りて號けたる稱にし有りければ、精神なる方は神にして、形體有るは人なりけり、壓乞、先に神と云ふ事を明らかめ置きて、後に人と云ふ義は説くべきなり、古事記に、天地初發之時、於高天原成神名天之御中主神、次高御產巢日神、次神產巢日神、此三柱神者、竝獨神成坐而隱身也と所見たる、此の文を以て、神と申す事の較略を曉る可き由なむ有りける、此の高天原を、古語拾遺には、天中と有りて、此神世七代章に謂ゆる虚中是れなり、其所に、天之御中主神の御在し坐せるは、即ち御靈にして、顯身には坐さざる故に、隱身也と傳へて此の世の涯際カクリニエヌの主宰と御在し坐して、此の神の外に物無く、此の神の外に神無ければ、此の天之御中主神はしも、此の世の極際カクリニエヌを形體と成して、此の世中に充滿させ御在し坐す、御靈になむ御在し坐しける、若て其の天之御中主神の、天地を立て給はむと所思し坐せる御靈より、高御產巢日神、神產巢日神二柱神成り出させ御在し坐して、天中に在ゆる精を結び合はさせ御在し坐して、天地と成るべき一物を成し出させ御在し坐し、かども、其も唯御靈のみに御在し坐しける故に、此の神等をも隱身也とは傳へたり、又其の一物に就きて、神成り坐せり、古事記に、次國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣疏之時、如葦牙因萌騰之物而、成神名字麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神、此二柱神亦獨神成坐而隱身也、上件五柱神者、別天神と所見たる、此は、葦牙の如く萌え騰る物と、其の物の結び合ひて天と成れる、各其の事を初め給ひ成し給ふ神には御在し坐せども、此亦御靈のみ有りて、御形體を顯はし御在し坐さざるが故に、隱身也とは傳へたるになむ有りける、然れども、其の高御產巢日神、神產巢日神などは、時々に出で現れさせ御在し坐して、諸神と共に、萬事を神議に議らせ御在し坐し、又御子

神等をも成し給へるは、顯身と成りて、物爲させ給へる御事にて御在し坐しけるにて、近く此を譬へて云は、靈異記に、僧行基を稱へたる語に、於日本國是化身聖也、隱身之聖矣と云へる、平城朝の俗語を以て云ふ所なるが、化身と云ふは、幽にあるもの、顯に形を爲すなり、隱身と云ふは、顯に形有り迹有る者の、神は幽にある謂にて、右等の義を説くにだに便有りければ、恐れども、今引き出でて此に徴し奉れるなり、又、隱身聖人、交凡中と云ふも、隱身は、幽にて、交凡中は、其の顯身なる謂に云へる者なり、又聖德皇太子示表録の件にも、誠聖人知聖、凡夫之肉眼見賤人、聖人之通眼見隱身と云ふ事の有るも、天眼に通ずれば、隱身の神をも見る由に云へる者なり、(然りと雖も、此の神等は、元より隱身に御在し坐すが本體にて渡らせ給ふが故に、事無くて徒なる時には、顯はれさせ御在し坐さずして、幽より産靈の御徳を施らし給ふ御事に坐せり、又右に謂ゆる別天神とは、自餘の天神に分ちて別天神と申すには非ず、天日の御光の及ぶ限は、唯の天なるにて、其の外郭なる、恒天と云ふを係けて、凡ては別天と云ふ稱なる事、已に傳一卷に云ひたりき) 若て、右に國稚と有る國は、旋土と云ふ事にて、浮膏の若くして、漂蕩へる物の稱なるを、古事記に、次成神名國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而隱身也と有り、其の國常立尊は、大地を旋轉らして、公運と云ふ事を成す神なり、豐雲野神を、此の神世七代章第一一書に、豐國主尊と有りて、豐國とは地動の謂にて、其の公運に對へて、私運を成す神にて、曆元を立てさせ御在し坐す神に坐せれば、此の大地に住む者、年月の來經を思え、晝夜の行き交るを知る事なれども、誰が成すとは知らずして、自然の如く思ゆるも、幽に然る神の御在し坐して、然爲させ給ふ御事なるなり、神代の神等は、然る隱身也と云ふ神をも、其の行

事をも見たり知たり、甚明るく御在し坐しけるからに、然る神語の傳は有るなりけり、若くて右の二神の後に、次成神名字比地邇神、次妹須比智邇神、次角杵神、次妹活杵神、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神、次淤母陀琉神、次妹阿夜訶志古泥神、次伊邪那岐神、次妹伊邪那美神と有りて、後に次雙十神、各合二神云一代也と所見たる、上の八神は別神に坐さず、伊邪那岐神、伊邪那美神の、此の大地と共に御靈の成り出でさせ御在し坐して、元の隱身より顯身と生れ出でさせ給ふまで、國土の成り行くに連れて、御身の足り整はせ御在し坐せる、其時々之形狀に依りて負ひ坐せるなるを、一世、二世と數へ奉れる御名なれば、漸に隱身より顯身に移らせ給ふ所なり、此を以て、此の神等に隱身也とは書されず、(其の委しき事は、傳三卷に註へれば、就きて見るべし、右等の神等に、隱身也とも何とも書かれざるは、右の如き所以有るが故なり、其の論長ければ、此には云ひ盡し難かり、私記に、大倭本紀云、國常立尊、國狹槌尊、豐斟淳尊、此三神獨治身藏矣、湊土煮尊、大戸之道尊、面足尊、伊弉諾尊、此四神共治身藏云々と有りて、上の三神に、獨治身藏矣と有るは、然る事なれども、次の四神に、共治身藏と云ふは、古事記の狀に異なりければ、推量の言共なり) 若くて伊邪那岐神、伊邪那美神の御事を、其の次の文に、於是、天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是多佗用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也と所見たる、此は隱身に御在し坐しける時と、顯身に成らせ給へる時との界を見るべき所になむ有りける、其は右に十神の御名を並べ擧げられたる中には、伊邪那岐神、伊邪那美神と書されたるは、其の成り出でさせ御在し坐し、始にて、未だ天神の御事依さしを受け賜はらせ給はざりし程なる故に神と申し、此にては、已に其の御言を持たせ給へるが故に命と申せる事、傳一に註

へるが如し、偕、其の神と申し、程は、隱身に御在し坐し、又、此に命と申せるより、顯身と生れ出でさせ給へるなり、其の證は、其の次に、於是問_ニ其妹伊邪那美命、曰_ニ汝身者如何成、答_ニ曰吾身者、成成不_ニ成合_一處一處在、爾伊邪那岐命詔、我身者、成成而成餘處一處在、故以_ニ此吾身成餘處、刺_ニ塞汝身不_ニ成合_一處_一而、以_ニ爲生_ニ成國土_一奈何、伊邪那美命答_ニ曰然善_一と有る、此は、二柱の神、初めて御形體の出で來させ御在し坐しける所なる故に、男神の御方にも、御自ら御身に異しかる處の成り出でたるを以て、女神の御身にも、然る御事の御在し坐さずや如何にと云ふ、御問對の御在し坐しけるなり、是なむ、世の中に、顯身と云ふ事の出で來成れる初なりける、此にて差異を立つる時は、天之御中主神以下、豐雲野神以上は、隱身に御在し坐せば、謂ゆる神なり、若て、二柱御祖神は、此に始めて顯身と成らせさせ御在し坐せば、人の始とも申す可き狀なり、所以に、水蛭子、淡島を生み給ひける御時の文に、今吾所_レ生之子不_レ良、猶宜_ニ自_ニ天神之御所_一、即共參上請_ニ天神之命_一、爾天神之命以、布斗麻邇爾ト相而詔之、因_ニ女先_レ言而不_レ良、亦還降改言と所見たる、此は二柱の神は、已に顯身と成らせさせ御在し坐せる故に、隱身に渡らせ給へる天神に、御直に御言語の御事出で來させ給はざるを以て、太占以て御命を請ひ奉らせ給へるが、其の兆に現れたるなむ、即ち天神の御言には有りける、(然れば、神世七代章第三、一書に、天地混成之時、始有_ニ神人_一焉などと有る神人を、迦微と訓める、其の訓は宜しと雖も、神人の字は僻事なり、斯る隱身の神等に、人體を以て書さるゝ事實には、熟字の有るに任せて被_レ用たりし者にて、深く思はれざりし者なり、偕、此にては、御紀を以て凡ての事共を徴し説くべき事なれども、天地開闢の初の文は、古事記の方は、唯古傳の任にて、甚目易きを以て、多く其の文に

隨ひて説けるなり)偕、二柱御祖神の生み成し奉らせ給へる御子神等は、天照太神、素戔嗚尊を始め奉りて、八萬神等、悉く顯身の神に御在し坐すなるに、一として人とは云はず、皆神と稱へ奉る事はしも、如何と云ふに、世の始に、打ち任せて神と申し奉るは、彼の天之御中主神一柱のみにて御在し坐し、其の御靈を分けて、高皇產靈神、神皇產靈神と成り出でさせ御在し坐しけるに、世の中に在りとし有らゆる八百萬・千萬神は、其の皇產靈の御靈より生れ出でさせ給へれば、其より及ぼして、皆共に神と申し奉る事は申すも更なるに、況して天照太神はしも、天之御中主神とは御身を合せて、一柱の如く御在し坐すべき幽契有りて、其の御祖と坐す高皇產靈神、神皇產靈二神と雖も、猶御前の御事を執り持たせ御在し坐して、輔相奉らせ給ふ許りの、上無く至尊き皇太御神に大坐々て、其の大御光の及ぶ限り、天地の底際の内に其の大御徳充ち徹らせ御在し坐せば、神とも神と、稱へ奉る可き御事なるに合せ、自餘の諸神にも神と申すは、其の神々に各々奇異なる御徳を有たせ御在し坐すが故なり、此より出でて、靈しく奇しく測り知らるまじきにも、崇まへ尊みても其の徳の大なるにも神と申し、然らぬにも、人に對へては幽りて世に形體の見え難きにも神と申す事常なり、(其は、人は形體に限り有りて、其の思ふ所も成す事も大抵に限りの有りて、測り知る可きを、神は隱身を本と爲る事故に、尋常の小智を以ては、推量の知られざる者なる事、今云ふ限りに非ず)然れば、世の中は、皆がら神なりし神代にも、尊み崇まへたる方には神と申し、又我より貶しむとは非ざれども、尋常にして、佗神の上を宣ふには、人と有り、此に已に、正書に、于時八十萬神、會_ニ合於天安河邊_一、計_ニ其可_レ禱之方_一と見え、第一一書に、故會_ニ八十萬神於天高市_一而問_レ之とも、此の一書にも、上に、諸神、遺_ニ云々天兒屋

命、而使_レ祈焉とも有りて、有らゆる諸神の神集ひて祈り申されけるを、于時、日神聞之曰、頃者人雖_ニ多請_ニ云々と有りて、天照太神よりは、其の八百萬神を指して人と詔り給へり、又、此の御返さひに、古事記に、天照太神の何由以天宇受賣者爲_レ樂、亦八百萬神諸咲と詔り給へる天宇受賣命の御答に、益_ニ汝命_ニ而貴神坐故、歡喜咲樂と有るが如く、崇へ尊み奉れるに、然神と申し奉れるを以て知るべし、右等は、同じ神代の神等どちの御上にても、然る差異の有りつる證なる者なりけり、(又、其の天照太神より以後の神代に、其より上方の神世をしも、神世七代と云ふ稱の有りけむと所思るも、今を人の世と分ちたるには有るべからざめれども、其の意味は、崇め尊むからの事と聞ゆ、)又、神名にも、四神出生章第十一書に、泉守道者、其の第十一書に、天熊人有り、下に引ける天孫降臨章第四一書の、天忍日命を、姓氏錄には、天押人命と有り、又、萬葉六(二十八丁)に、天爾座、月讀壯子と詠めるを、其の十(二十六丁)には、月人壯と有りて、即ち月夜見尊に渡らせ給へるなど、凡て、右等に、人と有るは、顯身に御在し坐すを以てなり、寶劍出現章第六一書に、初大己貴神之平國也、行_ニ到出雲國五十狹々之小汀_ニ、而且當_ニ飲食_ニ、是時、海上忽有_ニ人聲_ニ、驚而求_レ之、都無_レ所見、頃時有一箇少男云々、此即少彥名命是也と有るを、古事記には、自_ニ波穗_ニ、乘_ニ天之羅摩船_ニ云々、有_ニ歸來神_ニ云々と有るが、人體にて現れ出でさせ給ふ事なる故に、人聲の事を云へるなり、又、古事記海宮段に、火遠理命の御事を、爾海神之女豐玉毘賣之從婢、持_ニ玉器_ニ將_レ酌水之時、於_レ井有_レ光、仰見者有_ニ麗壯夫_ニ、(中略)故瓊任_レ著、以進_ニ豐玉毘賣命_ニ、爾見_ニ其瓊_ニ問_レ婢曰、若人有_ニ門外_ニ哉、答曰、有_レ人坐_ニ我井上香木之上_ニ、甚麗壯夫也、益_ニ我王_ニ而甚貴、故其人乞_レ水故奉_レ水者、(中略)爾豐玉毘賣命、思_レ奇出見、乃見感目

合而、白_ニ其父_ニ曰、吾門有_ニ麗人_ニ、爾海神自出見云、此人者天津日高之御子、虚空津日高矣と有る、此は其の御形の御事を、委曲に述ぶる所なるが故に人と申せるを、唯に御上を申するは、天神御子と申し奉れり、御紀に天孫と作かれたる是なり、(又、右の御事と同じ状なる所にて、古事記に、大穴牟遲神の御事を、故隨_ニ詔命_ニ、而參_ニ到須佐之男命之御所_ニ者、其女須勢理毘賣出見、爲_ニ自合_ニ而相婚_ニ、還入_ニ白_ニ其父_ニ言、甚麗神來、爾其大神出見而告、此者謂_ニ之蓋原色許男_ニ、即喚入而令_レ寢_ニ其蛇室_ニ云々と有りて、彼には麗人と有るを、此には麗神と有り、共に顯身の神に御在し坐せば、同じく書さる可きを、唯古傳の任に、麗人とも麗神とも記されたるなるが、此に少か云はゞ、大穴牟遲神の方は、末に意禮爲_ニ大國主神_ニ、亦爲_ニ宇都志國玉神_ニ、云々と有る事に係けて、其の御功の事を云ふ所なる故に、此にては神と云へるなり、)又四神出生章に、國內人民と見え、其の第六一書に、泉津醜女八人と有る八人を、夜都比登と訓み、又其の千頭・千五百頭を古事記には、伊邪邦美命言、愛我那勢命爲_ニ如此_ニ、汝國之人草、一日絞_ニ殺_ニ千頭_ニ、爾伊邪那岐命詔、愛我那邇妹命汝爲_レ然者、吾一日立_ニ千五百產屋_ニ、是以、一日必千人死、一日必千五百人生也と有りて、神の御言にも人草と宣ひ、千頭、千五百產屋と言擧爲させ給ひ、又其に依りて、日毎に千人死に千五百人生る、諺は此に起れるなれば、神代にて、顯身を指しては人と云へりし事知るべし、又其の時、桃に告げ給へる御言に、汝如_レ助_レ吾、於_ニ葦原中國_ニ、所_ニ有_ニ宇都志伎青人草_ニ之、落_ニ苦瀨_ニ而、患惚時、可_レ助_レと見え、四神出生章第十一一書なる、種物の出で來れる所に、于時、天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可_ニ食_ニ而活_ニ之也と有る下に、顯見蒼生、此云_ニ宇都志枳阿鳥比等久佐_ニと注して、神等の上より顯身と生れ出でたる人の事を、然宜べ給ふ定なるが如し、其の事

委しくは傳十二に已に詳細に説きたりき、(出雲風土記に、神門郡古志郷、即屬郡家、伊井那彌命之時、以日淵河築造池之、爾時古志國人等到來而爲堤、即宿居之處、故云古志と云ふ事も所見たり、當昔已に、常に人と云ふ事有りしを知るべし、)若て、天孫降臨章第二一書に、高皇產靈尊、乃還遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事、又汝應住天日隅宮者、今當供造、(中略)於是大己貴神報曰、天神勅教慇懃如此、敢不從命乎、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事、(下略)と有りて、下に顯此云阿羅幡貳と注せる貳は辭なるを混れたるにて、顯露は阿羅幡なり、偕、其の事を、出雲神壽詞に、國作之大神乎毛、媚鎮天、大八島國現事顯事令事避之、乃大穴持命乃申給久云々、皇孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮靜坐と有るは、其の旁を省きたる者にて、八百丹杵築宮靜坐、神事幽事知食支と云ふ意なり、若て其の御契約の御事御在し坐して、百不足之八十限に隠り給ひにしかば、今迄顯身にて御し坐し、大神を、天日隅宮に祭祀奉る事と成りて、後に天神の御子の天降らせ御在し坐して、幽と顯と相交代りて、全く今の現世とは成れりけるに、大國主神は國神を率ゐて皇御孫尊を護り奉らせ給ひ、大地官を治させ御在し坐す、是れ神事なり、又、神御孫尊の、顯露事所知食させ御在し坐すに相並ばして、人の上の善惡に就きて、各治めさせ給ふ道有る是れ幽事になむ有りける、(其の一書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至、時高皇產靈尊、勅大物主神、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護之、乃使還降之と見え、垂仁天皇二十五年御紀、一云の下に載せたる、大倭大神の御言に、大初之時期曰、天照太神悉治天原、皇

御孫尊專治葦原中國之八十魂神、我親治大地官者と有るなど、何れも神幽の御事共にて有るなり、)然して、高天原より皇御孫尊を天降し奉らせ給ひて、其の現事、顯露事をなむ、所知し坐させ給ひける、續紀第一詔に、高天原事始而、遠天皇祖御世中今至彌續々、大八島國將所知次止、天都神乃御子隨母、天坐神之依之奉之隨、聞看來此天津日嗣高御座之業止、現御神止大八島國所知倭根子天皇命云々、と云ふ古語の有るに、就きて考ふるに已に大國主神はしも、幽冥に入らせ御在し坐してより、全く顯身の人の世としも成れりければ、其の高天原より天降り來坐せる皇御孫尊を、現御神と始めて稱へ奉れる趣なり、其は世は悉く人の世と成りしより、神は現に見奉る可からぬを、天皇はしも、凡人とは靈に勝れて尊く高く御在し坐すが故に、正身は人にて御在し坐せども、天神の御許より顯はれ出でさせ給へる、大御神にて渡らせ給ふ由なり、景行天皇四十年御紀に、島津神、國津神の、日本武尊を望み拜み奉りて、仰視君容、秀於人倫、若神之乎、欲知姓名、對之曰、吾是現人神之子也と有る同對の言を以て味はふ可し、又、雄略天皇四年御紀に、一事主神より、天皇の御事を現人の神と申させ給へるなど、其の餘にも甚多き語なるなり、其の事、委しくは、傳二十九現事、顯事の事を註して云ふべき事なるが、即ち現御神は、現人神にて渡らせ給へる證なり、此に祝詞の舊訓に、現事を阿良比登碁登と有るは、已に菅家名義抄に出でたる事なるが、其は現人事と云ふ事にて、天皇の八十魂神を治め奉りて、天下を御めさせ給ふ、大御政を申し奉れるなり、又、顯事を、舊訓に阿伎良米碁登、名義抄に阿佐良米碁登と訓めるは、明所見事、又鮮所見事にて、右の幽事の反對にて、人の上の大御政を申し奉れるなれば、幽顯の界、此に於て判然に立ちて、全く人の世の顯國とは成

れども、猶天皇尊の可畏き御上をば、現御神とも、現人神とも稱へ奉り、又天神御子とも稱へ奉る事は、古の常にて、萬葉の頃迄も、明津神とも、遠津神とも、常に申し奉れる事にし有りければ、天地の依り合ひの極み如此く、世は人世に在りながら、皇御孫尊は常在に現人神に御在し坐す御事を、忘れ奉る可からず、(又後に、八省百官を置かせられたる、其を四等に刻みて、長官、次官、判官、主典と云ふ、其の長官を加美と云ふは、其の上に立つ事の謂のみに非ず、天皇は神にて御在し坐すより出でたる可し、又位階と云ふ事も出で来て、一位、二位など云ふは、一の座に居、二の座に居ると云ふ由以て、久良草とは云ふ事なるが、皇御孫尊の大御座所を、天津高御座と申し奉れる、其れに對へて臣下の著くべき席を定められたるに同じ、) 倍、神武天皇御紀に、八頭鳥を遣はして、虜共を徵さしめ給ふ所に、鳥到其營而鳴之曰、天神子召汝、怡非過、怡非過、兄磯城忿之曰、聞天壓神至、而吾爲憤憤時、奈何鳥若此惡鳴耶云々、次弟磯城宅而鳴之曰、天神子召汝、怡非過、怡非過、時弟磯城慄然改容曰、臣聞天壓神至、日夕畏懼、善乎鳥汝鳴之若此者歟(下略)と有りて、此方よりは天神子と名乗らせるに、彼方にて畏懼みて、天壓神と稱へ奉れる意は、此より以前に、乃運神策於沖杵曰、(上略)背負日神之威、隨影壓躡、如此則會不血刃虜必自敗矣と雄語び爲させ給ふが如く、其の御勢實に當る可からざる御有狀を申し奉れるなり、又是れ其の大御稜威畏み奉りて申すと申せるなり、景行天皇四十年御紀に、天皇、日本武尊に東征の御事を仰せ給へる所に、今朕察汝爲人也、身體長大、容姿端正、力能扛鼎、猛如雷電、所向無前、所攻必勝、即知之形則我子、實則神人、是寔天怒朕不殺且國不平、令經綸天業、不絶宗廟乎と有るは、御形は我が子にして、人體には御

在し坐せども、事實は天業を経綸めに天神の現れ御在し坐せざるぞと稱へ譽めさせ給へるにて、現人神の意なり、又右に引ける鳥津神、國津神の望み拜みて、仰視君容、秀於人倫、若神之乎と申せるに、吾是現人神之子也と對へさせ給ひて、御父天皇の御事を現人神と申させ給へり、又神功皇后御紀征韓の御政の所に、新羅王曰、吾聞東有神國、謂日本、亦有聖王、謂天皇、必其國之神兵也、豈可舉兵以距乎、云々と有りて、國を神國と云ひ、天皇の御軍を神兵と云ひて、戦はずして懼れ畏み奉れるなり、古事記朝倉宮段には、後更亦幸行吉野之時、留其童女之所遇、於其處立大御吳床而、坐其御吳床、彈御琴、令爲儻其孃子云々、其歌曰、阿具良章能、加微能美且母知、比久許登爾、麻比須流袁美那、登許余爾母加母と有りて、此には天皇大御自らの御手を神の御手とさへ詠ませ給へりき、此を以て、天皇尊等の御上はしも、御形は人にこそ御在し坐しけれ、其の事實は、神とも神と、實に天神御子の現人神に渡らせ給へる御事を曉り明らむ可くなむ有りける、(應神天皇十三年御紀に、大鷦鷯尊與髮長媛、既得夫慇懃、獨對髮長媛歌之曰、彌知能之利、古破儂場等綿場、伽未能語等、枳虛曳之介廼、阿比摩區羅摩區と有る三の句を、釋に如神也と注せり、其の始に、天皇遣專使以徵髮長媛と有るが如く、天皇の娶させ御在し坐さむとて召上させ給へるなれば、思食も寄らざりしを賜はりて語らはせ給へるを以て、如神とは詠み給へるなり、是にて神とは其の界の別なるを云ふ稱なるを知る可し、) 又、其の雄略天皇四年御紀に、春二月、天皇射獵於葛城山、忽見長人來望丹谷、面貌容儀相似天皇、天皇知是神、猶故問曰、何處公也、長人對曰、現人之神、先稱王諱、然後應道、天皇答曰、朕是幼武尊也、長人次稱曰、僕是一事主神也、遂與盤于遊田、駢逐一鹿、相辭

發箭、並轡馳騁、言詞恭恪、有若逢仙、於是日晚田罷、神侍送天皇、至來目水、是時百姓咸言有德天皇也、と所見たる如く、神は本より天皇の御事を知り奉らせ給ひながら、御名を宣はさせ奉らむとて、現人之神、先稱王諱と申させ給へり、此の御事を、古事記には、又一時、天皇登幸葛城山之時云々、有其自所向之山尾、登山上人、既等天皇之鹵簿、亦其裝束之狀、及人衆、相似不傾、爾天皇望令問曰云々、故天皇亦問曰云々、於是答曰、吾先見問故、吾先名告、吾者、雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神、葛城之一言主大神也、天皇於是惶畏而白、恐我大神、有宇都志意美者不覺白而、大御刀及弓矢始而、脫百官人等所服之衣服、以拜獻、爾其一言主大神手打受其捧物、故天皇之還幸時、其大神滿山末、於長谷山口送奉と所見たる、此は御父大國主神と共に、八十隈に隠れさせ御在し坐しける事を、豫て所知食が故に、顯御身坐さむとは思ほし係させ給はざりし御事なるが故に、惶畏ませ給へるなり、是れ神は隱身に御在し坐す謂を知り、又顯身の中にて、天皇尊はしも現人神にて渡らせ給へる御事を明らかめ奉る可き證なり、（此に現人之神と有るは、世人共より然申し奉れるに非ず、一事主大神の、天皇尊を指して然申させ給へりし御言なり、是を以て、吾輩凡人の然仰ぎ奉るのみに非ず、神等の御上にて、天皇尊は、實に天神御子として現人之神に渡らせ給ふが故に、然宜ふ常の事なりと見ゆ、仰ぐにも餘り有りて、甚々畏き御事なり、）右の如く、神は常に隱身に御在し坐すが故に、邂逅に御身を現はし給へれば、其に就きて現人神と申し奉る御事なり、萬葉六（五十六丁）に、住吉乃、荒人神、船舳爾、牛吐賜、又、拾遺集戀四に、「住吉の現人神に誓ひても忘るゝ君が心とぞ聞く」又袖中抄に、「天降る現人神の相生を思へば久し住吉の松」な

どと有りて、住吉神を然申せる事は、攝津風土記に、所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而、巡行天下、覓可住國時、到於沼名椋之長岡之前、乃謂斯實可住之國、遂讚稱之、云實住吉之國、乃定神社、今俗略之直稱須美乃叡と見え、播磨風土記に、賀茂郡河内里、（上中下）右由川爲名、此里之田、不敷草下苗子、所以然者、住吉大神上坐之時、食於此村、爾從神等、人刈置草、解散爲坐、爾時草主大患訴於大神、判云、汝田苗者必雖不敷草如敷草生、故其村田于今不敷草作苗代と有るも、此の時の御事なるにて、即ち現御身を現はし御在し坐して、宮處求めに天下を巡らせ給ひし事の御在し坐しけるが故に、現人神とは申し奉れるなり、後拾遺集雜三に、「天皇も現人神も和む迄鳴きける杜の郭公哉」と詠める、此は八幡宮にての歌なるが、其の大神はしも、輕島明宮に大坐々て、天下所知食し、天皇に御在し坐せば、本より然は詠みつ可き事なりかし、又續詞花集に、北野に寄せ奉る歌、「思ひ出づや無き名を立つは憂かりきと現人神も有りし昔を」と有るも、本は現人なりしが、神と成らせ給へる謂なり、大鏡一に、「夜の中に北野に莫許の松を令生給ひて渡り住み給ふをこそは只今の北野宮と申して現人神にて御在し坐すめれ」と有り、偕、住吉大神を、現人と申し奉れるなど、神は常は隱身に御在し坐すが故に、稀々にも然る事の御在し坐せば、然申せる古の習俗なりしなりけり、（萬葉に荒の字を書けるは、借字にて本より其の心ならぬを、右の「現人神も和む迄云々」と云ふ續けは荒字の意に見たるなり、詠物なれば、抱はらずと雖も、其の正し無きは、漏漏なる事なり、又奥儀抄に、「現人神は地祇なり地祇を現人神とも號けたり」と云へり、地祇は、皆此の國にて形有りし神なれば、如何にも謂れたる事ながら、打ち任せたる稱には非ず、）又、上古に、荒振神の事、

許多見えたる、其は神代の事なれば措きて、人世と成りても多かり、其の一二を云はむには、古事記白檮原宮段に、故如此言向平^一和荒夫琉神等^一、退^レ撥^レ不^レ伏人等^一而、坐^レ畝火之白檮原宮^一治^レ天下^一也と見えたる、荒布琉神と云ふは、御紀に、天皇獨與^レ皇子手研耳命^一、帥^レ軍而進至^レ熊野荒坂津^一、(亦名丹敷浦)因誅^レ丹敷戶畔者^一、時神吐^レ毒氣^一、人物咸瘳^レと有る此なり、記に、此時、熊野之高倉下、齋^レ一横刀^一、到^レ於天神御子之伏地^一而獻^レ之時、天神御子即寤起、詔^レ長寢乎^一、故受^レ取其横刀^一之時、其熊野山之荒神自皆爲^レ切仆^一、爾其惑伏御軍悉寤起^一と有る此等を云ふなり、又、日代宮段に、小碓命者、平^レ東西之荒神及不^レ伏人等^一也と有る、西の荒神は、其の熊襲を言向に御在し坐したる所に、山神、河神、及穴戸神、皆言向而和參上と見え、御紀に、既而從^レ海路^一還^レ倭、到^レ吉備^一以渡^レ穴海^一、其處有惡神^一、則殺^レ之、亦比^レ至^レ難波^一、殺^レ柏濟之惡神^一と有る是なり、又、古事記に、爾天皇亦頻詔^レ倭建命^一、言^レ向和^一平東本十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等^一と有る荒夫琉神は、御紀に、則日本武尊進入^レ信濃^一、云々、食^レ於山中^一、山神令^レ苦^レ王、以化^レ白鹿^一立^レ於王前^一、王異^レ之、以^レ一箇蒜彈^一白鹿^一、則中^レ眼而殺^レ之と有るを、此を記には、亦平^レ和山河、荒神等^一而、還上幸時、云々と見えたり、又取^レ伊服岐之山神^一幸行、於是詔^レ茲山神者徒手直取^一而、騰^レ其山之時、白猪逢^レ于山邊^一、其大如^レ牛、爾爲^レ言舉^一而詔、是化^レ白猪^一者、其神之使者、雖^レ今不^レ殺、還時將^レ殺而騰坐^一と有るを、御紀には、山神、化^レ大蛇^一當^レ道と見ゆ、此等の山神・河神と云ふ物は、神とは云へども、甚々微少^一しき神にて、禽獸などに靈を託し、其の體を借りて荒振る小鬼にて、其の體を斬らるれば、共に亡ぶる者なれども、顯身の人とは異りて、神^一しき所有るを以て神とは云へるなり、斯かる物に神と云ふは、寶鏡出現章第二一書に、素戔鳴尊勅^レ蛇

曰、汝是可畏之神、敢不^レ饗乎^一と有りて、斯許り尊き大神すらに、蛇を神と宣へり、欽明天皇御紀に、秦大津父が事を、但臣向^レ伊勢^一商賈來還、山有^レ逢^レ二狼相鬪^一汚^レ血、乃下^レ馬洗^レ漱口手^一祈請曰、汝是貴^一神、而樂^レ鹿行^一、儻逢^レ獵士^一、見^レ禽尤速、乃抑^レ止相鬪^一、拭^レ洗血毛^一、遂遣^レ放之^一、俱令^レ全^一命と見え、同六年に、膳臣巴提便が、子を虎に取られたる所に、天曉始求、有^レ虎連跡^一、臣乃帶^レ刀環^一甲、尋至^レ巖岫^一、拔^レ刀曰、敬受^レ絲綸^一、劬^レ勞陸海^一、櫛^レ風沐^レ雨、藉^レ草斑^一荆者、爲^レ愛^レ其子^一令^レ紹^レ父業^一也、惟汝威神愛^レ子^一也、今夜兒亡、追^レ跡覓至、不^レ畏^レ亡^一命、欲^レ報故來、既而其虎進^レ前開^レ口欲^レ噬、巴提便忽申^レ左手^一、執^レ其虎舌^一、右手刺殺、剝^レ取皮^一還^レなど有りて、如^レ此^一に、人の爲に捕らる^レ虎狼をも神と云へるは、其の可畏き勢有るを以てなり、推古天皇二十六年御紀に、船材を安藝國に令^レ伐らるる所に、有^レ人曰、霹靂木也、不^レ可^レ伐、河邊臣曰、其雖^レ雷神^一、豈逆^レ皇命^一耶、多祭^レ幣帛^一、遣^レ人夫^一令^レ伐、則大雨雷電之、爰河邊臣案^レ劔曰云云、即化^レ少魚^一以狹^レ樹枝^一、即取^レ魚焚^レ之と有る如く、魚と化れば魚にて殺されて其の命盡くるにて、山神の、鹿に化り蛇に化りて亡ぶるも亦此れに同じき者なり、(其甚しきに至りては、虫をだに神と云ふ事有り、皇極天皇三年御紀に、東國不盡河邊人大生部多、勸^レ祭巫於村里之人^一曰、此者常世神也、祭^レ此神^一者致^レ富與^一壽、巫祝等、遂詐託^レ於神語^一曰祭^レ常世神^一、貧人致^レ富、老人還^レ少、云々、於是、秦造河勝、惡^レ民所^一惑、打^レ大生部多^一、其巫覡等恐休^レ其勸祭^一と有る、虫に然る神氣の有るに非ざれども、嗚呼の者有りて、斯る妖言を唱へ初むる時は、所得たりと妖鬼の靈を託して、其の祭を享けむが爲に、愈其の力を添ふる事なるが、秦河勝の如き壯夫有りて、此を打罰^レむる時は、其^レ限りに何れへか立ち退きて止む事にては有れども、暫時と雖も、然る奇異なる

事を示するは即ち神なるなり、斯る類、後世と成りては愈多き事なりかし、俗に某佛某菩薩と云ふ物に暫時靈の有るが如くして、驗の有るなども、皆然る例なる事、此は平田翁の説に甚委しき事なり、又、劔をも玉をも鏡をも物をも神と申す事は、其の奇異に靈しく妙なる御徳を稱へたる者なり、古事記の、迦具土神を斬り給へる所に、其所_レ斬之刀名、謂_二天之尾羽張_一、亦名謂_二伊都之尾羽張_一と有るを、其の國平段に、於是、天照太御神詔之、亦遣_二曷神者吉爾思金神及諸神白之_一、坐_二天安河々上之天石屋_一、名伊都之尾羽張神是_レ可_レ遣と所見て、唯に刀の御魂のみにては御在し坐さずして、此にては、已に一神にて御在し坐すは、然御魂神と御在し坐す上にては、形體をも自由に出で來させ給ふ趣なるなむ、神の神たる所以には有りける、又、御水滌段に、此時伊邪那岐命、大歡喜詔_二吾者生_二生子_一而、於_二生終得_二三貴子_一、即御頸珠之玉緒母由良邇、取由良加志而、賜_二天照太御神_一而詔之、汝命者、所_レ知_二高天原_一矣、事依而賜也、故其御頸珠名謂_二御倉板舉之神_一と有るは、記傳七(八丁)に、「御祖神の賜ひし、重き御寶と爲て、天照太御神の御倉に藏め、其の棚上に安置し奉りて、崇め奉り給ひし故の御名なる可し」と云はれたるが如く、此は唯神として崇め奉らせ給へるにて、別に御名を奉らせ給へるには非ざれども、重く齋き祭る物を神と崇まへ奉る例なり、又傳十七、十八に註せる此の招實の御鏡二面の御事を、大倭本記に、一鏡者天照太神之御靈、名天懸太神、今伊勢國磯宮崇敬拜太神也、一鏡者天照太神之前御靈、名國懸太神、今紀伊國名草宮崇敬拜太神也と有りて、一を天懸太神、一を國懸太神と稱へ奉れるなり、又、古事記白檮原宮段なる、天より降り給へる御劔の御事を、此刀名、云_二佐士布都神_一、亦名云_二甕布都神_一、亦名布都御魂、此刀者坐_二石上神宮_一也と所見たる、其を御紀には、武甕雷神登謂_二高倉

曰、予劔號曰_二節靈_一、(節靈、此云_二赴屠能彌摩_一)と有るを見れば、已に、其の持主と御在し坐す武甕雷神の、然號けさせ給へるなりけり、又大殿祭詞に、天降利賜_二比志_一、食國天下登、天津日嗣所知食須、皇御孫之命乃_レ御殿乎、今奥山乃、大峽小峽_レ立留木乎、齋部能齋斧乎以伐操_二比志_一、本末乎渡、山神_レ祭_二比志_一、中間乎持出來_二比志_一、齋鉏乎以、齋柱立_二比志_一、皇御孫之命乃、天之御霧、日之御霧止、造奉仕_二禮_一、瑞之御殿、汝屋船命、天津奇護言乎以_二比志_一、言壽鎮白久、云々、平氣久安久奉護_二神御名乎白久_一、屋船久々遲命、屋船豐宇氣姬命、御名乎渡奉稱_二利_一と見えたる、此の文に、瑞之御殿汝屋船命と有る御殿の下に、乎の辭を添へ訓むは、甚しき僻事なるにて、乎の字無きは、其の御殿を汝と指し、直に屋船命の御形實と記き祭る由なるにて、上件の例共に同じき由、已に祝詞講義に委しく注せるが如し、(別に、屋船命と申す神有りて、御殿神と祀ふ由には非ず、其の木を以て造り、草を以て葺ける御殿が、取りも直さず屋船命にて御在し坐すを云ふなり、若て其の下に、屋船久々遲命を是木靈也と注し、屋船豐宇氣姬命を是稻靈也と注せる、此の二神は、師の古史徴に、「此詞に、掘堅多留柱、桁、梁戸、牖乃錯、鳴動事無久と云へるは、木神久々能知神の幸へ給ふ功德に係り、引結幣魯葛目能緩比、取葺計魯草乃噪無久と有るは、野神草野比賣神の幸へ給ふ功德に係れり、然るを此に草野比賣命と云はずして、豐宇氣姬と云へるは如何と云ふに、此の神實は、稻穀を成し給へる神に坐すを、餘草をも生し給へるは、其の幸魂の御業なる故に、此は本御靈の御名を以て云へるなり」と有るにて通えたるが、其の屋造の木は、本より久々遲命草葉は、豐宇氣姬命の御靈物なり、然るに、此に屋船命と申せるは、其の全體の御殿の神名と摠稱して、次には、木と草の事を分ち云ふ所なる故に其の神々の御名を顯はし、其を總べたる屋

船を以て上に冠ふらせ奉れる者なり、故に右の如く例共を多く聚めて説き廣むれば、末は多端ツボクに成り以て行きて、上にも粗云へるが如く、神とは物の上首として崇まへ尊ぶにも神と申し、又其の徳の靈しく奇しく妙にして思ひ測り及ばざる所をも神と申し、又顯身の人に對へては、幽りて其の形體の見えさせ給はざる上をも凡て神と申す事にて、死れる人の靈をも神と云ふ事なり、又劔・玉・鏡の類をも神ミヤしき徳有るを稱へて神と申し、龍・蛇・虎・狼の類にも、物に勝れて勢猛きを神と云ふ事常なり、然るを、其の神と云ふ名義を、隱身カクレミヤと云ふ言の切れるならむとも云はゞ云はる可き狀なれども、正しく顯身と顯はれさせ御在し坐すをも神と申せば、其所に至りて指し支へざる事を得ず、故に世中に神とも神と世の始より御在し坐し初めて、天地にも諸神にも其の元の元と坐し、本の本と御在し坐せる、掛まくも恐き、天之御中主神と申し奉る大御神御在し坐して、自餘には、物も無く、事も無く、世涯を盡して、唯高天原にて謂ゆる天中のみ有り、神と申せば、唯此の大御神のみ御在し坐せる當昔、何に隠れ何に顯れ坐すとかは爲む、故に其の義を先づ此に求む可くなむ有りける、然れば、迦微の迦は氣なる可し、此の天中に充ち塞りて、天地をも覆ひ萬物をも藏めて遺さざる物なれば、此より世に盛大なる物無く、將此より世に奇異なる所なむ非ざりける、微は天之御中主神の御にて、御紀に、皇産靈此云美武須昆ミタケスニと有る美是なり、倍其の物は何ぞと云ふに、其の氣中に圓在マカシて、充ち満ちたる精と云ふ物有るなり、故に其の御中主と申すも、御は精なり、中は成處ナカなり、獨り其の主と御在し坐す謂なるに次に、成り坐せる高皇産靈神・神皇産靈神の、高は足氣タカにて、氣の進むなり、神は氣聚カミにて、氣の混沌マカシるなり、美は精にて、右に云へる御中主の御是なり、武須昆は結び聚めて一物と成し給ひ、此を天地と成し、萬物と成し

給ふ謂なり、故に其の世の中の涯際エは、唯氣のみなり、其の氣中を總ねて唯精のみ有り、然れば迦微と申す時は、天地をも萬物をも包ね藏めて、世の中を摠カべ合せたる稱になむ有りければ、此は實に天之御中主神一柱に限りたる稱にして、世の中の極際キはしも、其の神の隱身に御在し坐す正身マサミにして、落つる隈無く、漏るゝ隈無く、充ち塞り御在し坐すぞ、即ち其の迦微には渡らせ給ひける、自餘の諸神に神と申すは、此に出でたる者にて、其の本一なり、故其の天之御中主神はしも、世の中に在りと有らゆる神の初にして、至尊ミコト御在し坐すに、則を取りて、物の始を上と云ひ、其の上ウヘに在りて、至尊ミコト神靈を神とは云ふなり、又其の神の御徳の、妙に奇しく大坐オホイ々て、心も詞も及び絶えたる御事なるを以て、然る類の事に神と云へり、又常在に隱身に御在し坐すを以て、顯身に對へては、然る見え難きに神と申せるなど、皆此の天之御中主神一神に出で來れる稱になむ有りける、猶一卷に云へる説共を考へ合す可き者なり、(然れども、此は餘りに幽深カミナカくして微妙なる事にし有れば凡庸の人には語り難き事共なれども、右の如く、古書に在る限りの證を擧げて、其の中より如此く神隨カミナガラにして生れ出で來る説を註さずては得有るべからざる事なる故に、己が心に浮びて思ひと思ふ限りを、心の行くに任せ、筆の運ぶに隨ひて書き留むる者なり、此の當否は神に質し奉るより外無き事になむ) 倍、右の如く云々ひて、神とは靈の方に多く云ひ、人とは形體の有るに云ふ事なるが、上に註せるが如く、伊弉諾伊弉册二神はしも、隱身より出でさせ御在し坐して、初めて顯身と成らせ給へりければ、人の始と申さむも強言には非ざるなり、倍比登と云ふ名義は、合足アヒツクなる可し、其は、日文の一を比と云ひ、十を登と云へる、其の比は、傳一に註せるが如く合アヒにて、天地萬物を總アヒべ合せて一なり、此を伸ぶる時は十と成れるを、百千

萬と數の行れるも、其の十數より剩り延ばはりたる者なれば、數の始は一に起りて、數の終は十に止る事なるが故に、鎮魂歌には、此の十を多理と云へり、其の一、十を聯ねて比登と云ふと云はむも、亦強説には非ざる可し、
 偕、比を合の義なりと云ふは、如何と云ふに、大同類聚方第二章に、比登乃美乃、奈連流半自免波、安萬都美他麻、
 美豆保乃計乃、不多通乎加波世、保豆禰奈理、知之保奈利、士々奈利、須知奈利、保念奈利、南訶味多奈理、與通依
 太奈利、訶波奈利、波奈々利、久知那利、萬那古那理、美味阿奈々利、加美介奈利、遊毘奈利、都富念奈流と有り
 て、天地の初ノ時の消息に異ならず、其の天律靈を、姑く天御中主尊に當て、次に水火氣の二を交合すは、高皇
 產靈尊・神皇產靈尊の御所爲なり、其の保豆禰は、狀貌難言と有る一物にて、浮膏なり、血液は海水なり、肉は國
 土なり、骨は天柱なり、中藏は黄泉なり、人も一箇の小天地と云へるが如く、少も違ふ所無き者なり、偕、其の人體
 と成れる、此を摠ぶれば、氣と形と神との三なる事、上より次々辨へたるが如きが、又此の部を分くれば、風・火・
 金・水・土の五にて、風は氣なり、火は神なり、金は骨幹、水は津液、土は皮肉にして、此の五の中の一を缺く時
 は、身體を有つ事能はざる者なり、此の五元、神の一身を、然して相有たせ御在し坐す事なるを以て、人の比は合と
 云ふに同じからむとは今云ふなり、身を美と云ふも聚の義にして、比の合なるに等しかる可し、上に引ける、天孫降
 臨章第四一書に、大伴連遠祖天忍日命の御名出でたるを、姓氏錄（左京神別中天神）に、佐伯宿禰、大伴宿禰同祖と
 有るを、其の（右京神別上天神）佐伯造、天雷神孫、天押人命之後也と見えたるを以て、天忍日命は、天忍人命の義
 と聞ゆれば、古に、人を唯に比とのみも云ひけるなりけり、然れば、神名に多く某日命と云へるは、某人命と申さ

むが如く、其の顯身御在し坐すに就きて、然添へて申す事と聞ゆめり、（其は、八十柱津日神、大柱津日神、神直日
 神大直日神などの日はなり、其の同時に成り坐せる神に、底筒男命、中筒男命、表筒男命、又は伊豆能賣神なども、
 男女を以て御名に添へたるを以て見れば、日と云ふ言は人の意にて添りたりけむ事も知らるゝなり、）登を多理なり
 と云ひて、足の義なりと説へるは、傳三に註せる、面足尊と申し奉れる、始めて御形體の足り具のひ、備はらせ給
 ふ義の御名なり、私記に、人形未ニ必具足、而至于此神、人形漸具、顔面足成、故謂之面足也、面足者、人面漸滿
 足之義也、形質已具、可レ謂ニ太極也と有る是を云ふなり、故子を長すを養と云ふは、日足の義なる事、傳十三
 に注せるが如く、又人を計ふるに一人、二人と云ふは、一足、二足と云ふ事と云ふに異ならず、然れば、天足彦國押
 人命、日本足彦國押人天皇など稱へ奉る御名の足も、御面の足はし坐せる義を以てなる可し、萬葉二（四十一丁）
 に、天地、日月與共、滿將行、神乃御面跡、云々、九（三十四丁）に、望月之、滿有面輪二など見え、又二（二十三
 丁）に、天原、振放見者、大王乃、御壽者長久、天足有と有るも、御面の滿ち足らはし坐せるに依りて、御壽の常し
 く御在し坐さむ事を祝ひ奉らせ給へりとの見ゆ、若て、人の比は合の義にて、然云ひても其の事と成るを、登も亦足の義に
 て、身體を云ふ稱なるを、合せて比登と云ふ語と成りて、一より十を係けて不足ぬ所無く、足り整ふれる言と成れる
 者なり、萬葉十二（三十一丁）に、全字を一に用ひて、比登と訓めるをも、合せ思ふ可きなりけり、（予先には、
 人の比は、産靈を武須毘と訓める比にて、靈字の義なる可く、登は本より足りなければ、靈足の意なる可からむと思
 ひしかども、此如く事を細かに分けて見れば、中々に其は龜き説言にて、我ながらも心恥かしき心ちぞする、）○多

は、四神出生章に、吾息雖多と有る下に、傳六に云へるが、此に人雖多請と有るに、續きの人多は、神武天皇御紀に、道臣命、乃起而歌之曰、於佐箇廼、於朋務露夜珥、比苦瑳破而、異離烏利苦毛、比苦瑳破而、枳伊離烏利苦毛云々、此を古事記には、大御歌として、意佐加能、意富牟盧夜爾、比登佐波爾、岐伊理袁理、比登佐波爾、伊理袁理登母云々と有る、此即ち、人多にの例なり、崇神天皇六十年御紀歌に、柳句毛多菟、伊都毛多雞流餓、波雞流多知、菟頭邏佐波磨紀、佐微那辭珥阿波禮と有る、此を古事記日代害段には、倭建命の御歌として、四句都豆良佐波麻岐と有りて、右に同じ、萬葉一(十八丁)に、國者思毛、澤二雖有、三(三十八丁)に、高山者、左波爾雖有、五(三十一丁)に、人佐播爾、滿互播阿禮等母、云々、天下、奏多麻比志、家子等、撰多麻比天、六(十六丁)に、鯨珠、左磐爾潛出、又(四十三丁)國者霜、多雖有、里者霜、澤爾雖有、十(十六丁)に、梅花、令散春雨、多零、十七(三十九丁)に、夜麻波之母、之自爾安禮登毛、加波々之母、佐波爾由氣等毛、又(四十五丁)野毛佐波爾、等里須太家里等、二十(三十七丁)に、若草之都麻母古騰母毛、乎知己知爾、左波爾可久美爲など猶多かり、(五卷なるは、多くの中より撰び出づる義以て云ふなり、六卷なるは、多くと澤とを對へ云ひ、十七卷なるは、繁と澤とを並べたり、其の澤も、潤澤の澤字にし有りければ、然る義をも包たれども、猶本字多なり、)○請は麻袁須なり、瑞珠盟約章に、於是、素戔鳴尊請曰と有る下に、傳十三に註せるが如し、若て此を神功皇后御紀に、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、云々而請曰、先日教天皇者誰神也、願欲知其名と有るは、下なる願字に見合す可き所なる故に、請曰を、泥疑麻袁佐久と訓めり、此の次に、言之麗美と有る言は、謂ゆる太祝詞言なるに、古事記に、布刀詔戶

言禱白而と所見たる續きを思へば、此の請字をも禱白の如く訓みて、人多爾泥疑麻袁世杼毛と讀むなむ、甚能相協ひて聞ゆなる、名義抄にも請字泥賀布と有り、(但、本の任に、麻袁須と訓みても、禱白と同じ意なるが上に、言の續きも猶其の方勝りて思ゆれば、訓をば改めずと雖も、意は其の如くにて有るべき事云ふも更なり、)○未は巳の反なり、口訣に、不今也、將來之言と有るが如し、神世七代章に、古天地未割、其の第五一書に、天地未生と有るは、天地已割、又天地已生に對ふ言なるなり、四神出生章に、未若靈異之兒と有るは、巳に、若此靈異の兒御在し坐せるを以てなり、是時天地未遠と有るは、天地巳に遠放れる後より、其の然らざりし時を云ふなり、此に、未若此言之麗美者也と詔り給へるは、上に、人雖多請と有る人字の上に、巳字の有る意にて、巳に諸神の請はせる言麗美しからず、今、天兒屋命の廣く厚く稱辭竟へ、祈み啓さる言の麗美しと聞し食し愛でさせ給へる趣にて、大に味有る事になむ、(伊麻陀を、右に不今也と注せる、陀の言思得ず、若くは、不字の意にて那なるを、連聲に依りてと云ふにや有らむ、古事記明宮段に、兄子者既成人、是無悞、弟子者未成人、是愛と有りて、既と未とを對へたり、右に云へるに思ひ合す可し、偕、未の言を上置く時は、下は必ず不の意に、受と訓むべきを然らぬは、少か異なり、次に云ふべきなり、)古事記八千矛神の御歌に、多知賀遠母、伊麻陀登加受互、游須比遠母、伊麻陀登加泥婆と見えたり、次に、爾其沼河比賣、未開戶、自内歌曰、云々、故其夜者不合而、明日夜爲御合也と有るも、其夜者未合而、明夜已合也の義なる事、右の如し、又、同じ未の言ながら、一種別なるも有り、萬葉四(五十九丁)に、若木乃梅毛、未含有、七(十九丁)に、赤石門浪、未佐和來、又

(二十五丁) 木末之於者、未靜、又(三十五丁) 片枝者、未含有、九(十丁)に、三和山者、未含、又(十一丁) 三雪遺、未冬鴨、十(九丁)に、見雪者、未冬有、十一(四十八丁)に、三島菅、未苗在、十八(十六丁)に、佐具良波奈、伊麻太敷布賣利、二十(五十七丁)に、都奇餘米婆、伊麻太冬奈里、古今集に、「梅が枝に來居る鶯春係けて鳴けども未だ雪は降つ」と又「今朝來鳴き未だ旅なる時鳥花橋に宿は借らなむ」など有るは、右の未と云ふ例なるとは異にて、俗に麻陀と云ふに同じ様なるが、猶考ふるに、此も上の同例にて、言外に不の言の遺れるなる可し、右の「若木の梅毛、未含有」の下に「咲かむともせず」、「赤石門浪、未佐和有」の下に「榜渡られず」などの如き詞の略かれるにも有るべし、又は、萬葉十二(三十一丁)に、今夕彈、速初夜從、緩解我妹と有る連、又は、古今集に、「五月來ば鳴きも舊りなむ時鳥麻陀しき程の聲を聞かばや」と有る、麻陀しきの類にても有るべきなり、(或説に、右等の未を今將の略とも、漢文の猶字の義なりとも云へれども、猶外に意有るべくして、落ち著かざる心ちの爲める事なれども、未だ慥に思ひ得たる説無ければ、例のみを出す者なり、) ○言は、記傳に許登と訓みて引かれたるに従ふ可し、此言と云ふは、右に廣厚稱辭祈啓矣と有るにて、第二一書に、天兒屋命、則以神祝之と有る是なり、其を、私記に、是謂以神明之祝文而祝申と云ひ、口訣に、神祝祝之、祝詞也と註して、傳二十一に云へるが如し、又古事記には、此を天兒屋命、布刀詔戸言禱白而と見えたる、此等を合せて、此に言と云ふは、其の太祝詞言なる事を曉る可し、上に正書に天兒屋命太玉命の相與致其祈禱焉と有るが如く、二神共に、祈禱り奉らせ給へる事なれども、天太玉命は、幣帛を捧げ奉らせ給ふ方を主として、其に就きて、其の稱讚を申させ給へるのみこそ有りけ

れ、打ち任せて其の御祈の祝詞を申し給へるは、天兒屋命に御在し坐す故に、此の事に依りて、其の神の亦名を太祝詞命と負はせさせ御在し坐したりけらし、神名帳頭註に、左京二條、太詔戸命神、本社和州添上郡、對州下縣郡、天兒屋命也と有る是なり、神祇令に、其祈年、月次祭者、百官集神祇官、中臣宣祝詞、忌部班幣帛、又、凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、忌部上神靈之鏡劍と見え、祝詞式に、凡祭祀祝詞者、御殿御門等祭、齋部氏祝詞、以外諸祭中臣氏祝詞とも有りて、天地の共に易る可からぬ御式と成れるを以ても、寔に天兒屋命即ち太祝詞命にて御在し坐す事灼然くなむ、(右の如く、年中諸祭の中に、齋部の宣り申すとは、僅に御殿・御門等の祭詞のみなるが、其も他の祝詞の様とは異にて、壽詞の類なる者なり、此に幣戸の前にての御事をも、拾遺に、令太玉命捧持稱讚と有るが如く、天兒屋命のとは等しからざる事、已に註せるが如し、) 神名式に、左京二條坐神社二座、(並月次相嘗新嘗) 太詔戸命神、久慈眞智命神と並び御在し坐す是なり、師説に、此の久慈眞智命をも天兒屋命の亦名と定められたる、實に卓見にて、一神の御名の各々の御功に就きて稱へ分けて、二柱と祀れる者なりけり、此の時に、已刀詔戸言禱白云々の御功に依りて、太詔戸命と負ひ坐し、又、古事記に謂ゆる、召天兒屋命・布刀玉命、而内拔天香山之眞男鹿之肩、拔而、令占合麻迦那波而云々と有る、此の太占の行事に就きて、久慈眞智命と申す御名の御在し坐せるなり、傳十七思兼神に下に引ける鹿卜起源と云ふ書に、久志眞智產靈命、太祝詞命(天兒屋命別號也)と有るも、此の二神を兼ねて、天兒屋命別號也と註せるなり、此を以て、師説の強ひられざる事を曉る可くなむ有りける、奏御卜儀に、六月一日、(十二月亦同) 祭庭神二座、(料物色目在神祇式) と見え、其の事を、四時

祭式に、ト御體、(辭曰於保美麻)ト庭神祭二座、(御ト始終日祭之)と有るが如く、二座に分けて被祭る事なるが、其の相嘗祭條に、太詔戸社二座、(坐左京二條)と有りて、社名を太詔戸社と申せるを以て考ふるに、下に擧ぐる大和國なる對馬島なる、共に何座とは書されざれども、二座を合せて祀らるゝ事著明し、此の外にも、江次第に、御體御占、神祇官人、籠本官迎太詔戸明神と見え、古事談六に、龜甲御占仁波、春日南室町西角仁御坐須波、太詔戸明神止申、件社乎、此占乃時波奉念と書して、唯太詔戸命一神を擧げたるは、其の同神なるを以て一座を省き載せられざるなり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授左京職從五位上太祝詞神、久慈眞智神、並正五位上と有りて、此にのみ二柱の御名を擧げられたれども、日本紀略に、延喜三年五月十五日、授左京太詔戸神從四位上、承平元年六月一日丁巳、奉授左京正四位上太詔戸神從三位、天慶三年七月五日、奉授左京從三位太詔戸神正三位と、三所共に唯一神の御名を出されたり、(此の御社の事を、山城志に、在三條坊門北、坊城東司政所と云へる、三條坊門は今御池通と云ひ、坊城は淨福寺町を云ひ、東司政所とは東町奉行の邸宅なり、其の邊に春日明神とて古社の御在し坐す是なり、古事談に、春日南、春日南室町西角と云ひて、已く春日てふ地名に成れるも、其の天兒屋命を、世に春日神と申し奉れるから、其の同神に御在し坐すより出でたる可し)然るに、龜兆傳とて釋に引けるに、凡述龜誓、皇親神魯岐神魯美命、荒振神者掃々平、石木草葉斷其語、詔群神、吾皇御孫命者、豐葦原水穗國、安平知食、天降奉寄之時、誰神、皇御孫命朝之御食、(尋常之御膳也)長之御食達之御食之間、(聞食大嘗會昏曉御膳也、故事以上皆以ト食)可仕奉、神問問賜之時、取天香山之白眞名鹿、

(一説曰、白眞名鹿、吾將仕奉、我之肩骨内拔抜、出火成ト以問之、問給之時、已致火偽、太詔戸命進啓、(又按、時神女住天香山也、龜津比女命、今稱天津詔戸太詔戸命也)白眞名鹿者、可知上國之事、何知地下之事、吾者能知上國地下天神地祇、況復人情憤悒、但手足容貌、不同群神、故皇御孫命、放天石座、別八重雲、天降坐立御前降來也、云々と有りて、龜ト祭文なるも、凡右に同じきが、此は甚く異なる傳にて、右の如くば、太祝詞命と申すは龜津比女命と申す神の事にて、右に天兒屋命なりと定め云ふ説とは、甚々事違ひて聞え、又天兒屋命ならぬ神に、天津詔戸命と申す可き謂れ無ければ、却に疑はしき事なれば、ト家にて出で來れる僞書なる可き事、本より論無しと雖も、龜トとだに云へば、漢家より傳へたる者とのみ思ふる事なれども、傳十七に註せるが如く、鹿トは此の磐戸段に起り、龜トは御天降の時に始まりて、此の二つ共に、天兒屋命、亦名太祝詞命の定めさせ給へる御事なるから、中古より龜トをのみ主と爲らるゝ事と成れる、其の元を尊く爲むとて、終に其の龜を以て、太祝詞命とは僞り造れる者なりけり、又、其の始めて仕へ奉れる龜は、信に龜津比女神と云ひけむは、然も有るべし、其所に、住天香山也云々、今稱天津詔戸太祝戸命と云ふは、註文なれば、後人推量の説にて、實には、天兒屋命はしも天津詔戸太詔戸命と申して、天香山に御在し坐すを、引き付けたる者と所見たり、(偕、其の下に、但、手足容貌、不同群神、故皇御孫命、放天石座、別八重雲、天降坐、立御前下來也と有るは、其の龜津比女命と云ふは、天鈿女命の從神などにて、天降り給ひけるにや、龜は、海中に住む甲族なるに、古事記に、於是、送猿田比古神而還到、乃悉追聚鱗廣物鱗狹物、以聞言汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚仕奉白之中海鼠不白、爾天宇受

賣命、謂海鼠云、此口乎不答之口而、以紐小刀一拆其口、故於今海鼠口拆也、是以、御世島之速贄獻之時、給猿女君等也と有る事は、此とは甚く別なる事ながら思ひ合す事無きに非ざるなり、偕、傳十七天香山の下に引けるが如く、伊豫風土記に、伊豫郡、自郡家以東北在天山、所名天山由者、倭有天加具山、自天降時、二分而、以片端者、天降於倭國、以片端者、天降於此土、因謂天山也と有るを、萬葉の註に、「阿波國風土記の如くば、空より零降たる山の、大なるは、阿波國に零降りたるを、天祝詞山と云ひ、其の山の碎けて大和に零り著きたるを、天香山と云ふとなむ」と所見たる、此を總べ云ふ時は、天上に在りし天香山の三に分れて降り著きたるにて、一は天山、一は天祝詞山、一は天香山と分ち云ふ事なれども、皆がらに、天上にて呼びし亦名を、此には、各其の一を以て山名とは爲せるにて、大和のにも天祝詞山の名有るべく、阿波なるにも天香山の名有るべき事なり、然云ふ故は、上に註せる如く、太詔戸命、久慈眞智命を合せて太詔戸社と申せるは、其の一神の謂なるを以てなるに、神名式に、大和國十市郡天香山坐櫛眞命神社（大、月次、新嘗、元名太麻等乃知神）と有るは、神武天皇御紀に謂ゆる天香山社是なり、此の神即ち或説の如く天兒屋命に御在し坐す時は右の天祝詞山大に由有り、又、龜兆傳に、龜津比女命と云ふは、似著はしからざれども、住天香山也、云々、天津詔刀太詔戸命也を、天兒屋命の御事と見る時は、信に事相契合て聞ゆめり、（其の御社の御事は、天孫降臨章第二一書、且天兒屋命、主神事之宗源者也、故傳以天占之卜事、而奉仕焉と有る下に、其の龜兆傳をも合せ説くを見る可し、此は、唯、太祝詞の事を主と云へるのみ）又神名式に、大和國添上郡太祝詞神社、（大、月次、新嘗）と有るを、兼俱の書入に、天兒屋命也と有るは、上に引

ける頭註に、右京二條太詔戸命神、本社和州添上郡、對州下縣郡、天兒屋命也と有るに合へり、此の文に依るに、上なる左京二條社は、此の本社添上郡に御在し坐すにて、譬へば、香島、鹿取、平岡等神を春日にて祭られ、今木、久度、古開神等を平野にて祭らるゝに等しかりぬ可き御事なり、然れば此の神はしも、太占の御事に就きて京中に御在し坐させ奉らずては、其の便り悪きが故に、勸請奉らせ給へるなりけり、偕、此の社は、大、月次、新嘗と有りて、並の御神には御在し坐さざるに、古より一度にて神階を奉らせ給へりし御事の所見ざるは、甚不審しきに就きて思ふに、春日祭詞講義に已に註せるが如く、彼の社を定め奉らせ給へる後には、鹿島、香取、平岡等へ奉らせ給ふ其の神階をも、春日祭神社に奉らせ給ひて、其を本社之神階と爲られたる例に同じく、此も、左京二條社にて、貞觀元年に正五位上より始めて、天慶三年に至りて、已に正三位に進ませ御在し坐しけるなりけり、偕、此の御社は、然許り止事無き御社にて御在し坐すを、大和志に、在所未詳と有るが甚悲しくて、年頃考へつる事なるが、今一の據を得たり、奥義抄に、「公家に龜卜の御占と云ふ事有り、卜部氏者、朱櫻木にて、龜甲を灼きて占ふなり、云々、笛吹社よりは、朱櫻木を伐りて都に奉りぬれば、神司、龜の卜爲る事にぞ侍りけると申すなり」と有るは、神名式に、同郡穴神社と有る（兼俱本に穴咋と作る）に、舊訓阿那都伎、又布惠布伎なども有るより誤れるにて、此の社地より令採られしならむが、其は、景行天皇五十五年御紀に、謂ゆる春日穴咋邑是ならむと思ゆれば、穴次は穴咋にて有るべきが、何れにしても、穴は太占の町形と聞え、次にても咋にても、其を穿る義なりと思しければ、右の久慈眞智命など御在し坐すらむも知るべからず、故、太祝詞神社、穴次神社一所に並び坐せるを以て、其の境内なる朱櫻を

令採られて、御卜には用ひさせ給へるにこそ、然れば、奥義抄には、此の社を誤りて笛吹社とは云へるなりけり、或人、春日社記に謂ゆる穴栗明神は、此の穴次神社かと云へり、御紀に考覈又檢覈を阿那具流と訓まれたれば、太古の事に愈由有り、傳、此の御社、今も古市村の西方に立たせ御在し坐せり、(但、春日社記の穴栗明神を、小社記に、舞殿東と有れば、其の所在違へるに似たりと雖も、古市は南方に一里許も隔れ、其の遙宮を構りて此にて祭りしにも有るべし、傳神名式を見るに、一に和爾坐赤坂比古神社、二に穴次神社、三に和爾下神社、四に奈良都比古神社、五に太祝詞神社、六に高橋神社にて、其の次第、何れも今の奈良よりは南方の社々なり、其の和爾は、古市よりは南に和爾村有りて、今標本と云ふ邊なり、奈良豆比古神社は、奈良より北にて、奈良坂と云ふ有れば、此の一は別なれども、次なる高橋神社は、八條村と云ふに有りて、奈良より西南に在り、斯れば、太祝詞神社は何れにしても奈良より南に在るべきを、古に然許り大社にて御在し坐しける御社の、絶え竟つべくも非ざれば、右の穴次神社と同地に御在し坐しけるが、後に一に成れるなる可し、予、安政元年十月に、北浦爲政と云ふ其の古市人に案内せられて詣で奉りつるに、其の時には斯る事などは思ひも寄らざりし故に慥にも思えねども、本殿は四座並び坐せりと思ゆ、又、神名式に、出雲國意宇郡利刀神社、今本に能を熊に誤れども、風土記に詔門社と有るに依りて、其の誤なる事著ければ、今改めて引きつ、其の由來今知る可からざれども、天孫降臨章第二一書なる大物主神の歸順はせ給へる所に、天兒屋命を、故謂以_二太占之卜事_一而奉_レ仕焉と有るなどの由にもや依るらむ、傳無ければ知り難し、此の社、大草郷日吉村に御在し坐して、劔山大明神と申すと云へり、又、神名式に、對馬島上縣郡能理刀神社、清和

天皇實錄に、貞觀十二年三月五日丁巳、授_二對馬島無位能理刀神從五位下_一と所見たり、津島記事と云ふ物に、上縣郡豐崎郷西泊村神社、云_二能理刀神社_一、所_レ祭三座、宇麻志摩治命、天兒屋命、鳥賊津臣命、或云健男霜凝神、今稱_二熊野權現_一、蓋龜卜所神、即延喜式神名帳所_レ載也、相傳、有_二老人夫婦者_一、乘_二彥神於舫_一至_二隣濱_一、(在_二村西北_一)造_レ殿留居、區有_二榎樹_一、謂_二之衣掛_一、後遷_二今地_一、云々、日未_レ出時、隣濱老翁、紅袍具_レ帽出遊、觀者皆死、里人相傳、禁_二未_レ明出行_一と有り、此の三座の中なる天兒屋命即ち太祝詞命に御在し坐す事、上に云へるが如し、其の宇麻志摩治命は、久慈眞智命の訛傳ならむかとも思ひしかども、式外に、同郡佐護郷惠古村神社、云_二熊野權現_一、所_レ祭三座、宇麻志摩治命、天兒屋命、雷大臣命と云へれば、宇麻志は稱名、摩治は町にて、太兆の事に甚しく御功坐せる由有る御名と聞ゆ、此の雷大臣命は、仲哀天皇九年御紀に見えたる中臣鳥賊津連に坐せば、本より龜卜に功有る神に坐せり、(右に、老翁紅袍具_レ帽出遊と有るは、當社の神に御在し坐すらむが、貞觀十二年に従五位下に渡らせ給ふが故に、其の衣袍を用ひさせ給ふなる可し、幽冥の神と申せども、顯明より御位を奉らせ給ふ上は、萬に其の御定めぬ任に、掟てさせ給ふ御事と伺はる、此等は心得て有る可き事なり、)又神名式に、對馬島下縣郡太祝詞神社(名神大)、清和天皇實錄に、貞觀十二年三月五日丁巳授_二對馬島從五位上太祝詞神正五位下_一と有る是なり、此社の合殿雷命、始めは佐須郷に御在し坐し、を、今與良郷加志村に共に御在し坐すと云へり、其の津島記事に、下縣郡與良郷加志村神社、云_二加志大明神社_一、祭_二太祝詞命、雷大臣命_一、即雷大臣宮趾也、側有_二塋域_一、方一丈三尺許、累_レ石爲_レ壇、雷大臣兆處也、太祝詞神社見_二延喜式_一と有る是なり、上縣郡能理刀神社の祭神は、天兒屋命に坐すなるに、此には太祝詞命と傳へたる

事、愈徴有りと云ふべし、又其佐須郷なるは、同書に、同郡佐須郷神社、云八龍殿神社、祭雷大臣命、後徙社於加志村、合祭太祝詞神社、八龍殿今所謂八龍殿、卜灼之所、延喜式神名帳、所謂雷命神社是也と云へり、此の説の如くば、其の與良郷に坐す太祝詞神社は、雷大臣命の兆處なるに就きて、卜庭神を祀れる所なりけり、斯れば其の能理刀神社も、此の太祝詞神社も、太詔戸命、久慈眞智命、二神を一座として祭られし者なり、然云ふ所由は、同書に、同郡仁位郷仁位村神社、云八龍殿社、舊號阿惠神社、祭雷大臣命、石二寄神稱天八龍地八龍、蓋龜卜所八龍殿也、社地曰雷山、嶽神社所祭二座、靈町命、雷大臣命、權現以下四社、卜部所祭と有る、此は式外社なれども、上なる太祝詞神社にて、太祝詞命、雷大臣命と有るに、此にては靈町命、雷大臣命と有る、其の同じ龜卜に就きて祭る神に異有るべくも非ざりければ、此を以て師説の如く、太詔戸命、久慈眞智命は共に天兒屋命の亦名に御在し坐す事、愈明らか知らるゝ事なりかし、(右の如くば、其の島にて雷大臣命を八龍神と俗に申し習へるなり又上縣郡の能理刀神社を熊野權現と申すも、字の近く似たるから、何と無く然訛り云へるなる可し、右に云へる出雲國の能理刀神社を、熊利刀神社に誤れるを思ふ可し、續紀天應元年七月に、伊賀都臣、是中臣遠祖、天御中主命二十世之孫、意美佐夜麻之子也、伊賀都臣、神功皇后御世、使於百濟、便娶彼土女一男、名日本大臣云々と見えたり、) ○麗美は上にも云へるが如く、右に廣厚稱辭祈啓矣と有る言の、甚々愛たかりしを云ふなり、此の太詔戸言禱白させ給へるに感けさせ御在し坐して、天照太神の出でさせ御在し坐す御事に成れる、其の御功の比無く御在し坐すに依りて、太祝詞命と御名に負はせさせ給へるなむ、少縁の事には非ざりける、此の時の大御言に、頃者人雖

多請と詔り給へるに合せて、此の天兒屋命の、稱辭竟へ奉らせ給へる御事の状を思ふ可き者なり、偕、言に麗美と云ふ例は、古語拾遺に、大宮賣神の御事を、如今世内侍善言美詞、和君臣間、令宸襟悅懌と有る、善言美詞と云へる是なり、萬葉四(四十一丁)に、戀々而、相有時谷、愛寸、事盡手四、長常思者、十(六十二丁)に、吾背子之、言愛美、出去者、裳引將知、雪勿零なども有りて、言の善きを云ふなり、(彼の巧言令色など云へる言を巧に仕立て、人を誑かす類に非ず、唯に其の有りの任々に美たく云ひ續けて、言の調ひたるなむ、麗美には有るべき) 記傳八(四十七丁)に此の文を引きて、「此の時に、天兒屋命の禱き白し給ひし辭は、祝詞の始にて、甚も麗美しかりけむを、此に載せず、世に傳はらぬは、甚々遺憾しき事なりかし、頃者、人雖多請、未若此言之麗美者也と有るが如く、専ら言辭の麗美しきに感させ給へるなり、古語に、言靈の幸はふ國、言靈の助くる國と云へるも思ひ合されて甚尊し」と云はれき、太玉命の稱讚は、拾遺に、吾之所捧寶鏡明麗、恰如汝命、乞開戸而御覽焉と所見たるに、天兒屋命の祝詞は、此の狀にて極めて麗美しく有りけむを、今世に傳はらずなむ、甚々可惜しき事なりける、祝詞式に載れるなども、天津神代よりの甚古きは、心も詞も及ばぬ迄に美しく麗美しきを、況して、日神の聞食し愛でさせ給へる此の稱辭などは、尊しとも高しとも云ふに得難くぞ有りけらし、偕又鈴屋大人説(大祝詞後釋)に、「凡て、祝詞の類は、神に申す詞なれば、力めて其の言を麗美しく爲すべき事なり、故に古き祝詞共、何れも言に甚じく文を成して美しく麗美しく綴りたり、其は如何なる故ぞと云ふに、大凡、人を神も同じく申す事も、其の詞の麗美しきに感ては、受け給ふ御心此上無ければなり、宜き歌に神の愛で給ふも詞の麗美しきに依りてぞかし、然れば

情は如何に深きも悪き歌には愛で給ふ事無し、然るを、後の世の人は漢意盛にして唯理をのみ思ふから、神に申す言も詞をば撰ばむ者とも思ひたらず、等閑ナホザリにのみぞ爲める、神代紀に、天照太御神の天石屋に刺し隠り坐し、時、諸神等云々して、中臣連遠祖天兒屋命、廣厚稱辭祈啓焉、于時日神聞之曰、頃者人雖多請、未_レ有_レ若_レ此言之麗美者也、乃細開磐戸_一窺_レ之と有るを思ふ可し、是れ申す詞の麗美しきに感賞給へるに非ずや、然れば、今時自ら新に綴りて白す詞のみならず、古の祝詞を讀み申すとも、古の言を過たず、力めて其の讀みを正しくして、假にも後の音便に類れたる言などを交へず、清濁なども嚴かに守りて、努_ク々等閑に訓むべきに非ず」と懇到に諭し給へるなむ、此の故事に就きても深く信む可き説なりける、(凡て、古は常に云ふ事をも甚雅正ミヤビかに麗美しく云ひける故に、神名などにも、薦枕高御産栖日神、眞髮觸奇稻田媛命など申し、地名にも、八雲立出雲國、栲衾新羅國など云ひて、假初の言語をも、力めて言を麗美しく云ひ成して、等閑には爲られざりし事、此を以て見る可し、然るに、外國書の渡り來りてより、鳥成す轉る言を好して、文と云へば漢文に多く書き習ひけるより、古の雅正たりし言は失はれ行きて、古言と云へば祝詞、宣命の類、又は歌詞にのみ僅に遺れる程の事と成り以て下れりし、千年以往の世の弊を改めて、古言を正し、古意を得て、右の如き言立を爲られし鈴屋大人はしも、神とも神と等閑の神には坐さざるなり、頃年天下の士人の、犬戎エヒスの風を擬ひて、其の言行さへに、犬戎の如く成り行くを見ても、斯る醜事の出で來ざる以前に、先づ禁しめ置かれしかと思へば、愈々益々に高き尊き説とぞ所思たる、)○細開磐戸は、正書に以_レ御手細開磐戸と有ること、傳十七に云へり、○窺之は、正書、拾遺に然有り、美會那波須と訓める、尤

に當れり、此の所、古事記には、於是天照太御神、以_レ爲怪、細開天石屋戸而、內告者、因_レ吾隱坐而、以_レ爲天原自闇、亦葦原中國皆闇_一矣、何由以天宇受賣者爲_レ樂、亦八百萬神諸吟、爾天宇受賣、白_レ言益_レ汝命而貴神坐故、歡喜咲樂、如此言之間、天兒屋命、布刀玉命、指_レ出彼鏡、示_レ奉天照太御神之時、天照太御神、遯思_レ奇而、稍自_レ戸出而臨坐之時、其所_レ隱立_一之天手力男神云々と有る其の文を、此に續けて心得べき所なる事、已に傳十七に註せるが如し、但し、其は正書のみこそ有りけれ、此より始より天鈿女命の御事を出されざりければ、正書の例とは等しかるまじく思ふらむ人も、有りなむかなれども、其の正書の續きも、天兒屋命、太玉命の御名を擧げて、相與致_レ其祈禱_一焉と有るより係りて、乃以_レ御手、細開磐戸_一窺_レ之と有る、是即ち文の經にて、其も、其の御祈禱に感かせ御在し坐しけるにて、天鈿女命の事は、又字を界ひて書されたれば、其は文の緯なるにて、稱辭と神樂と、二つ共に感かせ給へれば、何れに其の勝劣有るには非ざれども、其の主に成りて爲る事と、副に成りて爲る許りの差異は有る事なれば、正書と此とを別なる者には見る可からずなむ有りける、(然れば、此の上にも、廣厚稱辭祈啓矣の下に、又猿女君遠祖天鈿女命、則手持_レ茅繩之稍、立_レ於天石窟之前、巧作_レ俳優_一云々の文をも加へて見たらむには、上下の趣相貫きて、目易く心得らる可き事になむ有りける、能々相互ひて照し應せて曉りてよかし、)○天手力雄神は、正書に二所出でたる、共に手力雄神と有りて、此の神の御事、傳十七に註し奉れるを、此には其の出自を顯はし奉る可し、偕、此の神はしも、四神出生章第七、一書に出でたる、雷神亦名天雷命の御子に御在し坐して、亦名を湯豆波和氣神とも、大國栖御魂神とも、多久豆玉命とも申し奉れる由來、已に傳九に註し、又上なる其の子天日鷲

命の系脈の事に就きて云へるが如し、然るに、尊卑分脈に收れる紹運錄に、月讀命、其男手力雄命、其男生馬武見命と有りて、其の手力雄命の弟、島根見命と系を立てたり、又、其の異本神系圖には、月讀命、其男手力雄命、弟島根見命、其男生馬武見命と有りて、此には生馬武見命を島根見命の子と爲たり、又、一本神系圖（與本朝武家大系圖、大同小異）に、月弓尊、島根見命と有りて、此には手力雄命の御名を載さず、又神代系圖傳に、月讀尊、其男島根見命、弟手力雄命、其男生馬武見命、弟片倉邊命と有りて、何れも大同小異なりと雖も、其の據を詳に爲されば、信ひ難かり、其の辨は次に云ふべし、（右の異本神系圖は、東武の儒官林氏校本なり、又一本神系圖、共に讃岐國高松なる考信閣の藏本なるを、小泉康敬が寫し持てるを抄し出でたるなり、何れにしても疑がはしき事共なり、）手力雄命を月讀尊の御子と申す事は、更に然は有るまじき事なれども、今思ひ出づる任に書き著く、其の月讀尊、島根見命、生馬武見命、共に出雲國島根郡に悉く由有り、其は、風土記に、千酌郷郡家東北一十九里一百八十步、伊佐奈枳命御子、都久豆美命此處坐、然則可謂都久豆美、而今人猶千酌號耳と有る、此の都久豆美命は、已に傳六に論ひ定めたるが如く、月讀尊に御在し坐せれば、其の御子に島根見命と云ふ神坐すと云ふ一説は出で來りし者なめり、風土記に、所以號島根者、國引坐、八東水臣津野命之詔而負給名故云島根と有れば、此の地に因れる神名なる可きが、其の八東水臣津野命、即ち素戔鳴命の亦の御名にして、月讀尊と同神に渡らせ給ふ所由、其れも傳八に云へる如くなれば、更に由無しとは云ふべからず、又其の生馬武見命は、同郡生馬郷、郡家西北一十六里二百九步、神魂命御子、八尋鋒長依日子命詔、吾御子平明不憤詔故、云生馬と有れば、八尋鋒長依日子命は、其の手力雄命の

亦名、島根見命と申す所以に依れる事と思しければ、此にて生み坐せる御子と聞ゆるなり、傳廿九に其の事を註す可し、若て此の手力雄命を多久豆玉命とも申せる事、上に云へる如くなるに、同郡未入官帳社に、多久社見え、多久川源、出郡家西北廿四里小倉山（下略）と有りて、生馬郷に接ける地理なるを、其の楯縫郡神名樋山の下に、古老傳云、阿遲須積高日子命之后、天御梶日女命、來坐多久村、産給多伎都比古命、云々と所見たる、其の神は、手力雄神の御女、阿波神の御事にて御在し坐す事、傳九に云へるが如し、此の手力雄命を、天石門別安國玉主神と申し、天孫降臨章に謂ゆる天國玉神に御在し坐して、天稚彦にも天御梶日女命にも、其の父と坐す故に、味耜高彥根神と天稚彦と友とし善かりし事此に出でたり、又風土記仁多郡三津郷の下に、大神大穴持命御子、阿遲須積高日子命、御須髮八握于生、晝夜哭坐之辭不通云々と云ふ事の有るに、垂仁天皇二十三年御紀に、譽津別王、是生年既三十、鬢髮八掬、猶泣如兒、常不言と見えたる、其を古事記に、爾崇出雲大神之御心、故其御子令拜其大神と有るに合せて、尾張風土記に、丹羽郡吾縵郷品津別皇子、生七歲而不語、皇后夢、有神告曰、吾多具國之神、名曰阿麻乃彌加都比女、吾未得祝、若爲吾充祝人、皇子能言、亦是壽考と有りて、多具國は、右の多久社多久川の地を云ひ、阿麻乃彌加都比女は、味耜高彥根神の后神、天御梶日女命に御在し坐す事、愈以て知らるゝなり、若此く其の故由の定に相協ひて聞ゆるに、月讀尊の御子と申す證は少かも無く、却りて八尋鋒長依日子命を神魂命御子と有るなど、姓氏錄に此の手力雄神の出自を書せるに相等しきは、月讀尊の御子ならぬ證になむ有りける、（然れば、右の八尋鋒長依日子命と申すは天上にての御名にて、島根見命とは、其の島根郡に天降らせ御在し坐して住せるか

らの御名なるが、右に引ける如く、其の島根と云へる郡名は、八東水臣津野命の御言に出でたる地名を取りて、御名と爲せるから、其の兄と坐す手力雄命をも合せて、月讀尊の御子と云ひ成したる一の傳も出で来れりし者なりけり、上にも引ける津島記事に、按、本朝有_レト、始_ニ于島根見命、灼_ニ鹿肩骨_一以下、此名_ニ太占_一と有るは、何に據りて云へるにか、古書には見えざる事なり、神名式に、對馬島上縣郡、天神多久頭麻神社御在し坐すを、玉勝間に引かれたるには、多久頭多麻と有り、此にて手力雄命なる事知らるれば、太占の事ならずとも由有りける事なり、偕又右の天御梶日女命も、穀を殖_カ給へる御功に依れるにて、御父多久豆玉命も、其の穀を生し給へる御名なる木綿を、栲とも穀とも云へる事、上に云へるを見るべし、又其の八尋鋒長依日子命と申す八尋鋒は發語にて、長依は長縁と聞ゆ、穀を長く縁りて、織る可き料と爲るなる可し、多久の地名にも思ひ合す可し、右の尾張の吾縵郷の故由も、木綿鬘なる可く、皆各其の本一なる者なりけり、此は、別なる事を云ふが如くなれども、手力雄神の出自を知るには、先づ此の事より明らめずては得有らぬ事なれば、力を入れて讀み味ふ可き者なり、猶又次に云ふをも深く考へ合す可し、又此の手力雄神を、思兼神の御子なりと云ふ一説有り、神皇正統記、及び天地人總系圖に見えたり、然れども、上に註せる如く、此の神の御女、許登能麻遲媛命は、興_ニ台產靈神_一の后神に御在し坐して、其の御子天兒屋命即ち思兼神に坐せば、手力雄神は其の外祖父に御在し坐し、又其の思兼神の后神栲幡千千姫命の出自を、古語拾遺に、栲幡千千姫命、天忍日命天太玉命を、高皇產靈神と爲るは誤りなれども、天忍日命即ち手力雄神の御子なるに就きて推すに、件の三柱は同胞にて、共に此の手力雄命より出で給へる事決ければ、手力雄神は、其の思兼神の爲には外舅に

なむ渡らせ給へりける、偕、傳十七に註せるが如く、信濃國水内郡戸隱神社は、此の磐戸を抛げ落し給へる地にて、其の時より御靈の鎮り坐す地なり、然るに、信濃地名考と云ふ物に、孝元天皇五年、天八意命神兒、將_ニ手力雄命_一、天降信乃國吾道宮_一鎮坐、手力雄命戸隱山遷座と見え、戸隱社記に、孝元天皇御宇、天思金命神、將_ニ兒手力雄命_一、天降科野國水内郡戸隱山、親立吾道宮、入宮鎮座且、號_ニ山戸隱_一者、何云、往昔手力雄命、引_ニ啓天岩_一、投_ニ下其門扉_一瑞穗國、即化爲_ニ山_一、今戸隱山因_ニ之號_一之と有るは、思兼神は伊那郡阿智神社に坐し、手力雄命は戸隱山に坐す由を書せるなる可きが、戸隱山の鎮座を孝靈天皇五年と云ひ、手力雄神を天八意命兒と云ふなどは心行かぬ事なれども、戸隱山を此の手力雄命と云ふは實に然る言なり、傳十七及び上に云へる此の神の御子、天日鷲神は作木綿著に御在し坐すに合せて、其の國に由有る事共は、先づ和名抄に、國名信濃(之名乃)、郡名に更級(佐良志奈)埴科(波爾志奈)、郷名にも更級郡更級(左良之奈)、高井郡穗科(保之奈)、埴科郡倉科(久良之奈)など、科と云ふ地名多在る、其の科は、穀の一種格の事にて、即ち木綿の事なり、神樂歌木綿作に、由不川久留、志名乃波良仁也、安佐太川禰、安佐太川禰也、安佐太川禰、萬志毛加美會也、(中略)安佐多川禰、吉美毛可美所、萬志毛可見所、幾美毛可見所、末之毛可美所、幾美毛可美所也(下略)と有る、由不川久留は、志名の發語にて、科を以て作る謂なり、安佐は、其の麻に細く爲たるを云ふ、汝も可美所、君も可美所は、其の紙麻を木綿鬘にして、相互ひに掛くる事を、君も神ぞやと、其の神樂の庭に集へる人を稱へ云ひ成したる者なり、通證にも此の歌を引きて、可美所紙麻也、民部式、主計式等云、木綿、紙、麻子、又紙麻、斐紙麻、穀皮、斐皮、倭名抄引_ニ兼名苑_一、有_ニ穀紙_一、斐薄紙、斐

今云紙斐音我牟比と云ひ、又、今云加宇會、紙麻之義也と云へるは然る言にて、和名抄に、楮穀木也、穀和名加知、木名也と云へるが、楮は世に加宇會と訓みたるに、本草には、皮班者楮則雄、皮白者穀則雌、蓋一種而辨雌雄耳と云へれば、本より穀の同種にて、木綿に作る可き者なり、古事記明宮段大御歌に、志那陀由布、佐々那美遲袁と續けさせ給へるも、科の皮を剥きて木綿に垂す事を、發語に置かせ給へるにて、佐々那美の佐々は、少々、那美は靡にて、木綿の垂たる狀を云ふ語なるを、地名の筱浪に係けさせ給へる者なり、然れば、志那とは、柔嬾なる謂以て、即ち楮の一名とは成れるなりけり、此を以て信濃國の地名と成れる事、彼の麻の能く生ふる地を總國と云ひ、穀の能く育つ處を結城と號けたるに同じきが、是れ其の手力雄神に由縁有る事、次に云ふを見て知るべし、(然れば、信野は科の生ふる野なる事、右の神樂歌に、由不川久留、志名乃波良仁也と有るを以て知られたり、但し、次に引ける風土記に依る時は、品々野國と云ひしを省きて信濃と云へり、其の意替りて、科野の義と成れる由は、傳廿九卷に、科野の義を説きて注せるが如し、又、更級は酒科にて、萬葉十四、武藏國歌に、多麻河泊爾、左良須氏豆久利、佐良左良爾云々と有る類なり、埴科は、埴土の地に科の生ふるなる可く、此に准らへて餘をも知るべきなり、又神名式に、更級郡、波間科神社、佐良志那神社、又當信神社も多岐志那と訓むべきにや、和名抄に同郡當信郷有り、又水内郡妻科神社有り、然るを冠辭考、之奈射加流條に、萬葉十九卷に、安志比奇能、山坂越而、去更、年緒奈我久、科坂在、故志爾之須米婆と有るを引きて、階坂有る越國てふ意なりと云はれたるは、然る言なるが、信濃をも、級坂有る國名なる由に云はれたるは、深く思はれざりし説なり、又古事記の志那陀由布を、柔嬾に撓ゆぶ小竹と

續けたるなりと云はたれるも委しからず、其の信濃の地名の、手力雄神に所以有りて起れる事を知る法は、先づ信濃國風土記に、信濃國者、往昔、建御名方命等之所住之故也、治天下御神大己穴持命、又少彦名命、建御名方命、巡行此國給、到坐阿羅野、詔、此國者、木葉草垣品々也、故云品野、今云信濃者、晉之轉也と見えたる、其の由は、後に至りて更に改め註すべきも、先づ神名式に、諏訪郡、南方刀美神社二坐(名神大)と有るを、承和十年御紀より以來の正史に、健御名方富命、前八坂刀賣命と有りて、夫婦二柱御在し坐すが、其の男神は上社に坐し、女神は下社に坐せる社傳なるは然る事にて、和爾雅にも、下諏訪八坂入姬命、詳繪詞傳と云へるも、其の社記の説なり、斯るに、神名帳頭註に、建御名方神、坐信濃國諏訪上社是也、下社片倉邊命、是天手力雄命男也と有りて、上社は合へれども、下社の御神を手力雄神の御子神なる由にて違へり、其の違ふ所に力を得て考ふるに、傳十七に云へる如く、拾遺の此の段なる、長白羽神伊勢國麻績祖と有る其の神は、神祇本源に載せたる古語に、金鷄命孫長白羽命也と有りて、其の金鷄命は、手力雄神の御子、天日鷲神に御在し坐すに、右の片倉邊命も、天手力雄命男と見えたりども、其の天日鷲命の孫にて長白羽神の子に坐すなる可し、此に天神本紀に、天八坂彦命、伊勢神麻績連等の祖と有れば、長白羽神の子、天物知命の子にてと云ふ續と見えたりば、其の片倉邊命は、實には其の長白羽神の御孫、天八坂彦神の御事なりけり、斯れば其の八坂刀賣命は、天八坂彦神の御兄弟に御在し坐し、又其の八坂は八尺にて、木綿の瑞々しく長き謂にて、其の同じ御功なる神名になむ有りければ、共に下社に御在し坐すなる可くや有らむ、其の八坂刀賣命は、信濃國の地に科を殖る生し作らし神に坐せるを、其の建御名方神の諏訪に御在し

坐し著きて後に、后神と成らせ御在し坐すなる可し、又傳十七に云へる神名式に、遠江國秦原郡服織田神社は、其の白羽神に坐すなるに、磐田郡須波若御子神社御在し坐すも、由有りて問ゆるなり、若て、和名抄郷名に、信濃國伊那郡麻績（乎美）、更級郡麻績（乎美）など有るも、亦考ふ可き根據になむ、又立ち復りて、上に云へる出雲國島根郡の所以に就きて、風土記に、美保郷、郡家正東廿七里一百六十四歩、所造天下大神命、娶高志國坐神意支都久辰爲命子、俾都久辰爲命子、奴奈宜波比賣命而、令産神、御穂須々美命是神坐矣と有るなど、其の所以の相結ばりて合へるなむ、甚々奇異なりける事共なる、（然れば、月讀尊より系を引きて、手力雄命、島根見命等を其の御子と云へるにも、皆故由有るに就きて出でたる事なりけり、又天手力雄神の御會孫に當れる八坂刀賣命の、建御名方神の后と成らせ御在し坐すなども少縁の事には非ず、其の始は、天稚彦は、其の御子と有り、味耜高彥根神の后天御梶日女命は其の御女に坐すなどより引きて、健御名方神にも斯る御因みにも及ばせ給ひけるかと所思ゆ、）傳十七及び此の卷の上に註せる如く、藤原系圖に謂ゆる玉主命即ち天石門別安國玉主天神に御在し坐す、此に就きて、古史徴に、姓氏錄（大和國神別）に、門部連、牟須比命兒安牟須比命之後也、又（河内國神別）浮穴直、移受牟須比命之後也と有る安牟須比命を、此の天手力雄神の亦名と爲られたるは、信に然る言なり、安は彌爲にて、物の蕃息る事を云ふなり、此の神に産靈と御名に負せ奉る事は、彼の大雷神に御子と御在し坐して、石戸破る手力以て天磐戸を引き開け奉りて、常世の闇を開け給ひし御功は、即て國を安く爲る所以なるは申すも更なり、此の神の御女許登能麻遲媛命は、興台産靈神の后神と御在し坐して、天兒屋命の御祖なり、拾遺に、高皇産靈神所生之女、

名曰榜幡千々姫命、其男名曰天忍日命、又男名曰天太玉命と有るは、其の原系を云ふにて、實は此の神の御子等に坐す由、已に往々云へるが如し、其の榜幡千々姫命は、天鈿女命に坐して、天兒屋命の后神と御在し坐し、天忍日命は、大伴佐伯の遠祖にて、御門を守り奉り給ひ、天太玉命は、忌部の遠祖と坐して、太御幣の事を主り給ふ、此のみならず、其餘にも、天日鷲神は作木綿の神に坐し、又天羽槌雄神は倭文神に坐して、此の手力雄神の御子なる事、傳十七に徴し云へるが如く、又傳九に註せる多久豆玉命も此の神に御在し坐す證を得て見れば、手置帆負神も此の神の御子にして、彦狹知命は御孫に當れり、又御女天御梶日女命は味耜高彥根神の后神と御在し坐して、穀を殖ゑ坐し、などの功に依れる御名なる可きなど、此に思ひ出でて、書し奉れる御子等凡て九柱許りなる、其の外にも有るべきが、何れも此の磐戸開の時より始めて、高く貴き御功坐す神に御在し坐せるなどを思ふに、斯る御子神等を、數多に成し給ひて、然る甚じき神功を令成給へるなむ、尤に安牟須比命と申し奉る御名の良はしき所なりける、又玉主命と申すも、靈主の義にて、其の御靈を、御子神等に幸ひ分けさせ御在し坐して、各、其の御功を有たしめ給へる謂なり、又天孫降臨章に謂ゆる天國玉神も、此の神に御在し坐せる、其は、此なる大國主神の荒魂を、大國魂神と申せるに同じきが、其の神の御言に、吾親治大地官と宣へるに例して、天上の大地官を治めさせ御在し坐す御事をも明らめ奉り、尊み奉る可き御事なりかし、（然れば、天神とて多く御在し坐す中にも、斯許り御末の氏々の多く支別れて廣く御し坐す神は非ざる可し、然るに、世人は唯手力と云ふにのみ眼を著けて見るが故に、此の神の安牟須比命と申して、其より甚大なる御功の御在し坐す御事を且ても知らざるなむ、甚傍痛き事なりける、今、如此く説

き明らか奉ると雖も、猶百千が一にも及び奉る可らざるなり、又此の神を多久豆玉命と申し奉る事は、姓氏録（和泉國神別天神）に、爪工連、神魂命男、多久豆玉命之後也、（下略）又（左京神別中天神）爪工連、神魂命子、多久玉命三世孫、天仁木命之後也と有りて、神魂命子と有れども、其は、例の大抵に其の出自を云へるにて、此の神力雄命に渡らせ給へる事、傳九に註せるを以て辨ふ可し、神名式に、大和國葛下郡石園坐、多久豆玉神社二座、（竝大、月次、新嘗）と有り、又、對馬島上縣郡、天神多久頭多麻命神社、下縣郡多久頭神社御在し坐すは、此の神に御在し坐す事申すも更なり、名義、多久都は巧出にて、彼の手置帆負、彦狹知二神の御祖と坐す謂にて、右に説ける安牟須比命と申す名義にも相通ふ可し、然るに、神名式に、大和國高市郡氣吹雷、響雷、吉野大國栖御魂神社二座（竝名神大、月次、新嘗）と有る御社を、今、九頭明神と申し、彼の戸隱山神を、九頭龍權現と申せるなどに寄せて思ふに、多久都の多は大の義にして、久都は國統の義にて、彼の天津國玉神に渡らせ給ふ謂なりけり、神武天皇御紀に、更少進、亦有尾而、披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是磐排別之子、此則吉野國權部始祖也と有るを、姓氏録（大和國神別地祇）に、國栖、出自石穗押別神也、神武天皇、行幸吉野時、川上有遊人、于時、天皇御覽、即入穴、須臾又出遊、竊窺之、喚問、答曰石穗押別神子也、爾時詔賜國栖名と有るを見るに、石穗押別神は土佐風土記に、天石帆別命、今天石門別命と有るが如く、此の神力雄神を石戸別命と申す同名なるが、其の子と云ふは子孫の謂なり、此に詔賜國栖名と有るは、天皇、其の天國玉神、即ち大國栖御魂神なる事を所知食して、其の事を宣ひ出でさせ給へるを以て國權の名は起れる者なる可し、（但し、多久都は、右の如く巧出ならずとも、多久

を榜の事と見ても、其の所由無きには非ざるなり、然れども、多を大の如く訓みて、大國栖と見むも悪からじかし、又、上の大椋置始連條に云へる、此の天手力雄神の亦名、阿麻乃西乎乃命と申す、此を姓氏録（左京神別中天神）に、宮部造、天壁立命子、天背男命之後也と有る子は、子孫の謂なれば、例の抱る可からず、偕、背男の背は、借字にして、進の義なる可し、天孫降臨章に、一云、二神遂誅邪神及草木石類、皆已平了、其所不服者、唯星神香々背男耳、故加遣倭文神、建葉槌命者、則服、其の第二書に、時二神曰、天有惡神、名曰天津彗星、亦名天香々背男、請先誅此神と有る香々背男は、炫進男の義なる事、天津彗星と云ふを以て知るべし、然れば天背男命と申すは、神威の猛く勝れて御在し坐す意にて、此の神の御子、天忍日命は、天壓人命なる事、上に云へる天壓神の例を以て、准らへ知る可き者なり、（然るに右は上に正し云へる如く、今木連と巨椋連との出自を正して、手力雄神の亦名と知る事なるが、同錄、山城國神別天神に、神宮部造、葛城猪石岡天降神、天破命之後也、云々と有りて、其の六世孫なる吉足日命は、崇神天皇御世の人なれば、遙に後に天降り坐し、神と見ゆるが、天破命は、天背男命より何世の後なりけむ、今知る可らず、）○磐戸側、正書には磐戸之側と有るも、其の訓同じ、傳十七に云へり、○侍を、加久志佐母良比氏と訓めれども、自ら隠れ侍らひ給ふ所なれば、加久理佐母良比氏と訓むべし、正書に、立字をも、古事記に隱立と有るに同じく訓みて、隱の字を訓み添ふる事、尤に當れりと云ふべし、其の事傳十七に註せり、考へ合す可き事なり、偕、侍とは、狹守の義にて、其所に眼を著けて、外を思はず、一向に伺ひ居る事を云ふなり、拾遺に、此の新殿にての御事を、令大宮賣神侍於御前、豐磐間戸命、櫛磐間戸命二神、守衛殿門と有りて、侍と守衛とを

竝べ云へり、又其の外、國土の大なるにも守と云へるは、次章第一一書なる神名に、清之湯山主三名狹漏彥八島篠と有る、三名狹漏は、悉皆然守の義なる、是なり、天孫降臨章第二一書に、惟爾二神亦同侍殿内、善爲防護と見え、古事記同段に、大國主神の僕者、於三百不足八十垺手、隱而侍と申し給ひ、猿田毘古神の言に、聞天神御子天降坐、故仕奉御前而、參向侍と申し給へる事見えたり、萬葉二(二十九丁)に、佐田乃岡邊爾、侍宿爲爾往と有る其の竝びに、東乃、多藝能御門爾、雖伺侍、云々、又(三十五丁)大殿乎、振放見乍、鶉成、伊波比廻、雖侍候、佐母良比不得者、三(三十九丁)に、何時鴨、此夜乃將明跡、侍從爾、寢乃不勝宿者、六(十八丁)に、風吹者、浪可將立跡、伺侍爾、七(十五丁)に、大御舟、竟而佐守布、高島之、三尾勝野之、奈伎佐思所思、八(三十四丁)に、天孫、伊刀河浪者、多々禰杼母、伺候難之、近此瀬乎、十(三十三丁)に、妹爾相、時候跡、立侍爾、十一(十三丁)に、皇祖乃、神御門乎、懼見等、侍從時爾、相流君鴨など有り、又古今集詞書に、「同じ御時、上の侍にて、男等に大御酒賜ひて、大御遊有りける序に、云々」又、「田村の御時に、女房の侍にて、御屏風の繪御覽じけるに、云々」又、「寛平の御時、唐使の判官に召されて侍りける時に、東宮の侍にて、男等酒給へける序に、云々」など有るは、禁中の伺候所を、何れも侍と云へるなり、又、其の東歌に、「御侍御笠と男せ宮城野の木の下露は雨に勝れり」と有るは、供と成りて付き従ふ人を云へるにて、夕顔卷に、「美しげなる侍童の、姿好まじう、云々」と有る、此の類なり、(此に隱侍と訓めるは、隠れ居て伺ひ給ふを云ふなり、右の八卷なる伺候は、同じく佐母良比なれども、今本に、宅加賀比と訓める、其の意味無きには非ざるなり、又、士人を侍と云ふは、其の御許に守り居る義を以てな

り、和名抄に、侍從局於毛止比止女字知岐美、從侍於毛止比止萬知岐美と有るは、御許人女前君、御許人前君と云ふ事にて侍と云ふに同じ、○引開之は、此は此の言に約めて餘事をば省ける者なり、此の所、古語拾遺に、爰令天手力雄神、引啓其扉、遷座新殿と有る所なり、此にも其の開と有るは其の石窟の扉を云へるが、引き開くと云ふ時には、引字に甚く力有りて見ゆめり、神名式に、伊豆國田方郡、引手力命神社、今賀茂郡十足村手力雄山と云ふに御在し坐すが、如此く、御名に引字を冠ふらせ奉れるを以て、其の甚じかりける御有状なむ伺ひ知られたりける、偕、此の所、正書には、手力雄神、則奉承天照太神之手、引而奉出と見え、古事記にも、其所隱立之天手力男神、取其御手引出と有る事なれども、此と拾遺との文は、鹿きが如くして、却りて其の正實をなむ得たりける、然るは、已に傳十七に委しく論め書せるが如く、此の時に、其の扉を引き開けて抛げ落し給へるは、此の天手力雄神に御在し坐し、其の御手を奉承りて引き出し奉れるなむ、天鈿女命、亦名栲幡千々姫命に御在し坐しける、然こそ、神宮にて、此の天手力雄神、栲幡千々姫命二柱を合せて、御戸開神とは申し習へりけれ、然るを、此には、其の扉を引き開け給ひし事のみを云ひて、其の御手を取りて出し奉られたるなどの細かしき事は、皆がらに略き載られざりけりとは、古より人皆心も著かすて有りけらし、(但し此は、傳十七卷に註せるが如き天鈿女命は、正しく栲幡千々姫命に御し坐すと云ふ事を、慥に知り得たる上ならでは、其の意を得難き事にし有りければ、然は明らかめ知るまじき事なりけり)故に、其の延喜七年勸進、皇太神宮禰宜譜圖帳に、天手力雄命、天石門乃左方爾居、天乃於須女、右方爾居云々と有るに引き合ひて、右に引ける拾遺の文の續きに、則天兒屋命、太玉命、以日御綱、廻懸其殿

と有るは、天手力雄神の、其の石門扉を引き開けて、天鈿女命に出し奉らしめ、直に其の新殿に日御綱を昇以して、御裝束の事を成し仕へ奉りて、再び磐戸に還り入らせ給ふまじく物爲給ひて、俗に油斷を爲ざる状なり、次に、令大宮賣神、侍於御前、豐磐間戸命、櫛磐間戸命二神、守衛殿門と有るは、天照太神は、女神に御在し坐せば、殊に御許に侍らふ神をば、其の御手を奉承りて引き出し奉れりし、天鈿女命をして令侍給へるなり、此より、大宮賣神と申す御名有るなり、又其の御扉を引き開けさせ奉り給ひし由に縁りて、其の天手力雄神に、天石門別神と申す御名御在し坐し、又其の分身し給ひて、豐磐間戸命、櫛磐間戸命と御名に負せるなり、此の所謂を探り求めても、右に註せるが如く、天手力雄神と天鈿女命と二柱にて御戸開きの事に仕へ奉らせ給へる事灼然ければ、右に引ける正書と古事記とは、事の相混雜りたるを知るべく、此には、御戸開きの事のみを云ひて、雜事を漏らされたるを知るべく、拾遺は右の如き文共有りて甚々愛たきを、上に其に照應ふ可き語の脱ちたるをなむ知るべき者なりける、(但し、拾遺に右の神等を、是竝太玉命之子也など云へるを以て思ふに、已く右等の神等の事實は明らかならざりけると見えたり、其の細書は、廣成宿禰の註にし有りければ、此を以ても其の本文の傳は彼の氏の古傳なる事灼然くなむ、) 偕、上に云へるが如く、此の神を、天石門別安國玉主天神と申し奉るは、素より此の御功用に依れる御名なれば論無きを、猶神名式に、陸奥國白河郡伊波止和氣神社を、頭註に天手力雄命也と有るは然る事にて、信に此の時の御功用に依りて負ひ坐せりし御名なるも灼然く、又、備前國御野郡石門別神社を、今戸隱宮と申すも右に同じ、和泉國正應年中神名帳に、天光石止別神社と申すも有るは、其も右の謂れに依ると所見たり、又土佐風土記に、天津羽々神の

御事を、天石帆別命、今天石門別神子也と所見たる、其の石帆別は巖別にて、此も、石門別と申すに同じ意味なる御名なり、上に引ける神武天皇御紀に、磐排別之子の事を、披磐石^{オヒイハシ}而出と見え、其を古事記に、此人押分巖^{オシワケイハ}而出來と有るを合せて思ふ可き者なり、又神名帳に伊豆國賀茂郡伊波氏別神社御在し坐すは、石門別の義なるを、同郡伊波久良和氣命神社有るも同神と通えたるに、其の伊波久良と云ふは、傳十七に註せる如く、石倉は其所に引ける山城國愛宕郡、式外石座神社御在し坐すを、舊記に天神所籠之窟也と有る、是れ即ち其の伊波久良は天石窟を云へる證なり、姓氏錄(河内國神別天神)に、多米連、神魂命兒、天石都倭居命之後也、又(攝津國神別天神)額田部額田部宿禰同祖、明日名門命之後也、又(右京神別上天神)額田部宿禰、明日名門命三世孫、天村雲命之後也、又(山城國神別天神)額田部宿禰、明日名門命六世孫、天由久富命之後也、又(右京神別上天神)額田部、額玉額田部宿禰同祖、明日名門命十一世孫御支宿禰之後也と有りて、其(攝津國神別天神)額田部宿禰、角凝魂命男、五十狹經魂命之後也と所見たり、若て右に額田部は下に云へる天津彦根命の裔孫なる額田部とは異にて、彼は額田馬の故事に依りて額田部なり、此は御戸開の神孫なる由を以て披戸田部と云ふ意なるが切れるにて、各等しからず、其の心して見る可し、偕、其の明日名門命と申すは、明^{アキラ}は此に引開之と有る御功を申すなり、日名門は日之門にて、日神の刺し籠らせ御在し坐し、磐戸の御事なり、四神出生章第十一書の速吸名門を、神武天皇御紀に連吸之門と有るに同じ、然れば、明日名門命と申し奉りて石門別命と申すに同義なる御名なる者なりかし、(但し、其の五十狹經魂命と申すを、此の手力雄神と同神と見るべき師説も有る事なれども、予が見は少か異なり、其の事は傳三卷に云へり、

備、此の石門別神の御社など國々に多在るを、其は已に傳十七卷に註せれば、此に合せ讀む可し、又、傳十七に註せるが如く、古事記御天降段に、天石戸別神、亦名謂_ニ櫛石窻神_一、亦名謂_ニ豐石窻神_一、此神者御門之神也と有るを、右に引ける拾遺に、令_ニ豐磐間戸命_一、櫛磐間戸命二神、守_ニ衛殿門_一と所見て、正しく二神に御在し坐す趣にて、後世御門神と申すも其の如くなれば、此の二神をして天石門別命の亦名と申さむ事、違へるに似たりと雖も、熟_ニ思ふ_一に、磐戸開きの時には一柱の天手力雄神に御在し坐しけるを、此の新殿に遷り坐し奉りて、御門を守衛り給ふとして、御身を二柱に分けさせ御在し坐して、御門の左右に立させ御在し坐しけるなり、然るに、古事記の如く、亦名謂_ニ櫛石窻神_一、亦名謂_ニ豐石窻神_一と有る時は、一神にして二名御在し坐すに似たりと雖も、其は唯人の上の事にこそ有りけれ、其の名と云ふは、傳二に註せるが如く、行事を以て名に負ふ古の式なりければ、神等の御上には其の異なる行事の御在し坐す時には、其の御魂より分りて、各々一箇の神と、別に顯はれさせ御在し坐す事にて、御名の多く渡らせ給ふ神など、其の行事も多く、又分身も決めて多く御在し坐す御事になむ有りける、然れば、古事記なるも、分身謂_ニ某神_一、亦分身謂_ニ某神_一と云ふと同じ事にて、本より二神の心なりと所見たれば、拾遺の二神も、記の亦名も、事は全く同じくてなむ有りける、又、上に註せるが如く、縣犬養宿禰、大椋置始連の家に傳はれる阿居太都命と申す御名の義は、御門神と御在し坐して、其の殿門の開闔を掌り給へる謂にて、御門祭詞に、櫛磐間豐磐間命、御名_ヲ申事_ト、四方内外御門_ヲ、如_シ湯津磐村_ニ久塞坐_ス、云々、朝波開門、夕波閉門_ト、云々と所見たる、開闔是なり、姓氏錄(左京神別中天神)に、大伴宿禰、高皇產靈命五世孫、天押日命之後也、(中略)雄略天皇御世、以_ニ天叡負_一賜_ニ

大連公、奏曰、衛門開闔之務、於職已重、若一身難堪、望與_ニ愚兒語_一、相伴奉_ニ衛左右_一、勅依奏、是大伴佐伯二氏、掌_ニ左右開闔_一之緣也と有るをも合せて、其の然る所以を曉る可き者なり、(此の天忍日命と申すは、慥に手力雄神の御子に御在し坐すなる可き事を見得て、已に傳九卷に且々云ひ、今又上の天日鷲命の傳にも註し置けるを、其の詳なる事は、天孫降臨章第四一書の傳に就きて云ふべきなり、) 備、此に引開之と有る、天石窟の扉の行方はしも、良海本正書、則奉_ニ承天照太神之手_一、引而奉_ニ出_一の細書に、一云、手力雄神、奉_ニ出_一天照太神時、引放_ニ其岩戸_一、信州戸隱山是也と見え、又神名帳頭書、又神社考に、天手力雄命、以_ニ其所_一取石戸_一抛_ニ空_一、此即落而成_ニ山_一、信濃國戸隱山是也と有るは、世に名高き信濃國水内郡なる戸隱山の事なれば、此に手力雄神の御在し坐す由、人知れるが如し、然るに、此も彼の香山、天山、天詔詞山と、國を隔てて三に分れ降れるが如く、猶割分れて落ち降れるなりけり、其は、柳生系圖に引ける春日社記曰、昔天照太神、開_ニ天磐戸_一出現時、天香久山岩戸分爲_ニ兩_一、其一者飛_ニ行於虚空_一、其一者留在_ニ大和國_一、號_ニ其處_一曰_ニ神戶岩_一と有るは、香山と岩戸と分れて兩に成れるには非ず、天香山に在りつる天石窟の扉の兩に割れたるにて、其一者飛_ニ行於虚空_一と有る一は、右に謂ゆる戸隱山の事にて、其の片方は、右の神戶岩と成れる由なり、神名式に、大和國添上郡、天乃石立神社と有る、此の社、今其の小柳生村なる岩戸谷と云ふに御在し坐すは、右の神戶岩の事なる可し、又其の天乃石立神と申すも、此の手力雄神の御名なる事知られたるに、其の社記の紀伊社を、小社紀に、紀御社、赤穗明神、島田明神、御前石立明神、天乃石吸明神と有りて、此の四座共に何れも式内の社なるを、其の紀伊社と云ふに就きて考ふるに、牟婁郡天手力男神社、式に所見たり、其の神を請ひ奉れる

から本國の地名を以て社號とは成せるなり、二十二社記に、春日前立明神、天石吸明神是也と有れば、御前石立神社と天石吸神社とは同神にて、共に天手力雄神に御在し坐す御事を明らかに、又其の一證には備ふ可き者なりかし、猶、其の磐戸の碎け落ちたる所有りけり、傳十七に引ける、豐葦原卜定記に、天神母感玉比、岩戸弘開玉波、手力雄神引出奉之與利、再常闇乃雲晴奉利支、其籠玉之磐戸片闔波、投弁給布時、落天、今乃西石座止成利、其片闔波、今岩倉乃里仁留禮利と有る、此は甚後の物ながら、然る古傳の遺れるを、書せる者なる可し、今京の北に岩倉と云ふ地有りて、其處に石座神と申す御社御在し坐すなるに、舊記に、天神所籠之窟也と有るなど、少縁の事とも聞えざれば、其の戸隱山を本として、右の神戸谷、此の石座など、皆同時に天より落ち降りて、此の地に然る巖壁の山とは成れる者なりかし、此等の傳は、各其の國々の古老の傳ふる所なれば、古風土記などに、必ず記せりし事共なりけむを、其の書亡びてだに如此く得去らぬ所以有りて、神代の古記に契合^{アヒカケ}へらむには、必ず探りて其の缺典を補ふなむ、神に質して耻ぢ奉らぬ事なりける、(右に已に云へるが如く、神名式なる伊豆國賀茂郡伊波久良和氣命神社と申すは、石門別の義なるを以て、即ち岩倉は石窟なる事を知るべき者なり、又國々に石倉命神社、磐座神社など多在るを、皆がら此の手力雄神に御在し坐すらむと思ゆる由、已に傳十七卷に註せるが如し、偕又右の紀伊社の事に就きて思ひ出でたるは、神武天皇御紀に、到熊野神邑、且登天磐盾、仍引軍漸進と有る天磐盾を、續古今集に、「眞熊野の神倉山の石疊昇り果て、も猶祈る哉」と有りて、神倉山と云ふ由なるは、右の岩倉の例に等しきにや、又、磐盾と石立と言相同じきをも思ふ可く、又其の天手力男神社の御在し坐す牟婁郡も、右の熊野の地なるをも思ひ合す可

し、又其の天石吸神社は天石統と云ふ事なるか、又は石吸は石破などの誤りにて、石門別と申すに同じ意なるにや、○日神之光滿於六合は、上に云へるが如く、古事記に、上に爾高天原皆暗、葦原中國悉闇と有りて、此に、故天照太御神出坐之時、高天原及葦原中國自得照明と有りて、上下の照應^{カウツ}宜しきを、御紀は、正書、一書共に、相混かし見るべく物爲られたるが故に、正書の首に、故六合之内常闇而、不知晝夜之相代と云ふ文有りて、此に當る文を略かれ、此には、右の如き文有りと雖も、上に然る文の無きは、互に其の片方をのみ云ひて、其の片方をば、相省かれたる者なれば、即ち古事記の委しきには如かすてなむ有りける、然は有れども、此に亦云ひ知らず奇しく妙なる味を含みて有る事を今まで人も我も得知らずて有りけり、其は、此に、日神之光、滿於六合と云ふは、四神出生章日神の御生み坐し、所に、此子光華明彩、照徹於六合之内と有ると同じ文なるにて、天日の光暉は即ち其の日神の大御身より放たせ御在し坐す大御光に御在し坐す御事を慥に徹し奉れる文なりけり、其は傳十七に已に云へるが如く、天日の始めは、可美葦牙彥舅尊に起り、天常立尊に成りて、惟神^{カムナガ}にして照り明るき御國にして、日神の未だ所知看せさせ給はざりし以前にも、本より光を放ちて六合を照す域なりし事云ふも更なり、然るに、二柱御祖神の天照太神を生み奉らせ給ひけるに、奇異に光華明彩しく御在し坐して、天地の内に照り徹らせ給へるが故に、天柱を以て送り舉げ奉らせ給ひて日神と成し奉らせ給へりき、然るを其の後に、火神を眞名弟子に生み給へる、此の事に依りて、伊弉册尊は、黃泉國に罷らせ御在し坐し、かば、伊弉諾尊御怒り坐して、斬らせ給へりける、其の血は天に上りて天安河と成り、其の骸も天に上りて天香山と成り、又其に就きて成り給へる神も、各天に上りて日神に仕へ

奉らす事と成れ、ば、愈、其の天日の光輝、今も瞻奉る如く備はり足らせ給へるになむ有りける、然るに天照太御神の高天原を所知看させ御在し坐し、後は、固より照り明らかなりし天日の光も、後に火神の御靈の燃え上り凝り著きて、相添はれる光も日神一柱の御上に歸り奉れるが故に、其の日神の自若に御在し坐せらむには、其の天日の大御光、今も見奉るが如く御在し坐し、如此く、日神の磐戸隠らせ御在し坐しける時は、天日の固有の光も、火神の追ひ加はれる光も、共に日神の持ち隠らせ御在し坐しけるを以て、世の中は常夜往きけるになむ有りければ、此に日神之光滿於六合と云へるには、甚々味有る事なりとは云ふなり、(天日と日神との差別は、三大考に、「吾が古典に天と云ひ高天原と云へる物は、虚空にも非ず、虚空の上方に別に在るにも非ず、日ぞ即ち高天原なりける、然れば、日は天照太御神には非ず、其の所知看す御國にして、太御神は日の中に坐ます神なり、其の故は、記の神武天皇段に、吾者爲日神之御子、向日而戰不_レ良と有る是にて、日と日神と別なる事を知るべし」と云へるにて、甚能く聞えたり、此を以て、天日の光は、其の中に御在し坐す日神の大御光なる事を曉る可くなむ有りける、) 日神之光とは、右に引きて云へる如く、光華明彩、照徹於六合之内と有る天照太神の大御身の大御光にして、其れ即ち天日の光輝是なり、前章第三一書に、日神之子と有る、其を古事記日代宮段歌に、多迦比迦流比能美古と詠みたる、此を以て、日光と云ひて、日神之光と云ふ義なるを思ふ可し、借光と云ふは火明の略なる可し、天孫幸臨章第二一書に、次火盛時生兒、號火明命、第三一書に、初火焰明時生兒、火明命、第五一書に、其火初明時、躡語出兒云云、火明命など有り、又傳十に云へる、大雷火明神と有る火明は其の光を云ひ、二十に云へる鏡作神を、天照國照天火

明櫛玉饒速日命と申す火明も、亦鏡の光に依れるなり、光は火明なる例是なり、右に、火焰明時、又は灯初明時と云へる、即ち光の義なり、神武天皇四年御紀に、詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑿、光助朕躬と有るは、先に、今我是日神子孫、而向日征虜、此逆天道也、云々、禮祭神祇、背負日神之威、隨影壓躡と詔り賜へるに對ひて宣ふにて、此は日神の光を云ふなり、萬葉三(二十七丁)に、照月乃、光毛不見、又(三十二丁)夜光、玉跡言十方、四(四十二丁)に、月讀之、光二來益、又、月讀之、光者清、雖照有、七(三丁)に、月讀、明少、夜者更下乍、十二(三十六丁)に、射去火之、光爾伊往、十三(二丁)に、霹靂之、日香天之、十五、(七丁)に、月余美能、比可里乎伎欲美、又(十一丁)月余美乃、比可里乎伎欲見、十八(十八丁)に、安夫良火能、比可里爾見由流、又、等毛之火能、比可里爾見由流、十九(三十四丁)に、光神、鳴波多憾嬌など見え、古今集にも、「春の日の光に當る我なれど頭の雪と成るぞ佗しき」又、「奥山の岩垣紅葉散りぬ可し照る日の光見る時無くて」又、「日の光藪し別かねば石上古にし里に花も咲きけり」とも有りて、其の外數知らず多き語なれば、今更に例を擧ぐるに及ばず、(右に云へるが如く、光は火明なりと雖も、火と光とは同じからず、火と云ふ物有りて、其の餘韻の溢るゝが光にて有るなり、日と云ふ物有りて、其の餘韻の餘り出づるを日光と云ふ、火も日も體にて、光は其の用なるを又辨ふ可し、) 滿於六合は、右に云へる如く、四神出生章に、照徹於六合之内と有る是なり、古事記に、高天原及葦原中國、自得照明と有るも右に同じ、滿とは、月に盈昃と云ひ、潮に満干と、常に多く云ふ事にて、月には、萬葉三(五十丁)に、此照月者、滿闕爲家流、七(二十六丁)に、照月者、盈昃爲鳥、十九(十三丁)に、照月毛、盈昃之家里と有

り、潮には、六(十二丁)に、若浦爾、鹽滿來者、滿乎無美、十一(三十六丁)に、鹽滿者、水沫爾浮、細砂裳、十二(三十六丁)に、湖轉爾、滿來鹽能、彌益二、十三(八丁)に、朝奈祇爾、滿來鹽之、夕奈祇爾、依來波乃、十八(八丁)に、於伎傲欲里、美知久流之保能、伊也麻之爾、十九(二十六丁)に、朝暮爾、滿來鹽之、八隔浪爾などあり、人に云ふは、五(三十一丁)に、人佐播爾、滿豆播阿禮等母、十一(五丁)に、打日刺、宮道人、雖滿行、吾念公、正一人、十三(九丁)に、式島之、山跡之土丹、人多、滿而雖有、又(二十七丁)藤原、王都志彌美爾、人下、滿雖有、君下、大座常など云ひて、其の外、物に滿と云ふ事常なるが、又其の二(四十一丁)に、天地、日月與、滿將行、神乃御面跡、九(三十四丁)に、望月之、滿有面輪爾など書きて、滿字を多流と訓みたり、此等を引き合せて、此に、日神之光滿於六合とは、其の六合の内に滿ち足はせさせ御在し坐す事にて、謂ゆる照徹於六合之内と云へる是なり、但し、意は然る事ながら、此の滿字を唯に美知とのみ訓みては言ひ足らず、美知登富良志伎と訓むべきなり、(委しき事は、傳六卷に云へるを見て、此を、美知登富流と訓むべき事を知るべし、偕、此の滿字を、名義抄に、美都とも、多流とも、多理奴とも、訓みて有るなり、) ○諸神大喜は、第二一書に、諸神憂之と有るに對ふ所なるなり、古事記にも、於是、天照太御神、見畏門天石屋戸而、刺許母理坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因此而常夜往、於是萬神之聲者、狹蠅那須皆滿、萬妖悉發と見え、拾遺にも、群神愁迷、手足罔措と有るなどは、共に甚く憂ひ給ひし有狀なるを、此は、其の反なる故に、大喜とは云へるなり、偕又傳十七に註せるが如く、此の諸神大喜と云ふに當て、拾遺に、當此之時、上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸手歌舞、相與稱曰、阿波禮(言

天晴也)阿那於茂志呂、(古語、事之甚切、皆稱阿那、言葉面明白也、)阿那多能志、(言伸手而舞、今指樂事、謂之多能志、此意也、)阿那佐夜憩、(竹葉之聲也)飲憩、(木名也、振其葉之調也、)と書して、即ち謂ゆる、大直會是なり、(委しくは、其所に註し置きたれば、合せ讀みて曉る可き者なり、偕此の諸神大喜の大字は、伊多久と訓むべし、古事記、三貴子生坐段に、此時、伊邪那岐命、大歡喜詔、云々、神武天皇御紀に、天皇大喜と有るなど此の例なり、) ○即科素戔嗚尊千座置戸之解除と有る即字は、常の如く異無しと雖も、右に諸神大喜と有る、直會の場にて、先に諸神憂之と有る許りなりし大禍事を成し給へりし神なれば、打ち置かず直に解除を責むる事の急なる義を知らせたりし者なり、若て、此は、第二一書に、科罪於素戔嗚尊而、責其被具と有る、其の被柱を科する事なり、委しくは、正書に、然後、諸神歸罪過於素戔嗚尊而、科之以千座置戸と有る下に傳十七に註せりき、○手爪・足爪は、第二一書に、有手端吉棄物・足端凶棄物と有る、手端・足端は、即ち手爪・足爪と云ふ事にて、右は有手爪之吉棄物・足爪之凶棄物と云ふに異ならざるなり、其の事已に傳十九に註せるが如し、正書に、拔其手足之爪・贖之と見え、又古事記にも、亦切鬚、及手足爪令拔而、云々、拾遺にも、令拔首髮及手足爪而、以贖之と有り、和名抄に、爪和名豆女、手足指上、甲和名豆女乃古布と有る、爪を豆女と云へるは佳しと雖も、甲を古布と訓ませたるは、全く字音にて、和名と云ふべき者ならず、大同類聚方に、都屬念と有るは、即ち爪根と云ふ事にて、右の指甲には當る可くなむ所思えたる、武烈天皇三年御紀に、解三人指甲、使掘署預と有る指甲を都米と訓めるに、私記には、那麻豆米と訓める、其は抜き去りたる指頭を云ふなれば、右とは同じ

からざめり、(今も生爪を抜くと云ふ事有りて、苦痛の甚しき事に云へるなれば、指甲の全き名には非ざるなり、指甲には、都鬮根と云ふなむ、正しく當れりける。)○爲吉爪棄物爲凶爪棄物の爲字は、傳十九に註せるが如く、此の物化りて彼の物と爲るの謂なりければ、其の手爪より善解除の被柱と化り、足爪より惡解除の被柱と化り出でたる趣なる由なり、其の物は、何物か此に成り出でたりけむ、今知る可からざれども、傳十七に云へるが如く、若くは上古より被柱に令用らるゝ馬なりけるかと所思えたり、又、若くは善解除・惡解除は、中古に謂ゆる荒世・和世の事にし有りければ、其の節折竹は、篠を以て手の末、足の先を量り、其の物に身に在らゆる罪過を科せて、河上に解除ふ事、既に前に註せる如くなれば、其の篠と生り出でたりけむも知るべからず、萬葉三(四十六丁)に、天有、左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎と有るは、全く此の古事を取りて詠める者なるが、其の素戔嗚大神の和魂と御在し坐して、被戸神に渡らせ給ふ速佐須良比咩神の御名と、左佐羅能小野と同じく、又、篠在の義なると、彼此思ひ合すれば、右の吉爪棄物・凶爪棄物は、善解除・惡解除の本に立つ時は、手爪・足爪より節折の篠とは化り出でたりけむかと思ふ考も棄つべからざれば云ふなり、後人、深く遠く思慮り、考へ定む可き事なりかし、(但し、何れにしても、爲字は、化爲の義に違はざる事、已に註せるが如し、手爪・足爪を以て、直に被柱に用ひられたりとは非ざるなり。)○其解除之太諄辭は、下に太諄辭、此云布斗能理斗と註されたり、借、此に解除之の言を冠ぶらせたりけるは、古事記石屋戸段に、天兒屋命、布斗詔戸言禱白而と有る、此の事に依りて、其の天兒屋命に、太祝詞命と申す御名御在し坐す事、上に註へるが如し、然るに、神祇

令に、其祈年月次祭者、百官集神祇官、中臣宣祝詞と有るが如く、年中の恆祀に、祝詞を宣るを本として仕へ奉れるに同じく、神代にも、何くれの御祈に就きて申さるゝ太祝詞の方主と有るが故に、其れに云ひ分かつたむ爲に然云へるにて、解除之太諄辭と云ひて、猶被詞と云はむが如し、同令に、凡六月十二月晦日、大被、(中略)百官男女、聚集被所、中臣宣被詞、卜部爲解除と有るに専ら同じ状態を思ふ可し、大被詞に、大中臣、天津金木乎、本打切、末打斷乎、千座置座爾置足波志氏、天津菅曾乎、本打斷、末打切乎、八針取辭乎と有るは、右に謂ゆる卜部爲解除と云ふに當り、次に、天津祝詞乃太祝事乎宣禮と有るは、彼の中臣宣祝詞と云ふに當れるを、此の時は、天兒屋命其の解除の所作を成し給ひつゝ、其の解除之太諄辭の事を掌どらせ給ひけるなり、萬葉十七(五十一丁)に、奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍と所見たるを、袖中抄十七に、「中臣の太祝詞事とは、中臣被敷」と有るが如くにて、其の被詞を宣る事なるに、神樂酒殿歌に、「中臣の天小菅を割被ひ云々」と有る歌は、中古の物ながら事は上世の風儀を詠めるにて、令條以上の古式を伺ふに足る可き者なりかし、(但し、上古には、天兒屋命より世々相承けて中臣氏にて右の二を兼ねて仕へ奉れりけむを、後に、事も多く成り以て來ぬるから、卜部も其の神裔なるを以て、然る方にも令仕め奉られしならむを、再轉して、陰陽師の所作の如くには成りぬるなめり、)若て、其を被詞とのみ云へるは、此の解除之太諄辭と云ふを略きたる者なり、借、天兒屋命の宣り申されし太諄辭や、如何なりける事ならむと云ふに、正しく今傳はる大被詞の中に在りとなむ所思しかりける、然文中に含みて申す例を擧げて示さむには、先づ鎮火祭詞に、高天原爾神留坐、皇親神漏義漏美能命持乎、皇御孫命波、豐葦原乃水穗國乎、安

國止平久所知食止、天下所寄奉志時爾、事寄奉志、天都詞太祝事乎以氏申久、云々、天津祝詞乃太祝詞事以氏、稱辭竟奉久止申と有りて、天津祝詞は、其の中に在り、又、道饗祭詞に、高天之原爾事始氏、皇御孫之命止、稱辭竟奉、云々、神官天津祝詞乃太祝詞事乎以氏、稱辭竟奉止申と有るも、天津祝詞を、其の中に收めたり、又、太神宮月次祭神嘗祭詞共に、度會乃宇治五十鈴乃川上爾、大宮柱太敷立天、高天原爾千木高知天、稱辭竟奉爾、天照坐皇太神乃大前爾申進爾、天津祝詞乃太祝詞乎、神主部物忌等諸聞食止宣、と有りて、其の天津祝詞をば次に載せられたり、又、大殿祭詞に、汝屋船命爾、天津奇護言乎以氏、言壽鎮白久、云々と有る、天津奇護言も、天津祝詞の例なるを、其も、其の詞の中に收められて有るなり、斯れば、此に天兒屋命の掌りて宣り給へりし解除之太諄辭はしも、彼の大被詞の文の中に在りて傳はれるにて、外に在るには非ざる可き事をなむ、知るべかりける、(其は、已に大被詞講義に註せる事なるが、今採り出で、少か云はむには、神宮の類聚神祇本源に、問、何故以解除詞稱中臣被哉、復天祝詞者、被之外可有別文敷、答、云々、天祝詞太祝詞、是又有多說、云々、伊非諾尊、小戸之橋之檉原解除、天兒屋命、解素淺鳴尊惡事、神呪、皇御孫尊降臨雲驛、呪文、倭姬皇女、下種小河、大被、彼此明々也、共以可尋敷と云ひて、別に詞有る趣に云へるは更なり、荷田在滿説に、「天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮とは、此の被詞を指すには非ず、別に祝詞有りて、其を宣れと教ふるなり、此の被詞は、神に告ぐる詞ならねば、祝詞とは云ふべからず、且、此に、太祝詞事を宣禮と云ひ、下に、天津神、國津神の聞食さむと有れば、直ちに此の詞を宣りては、義通せざるなり」と云ひ、近くは師も同説にて、天津祝詞考と云ふを著はして、其の説を主張し居りしかども、予が思ふ所、

少か異なり、次に説徴せるを見よ、) 偕、其の解除之太諄辭は、此の大被詞の中に在りと正しく所思る事はしも、神護景雲三年御紀詔に、因神語有大中臣、而中臣朝臣滑麻呂、云々、賜大中臣朝臣と見えて、右に神語と詔り給へるは、即ち此の大被詞を指して云ふなり、神語と云ふ例は、古事記に、大國主神、其后須勢理毘賣命、二柱の御歌を擧げたる次に、如此歌、即爲字伎由比而、宇那賀氣理且、至今鎮座也、此謂之神語也と有るも、神の直に宣ひ交し給へりし御言を、其の任に傳へたるが故に神語とは云ふなり、又、萬葉十九(三十五丁)入唐使等宴日歌に、住吉爾、伊都久祝之、神言等、行得毛來等毛、舶波早家無と有る神言は、寶龜元年御紀に、使雅樂頭從五位下伊刀王、受神教於住吉神と有る類にて、傳五に註せるが如く、太占に出づる神の御心を、神之命とも神言とも云へるなり、其も、直に神の御言を受け賜はれる謂なるなり、斯れば、此の被詞の神代より傳はれるは、即ち神語を傳へ來れるなれば、其の趣に於て、少かも違ふべからずなむ有りける、(猶神語と云ふ事は、大嘗祭儀に、造酒童女を、神語佐可都古、又鹿妙服を、神語所謂阿良多倍是也と見え、大嘗祭式にも、雜器を、神語曰由加物、又雜贄を、神語號雜贄、因爲由加物と有るは、何れも、中臣壽詞又は古き祝詞の中に在る語を云へるにて、其は、神代より定りて傳はり來れる由を以て神語とは云へるにて、唯に古語を云ふ謂には非ず、其は、儀式に、大嘗宮の宮垣なる椎枝の事を、古語、所謂志比乃和惠と有りて、此は、祝詞などにも出でざる語なるが故に、古語と云ひ分かつてを以て曉る可し、) 若て、其の大被詞には、先づ王卿百官を集へられて、彼の天津罪・國津罪の條目を竝べ擧げて、其の云々の事の有らむには云々と、其の天津宮事に依りて行ふ可き解除の法を教へ、被詞を宣れよと示して、如此く成したら

むには、天神・地祇の納受させ御在し坐して、罪穢の遺るまじき狀を、四に譬へ分ち言ひ竝べて、即ち被戸神等の其の罪穢を、被ひ却り失ひ給ふ幽事を、委曲に載して、自此以後、天下四方に罪と云ふ罪は非じと、被ひ清めさせ給ふ由を、右の玉卿百官共に、聞し食せと宣る事にし有れば、其の詞は、解除の作法を、人に示す詞にこそは有りけれ、神に告ぐる意更に無しと云ふべき狀なり、然れども、神祇令、祈年月次祭者、百官集神祇官、中臣宣祝詞の義解に、謂、宣者布也、祝者贊辭也、言以告神祝詞、宣聞百官、故曰宣祝詞と有るが如く、譬へば、其の祈年祭詞に集侍神主祝部等、諸聞食宣、(神主祝部等、共稱唯、餘宣准此、) 高天原神留坐、皇陸神漏伎命神漏彌命以、天社國社登稱辭竟奉、皇神等能前爾白久、今年二月爾、御年初將賜爲而、皇御孫命宇豆能幣帛乎、朝日能豐逆登爾、稱辭竟奉久宣と有りて、高天原神留坐より稱辭竟奉までは、右に謂ゆる告神祝詞なり、上に集侍と有るより下に稱辭竟奉久宣と云ふまで、凡ては宣聞百官と云へる是なり、右の如く、神に告ぐる詞を以て人に宣るを以て、祭と爲させ給ふにて、是れ朝廷にての御式なり、然るを、神主祝部等、其を受け賜はり歸りて、各其の社に向ひては、右の告神祝詞のみを抄り出でて申す御定なり、故太神宮式三時祭條に、朝使進入外玉垣門、當内玉垣門、竝皆跪、先使中臣申詔刀、次宮司宣祝詞と有りて、使中臣申詔刀とは九月神嘗祭詞に、皇御孫命御命以、伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭竟奉流、天照坐皇太神能大前爾申給久、常毛進流九月之神嘗乃大幣帛乎、某官某位某王、中臣某官某位某姓名乎爲使氏、忌部弱肩爾太櫛取懸、持齋理令捧持氏、進給布御命乎申給久止申と見えて、豐受宮此に同じ、此は、皇御孫尊の大御命を傳へて、直に皇太神に申す所なるが故に、申詔刀とは云ふなり、次に、宮

司宣祝詞とは、同詞に、度會乃宇治能五十鈴乃川上爾、大宮柱太敷立氏、高天原爾、千木高知天稱辭竟奉流、天照坐皇太神乃大前爾申進齋、天津祝詞乃太祝詞乎、神主部物忌等諸聞食止宣、(禰宜内人等、共稱唯、) 天皇我御命爾坐、云々、天津祝詞乃太祝詞辭乎、稱申事乎、神主部物忌等諸聞食止宣(禰宜内人等稱唯)と有るが如く、皇太神の大御前に聞え上げ奉る詞を、禰宜内人等にも宣り聞かず故に宣祝詞とは云へるなり、故に同じ祝詞なれども、古事記石屋戸段に、天兒屋命、布刀詔戸言禱白而と有るは、此の第二一書に、神祝々之と有ると共に、日神の御前にて禱ぎ申すなれば、右の申詔刀に當り、又、此使天兒屋命、掌其解除之太諄辭而宣之と有るは、被戸神に告げ給ふ事を、八百萬神にも宣り聞す事を云ふなれば、右の宣祝詞と云ふに異ならず、此にて、申と宣との差別は有れども、共に神に告げ奉る事一なるを曉る可し、此等の例共を推して考ふるに、神祇令に、凡六月十二月晦日大被、東西文部、上被刀讀被詞、訖百官男女聚集被所、中臣宣被詞、卜部爲解除と所見たる、宣被詞は、即ち大被詞を宣る事なるが、此も以告神祝詞、宣聞百官と云ふに同じかりければ、天津祝詞はしも、必ず其の中に收めて有るべき事を曉る可き證になむ有りける、(此の被詞をしも、祝詞としも云へるは、上に引ける萬葉十七卷に、奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍と有るは更なり、大被儀に、中臣趨就座、讀祝詞と見え、大被祭式に、卜部讀祝詞と云へるも同じ事なり、但し右の卜部は、必ず中臣なりつるを、心有りて後人の改め換へたる者なり、) 然れば、此の大被詞をしも、中臣氏の宣ると云ふは、六月十二月晦日、朝廷の被所にて解除の事を行ふ時のみの事にして、常にも、解除には此の詞を申しなりけり、其は、古語拾遺には、中臣禊詞と見え、西宮記四月賀茂祭條に、延喜八年四

月十七日御記云、中臣禊有視聽穢、詞雖不爲穢宜避其詞と有り、又寛仁二年四月廿八日條に、宮主奉仕禊禊より起りて、其の終に、高天原爾、耳振立聞物止、馬牽立立、云々と云ふ文を、自今以後、罪止云罪、咎止云咎八不有止、被清給事乎、被戸乃八百萬乃御神達八、佐乎鹿乃八御耳乎振立天、聞食止申と所見たれば、朝廷のならぬ時に解除を爲て、其の由を神に告ぐるには、右の如く申せりしなりけり、(又、此の次に引ける江次第、宮主奉仕禊詞の下に、中臣被と注し、貞治六年作の、神代口訣に、中臣被云、鹽乃八百會爾座須、云々、釋紀に、公望私記曰、中臣解除文とも見え、袖中抄四卷に、「神樂と云ひ、中臣被など申す事共に、神代より事起りたれば云々、」俊賴髓に、「科戸の風と申して中臣被に讀む風是なり」と見え、類聚神祇本源にも、中臣被と有りて、以解除詞稱中臣者、中臣氏人、行幸每度奉獻御麻之間、有中臣被之號と注したり、國太曆延文二年條に、六月被事、云々、大中臣被、云々と有る、此は大被の事なるに就きて、大字を添へたるか、神祇秘抄にも、大中臣被と云ふ事見ゆ、藻鹽草十四卷にも、「神漏岐は、神の父と申すなり、神漏美は神の母なり、中臣被詞に在る事なり」と見えたり、體源抄五卷に載する、異本古語拾遺にも、大中臣被詞と有るなり、) 宮主祕事口傳抄に、六月、十二月晦日節折の庭にて讀祝詞と有る、其の詞を載せたるは、右の中臣祭文と同じ事にて、世に云ふ中臣被詞なり、然るに其の節折と云ふは、四時祭式なる御贖の事にて、儀式に、宮主取祝と見え、江次第に、宮主密祝と有る事なるに、其の中臣被詞を被用るを以て、神に申して、僻事ならざるを知るべし、紫式部日記に、「陰陽師とて、世に在る限り召し聚めて、八百萬神も、耳振

り立てぬは非じと見え聞ゆ、」又、實方中將集に、「六月被に、或る屋垣の前を渡れば、佐乎鹿の耳振り立て、聞し食せと云ふ人有れば、甚疾く、御許を犯す罪は非じな」と有り、又平家物語に、「嘉應元年の頃、比叡山の僧共が、表白の辭とて書せるに、「佐乎鹿の御耳を振り立てて、我とか無二の丹誠を示現して、云々」と云へるなど、右の中臣祭文を本として云へるなれば、其の、古くより世に普ねく其の詞を申し習へる事を知るべくなむ、八耳の事は、傳廿二に云ふべし、太神宮建久行事記、六月十六日河原被條に、今一枝神取、各立座、同向河、又葉曳(摘)切、次御巫内人被勤仕、神主等、各中臣被祭文讀、其後件神枝河流、手洗後如元歸居と有りて、神宮の被に用ひたれば、諸國にも普く此の詞を用ひたりし事知るべし、類史(第九十二獵部)履中天皇六年乙巳三月十五日、令伊與部真人蒐大和國精垣野有六蹄之狐、卒然犯列卒不見其穴、及夕陽、有一少婦人招真人、不覺依其色容、官卒如蒙盆有老士、口誦中臣被卒、摠如解醒病、真人脫氣而歸と云ふ事、中臣被古義に出でたり、當昔、中臣被と云ふ名は信けられねども、世に其の詞を用ひたりし證には備ふ可きなり、又、今昔物語にも、麻苧の注連を、木の本に結び廻して、木の本来散し幣奉りて、中臣被を令讀て、柚立の者共を召して、墨繩を掛けて令代るに、一人も死ぬる者無し」と有るが如く、神の聞し食し容させ御在し坐して、然る驗の有るを以ても、此の被詞はしも、神に申す祝詞なる事、著明き者なりけり、(又、玉葉、文治三年二月十二日、春日祭條に、御贖物女房、於簾中取入之、次讀中臣被と見え、光明峯寺殿の玉藥にも、國通讀申中臣被と有りて、此の詞を中臣被と云ふこと、常の事なり、此も百官天下のならぬ故に、大被詞をば用ひずして、此の詞を用ひたりし故に、其の名目の名高く成れるが故なる事、

右に中臣被と云ふ例を擧げたるを以て知るべし、後釋に右の玉藥を引きて、此の詞を唯中臣被とのみ云へるは、其の頃より已く云ひし事なりけり、抑如^レ此き様に省き云ふも、萬に例多かる事なれども、此は理違ひて世人の甚く誤る事なり、世人の中臣被とのみ云ふは、此の詞を即ち被と心得たる僻事なり、云々^レと云はれたる如く、其の解除を行ふ由を神に申す詞なれば、中臣被詞と正しく唱ふ可き者なり、^レ偕、其の被詞を申しつゝ、解除を行ふ狀はしも、傳廿七に註せるが如く、春日祭次第に、神祇官居^レ被物、^レ散米一坏、草人形一坏、解繩一坏、^レ祝師申^レ祝、^レ於^レ神前修^レ被之間、解^レ解繩、其儀、右手持^レ笏、左手取^レ繩、以^レ齒解^レ之、以^レ人形^レ撫^レ身、散^レ散米^レと有るを、台記仁平元年八月十日、春日詣條に、陰陽頭憲榮朝臣、著^レ座修^レ被、^レ下家司官掌盛信、沃^レ清酒^レ如^レ常^レ至^レ高天原^レ解^レ繩如^レ常、被畢、有成朝臣、執^レ大麻、脆^レ余前、余執^レ其木綿、撫^レ了、有長朝臣、還^レ余前、撤^レ贖物^レと有るに考ふるに、至高天原、解^レ繩如^レ常と云ふは、詞に、高天原^レ耳振立聞物^レ止、云々と有る所にて、繩を解き、被詞畢りて、大麻又人形を執りて撫る事と見ゆ、又、平野祭次第に、次、宮主奉^レ仕^レ被詞^レと有る細書に、到^レ被清之處、以^レ人形^レ令^レ物給、到^レ中臣被八張取割之處、解^レ繩給、畢宮主退出、進^レ御贖物^レと見え、八省東廊大被次第に、祝師置^レ上卿并辨座被物、祝師著^レ座臨^レ禊、詞及^レ八張、解^レ繩了、禊了、祝師奉^レ大麻、^レ先上卿、次辨、乍^レ令^レ持^レ祝師、一撫一吻返給了と見えたるなどの到^レ被清之處^レは、次に禊了祝師奉^レ大麻と云へる時の事にて、詞に、被給^レ比^レ清給事と有る所なる可きが、八省東廊のは百官のなれば大被詞ならめども、平野祭なるは、右に謂ゆる中臣祭文に、被清給事^レ云々と云ふなる可し、到^レ中臣被八張取割之處、解^レ繩給と云ふは、詞に、天津菅會^レ乎、本刈斷末刈切^レ乎、八針^レ取^レ辟^レと云

ふ所を云ふなり、如^レ此く、被詞を讀み申しつゝ、解除の事を成し行へりし迹を見れば、此の被詞はしも、本より神に申す詞にて、此の詞の中に謂ゆる天津祝詞の太祝詞はしも有りて、諸神の共に感けさせ御在し坐して、聞食し納受させ給ふ趣、將知らる可き事なるぞかし、^レ但し、解繩散米の大略、右の如しと雖も、亦其家々の流に依りて等しからざる可し、神宮古記に、解繩者即左繩、長一寸五分二條、解法、以^レ左手^レ取^レ解繩、嚙^レ口可^レ解、呪曰、如^レ繩繩解放、如^レ軸繩解放、大海原爾伊吹放^レ乎、云々と有りて、別に此は其の詞の句を抄り出でて唱ふるなれば、其の定まりも大凡にぞ有りけらし、^レ壓乞、其の詞の中より、天津祝詞の太祝詞を見出でむと爲るに、其の章句を逐ひて探り索めずば有るべからず、故に其の全文を擧げて論らひ定む可くなむ有りける、其の大被詞の段落、凡十有りけり、祝詞式に云く、六月晦大被^レ十二月准^レ之、集侍親王諸王諸臣、百官人等、諸聞食^レ宣^レと有るは、大被儀に、百官會^レ集被處^レと有る是にて、親王以下百官を位次の任に呼び立つるを云ひて、是一段なり、次に、天皇朝廷^レ仕奉^レ、比禮挂伴男、手纏挂伴男、敷負伴男、劔佩伴男、伴男能八十伴男^レ始^レ乎、官々^レ仕奉^レ人等^レ乃、過犯家^レ雜^レ罪^レ乎、今年六月晦之大被^レ、被給^レ比^レ清給事^レ乎、諸聞食^レ宣^レと有る、此は難波長柄朝以前に専ら用ひさせ給ひ來る古文と思しき古文なるが、太政官式に、凡六月十二月晦日於^レ宮城南路、大被^レ云々百官男女悉會被^レ之と有るに當りて、文武百官男女共に呼び立てて趣は上と同じき事ながら、古より云ひ來れる任に、如^レ此く重複云へるにて、是二段なり、次に、高天原^レ神留坐、皇親神漏岐神漏美乃命^レ以^レ氏、八百萬神等^レ乎、神集^レ賜^レ比、神議^レ賜^レ比、我皇御孫之命^レ被^レ、豐葦原乃水穗之國^レ乎、安國止平久知所食^レ事依奉^レ岐、如此依志奉志國中^レ爾、荒振神等^レ乎、神問志^レ爾問志賜、神掃^レ賜^レ比、語問志^レ盤根樹

立、草之垣葉乎毛語止氏、天之盤座放、天之八重雲乎伊頭乃千別爾天降依左志奉支と有る、此は、皇祖天神の、皇御孫尊を天降して、此の國土を事依し授けさせ給へる所にて、是三段なり、次に、如此久依左志奉志四方之國中登、大倭日高見之國乎、安國止定奉氏、下津盤根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知氏、皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氏、天之御蔭日之御蔭止隱坐氏、安國止平氣久所知食武、國中爾成出武、天之益人等我過犯家乎雜々罪事波、天津罪止、畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戶、許々太久乃罪乎、天津罪止法別氣氏、國津罪止八、生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆蟲乃災、高津神乃災、高津鳥災、畜什志、蟲物爲罪、許々太久乃罪出武と有るは、皇御孫尊の天降らせ御在し坐して、大宮柱太敷立て、安國と平らけく所知食し御在し坐す國中に、成り出づる人草の多く成り以て行く任に、犯せる罪も多く成りぬる、其を二等に成して、天津罪、國津罪を品を分てる事にて、是れ即ち解除と云ふ事に及ばせ給ふ可き運と成る所になむ有りける、是四段なり、(右の高天原爾神留坐より此に至るまでは、此に如此く解除を行なふ所以を云へる所にして、其の罪條を竝べ擧ぐるのみを主と爲せり) 如此出波、天津宮事以氏、大中臣、天津金木乎、本打切未打斷氏、千座置座爾置足波志氏、天津菅會乎本打斷、末打切氏、八針爾取辟氏、天津祝詞乃太詔詞乎宣禮と有る天津宮事は、天宮にて定めさせ給へりし被の式にて、解除を行ふ所作を教へ、其の解除の大諄辭を宣れと示させ給へるにて、是五段なり、次に、如此久乃良波、天津神波、天磐門乎押披氏、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏、所聞食武、國津神波、高山之末、短山末爾上坐氏、高山之伊穗理、短山之伊穗理乎搔別氏所聞食武と有るは、其の解除を行ひ、被詞を宣る事を、天神、地祇

の聞し食させ給ふ御有狀を云ひて、此にて六段なり、次に、如此所聞食武波、皇御孫之命乃朝廷乎始氏、天下四方國爾波、罪止云布罪波不在止、科戸之風乃、天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如、大津邊爾居大船乎、舳解放艘解放氏、大海原爾押放事之如久、彼方之繁木木乎、燒鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久、遺罪波不在止、被給比清給事乎と有るは、天神、地祇の聞し食させ給へるに依りて、罪穢の除こり清まる事、迅速なる狀を譬へたり、是にて七段なり、次に、高山末短山之末與理、佐久那太理爾落多支都、速川能瀬坐須、瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之、鹽乃八百會爾座須、速開都比咩止云神、持可吞氏武、如此久可吞氏波、氣吹戸坐須、氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氏乎、如此久氣吹放氏波、根國底之國爾坐、速佐須良比咩止云神、持佐須良比失氏乎と有るは、是れ被處神等の、罪穢を被ひ清めさせ給ふ神事を云へるにて、八段なり、次に、如此久失氏波、天皇我朝廷爾仕奉智、官官人等乎始氏、天下四方爾波、自今日始氏、罪止云布罪波不在止、高天原爾、耳振立聞物止、馬牽立氏、今年六月晦日、夕日之降乃大被爾、被給比清給事乎、諸聞食止宣と有るは、初段二段の結びにて、玉卿百官に宣る所なり、是にて九段なり、次に、四國卜部等、大川道爾持退出氏、被却止宣は、神祇令に、卜部爲解除と有る是にて、御贖儀に、卜部云々、訖退出、解除河上と有るを云ふなり、以上此にて十段なる可し、(但し、此に如此く段落を分ちて、十段に割める事は、唯其の章を一ひて、其の句切を委曲に曉さむとの所爲なり、必ずしも、古に然る事の有るには非ず) 故に右の如く明らかにて行くに、天津祝詞の太祝詞と云ふ物を未だ捉へ得ず、然るに、右に、天津金木乎、本打切末打斷氏、千座置座爾置足波志氏、天津菅

會乎、本刃斷末刃切兵、八針取辟兵と云へる千座置座は、人々より令出たる被柱を集め置く座を云ひ、天津金木は、伯家古記及神宮古傳に、串料と云ひ、天津菅會をば四手料と云ひ、袖中抄十七に、菅と麻なる由註せり、此を以て、金木を以て被串とし、其に菅、麻の二を垂れて、謂ゆる割掃と爲る事なり、即ち神樂酒殿歌に、中臣の天小菅を割き被ひ、云々と云へる物にて、儀式に謂ゆる大麻是なり、斯れば、右は被の事を行ふ文なり、又儀式に、此の場を被所と有り、傳八に云へるが如く、此の四神を被戸神と云へれば、其の神を勸請奉れる事著きを、中古の歌に河社と云へるなむ、其の神の御座なりければ、全く神事なるにて、中臣宣祝詞と云へるは、上に引ける神祇令に、以告神祝詞、宣聞百官と云ふに同じ事なれば、其の詞を別たれずして、祭と政とを一行はれしなりけり、然れば愈以て天津祝詞の太祝詞はしも、此の被詞の中に收りつらめども、右の文に次ぎて、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮とは、別に詞有りて、其を宣れと中臣をして王卿百官に令宣給へる如くなれども、其は讀法の委しからざる者にて、此は上に、高天原爾神留坐、皇親神漏岐神漏美乃命以兵より係れる事知らざればなり、其の故は、如此出被、天津宮事以兵、云々と、天宮の事務にて、古語拾遺に、如天上儀と云ふと一事なれば、天神に御在し坐さずして誰かは然命せらる可き、又次に、如此久乃良被、天津神被、云々兵、所聞食武、國津神被、云々兵、所聞食武と云ふ事も、然計りなる推し量り言を、誰かは云はる可き、其の正に然有る状をば慥に見認て所知食す天神の御言なる事、申すも更なり、然れば、此に、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮とは、右に引ける鎮火祭詞に、高天原爾神留坐、云々、安國止平久所知食止、天下所寄奉志時爾、事寄奉志天都詞太詞事乎、云々と有るが如く、其の謂ゆる天罪・國罪の事の有らむには、云々し

て其の詞を宣れ、と仰せ給へりし御言にて、今中臣をして令宣給へるは、道饗祭詞に、高天之原爾事始兵、皇御孫之命止稱辭竟奉と有るが如く、皇神の御言、即ち皇御孫尊の大御言なる趣なり、祈年月次等祭詞に、上に、高天原爾神留坐、皇睦神漏岐命神漏彌命以、天社國社、稱辭竟奉、云々と云ふ詞有りて、其辭別大御巫祭神詞の終に、故皇吾睦神漏岐命神漏彌命、皇御孫尊能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久宣と見えたるも、今皇御孫尊の稱辭竟へ奉らせ給へるを、即ち神漏岐命神漏彌命の命令に依らせ給ふ御事に申し成させ給へるなど、皆同一轍の事なりけり、(右に、被戸神を勸請る御座を、河社と云ふと云へるは、貫之集に、天慶三年、内の仰せ事にて、夏被、「川社篠に折り延へ乾す衣如何に乾せばか七日干さらむ」又、同四年三月、内の御屏風の料の圖、夏神樂、「行く水の上に祀へる川社川浪高く仰がる、哉」と有りて、右の端書に、夏被と夏神樂とを通はし云へれば、六月被なる事云ふも更なり、忠見集に、水の邊に神樂する、「川上の心流れて行く水に甚々名越の神樂面白」と有るも夏神樂は、名越被なる事を知るべし、奥儀抄に、「河社、是は夏神樂の事なり、云々、夏など爲る時には、清き川の邊にも爲るなり、河の瀬に神四本を立て、其を柱にて、篠竹を棚に搔きて、其に神供をば備ふ、此を河社とは云ふなり」と見え、又契沖説に、右の歌共を引きて云はく、「昔は川中に假初めの社の形を引き結び、神供などを供へて、祝詞などして、後別に、神樂なども爲けるにや」と云へるは、然る言なり、然れば、此の詞に、天津祝詞の太祝詞と云ふ文はしも、右に引ける、高山末短山之末與理、佐久那太理爾落多支都、速川能瀬坐須、瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出往被、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之、鹽乃八百會爾坐須、速開都比咩止云神、持可可吞兵、如此久可吞兵被、氣吹戸坐

須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氏牟、如此久氣吹放氏波、根國底之國爾坐、速佐須良比咩登云神、持佐須良比失氏牟と有る此の文なむ、其には當る可き、然るは、此の四柱神も、此の時に神集はれし八百萬神の中に御在し坐すべければ、彼の皇祖天神の御命を天兒屋命の宣り傳へさせ給へるにて、正しく天津祝詞の太祝詞事是なり、此の文の體、凡ては其の神等に物を令するにて、鎮火祭祠の、天津祝詞の中にも、水神、匏、埴山姫川菜乎持氏、鎮奉禮止事教悟給支と有ると同格の文にて、某神は云々爲せ、某神は云々爲よと、其の罪穢を被ひ清むるより、根國底國に行き届るまでの行事を、宣ひ續けたりし者になむ有りける、然れば、古くより被戸神と申し奉るのみの傳説は有れども、此の詞に傳はらずば、其の神事を成し行はせさせ御在し坐す狀を如何は知り奉らむ、甚如此くしも奇異に靈しく妙なる幽事を、正目に視奉るが如く、委曲に傳へさせ給へるは、即ち天神の御言に出でて、謂ゆる天津祝詞の太祝詞言なる者なりけり、世人の心も詞も及ば、こそ有らめ、其の思慮の至らざりける妙處に、眼を著けて考ふれば、此を除きて其と指し云ふべき者なむ非ざりける、借此に被戸神等の罪穢を清めさせ給へるも、天神地祇の悉く聞し食しての上の事なるが故に、此に此の太祝詞を收れられたる者なる由、又上文に照應せて知る可きなり、若て、此の被戸神等の御事は、已に傳八に詳かに説き明らかめ奉れば、今云ふ限に非すと雖も、此の文に就きて、其の次第を云はむには、瀬織津比咩神は、被物に負せて流し遣りたる罪穢を、先づ受取り給ひて、速川より下して、大海に送り出し給ふ神に坐せり、速開都比咩神は、鹽の八百會と云ひて、方々の潮道より流れ來る潮の、一處に集り會ひて、海底へ巻き没る、所に御在し坐して、根國底國に送り遣はし給ふ神に坐せり、師説に、其の八百會は、謂ゆる速吸名門なりと云

はれたる、實に然る言なり、氣吹戸主神は、其の罪穢を氣吹放ち遣り給ふ處の限を廣く云へるにて、被物を川に流し棄つる所よりして、終に根國に至る迄に廣く互る御名にて、其の意の如くなる御功坐す神なり、速佐須良比咩神は、其の根國に御在し坐して、顯國より送り至る所の罪穢を、流サス離らひ失ひ給ふ神に坐して、右の如く、此の四柱神の御力を合せ御在し坐して政ごたせ給ふ事にて、妙なりとも妙なる神事になむ御在し坐すを、此の天津祝詞の太祝詞事を、此に列ねて、神に告げ奉り、人に聞き知らしむるなむ、解除を行ひて、被詞を宣る所以なりける、(或者、此の被戸神等の御事を、驛路の事に譬へて、近く諭し云ひけるは、此に謂ゆる、多支都速川の瀬も、荒鹽の鹽の八百會も、共に驛處なるにて、其の瀬織津比咩神も、速開都比咩神も、共に其の驛々の驛長なり、若て、其の謂ゆる氣吹戸と云へるは、驛使の發ち出づる所、根國底國は、其の驛使の、天神地祇の御命を負ひ持ちて、至り止まる所にして、彼の氣吹戸主神は、即ち驛使是なり、其の驛使たる神の、罪穢と云ふ荷物を宰領して、根國底國へ至るに、速川の瀬にては、其の驛長瀬織津比咩神に仰せて罪穢の荷物を運び輪さしめ、鹽の八百會にては、其の驛長速開都比咩神に負はせて其の罪穢の荷物を根國底國に運び輪さしめて、若て、其の驛使氣吹戸主神は、始終、右の罪穢の荷物を護送し致せて彼の土に於て、其の罪穢の荷物の主として受け取る役人に、速佐須良比咩神、其を得て取り捌くが、即ち佐須良比失ふなりと云へるは、鈴屋大人の後釋に説かれたる義を、近く譬へ諭せるにて、その理甚能く聞えたり、)但し、右の天津祝詞の太祝詞はしも、其の大被詞の中に收りて連ね云へるが故に、右の如く取り放ちては文を成さざるが如く思ふ輩も有りなめども、上に引ける、鎮火、道饗、又太神宮月次、神嘗等祭詞は更なり、大殿祭詞なる、天津奇護言など

も、此如くにて、其の天津祝詞と云ふ限を、別に取り放ちては、同じく事の足らざるが如きは、其の神語の天津祝詞をしも、文中に列ね載するには、上下に係合せ、相協ふが如く文を成せるが故なり、今此の抄り出でたるに、其の趣に隨ひて、少か前後に言を加へて試みるに、言も得難に、奇しく妙なる所有りて、不足ぬ事無きを思ふにも、此の素戔鳴尊に、千座置戸を科せられし時に、天兒屋命、其の解除之太諄辭を掌りて宣と傳へたるなむ、即ち其の詞には有るべきを、皇御孫尊の御天降の後に、高千穗宮に於て、此の大祝詞の定まる時に、右の天津祝詞の太祝詞をしも、此の詞の中に收めて、御世に傳へ來れるにて、此の外に、別に天津祝詞の太祝詞と云ふ物なむ、殊更には非ざりけらし、後釋に、「此に云へる太祝詞事は、即ち大祝に、中臣の宣る此の詞を指せるなり」と云はれたるは、未だ其の天津祝詞の所在を見認められざる説にて、予が見とは同じからざれども、此の詞を云ふ事實に然り、(師は、上に引ける荷田在滿と同説にて、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮とは、別に、然る詞の有るを宣り申せ、と云ふ事なる由に説かれて、已に、天津祝詞考と云ふを著はして、其の詞とも云ふべき物を見出でられて、其の説有りと雖も、予未だ其理を究め得ざれば、其の是非は云ひ難し、又小寺清之と云ふ人の老牛餘喘と云ふ物に、彼の卜に用ふる、吐普加身依女多米の言をしも、天津祝詞なりと云へるは、龜兆傳にも、龜津比女命と云ふが有るを、天津祝詞太祝詞命と稱へたる由に見えれば、其に就きて、世に三種祝と云へるは、解除に用ふと、太占に用ふと、祈事に用ふと、三種に用ふるからの名なる可しと思ひて、其の事を、姑く信なひ居て、已に大祝詞講義に、予も尤々しく説きたるこそ、今思へば神にも人にも耻かしき事なりけれ、其の詞の事は、天孫降臨章第二一書に、太占之卜事の下に説く可し、偕又

思ふに、右の三種祝と云ふ者はしも、此なる解除之太諄辭には非ざれども、太占に在れ、天津祝詞と云ふからは、決めて止事無き物と所聞えたり、松平出雲守菅原□□朝臣の許に、或人の贈れりし、兵家に神を祭るの器なりと云ふ其の摸しを見たるに、臺は八角にて、其の角なる所は、男女交合の象にして、手足の出でたる所なり、陰處に當る所は、其の物を挿す穴なり、其の上に挿す物は銅の輪なり、其の中に、二寸許の圓鏡二面を、造り附けにして掛けたるに、其の裡面の、片方には吐普加身、片方には依女多米の字有りて、其の外郭なる銅輪に、大同□年の銘文有り、此を以て見る時は、古にも神に其の詞の有りし事灼然し、又其の語意は、吐普加身は遠神なり、依女多米は善看賜なれば、寔に神に申して物を祈るは、唱へて然る可き事なり、何に在れ、龜卜一方にのみ用ふ可き物には非ず、甚止事無き物になむ聞ゆめる、偕、太諄辭、此云布斗能理斗と有る言義は、太は、大祝詞後釋に、「美たきを美で稱ふ言なり、太占、太玉串、太玉命など、みな其の意なり、多布斗と云ふ言も、尊貴などの字を當てたるは、例の傍の意にて、本太に多を添へたるにて同意なり、故に萬葉歌に、美たき事を貴しと詠める多し、さて、神は言の麗美しきを愛で給ふ事なる故に、凡て、祝詞は、詞を麗美しく綴る物なれば、太祝詞事と云ふなり」と云はれき、太の意、右の如くなる、神語の貴き由を以て、太諄辭とは云へるにて、貴諄辭の義なり、又、記傳八(四十五丁)に、「祝詞は、宣説言なる可し、能流は、必ずしも貴人の命ならでも、人に物を云ひ聞かするを云ふ、彼の大祝歌に、中臣の宣と云ふは、親王以下の人に告ぐるを云ふなり」と有るが如く、上下共に通はし云ふ言なり、其は、古事記若櫻宮段に、故到幸大坂山口之時、遇一女人、其女人白之、(中略)爾天皇歌曰、游富佐迦邇、阿布夜袁登賣袁、美知斗閻婆、多陀邇

波能良受、當藝麻知袁能流當麻道と有る、此は、天皇に申す事を、能流と歌はせ給へるなり、又、萬葉一（七丁）天皇御製歌に、此岳爾、榮採須兒、家告閑、名告沙根と有る、此も下より上に令申給ふ事を、告へ告さねとも詠ませ給へるにて、此等の例、猶數知らず多きことなり、又、記傳の説は、書紀に、太諄辭と書ける、諄字、説文に、告曉之熟也と云へる意なり、久度久と云ふ言も、此の諄説言の意に近し、俊賴朝臣歌に、「初め無き罪の積りの悲しさを叩頭の聲々諄説きつる哉」と有り云はれたるが如し、傳十九神祝祝之下に註せるが如く、神祝きに祝くと云ふも、諄り返しつゝ其の事を、重ね行ふを云へり、此を以て、其の丁寧反復して、太諄辭を宣り給ひし御事を知るべし、（又、其所に云へるが如く、萬葉十三卷六丁に、久禮久禮登と云ふ語有る、其は、毛詩に、諄々を然訓めるに同じく、俗にも吳々と云へる是なり、右の諄々を、註に詳熟也、朱子云、諄語之貌と見え、廣韻にも、諄告之丁寧者也と有るを以て、此に用ひられたる意をも思ふ可し、然れば、後釋に、「近世に、神道者と云ふ者の所作を見るに、法師の佛を齋く事を、羨やみ習ひて行ふ事のみ多し、其中に、此の大被祝詞を讀む事も、彼の佛の經陀羅尼など云ふ物を讀むに習ひて、或は神の御前に向ひて讀み、或は數百遍も讀み、或は五千度一萬度の被など云ふ事有りて、此を讀むを祓修行と云ひ、云々と、近世の流弊を正されたる、實に然る言なるが、其の五千度一萬度など云ふこそ、餘りなる事なりけれ、已に、傳十九卷に、中臣壽詞を引きて云へるが如く、天都詔戸乃太詔戸言以告禮と有るは、黃昏より、平明に至る迄に告れと仰せ諭させ給へるなれば、其の事の應ふるを限に申す事なめり、○掌は、都加佐杼流と訓む、其の都加佐は、古語拾遺に、供奉其職と所見たる職を云ひ、杼流は執にて、古事記に、取持前事爲政

とも、執食國之政以白賜とも有る是なり、下章第二一書に、即熱田祝部所掌之神是也と見え、天孫降臨章第二一書には、且、天兒屋命主神事之宗源者也、故傳以太占之卜事而奉仕焉と有るには、主字を書かれ、古事記海宮段には、吾掌水とあり、又、垂仁天皇御紀三十九年に、是後、命五十瓊敷命、傳主石上神宮之神寶と有る、其の一云に、是時、神乞之、言春日臣族名市河令治、因以命市河令治と有り、其の八十七年に、五十瓊敷命、謂妹大中姬曰、我老也、不能掌神寶、自今以後、必汝主焉、大中姬命辭曰、（中略）然、遂大中姬命、授物部十市根大連而令治、故物部連等、至于今治石上神寶、是其緣也と有りて、掌と主との字を通はし用ひられ、又、安閑天皇二年御紀には、主掌屯倉之稅と有りて、其の二字を合せ訓まれ、又其を治と換へて書されたる状を思ひ互して、考ふ可きなりかし、（是其の事を掌どると云ふは、其の物を治むる謂なる證なり、職員令に、各其の職を註されたる所に、何れも掌某々と有るは、即治某事と云ふに等しき者なり、猶、都加佐は供長なる由、傳二十一卷、吾兒宮首と有る下に云ふべし、又、執字の義は、傳十七に中臣連の中臣は、中執臣の義なるを説く、其の下に云へりき、）此に、使天兒屋命、掌其解除之太諄辭而宣之、と有るに起りて、其の解除の事は、世々其の家之仕へ奉る職掌と成れり、古語拾遺神武天皇段に、令天種子命（天兒屋命之孫）解除天罪國罪事、所謂天罪者、上既記訖、國罪者、國中人民所犯之罪、其事具在中臣禊詞と有る是なり、所以に上に註せるが如く、彼の大被詞を、此に始めて中臣禊詞と出でたるに起りて、西宮記、左經記などに然見え、朝野群載には中臣祭文、太神宮建久行事記には中臣祭文など有り、又江次第、玉藥等には、唯に中臣祓と有るは言の略りたるなるが、天下の大被詞を即ち中臣祓詞と

云ふも其の氏人の掌どる所にして、佗氏に互らざる事なるが故なり、若くて已にも引ける神祇令に、中臣宣祝詞、ト部爲解除と有りて、其より以來、中臣、ト部相並びて仕へ奉る事は、何れの御時よりの事にか、詳ならずと雖も、ト部は、清和天皇實錄に、貞觀五年九月七日丙申、壹岐島石田郡人、宮主外從五位下ト部是雄、神祇權少史正七位上ト部業孝等、賜姓伊伎宿禰、其先出自雷大臣命也と有る、其の雷大臣命は、姓氏錄に、天兒屋根命十一世孫と有れば、中臣の支派なるを以て、其の本職と有るト部の外に、解除の事をも兼ねて仕う奉らしめ給へりしなりけり、此より又轉りて、中頃と成りては、解除とだに云へば、陰陽師の爲る所作の如くに成れるは、中臣の職をト部に轉ぜるより、再び轉りて、陰陽師の物の如く成り竟てたる者なりけらし、(其は、右に引ける紫式部日記に、「陰陽師共、世に在る限り召し集めて、八百萬神も、耳振り立てぬは非じ」と云へるは、彼の中臣祭文を讀む事を云ふなり、兵範記に、仁安二年十月十五日己酉、天晴、卯刻參院、被發遣十二社奉幣云々、陰陽頭有憲朝臣、著座中座、次使殿上人十二人著座、次御被云々と見え、台記に、仁平元年八月十日春日詣、陰陽頭憲榮朝臣、著座修被云々と有るが如く、朝廷にて行はせ給ふ大被の外は、院中と雖も内々にて行はせ給ふ御被は、陰陽師以て爲させ給へり、況て、其の餘家々にて私に行ふ被は、詞は中臣被詞を用ひながら、所作は件の陰陽師のみなる可き事思ひ遣らるゝ者なり、)○宣は、神祇令中臣宣祝詞の義解に、謂宣者布也、祝者贊辭也、言以告神祝詞宣聞百官故曰宣祝詞也と有る宣にて、此にては天兒屋命は中臣に當り、告ぐる神は例の被戸神等なり、宣聞かしむる八百萬神等は其百官に當るなり、楮右に宣者布也と注されたるは、遍く行互る可く仰せ承らす事なり、大被詞に云々止宣と有る段々に

て各稱唯の事有る即ち此の宣に同じく布告る事なり、楮此天石窟隱の御時には皇祖と御在し坐す高皇產靈尊神皇產靈尊を始め奉りて、天地の底際の内在りと有ゆる八百萬千萬神等、共に神集ひに集ひ侍らはれしかば、申す迄も無く被戸神等も其中に御在し坐しければ、其神に罪穢を被除かせ給ふ可き由を告ぐると共に、其被庭に坐す八百萬千萬神等にも宣聞かせ給へるなり、上に註せる其天津祝詞の太祝詞に就て曉る可き者なりかし、(通證に、詔書別錄、唐故事中書舍人掌詔語、皆寫兩本、一爲底一爲宣、在中書可檢覆、謂之正宣、今按、宣命口宣等名目是也、晉書口宣帝旨と云へり、)○世人、此にては引合せて比登と訓むべき習有り、然るに後宇多天皇の大御諱を世仁と申し奉る故に其唱の同じきを以て忌憚り奉る事にて、釋秘訓に御讀不可讀之と云ふ類是なり、但此を與比登と訓まばこそ有らめ、與能比登と云むに何かは苦しかる可き、萬葉五(十三丁)に、世人爾、斯米斯多麻比豆、又(三十九丁)、世人之、貴慕、七(二十五丁)に、三名沫如、世人吾等者、九(二十七丁)に、虛蟬乃、代人有者、十(九丁)に、虛蟬之、世人君羊蹄、十一(二十一丁)に、世人皆乃、常不在國、十四(二十四丁)に、余能比等乃、古非爾思奈武乎、十五(十二丁)に、安刀毛奈吉、與能比登爾之豆、十七(二十二丁)に、宇都世美能、代人奈禮婆、十八(二十五丁)に、宇都世美能、余乃許等利止、又(三十四丁)、宇都世美能、代人和禮母、二十(三十七丁)に、宇都世美乃、與能比等奈禮婆など例多き語なり、(然れば世人を世之人の如く訓みたらむには指支ゆる事有るまじきなり、但漢籍大學と云ふ物に邦人と有るを久邇多美と訓むことは、其も後嵯峨天皇の大御諱を邦仁と申し奉るに憚り奉りて御譜に然訓み改めしなり、其は久邇能人と云ひては義異なるが故に然訓りしなり、) 事の因に云ふべし、右の如く世人を唯比登とのみ訓

み、邦人を久邇多美と訓換ふる如き御定は已く孝徳天皇の大御世に起り初めたる事になむ有りける、其二年御紀詔に、始王之名々臣連伴造國造、分其品部、別彼名、復以其民品部、交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名（中略）王者之兒、相續御寓、信知時帝與祖皇名、不可見忌於世、而以王名輕掛川野呼名、百姓誠可畏焉と有る、其王者之兒相續御寓とは其頃の事にしては舒明天皇は敏達天皇の皇孫に坐して御父は大兄皇子の御兒に御在し坐して御寓し、又皇極天皇孝徳天皇は敏達天皇の曾孫なり、共に其大兄皇子の御兒茅渟王の御兒に御在し坐して御寓し、御事を申すなり、帝與祖皇名とは當世の天皇の大御名と其祖皇と御在し坐す敏達天皇の大御名とを知る事にて、其中間なる大兄皇子茅渟王の御名を避くるには非ず、其天皇等の大御名を畏忌む可しとの大御詔也、又其三年御紀詔に、頃者始於神名、天皇名名、或別爲臣連之氏、或別爲造等之色、由是率土民心、固執彼此、深生我汝、各守名名、又拙弱臣連伴造國造、以彼爲姓、神名王名、逐自心之歸、妄付前々處々（前々猶謂人々也）爰以神名王名、爲人賂物之故、入佗奴婢、穢汚清名、遂即民心不整、國政難治、是故今者隨在天神屬可治平之運、使悟斯等而治國治民、是先とも有り、其神名と云ふは神代に名高き神々の御名なり、天皇名々とは御世々々の天皇等の大御名を申し奉るなり、爲臣連之氏、又爲造等之色と云ふは、彼の謂ゆる神別の氏名に祖神の御名を用ひ、又天皇の御名代の屯倉を主とる造などは、其大御名を己が氏に號けたるも有りしより、延て彼此の差を成し我汝の別を立て、各名々を守る事なるに、拙弱き輩などは其を羨みて己が素姓を棄て、神名王名を以て自由に氏とし人々の名と成し處々の地名にも稱けて人の玩物の如く成すが故に、神名王名の貴きを奴婢に

迄に稱る事と成れる流弊を改めさせ御在し坐むとの大御詔なるが、其裡心は前年正月詔に、罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣連伴造國造村首所部曲之民、處々田莊と有る事を天下盡には甘なひ奉らざりし故に、其事を固く成させ御在し坐さむとて然る事共をば詔賜はしなりけり、是上古の高氏の却りて入混ひ亂るる端を起させ給へるにて、神代より以來の一大變是なり、（御紀に八百萬神を八十萬神と作きて、古語拾遺又皇太神宮儀式帳共に其定めに從はれたり、書紀問答と云ふ物に問云、八百萬を八十萬に作る如何なる故ぞ、答云、孝徳天皇の御諱を天萬豐日尊とも八百萬豐日尊とも稱せし故に憚りたるなり云々と云へり、其八百萬豐日尊と申す御名は何れの書にも書見たる事無ければ甚疑はしと雖も、右に云へるが如く此御時より、天皇と祖皇との大御名を忌み奉る事と成れるから、然る説をも成せりしなりけり、其より以來其法被行しと所見て、然る神皇の御名に等しき姓氏など所見たる事無く、稱へ來れるをも改めさせ給へり、元明天皇御紀に和銅七年六月己巳若帶日子姓爲觸國諱、改因居地賜之國造人姓、除人字と有りて、若帶日子は成務天皇の御諱なるをも此御世に全く除き給へり、然して斯るに桓武天皇御紀に、延曆四年五月乙未朔丁酉詔曰、春秋之義、祖以子貴、此則典經之遺範、古今之不易也、（中略）又臣子之禮、必諱君諱、比者先帝御名及朕之諱、公私觸犯、猶不忍聞、宜並改避、於是改姓白髮部爲眞髮部、山部爲山と有る、此文紀略に載れるには山部爲山代と所見たり、此は大御父光仁天皇の御幼名を白壁王と申し奉れるが白髮部に近く、又天皇の大御諱を山部と申し奉るから、素よりの氏名を眞髮部又山代と令改給へる也、又帝王編年紀に、大同元年七月、改紀伊國安傳郡爲在田郡、以詞涉天皇諱也と有り、和名抄郡名に在田阿利太と有る是なり、又其

神護景雲二年御紀に伊豫國神野郡見えたり、然るを文德天皇實錄に、以郡名同天皇諱、改名新居、天皇者嵯峨天皇也と有るは、其大御諱を神野と申し奉るを以て令換給へるなり、又類史に、淳和天皇弘仁十四年改大伴宿禰爲伴宿禰、觸諱也と有りて天皇の大御諱を大伴と申し奉れるに就ては、御天降以來天叡負部の長として弓矢取る伴男廣き大伴の氏をさへに削りて伴とは成し給へるなり、又仁明天皇御紀天長十年七月癸巳、天下諸國人民姓名及郡郷山川等號、有觸諱者、皆令改易と云ふ事有り、承和二年二月庚申、是日後太上天皇幸姬橋氏所誕育皇子爲親王、左京人右馬寮權大允清友宿禰云々等、賜姓笠品宿禰、非其願也、公家避贈太政大臣橋氏之名と有るは、嵯峨天皇の皇后嘉智子の父をば清友公と申すに依りてなり、又此に就て同七年十一月辛巳勅、橋戸蝮橋々連伴橋連橋守橋等六姓與橋朝臣相涉宜賜棒戶蝮橋々連伴棒連棒守棒等、自餘以橋字爲姓之類、亦以棒換之、此大命も御在し坐しいなるが、此に依りて當昔橋を以て名に負ふ所以有る舊氏棒氏も更なり、然れども右等は甚理とも思えざる御定にこそは有りけれ、其大御諱に觸れ奉るを以て諱むとならば其一御世の限とか二御世とか度を制し置ればこそ有らめ永代に及ほし給ふなむ甚理無き事なりける、然るは上古の著姓の名などは天上より始めて其仕奉り來る職掌に依りて其名有り、其名有るに依りて又職掌の然る所以も知らる事なるを、斯る事に依りてこそ古の倂をだに見る可き便宜は絶えたりけれ、又地名の起なども然る事にて、國々の風土記などに記せる如く、國郡郷の名共に上代より止事無き故由有りて稱け來れる者なれば、如何に大御名に觸ればとて故無く改易られむ事は甚其謂れ有るまじき御定にて、上に注せる如く御紀の世人を比登、漢籍の邦人を久邇多美と訓むべきなどは、文事の上にての定めなれば、然ても有りぬ

可しと雖も、氏姓又地名などの事は、其とは一に成すべからざるなり、又右の世人邦人の類も、其御世を過去りて後は世人を與比登、邦人を久邇比登と訓みたらむに何かは憚り奉る可き、言語は天地の間の用を成す者なり、豈其忌諱を云ひて其字に打合はざる訓をば施さる可き、此は凡てに互る言なり等閑に思ふ可からず、（此は釋紀の祕訓にも少か當りて云ふなり、彼の書には右の御名に觸れて忌避の類には非ずと雖も、其事がらの忌はしきか又は憚り奉る可き事などの句共を抄出して、御讀不可讀之と注せり、其は天皇の大御前にて讀み奉る事なれば、大御意を損なひ奉るまじき心用ひには有らめども、實に天皇に御紀を讀聞かせ奉るとならば甚味氣無き御事なるに非ずや、書を讀むは其事を知るに在り、其事に云嫌ひ有りては終に一書の意を貫く事能はざれば、中々に君をして愚に成し奉ると云ふ者にて、臣子たる者の道には非ざるなり、但其は天皇の可畏き御前にての事なれば然ても免ざる可きを、吾輩下様の者も其古轍を守り居て其上に註ふ事無きは笑ふに堪ざる事共なり、○慎收已爪とは右の爪棄物の反を云ふなり、口訣に被捨以爲棄と有るは異にて、慎收とは漫りに棄てざるを云ふなり、谷重遠が後世人除手足甲不安棄者、忌其似解除物也と云へるが如く、此を慎しむ收むるは素戔鳴尊の手足爪の諸神に徴られ給ひて善解除惡解除の棄物と成し給へるに似たるを以て實に忌むなりけり、慎收とは一枚も漏らす事無く一に集めて土中に埋むるなる可し、甚近き世の物ながら甲陽軍鑑結要本に信玄の小性などの奉公の能き箇條を云へるに、「一、御爪を切被成ば四人番に替り阿比川へ持ちて行流す、一、御髮の毛も火を打焼て棄つる」と有り、古義の傳はる事思ふ可し、又日下部景衡と云ふ人の老談一言記と云ふに、「信長公御爪を取らせられ森蘭丸に其捨てよと仰有りけるに、蘭丸立かねたる故に何と

て捨てぬと有りければ、御爪一不足の由申すに御袖を振はせられければ出にけり、若年の心付には愛らしく思召けるとぞ」と云へり、此に捨てよと有るは何れにか持去れと云ふ事なるが、蘭丸が收めむと爲るに數足らざりければ、妄に棄れらむには忌はしかる可しとて餘さず取集めたるを尤と思召けるにて、其頃迄も然る事の世には行はれて有りしなりけり、(此信長の大臣などは武勇く雄偉しき人なりければ、然る古き諺などに抱はる可き氣質ならざるが故に、爪を捨てよと云はれたるなり、然るに蘭丸が憤しき收めむとて其を悉取集めたるに心付きて譽られたりして、今世に洋夷を學びて故俗に變れる武士などの心とは反對なる者なり、其心用ひ如此きに依りてこそ天下の亂をも鎮め奉り給ひけらし)○此其縁也は傳八に云へり、○既而諸神噴素戔鳴尊曰とは、解除の事終りて後に其神の有るべき様を處分し申す所なり、其例は履中天皇五年御紀に、或者曰、車持君行於筑紫國而悉按車持部、兼取充神者、必是罪矣、天皇則喚車持君、以推問之、事既實焉(中略)則負惡解除善解除而出於長渚崎令被禊、既而詔之曰、自今以後不得掌筑紫之車持部、乃悉收以更分之、奉於三神と有る、既而以下も此の既而云々と同じく、又傳十七に引けりし延曆太政官符に、定准犯科被事、一大被料物云々、右云々者宜科大被、所輪雜物具如前件、官人有犯兼解見任と有りて上中下被共に此に同じく、解除終て後に其人を治めさせ給ふ大御政御在し坐す是なり、(同じ例なる事ながら、雄略天皇十三年御紀に、齒田根命罪御在し坐しければ、以馬八匹大刀八口被除罪過と有て、次に既而歌曰云々、目大連聞而奏之、天皇使齒田根命、資財露置於餅香市邊橋本之上、遂以餅香長野邑賜物部目大連と有るは已に被除に依りて其罪過を贖申せりしを、後に其を憚らせ給はざる由を歌ひ申されしかば、顯

に大御政を誇り奉る筋に依りて再復罪なはせ給へるにて、先なるは被、後なるは刑にて別なり、)○噴は傳十三に云へる瑞珠盟約章の噴讓此云舉慮毗とは字も同じく書く事なれども其とは少か異なり、勢牟は逼にて其罪有る人をして逃るゝ所無からしむるを云ふ、其例は古事記國平段に、故追往而迫到科野國之洲羽海、將殺時、建御名方神白、恐莫殺我、除此地者不行怛處と見え、又其海神宮段に故自爾以後、稍愈貧、更起荒心、迫來將攻之時、云而令溺、其愁請者云々而救、如此令怛苦之時云々など有る是にて心得べし、此にも其章に兄忿之曰、非我故鈎、雖多不取、益復急責、其第四一書に於是海神制曰、爾口女從今以後不得吞餅云々、若兄起忿怒有賊害之心者(中略)如此逼惱者云々、兄既窮途無所逃去(下略)第六一書に兄怒不受、急責故鈎など有り、神武天皇御紀に大怒誥噴之曰、虜爾所造屋爾自居之、因案劔縛弓、逼令催入、神功皇后四十六年御紀に、皇太后譽田別尊責新羅使者、雄略天皇十三年御紀に狹穗彥命、玄孫齒田根命、竊殺采女山邊小島子云々、收付於物部目大連而使責讓、顯宗天皇御紀に兄弟相讓、久而不起、小楯噴之曰、何爲太遲、速起儻之など猶多在り、萬葉五(九丁)に、等利都々伎、意比久留能波、毛々久佐爾、勢牟余利伎多流、六(三十八丁)に、大夫之、高圓山爾、迫有者、里爾下來流、牟射佐妣會此、十一(三十二丁)に、荒熊之、住云山之、師齒迫山、責而雖問、(人名者不告、又(三十九丁)、足檜之、山澤回具乎、採將去、日谷毛相將、母者責十方と詠るなどの意を相互して考ふ可き事也、(又勢牟具と云ふ語有も右に同じ、古今集雜上に「老いぬとて何どか我身を鬪ぎけむ老いずは今日に逢はまし者か」と詠る是なり名義抄に鬪字を勢牟具と訓めり、此も本は右の勢牟より活ける言なるなり、)○所行を志和邪と訓む、即ち此正書な

る爲行に同じ、傳十七に註せり、○無賴を多能母志宜那志と訓みて正書に是後素戔嗚尊之爲行也、甚無狀と見え、次に業神曰、汝是躬行濁惡、而云々とも有る無狀又は濁惡の義にて其行狀を恃みと爲すべき所無しと也、孝德天皇二年御紀に大夫所使治民也、能盡其治則民賴之と有る其意の表裡なる事なり、賴は祈の言にて、多は尊は多太なるが如く言の上に添て其意を深むるなり、退くを多退く遠みなど云ふ多なり、大抵は字音と其言と等しかる可し、續紀第五十一詔に意太比之美多能母志美思保之川々大坐開爾、萬葉二(二十七丁)に、天下、四方之人乃、大船之、思憑而、又(三十八丁)、憑有之、兒等爾者雖有、三(五十四丁)に、憑有之、人乃盡、又(五十七丁)、如千歲、憑有來、又(五十九丁)、憑有之、皇子乃御門乃、又萬代爾、憑之心、四(二十四丁)に、自妻跡、憑有今夜、六(四十三丁)に、恃有之、名良乃京矣、十一(六丁)に、年切、及世定、恃、又(十三丁)、吾名謂嬾恃、又(二十六丁)、荒木爾毛、憑也君之、又(四十四丁)吾妹子之、袖乎憑而、十二(二十一丁)に心有者、吾乎莫憑、十三(十丁)に大舟能、思憑、君故爾、又(二十八丁)、雖畏、思憑而、十四(五丁)に、伊麻思乎多能美、又(十五丁)、安禮乎多能米氏、古今集にも「偽と思ふ物から今更に誰が誠をか吾は憑まむ」など有る、憑又恃字を多能牟と云ふは一途に向の人の成す所作に賴べき所有るを云ひて、此は其反なるを思ふ可し、(纂疏にも賴恃也と註させ給へり、通證に賴田實也、孟子所謂、富歲子弟多賴是也、今人稱八月朔爲田實節、又寄思賴之義也と云へれども、田實を以て言を成せるには有るべからず、又師の古史徵にも「漢文の無賴を強て訓めると聞えて古言とも思えず」と云はれたり、成る程漢籍に無賴とも無聊とも無俚とも作るを、皇國の古き訓に然訓を付けたるは、今も却りて俗には云ふ言なれば、

強て儲けたる者とも見えす、猶古言なる可し、無賴は史記高帝紀、始大人常以臣無賴と云ひ、又其註に賴利也、賴利入於家也、或云江湖之間謂小兒多詐狡猾爲無賴と云ひ、無俚も史記に出でたり、無聊は國語註に、聊賴也と見えたり)○天上は四神出生章第十一、一書にも然有るを、天原と訓むべき故有りて傳十二に云へりき、○不可住は古事記に爾伊邪那岐大御神、大忿怒詔、然者汝不可住此國、乃神夜良比爾夜良比賜也とも、爾大御神詔、汝者不可住此國、而神夜良比夜良比賜也も有る、不可住又不可在を那須美會と其傳に訓まれたれども、猶此は本の任住牟倍加良受と訓みて有りぬ可し、借此に住と次に居と相對へられたるは文章なり、強て抱る可きならざれども例を擧ぐべし、天孫降臨章に有る天石窟所住神稜威雄走神之子云々、又故皇孫就而留住云々、其第二、一書に皇孫因立宮殿、是遊息焉、其第六、一書に是長狹所住之國也、海宮遊行章に因娶海神女豐玉姬、仍留住住海宮、已經三年、其第三、一書に因以女豐玉姬妻之、故留住住海宮、已經三載、其第七、一書に彥火々出見尊、具申事之本末、因留息焉、など有り、萬葉二(三十丁)に、島御橋爾、誰加住舞無、三(二十五丁)に、住家類人會、常無里家留、又(五十四丁)、住乍、座之物乎、四(十五丁)に、君家爾、吾住坂乃、家道乎毛、又(二十九丁)、天地與、久住波牟等、念而有師、家之庭羽裳、又(三十九丁)、吾妹兒者、常世國爾住家良思、五(二十六丁)に、阿麻社迦留、比奈爾伊都等世、周麻比都々、九(十九丁)に、常世邊、可住物乎、十六(二十三丁)に、世間之、繫借盧爾、住々而、十九(三十八丁)に、之奈謝可流、越爾五箇年、住々而とも有り、斯る言に住と云ひ、在と云ひ、居と云へる、其差異無くては得有るべからず、住は屯と云ふが如くして其指す處狭く、在は現の義にして隠るゝ所無きを云ひて廣く、居は節に同じくして其處